

# 我が国の 文化と文化行政

昭和63年6月

文化庁

## はじめに

経済生活の向上と余暇時間の増大を背景として、精神生活の充実を求める人々の心の動きは文化への志向となって、今や一つの時代の流れとなりつつある。文化会館、美術館などの文化施設の増加、多彩な文化的催しの開催、町づくりの中での文化財、伝統文化の再発見、再評価、カルチャーセンターの盛況に象徴される文化活動への意欲の増大、さらには、我が国文化に対する国際的関心の高まり等々は、明らかに一つの大きな流れを感じさせる。

このような文化を求める時代の流れの中で、文化庁は今年発足20周年を迎える、一つの節目を越えることになる。思いを新たにして次の一步を踏み出すに当たって、文化界はもちろん文化の発展を求める広範な皆様方の心を体しながら、これから進むべき方向を見定めていきたい。そのため、我が国の文化と文化行政のこれまでの歩みを振り返り、現状を的確に把握し、将来を展望するための共通の基盤となる資料を整えたい。本書は、そのような思いを込めて、昨年来文化庁挙げて取り組んだ成果である。基本となる資料の不足と時間の制約などもあって、不十分な点も少なくないが、広く利用に供され、所期の目的が少しでも果たされることを願う次第である。

昭和63年6月

文化庁長官 大崎仁

## 目 次

## はじめに

第 1 章 文化と文化行政.....	17
--------------------	----

第 1 節 文化をめぐる諸状況と文化行政 .....	17
----------------------------	----

1 国民生活と文化.....	17
2 文化をめぐる諸状況 .....	18
(1) 社会の変化と文化への志向の高まり .....	18
(2) 文化活動の多彩な展開.....	19
(3) 新しい文化の発展と伝統への回帰.....	20
(4) 地域社会と地域文化の新展開.....	21
(5) 文化における国際交流の進展.....	22
3 文化活動の主体.....	23
4 文化振興の必要性.....	24
5 文化行政の役割と方向.....	25

第 2 節 文化行政組織 .....	28
--------------------	----

1 文 化 庁 .....	28
(1) 国の文化行政組織の変遷 .....	28
(2) 文化庁の設置 .....	33
2 地方の文化行政組織 .....	35

## 目 次

(1) 文化行政組織	36
(2) 連携協力体制	37
<b>第3節 文化行政と予算等</b>	<b>40</b>
1 文化庁予算	40
(1) 芸術文化の振興	42
(2) 伝統文化の継承と保存	43
(3) 文化施設の整備	44
2 地方公共団体の文化予算	46
(1) 文化予算の現状と推移	46
(2) 地方交付税	48
3 税制上の文化関係の優遇措置	49
(1) 芸術文化の振興及び文化財の保護に共通する 優遇措置	49
(2) 文化財の保護に関する優遇措置	50
<b>第4節 文化的国際交流</b>	<b>52</b>
1 文化交流の意義	52
(1) 文化交流の流れ	52
(2) 文化交流の在り方	52
(3) 文化交流の現状	55
(4) 交流の不均衡	57
2 国際交流の推進体制等	57
(1) 国	58
(2) 地 方	58
(3) 民間団体	59
3 国の交流事業	59

## 目 次

(1) 文化 庁	59
(2) 文 部 省	63
(3) 外 務 省	64
(4) 国際交流基金	64
<b>4 地方の交流事業</b>	<b>64</b>
(1) 人物交流	66
(2) 公演・展示活動に関する交流	66
(3) 姉妹都市提携	66
(4) 民間団体等の協力	67
<b>第5節 諸外国における文化行政</b>	<b>68</b>
1 イギリスの文化行政	68
(1) 概 説	68
(2) 芸術文化の振興	71
(3) 文化財の保護	72
2 アメリカ合衆国の文化行政	74
(1) 概 説	74
(2) 芸術文化の振興	76
(3) 文化財の保護	78
3 フランスの文化行政	81
(1) 概 説	81
(2) 芸術文化の振興	83
(3) 文化財の保護	84
4 西ドイツの文化行政	86
(1) 概 説	86
(2) 芸術文化の振興	87
(3) 文化財の保護	87

## 目 次

5 イタリアの文化行政	89
(1) 概 説	89
(2) 舞台芸術の振興	91
(3) 文化財の保護	92

## 第2章 芸術の振興 ..... 95

## 第1節 我が国の芸術の状況 ..... 95

1 芸術活動の状況	95
(1) 公演・展示等	95
(2) 芸術文化施設	97
(3) 芸術家・芸術団体	98
(4) メディアの発達と芸術	100
(5) 芸術活動の経済的基盤	101
2 芸術各分野の現状	105
(1) 音 楽	105
(2) 舞 踊	110
(3) 演劇・演芸	113
(4) 美 術	118
(5) 文 芸	121
(6) 映 画	123

## 第2節 芸術の振興 ..... 128

1 芸術振興施策の沿革	128
(1) 明治前期	128
(2) 明治末期以降	130

## 目 次

(3) 戰 後	132
2 施策の現状	133
(1) 芸術創作活動の振興	133
(2) 芸 術 祭	135
(3) 芸術家の研修と顕彰	135
(4) 芸術鑑賞機会の充実	138
(5) 国立美術館等	139
3 芸術振興の方向	143
(1) 芸術創作活動への支援	144
(2) 國際的芸術活動の推進	144
(3) 優れたメディア芸術の奨励	145

## 第3章 国民の文化活動の振興 ..... 147

## 第1節 国民の文化活動の現状 ..... 147

1 文化活動の背景	147
2 国民の文化活動の状況	148
(1) 鑑賞活動	149
(2) 自ら行う文化活動	150
(3) 文化に関する学習活動	154
3 地域の文化活動の現状	155
(1) 地域の芸術文化団体の結成	156
(2) 地域の特色ある文化活動	156

## 第2節 国民の文化活動の振興 ..... 158

1 施策の沿革	158
---------	-----

## 目 次

2 施策の現状	159
(1) 国の施策	159
(2) 地方公共団体の施策	165
第3節 国民の文化活動振興の方向	172
(1) 地域文化活動の拠点施設の充実・強化	172
(2) 文化団体との協力・連携	172
(3) 地域における芸術鑑賞機会の充実	173
(4) 情報提供機能の強化	173
第4章 国語施策の推進	175
第1節 我が国の国語の状況	175
1 国語の状況	175
2 国語施策の沿革	177
(1) 小学校における国語表記の統一等の動きと 国語調査機関の設置(明治33年～大正10年)	177
(2) 国語表記の簡易化等の動き(大正10年～昭和9年)	178
(3) 国語審議会の設置(昭和9年以降)	179
(4) 国立国語研究所の設置	180
第2節 国語施策の改善	181
1 国語施策と国語審議会	181
2 戦後の国語改革	182
(1) 漢字に関する施策	184
(2) 仮名遣い等に関する施策	185

## 目 次

(3) ローマ字に関する施策	186
3 戦後国語施策の見直し	187
(1) 漢字表の改定—当用漢字関係諸表から 「常用漢字表」へ	189
(2) 送り仮名の付け方の改定—「送りがなの つけ方」から「送り仮名の付け方」へ	190
(3) 仮名遣いの改定—「現代かなづかい」から 「現代仮名遣い」へ	191
(4) 改定された漢字表等の性格及びそれらの実施	193
4 外来語の表記の審議	194
第3節 国語施策の普及と充実	196
1 国語施策の普及	196
2 国語施策の課題	196
3 課題への対応と国語施策の充実	198
(1) 美しく豊かな言葉の普及	198
(2) 国語問題研究協議会の開催	200
(3) 国語施策に関する資料の収集と整備	201
第4節 日本語教育の推進	202
1 日本語学習者の増加	202
2 日本語教育の推進	204

第 5 章 著作権制度の整備	207
第 1 節 著作権制度の概要とその現状	207
1 我が国著作権制度の概要	207
(1) 沿革	208
(2) 概要	209
2 著作権の国際的保護	213
(1) ベルヌ条約	214
(2) 万国著作権条約	214
(3) レコード保護条約	215
(4) 我が国が未加入の著作権関係条約	216
3 著作権制度の運用	217
(1) 著作権思想・制度の普及・周知	217
(2) 著作権等の適正な集中的管理の推進	218
(3) 登録、裁定等	221
(4) 著作権制度と著作権審議会	223
第 2 節 著作権制度の整備	225
1 複製技術の発達に伴う諸問題	227
(1) 貸レコード問題	227
(2) 複写機器の発達に伴う著作権者・出版者の保護問題	230
(3) 私的録音・録画問題	233
(4) ビデオ海賊版問題	235
2 情報処理技術等の発達に伴う諸問題	236

(1) コンピュータ・プログラムの保護	236
(2) データベースの保護	239
(3) ニューメディアへの対応	240
(4) コンピュータ創作物	241
3 国際化の進展に伴う問題	242
(1) 隣接権条約への加入の問題	243
(2) 外国レコードの貸与に関する権利の取扱い	243
(3) 著作隣接権の保護期間の延長	244
第 6 章 宗教と宗務行政	245
第 1 節 我が国の宗教の現状	245
1 我が国の宗教	245
(1) 我が国の宗教の特色	245
(2) 我が国の宗教の系統	246
(3) 我が国の宗教団体・法人数、信者数	250
2 国民の宗教意識・宗教行動	255
3 宗教団体の公益活動	259
第 2 節 宗務行政	262
1 我が国の宗教政策の変遷	262
(1) 祭政一致と神道国教政策(明治元年～明治4年)	262
(2) 大教宣布の運動と信教自由の運動(明治4年～明治8年)	262
(3) 教導職の廃止(明治17年8月)	262
(4) 宗教団体法の公布(昭和14年)	263
(5) 戦後の宗教政策と宗教法人法の成立(昭和20年以降)	264

## 目 次

2 宗務行政の運営.....	265
(1) 宗務行政の在り方.....	265
(2) 宗教法人法と宗務行政.....	266
(3) 宗教法人の管理運営と宗務行政.....	269

## 第7章 文化財の保護と活用..... 273

## 第1節 文化財保護の体制..... 273

1 文化財保護制度の発展.....	273
(1) 文化財保護制度の誕生(明治初年～大正末年).....	273
(2) 国宝の保護の充実と海外流出の防止(昭和初年～終戦).....	276
(3) 文化財保護法の制定と整備(昭和20年代以降).....	279
2 文化財保護制度の現状.....	284
(1) 現行文化財保護制度への整備.....	284
(2) 現行文化財保護制度の概要.....	287
(3) 地方の文化財保護体制の現状.....	292
3 社会の進展の中における文化財保護の方向.....	300
(1) 開発の中における位置付けの確立.....	300
(2) 国民生活に生かす整備・活用の推進.....	301
(3) 包括的な保護の重視.....	302
(4) 文化財保存のための技術等の確保.....	303
(5) 文化財に関する国際交流・協力の推進.....	304

## 第2節 美術工芸品..... 305

1 調査.....	305
-----------	-----

## 目 次

2 指定.....	306
3 保存.....	317
(1) 管理.....	317
(2) 修理.....	318
(3) 防災.....	321
(4) 国宝・重要文化財等の買上げ.....	322
(5) 文化財の海外流出防止.....	322

## 4 公開・活用..... 323

(1) 指定文化財の公開.....	323
(2) 模写・模造.....	326

## 5 銃砲刀剣類の登録..... 327

## 第3節 建造物..... 329

1 調査.....	329
2 指定.....	330
3 管理.....	334
4 修理等.....	336
(1) 修理.....	336
(2) 現状変更等.....	340
5 防災等.....	341
6 公開・活用.....	343
7 資料の整備.....	344

## 第4節 伝統的建造物群..... 346

1 保存地区の決定.....	348
2 選定と保存事業.....	350
3 公開・活用等.....	352

## 目 次

4 地域の活性化と都道府県の役割	354
第5節 記念物	356
1 調査	356
2 指定	358
(1) 史跡	359
(2) 名勝	364
(3) 天然記念物	367
3 修理、整備、公開	369
(1) 史跡	369
(2) 平城宮跡及び飛鳥・藤原地域の保存・整備	372
(3) 名勝	374
(4) 天然記念物	374
4 保存管理計画	375
5 管理	376
(1) 史跡等の管理	376
(2) 食害問題等	377
(3) 天然記念物と自然環境	378
6 現状変更等の制限	379
7 指定地等の公有化	381
第6節 埋蔵文化財	382
1 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知	383
2 開発事業等との関係	385
(1) 発掘届出等の状況	385
(2) 開発事業等に対する対応	387
3 発掘調査等の体制の充実と施設の整備	389

## 目 次

4 出土品の整理等	391
5 発掘調査の成果	391
第7節 無形文化財	393
1 調査	393
2 指定・選択	394
(1) 芸能	396
(2) 工芸技術	397
3 伝承者の養成	399
(1) 芸能	400
(2) 工芸技術	402
4 公開	403
(1) 芸能	403
(2) 工芸技術	405
5 記録の作成	405
(1) 芸能	406
(2) 工芸技術	407
6 国立劇場	407
(1) 沿革	407
(2) 使命と現状	409
第8節 民俗文化財	413
1 調査	413
2 指定・選択	414
(1) 有形の民俗文化財の指定	415
(2) 無形の民俗文化財の指定・選択	416
3 有形の民俗文化財の保存及び活用	419

(1) 保存施設、修理、防災	419
(2) 公開・活用	419
4 無形の民俗文化財の保存及び活用	420
(1) 地域伝承活動	420
(2) 記録作成	421
第9節 文化財保存技術等	423
1 文化財保護技術の確保・充実	423
(1) 伝統的文化財保存技術	423
(2) 近代的保存科学の研究開発	428
2 修理等の資材の確保	430
第10節 文化財保護の研究体制	432
1 国立文化財研究所	432
(1) 東京国立文化財研究所	433
(2) 奈良国立文化財研究所	434
2 公立の文化財研究機関等	435
第11節 博物館、歴史民俗資料館等	437
1 国立博物館	437
(1) 展示・公開事業等	438
(2) 情報資料の公開	442
2 地方の博物館	442
3 歴史民俗資料館	444
資料	447

## 第1章 文化と文化行政

### 第1節 文化をめぐる諸状況と文化行政

#### 1 国民生活と文化

古来、我が国民は、豊かな風土の中で、自然と調和しつつ、生きがいのある生活を求めて、様々な文化的営みを行い、情緒豊かで情感に満ちた独自の文化を形成してきた。

我が国現代の文化は、大陸・半島の影響を受けつつ、長い歴史の中で培われ、国民生活に脈々として息づいている伝統文化を経（たていと）とし、明治以降に攝取した欧米の文化を緯（よこいと）として織り成されている。両文化は、相互に影響を与え合い、併存し、あるいは融合を繰り返しながら現在に至っており、これらが重疊的に、また、渾然一体となって今日の文化を形づくっている。

およそ文化は、人が人として生きることのあかしであり、人間の本來的、根源的な欲求である。文化を享受し、自らがその創造に参加し、文化的環境の中で生きる喜びを見いだすことは、古今を通じての人間の変わらざる願いと言えよう。その意味で、文化は、国民生活を支える基盤をなし、それ自体固有の価値を有する国民の共有財産となって、国民性を特色づけ、国民のアイデンティティーを形成する源ともなる。

今日、我が国民の間では、社会の変化と時代の進展に伴い、これまでに形

成された伝統を踏まえながら、一層多様で個性的な文化を、より高い水準で、より広範に、またより身近に求めようとする気運がかつてないほどに高まっている。

## 2 文化をめぐる諸状況

国民の間において文化への志向がこのように高まってきた原因是、近年の文化をめぐる諸状況の中に求めることができる。以下、これについて一般的な概観をしてみよう。

### (1) 社会の変化と文化への志向の高まり

昭和40年代後半まで続いた経済の高度成長によって、国民の生活水準は著しく向上し、現在の我が国は、物質面においてこれまでにないほどの繁栄を誇るに至っている。

しかしながら、経済成長がもたらした高度産業社会の中で、急速な都市化的進展、大量生産・大量消費の経済構造、情報化の進行などに伴い、大衆社会化が広く進行し、社会全般が同質化、没個性化の方向をたどるに至った。また、地域社会の変化に基づく地域連帯感の衰退、開発に伴う自然環境の劣化、貴重な伝統文化や文化財の衰微、社会や職場等における組織の巨大化・管理化などの中で、人間疎外の状況や主体性の喪失が次第に深刻さを増していった。

一方、余暇時間の増大ないし高学歴化の進行による文化面への関心の拡大、人口構成の高齢化が進む中での高齢者層の生きがいの追求など国民の文化的なものへの欲求が高まりつつある。また、経済面では、石油ショックを経て安定成長期を迎えたこともあって、それまでの状況に対して漸次反省が加えられ、失われかけた人間性の回復と心の豊かさが強く求められるようになってきている。

現在、経済・社会は、ソフト化、サービス化の方向に向かいつつあり、また、先端技術に支えられて、社会全体の情報化がますます進行しているが、このような中にあって、国民の間では、高い生活水準を基盤としつつ、画一化した物質的な充足のみに飽き足らず、一層個性化と多様化を求める方向で、積極的に自らを主張し、自己実現を図ろうとする意欲が盛んになっている。

失われかけた人間性を回復し、心の豊かさを求め、さらに積極的に自己実現を図ろうとする意欲は、文化への強い志向となって現れ、「文化の時代」と言われる今日の状況を生み出すに至っている。

### (2) 文化活動の多彩な展開

このような文化への志向の高まりは、国民の間における多彩な文化活動の展開となって現れている。

従来、我が国民は、書画をはじめ和歌、俳諧等の文芸、謡曲、舞踊、芝居等の歌舞音曲から茶道、華道などに及ぶ芸術ないし生活芸術を愛好し、素養として身につけ、あるいは趣味としてたしなんできた。また、盆栽、園芸などの生活文化や囲碁、将棋などの国民娯楽にも長い間にわたって親しんできた伝統があるが、文化への志向の高まりとともに、これらの伝統的な分野は、概して着実な歩みを見せつつある。

さらに近年は、音楽はもとより、洋舞、演劇等の現代舞台芸術についても、また、絵画、彫刻、工芸等の美術分野に関しても、これらを鑑賞するだけにとどまらず、積極的にその創造に参加し、自らが演じ、制作し、楽しもうとする動きが、極めて顕著に見られるに至っている。加えて、最近における国民の文化活動は、映像、服飾、写真、デザイン、食文化、漫画等幅広い範囲に及んでおり、その内容も、多彩にして豊かなものとなってきている。

とりわけ、文化の精華ともいるべき芸術活動については、その頂点に立つ専門的な芸術家により、各分野にわたって、より高い水準を求めて、広範かつ積極的に展開されており、伝統芸術以外の分野においても、世界的な水準

のものも少なからず見いだされる状況となっている。

### (3) 新しい文化の発展と伝統への回帰

このように、多彩な文化活動が展開される中にあって、近年特に注目されることは、科学技術の目覚ましい発展が、多様な文化の享受と新たな創造活動により豊かな可能性の道を開きつつあり、また一方で、古き良き日本的なものを求めようとする、いわば伝統への回帰ともいべき動きが国民の間に広範に見られるようになっていることである。

科学技術の発達により、伝達手段が多様化し、高度化したことは、文化の享受をより幅広く、また、高いレベルにおいて可能にし、文化の進展にとって重要な要素になろうとしている。視聴覚機器の目覚ましい普及と印刷技術の高度な発達は、国民の文化に接する機会を格段に増大させるとともに、より質の高い、優れた文化を享受できるような状況をもたらし、さらに、最近のニューメディアの開発は、これを一層促進しつつある。

さらに、科学技術と芸術の結合が、新たな創造活動への意欲を喚起する重要な契機になろうとしている。すなわち、各種電子機器、コンピュータ、レーザー光線などが活用され、駆使されることによって芸術の新分野が開拓されつつあり、既存のジャンルにあっても、より効果的な演出や表現が可能となってきている。

一方、科学技術の発達は、高度産業社会、都市化の進展とあいまって、国民生活から情緒的な安らぎを失わせる面があることも否定できない。人間性を回復し、心の豊かさを求めようとすることは、一面においてこのような傾向から逃れ、あるいはこれを克服しようとすることによるところが大きいと考えられ、その発露の一つとしてこれまでの長い歴史の中ではぐくまれてきた我が国の伝統文化を見直し、より自覚的にこれを把握しようとする動きが現れてきている。

我が国歴史や美術史に関する書物が盛んな売れ行きを示しており、それと

ともに、古社寺を訪れる人の波は、京都、奈良をはじめとする古都とその近傍を四季を通じて洗っている。また、全国各地の古窯を巡ったり、自らが伝統を踏まえた陶芸にいそしむ者も増加している。既に述べたように、伝統文化に関わる文化活動は着実な歩みを示しており、伝統文化の基盤をなす文化財の愛護への関心も高い。このような伝統文化の再認識は、地域社会において特に著しく、地域での祭りが復活し、古くから伝わった芸能が復興し、あるいは発掘されつつある。

いわば伝統への回帰ともいべきこのような動きは、進展する現代社会にあって、伝統の中に安らぎを見いだし、国民性の原点を求めようとする、我が国民の文化にかかわる一つの動向を示すものと言えるであろう。

### (4) 地域社会と地域文化の新展開

我が国の文化をめぐる状況の変化の中で、とりわけ発展の芽を伸ばしつつあるのが地域文化である。高度経済成長期における都市化の進展は、国土の全般にわたって過疎・過密の問題を引き起こし、社会的なひずみや生活環境の劣化、地域の文化財の衰減をもたらすなど地域社会に大きな影響を及ぼしたが、このような地域社会の変貌に応じて、より豊かな日常生活を確保していくためには、孤立した生活から脱却し、近隣社会の連帯を取り戻すことが、地域として速やかに解決を迫られる重要な課題となり、地域文化の重要性が強く認識されるに至った。

もともと文化への志向は、国民個々人から見れば、すぐれて地域レベルの問題に還元される。すなわち、各人が期待するところは、まず、自らが属する地域社会における日常的な生活圏の中で、文化を享受し、また、その創造に参加することができることにあると考えられる。

近年、「地方の時代」の名の下に、各地で地域の要請に即した諸施策が展開されているが、これらの施策は、単に地域の経済的発展を図ることだけにとどまらず、地域に継承されてきた有形、無形の伝統文化を発掘、再認識し、

あるいは復興し、文化施設の整備とあわせて、町づくり・村おこしの支柱とするほか、地域文化活動の活性化と文化事業の積極的な推進を図るなど、文化的側面に大きな比重がかけられている。すなわち、地域社会を再構築していくため、地域住民の文化への強い志向に応ずるとともに、さらに進んで、地域自らが文化的な主体性を確立し、維持していこうとする積極的な努力もうかがわれるところである。「地方の時代」とは、地域の全般的な生活環境を整備していく上での中核に文化を据え、文化的な主体性を持つことへの強い期待を込めた表現であると言えよう。

#### (5) 文化における国際交流の進展

我が国は、有史以来、東アジア文化圏の中にあって、大陸・半島の文化を受容しつつ、これを消化・吸収し、独自の文化を形成してきた。さらに明治以降においては、欧米の文化が奔流のように流れ込み、それまでに築き上げてきた文化に大きな変化をもたらしたが、従来の伝統文化と融合しながら、我が国現代の文化は形成されてきている。

これまでの我が国と諸外国との文化的なかかわりは、我が国がアジア大陸の東に位置する島国という地理的環境もあって、専ら、諸外国からの文化の受容に努力が注がれるということであった。伝統文化を中心とする我が国の文化が欧米等に影響を与えた面も見られるが、全体としては受容に偏し、相互交流というにはほど遠いものがあったと言えよう。

しかしながら、今日、政治的にも、経済的にも、相互依存の関係がますます強くなっている国際社会の状況から、既に世界のGNPのほぼ1割に達する経済大国となった我が国においては、多様な面にわたる国際的な交流が、国のレベルはもとより、地域レベルでも、また個々人のレベルにあっても、積極的に展開されるようになってきており、文化交流の必要性はますます増大しつつある。

経済的繁栄を実現した我が国の文化と歴史に対して、多くの国々からこれ

までにない強い関心が払われるようになっている一方、我が国においても、欧米文化に加え、広く世界各国の文化に対する関心が深まっており、世界の諸地域、諸民族との多面的な文化的接触が、我が国文化に別の彩りを添え、新たな可能性を生み出す土壤を用意しつつある。

### 3 文化活動の主体

人は、文化を享受し、その創造に参加し、文化的な環境の中に身を置くことによって、初めて精神の安らぎを得、生きる喜びを見いだし、心豊かで満ち足りた生活を送ることができる。

今日、国民の間における文化への志向の高まり、文化への強い欲求は、国民の多様な文化活動となって展開しつつある。それは、あるいは芸術文化に凝縮し、あるいは生活文化の諸方面にわたる活動となって現れ、また、国民娯楽として享受されている。さらにまた、先人の生み出し、はぐくんできた文化財を愛護、尊重する念や伝統文化に対する心からの親しみとなっている。

文化活動は、国民が、これを通じて創造性を發揮し、培い、個性を伸長し、自己の啓発を図ろうとする自発的、自主的営みであり、文化の享受もまた、国民自らに帰する。国あるいは地方公共団体の文化的活動は国民の文化活動や文化の享受を助長するためのものであり、文化活動の主体が、国民自身にあることは言うまでもない。

また、文化活動は、その精華である芸術によって高められ、促進される。すなわち、芸術は、文化の質を高め、文化の流れを生み出すとともに、ひるがえって、国民個々人の文化的受益を増大し、国民の文化活動に重要な影響を与える。その意味では、芸術の担い手となる芸術家や芸術関係団体は、文化活動の中心としてとりわけ重要な役割を果たしていると言えよう。

## 4 文化振興の必要性

今日、国民の間に高まっている文化への志向と期待は、文化が一部の者の手にゆだねられることなく、広く国民がその恩恵に浴するとともに、文化的<sup>おう</sup>生活を謳歌できるような環境が整えられることにあると言えよう。今後における余暇時間の増大や高齢化社会の到来を前に控え、文化への志向はいよいよその高まりを見せており、このような文化への志向と期待にこたえ、国民生活を真に実り豊かなものとしていくために、芸術の振興と文化的環境の充実が強く求められている。

同時に、国民が日常の生活を営む地域社会の津々浦々に至るまで文化の波が行き渡ることが強く望まれており、地域の文化的主体性の確立への努力を積極的に助長していくことが必要である。

また、今日の経済にあっては、従来のような大量生産・大量消費の傾向は弱まり、次第にソフト化、サービス化の方向に向かっているが、これは、消費の性向が、多様化と個性化の方向をたどっていることと軌を一にするものである。このため、生産面においても、個性的で多様性に富む付加価値の高い商品の開発が求められており、それには、洗練された感覚と精緻な技術に裏打ちされた高い文化性が要求されるところとなっている。それはまた、豊かな感性と広い知識を持った消費者による評価と選別を経て、さらに高度の文化性を備えた商品の開発へつながっていく。この意味で、文化は、経済面においても重要な役割を果たしつつあり、経済活動にとっても、文化の振興は大きな意義を有するものとなっている。

さらに、現在、我が国は、進展する国際化の中において、経済的に実力を持つ国となつたが、それだけに、国際社会の一員として、特色ある伝統文化を継承しながら、優れた文化を創造し、世界に貢献する責務と役割を担っていくことが、ますます必要となっている。およそ一国の文化は、その国の國

民のアイデンティティーを形成する源であり、我が国文化もまた、我々日本人の国民性を規定してきた。今後、我が国が、国際社会の中にあって立派に生きていくためにも、豊かな個性と普遍性を備えた文化を構築し、世界の文化発展に貢献することが必要であり、それによってまた、実りある国際的文化交流が可能となり、新たなアイデンティティーが確立されていくこととなる。今日の重要な課題は、国際的視野を持って、文化の振興を図っていくことであろう。

## 5 文化行政の役割と方向

文化振興の必要性は、以上に述べた諸点の中に求められるが、文化行政の役割は、これらの点を踏まえ、国民の自発的活動を刺激し、伸長させるとともに、国民すべてが文化を享受し得るための諸条件を整えることを基本に置きながら、個人の活動として限りがあるところに手を差し伸べ、その足りない面を補い、不均衡を是正することによって、全体として文化の振興が図られるよう所要の措置を講じていくことにある。

このような文化行政の役割を前提としつつ、その具体的な発現の方向を求めるれば、おおむね次の諸点に要約される。

第一は、文化基盤の幅広い整備を図ることである。

国民の文化への志向にこたえ、文化振興を図っていくには、まず、幅広い文化基盤の整備が必要である。文化振興のための全般的な制度やシステムの整備、文化に関する情報の収集と提供、文化団体等の組織の育成、文化施設等の物的基盤の整備、芸術家をはじめとする文化を担う人材の養成などがこれに含まれる。さらに、国の文化の基本ともいべき国語に係る施策、文化的創造者の保護と創造の所産の公正な利用を図る著作権制度の整備は、文化基盤の根幹をなす重要事項である。

これらは、国及び地方公共団体が、それぞれ全国的ないし広域的な視野に

立ち、長期的な展望の下に推進することによって、その実をあげることができるものであるが、その際、民間をも含めた幅広い協力関係や広いネットワークを形成し、文化基盤の充実を目指していくことが強く望まれる。

なお、国民の精神生活にかかわる宗教に関して、宗教法人制度の適切な運用にも留意すべきであろう。

第二は、芸術活動への奨励援助を行うことである。

本来、個別の芸術活動は、それぞれの担い手が、自らの負担と責任において自由に行うべきものではあるが、高度の芸術活動を展開し、また、新たな創造への先駆的、野性的な試みを可能にするためには、適切な公的援助が不可欠である。特に性質上採算のとり難い分野には十分な配慮が必要であり、こうしたものに対して奨励援助を行い、その振興を図っていくことは、文化行政として考慮しなければならない重要な点である。

第三は、国民が自ら文化活動に参加し、又は文化を享受できる機会を拡充することである。

国民の間に、文化活動への意欲を喚起するような気運を醸成し、また、文化を享受できるようにするために、それが可能となる場を設けることが必要である。このためには、文化行政としても、国民的規模ないし広域的な観点で実施する文化祭等の各種文化事業に十分意を用いるとともに、全国各地において高度の芸術を鑑賞する機会を広げるため、各種の地方公演等を振興することが必要である。

第四は、文化財の保存と活用を図ることである。

我が国には、長い歴史の中で創造され、継承されてきた貴重な文化財が多数存在している。これらの文化財は、我が国の文化や歴史を正しく理解するために欠くことのできないものであり、また、将来の我が国文化の向上発展にとって、その基礎ともなる国民的財産である。

文化財は、広く全国各地に所在し、地域の文化とも密接な関連を有するところから、そのためには、国は地方公共団体と緊密な連携・協力を図り、さら

には、国民の協力を得ながら、保存の手を行き届かせるとともに、国民生活の中で生かされ、親しまれるように活用を図っていくことが必要である。

第五は、国際文化交流の推進である。

国際化の進展の中で、我が国は国際社会の一員として、文化的にも積極的な役割を担い、世界の文化に寄与していくことが重要である。そのためには、これまで培ってきた伝統文化を踏まえつつ、また、従来のような他文化の受容を中心とした交流にとどまらず、国際的評価の中で日本の文化が発展していくよう、眞の意味の相互交流に努めるとともに、多元的に存在する世界の諸文化との接触・交流を通じて新たな文化の創造と展開を図り、さらにこれを世界に向けて還流させていくことが重要である。

このため、今後、多面的な文化の国際交流を積極的に推進していく必要があろう。

## 第2節 文化行政組織

前節で述べたとおり、文化行政は、時代や社会の要請に応じ、文化基盤の整備、芸術活動への奨励援助、国民の文化活動への参加や文化享受の機会の拡充、文化財の保存と活用、国際文化交流の推進等を目指して行われている。

現在、文化行政を担当する組織として、国においては文部省の外局である文化庁があり、関係行政機関等の協力を得ながら、文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行っている（文部省設置法第12条）。

また、地方公共団体においては、教育委員会が文化行政を担当しているが（地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条）、文化関連事業を推進するため、首長の事務部局がこれらの事務を担当している場合も少なからず見られる。

文化への志向の高まりや文化における国際交流の進展の中で、国だけでなく地域自らが文化的な主体性を確立するため、地方公共団体が文化の振興に積極的な役割を果たすことが重要である。また、国、都道府県、市町村の一層の連携の強化はもちろん、国、地方公共団体における関係行政機関、文化団体、国際交流関係団体の連携の強化が図られなければならない時代が到来している。

### 1 文 化 庁

#### (1) 国の文化行政組織の変遷

戦前においては、宗教や文化財保護をはじめ著作権、国語、芸術文化など明治初期からそれぞれ個別的な対応がなされ、文化に関する行政を総括して

施策を展開したことはほとんどなかった。

文化行政が総括して取り扱われることになり、文部省・文化庁の事務となつたのは戦後のことであり、戦前において内務省等において行われていた宗教、著作権、文化財保護などに係る事務が、順次文部省に移されるという過程をたどってきた。

#### ア 戦前の文化行政組織

**宗 教** 明治元年の神祇事務科の設置、神仏分離令の発布、明治5年の教部省の設置が宗教行政組織の最初であった。宗教行政は、その後内務省の所管とされてきたが（明治10年内務省社寺局設置）、明治33年に社寺局は神社局と宗教局とに分かれ、神社と一般宗教との取扱いの区別が明確にされた。その後、大正2年に宗教局は文部省に移されたが、神社局は内務省にとどまり、昭和15年には神祇院となった。戦前においては、宗教団体法に見られるように、神社は行政上宗教として取り扱わず、その他の宗教について規制が行われた。昭和17年に宗教局は廃止され、宗教行政の所管は、教化局宗教課、教学局宗教課へと移り、終戦を迎えた。

**文化財** 文化財の保護については、明治の初期から、我が国の歴史的・伝統的文化遺産の保存のための「古器旧物保存方」の布告（明治4年）以降、一連の立法がなされてきたが、これらの行政は、当初は内務省が行い、順次文部省に移されるという経緯をたどった。すなわち、「古社寺保存法」の事務は大正2年に文部省宗教局の第二課に、「史蹟名勝天然紀念物保存法」の事務は昭和3年に文部省宗教局の保存課に内務省から移管されている。

なお、文化財保護の法体制は時代とともに整備されてきたが、文化財保護の行政組織は、必ずしも順調には発展せず、戦時下においては、昭和17年以降縮小され、終戦時には、行政担当組織は文部省教学局教化課の1係となつた。

**著作権** 明治初期、著作権に関する事務は、明治2年出版条例が制定さ

れ、昌平・開成両校、文部省等が扱ったが、明治8年以降戦前にあっては、内務省の所管であった。内務省における著作権行政の所管には変遷があったが、旧著作権法が制定され、同時にベルヌ条約に加入したときには、内務省警保局図書課が所管であり、昭和15年には警保局検閲課が所管となり、そのまま終戦を迎えた。

**国語** 国語施策に関しては、明治35年に文部省に設けられた国語調査委員会が、その後、国語審議会（昭和9年）に発展して国語問題に対応してきた。文部省においては、図書課等においてこれらの事務を担当していたが、独立して国語課が設置されたのは、昭和15年である。課の所属は、当初の図書局以降変遷があったが、その後、終戦時は、国語施策に係る行政は教学局教学課が担当した。

**芸術文化** 文部省に、明治40年美術審査委員会が設置され、文展が始まられた。さらに大正8年帝国美術院が設置され、帝展が開催されることとなった。この所管は専門学務局第二課、次いで学務課、学芸課であった。昭和12年には、芸術に関する重要事項について審議し、必要な事業を行い、文部大臣に建議するために帝国芸術院が設立されるとともに（当初の所管課は専門学務局学芸課）、文化勲章制度（所管課は大臣官房秘書課）が開始されるなど現在に続く芸術文化振興の方策がなされていった。

また、明治初期の民衆教育は通俗教育と呼ばれ、その中には文化も含まれていたが、明治44年に置かれた通俗教育調査委員会において、幻燈の映画等の選定を行った。大正2年には、普通学務局第三課において博物館、通俗教育等社会教育に関する事務が一括して取り扱われることとされた。その後、これらの事務は同局第四課（大正8年）、社会教育課（大正13年）で取り扱われ、昭和4年には、新たに社会教育局が設置され、それが昭和17年には教学局に改組され、終戦を迎えた。

#### イ 戦後の文化行政組織

戦後、行政の各分野において様々な変革があったが、文化の分野においてもそれは例外ではない。文化についての施策は著しく進展し、それにつれて、文化行政の機構も漸次整備されることとなった。

**宗務** 宗務行政は、戦後大きく転換し、信教の自由と政教分離の原則に基づき、昭和26年に宗教法人法が制定された。担当課の名称は宗教課から宗務課と改められ、その課の所属も社会教育局から大臣官房、調査局へと移っていった。なお、神祇院の廃止（昭和21年）により、神道に関する事務は、戦後、文部省の所管となった。

**文化財保護** 昭和25年に制定された文化財保護法により、文化財保護行政の責任機関として文化財保護委員会が文部省の外局として設置された。同委員会の事務局は、発足当初は2部6課で構成されていた。

**著作権** 内務省の廃止に伴い、昭和22年、旧著作権法を文部省が所管することとなり、社会教育局に著作権室が設けられた。同室は、昭和24年に管理局著作権課となつたが、同課はその後再び社会教育局に所属した。

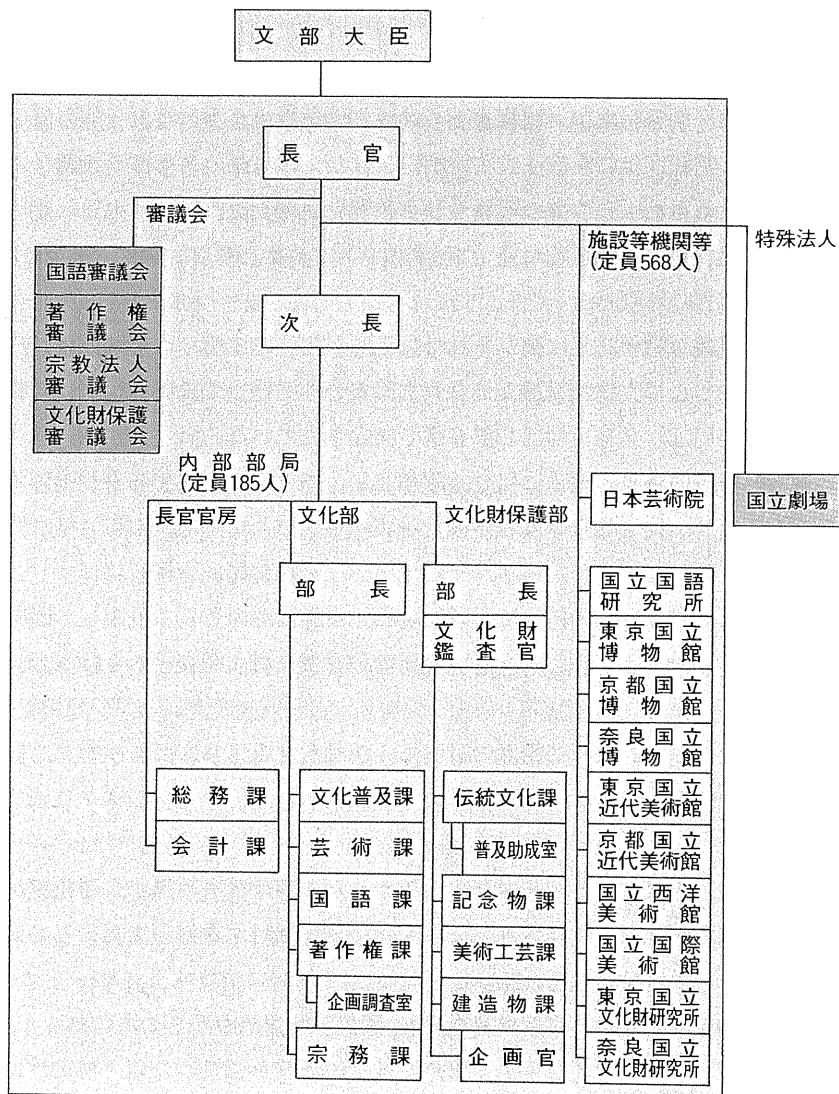
**国語** 国語行政の担当は、戦後、教科書局国語課として独立し、国語表記の基準を次々に定めたが、課の所属は調査普及局、調査局へと移っていた。

**芸術文化** 昭和20年の芸術課の設置にうかがわれるよう、積極的な助長政策がとられることになった。すなわち、芸術祭の開催に始まる様々な施策が展開された。

**国際交流** 大臣官房に昭和24年から置かれた渉外ユネスコ課が、昭和27年に調査局国際文化課と改組され、国際文化事業等に対する援助等を行ってきた。

**文化局の設置** 経済の高度成長を経て、国民の物質的豊かさのみではなく、精神的に充実した文化的な生活を求める社会の状況を背景にして、昭和41年には、社会教育局に属していた芸術課及び著作権課並びに調査局に属していた国語課、宗務課及び国際文化課により、文化局が新設された。その際、芸

図1-1 文化庁の組織



(注) 定員は昭和63年度末定員である。

術課は、地方芸術文化の振興の役割を持つ文化課と芸術文化の水準の向上を図ることを任務とする芸術課との二課に改組された。

## (2) 文化庁の設置

**文化庁の組織の変遷** 政府全体の行政機構の改革を機に、昭和43年6月15日に、文部省内部部局の文化局と外局の文化財保護委員会を統合して、文部省の外局として、伝統的な文化を継承しつつ新しい文化を創造するための文化行政を一体的に推進するため、文化庁が創設された。

**文化庁の組織** 現在、国の行政機関としての文化庁の機構は、図1-1のとおり、内部部局、施設等機関等及び審議会からなっている。

内部部局は、文化部、文化財保護部及び長官官房から構成されている。文化部においては、芸術文化の振興、国語の改善、著作権制度の整備、宗教法人制度の運用等を行い、文化財保護部においては、文化財の保存と活用のため、その指定、管理・修理・復旧、現状変更等の規制、公開、調査等を行っている。長官官房においては、この両部の事務の連絡調整をはじめ、人事、会計、広報に係る事務を行っている。

施設等機関等としては、文化財を収集・保管し、観覧に供するとともに、関連する調査研究を行う三つの博物館、美術作品等を収集・保管し、観覧に供するとともに、関連する調査研究を行う四つの美術館、国語並びに美術、芸能及び文化財の保存等に関する調査研究等を行う三つの研究所及び功績顕著な芸術家優遇のための日本芸術院の11の機関がある。

このほかに、特殊法人として国立劇場がある。

各施設等機関等の概要は、次のとおりである。

## 1) 博物館・美術館

館の名称	概要
東京国立博物館	日本及び東洋諸地域の有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究
京都国立博物館	主として平安時代以降の有形文化財を中心とした収集、保管、陳列及び調査研究
奈良国立博物館	主として仏教美術品等の有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究
東京国立近代美術館	近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究
京都国立近代美術館	近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究
国立西洋美術館	フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究
国立国際美術館	日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究

## 2) 研究所

名称	概要
国立国語研究所	国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究
東京国立文化財研究所	主として美術、芸能及び文化財の保存に関する科学的な調査研究
奈良国立文化財研究所	主として歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査

## 3) 日本芸術院

名称	概要
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家優遇のための栄誉機関 芸術に関する重要事項の審議

## 4) 国立劇場

名称	概要
国立劇場 (特殊法人)	主として我が国古来の伝統的な芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能等)の公開、伝承者の養成、調査研究等

さらに、諮問に応じて、文化行政に係る重要な事項を調査審議し、必要と認められる事項を建議するため、国語審議会、著作権審議会、宗教法人審議会及び文化財保護審議会の四つの審議会が設置されている。

各審議会の概要は、次のとおりである。

審議会の名称 (委員数)	調査審議事項
国語審議会 (50名以内)	国語の改善、国語の教育の振興及びローマ字に関する事項
著作権審議会 (20名以内)	著作権制度に関する重要事項、著作物の利用に関する補償金の額、レコードの二次使用料の額等に関する事項等
宗教法人審議会 (10名以上 15名以内)	宗教法人に関する認証、その他宗教法人法に基づき、その権限とされている事項
文化財保護審議会 (5名)	文化財の保存及び活用に関する重要事項

## 2 地方の文化行政組織

地域住民の文化的な要求の増大や多様化は、従来の概念での文化行政の充実に加えて、幅広く行政一般での対応を求める動きとなって表れ、地方公共団体の文化行政組織の一層の充実、文化行政組織相互の連携・協力、文化関連行政との連絡・協力体制の整備、文化関連行政組織の拡充など、これまでとは異なった新しい対応が見られるようになってきている。

## (1) 文化行政組織

**行政組織** 文化庁が設置された昭和43年には、都道府県における芸術文化、文化財の専管課は、わずかに7課に過ぎなかった。それが、昭和52年まではすべての都道府県に専管課が置かれるに至るとともに、その後には、知事部局においても、文化関連行政を所管する組織が多く設けられるようになってきている。

教育委員会と知事部局に置かれた組織の所掌事務について見ると、文化財保護に関する行政については教育委員会で専属管轄しており、これを知事部局で担当している例は見られないが、文化財関係以外の文化関連行政について知事部局で所管する事例については著しい増加が見られる。

これは、行政が地域における文化的需要の増大と多様化に対応する過程において、文化的活動が地域住民の日常生活と不可分であるとの認識が深まるにつれて、県民生活や地域環境と関連して、文化的イベントや文化的施設の設置・管理等を行う必要性等から地域の実情に応じつつ、知事部局においてこれに対応することが必要であると考えられたからであろう。

知事部局で文化関連事業を担当する組織の名称としては、「県民生活部生活文化課」、「企画部県民生活課」等多様なものが用いられているのもそうした事情を反映しているのである。

なお、市町村においては、政令指定都市などを中心に文化課や文化財保護課が整備されつつあるが、相当数の市町村では、いまだに社会教育を所管する部局で併せて文化行政を担当しているのが現状である。

**担当職員数** 昭和61年の地方公共団体の文化行政の担当者数は、表1-1のとおりである。組織の充実とともに職員数も近年増加しており、最近5年間について言えば、都道府県においては、全体として約35%増加している。

なお、芸術文化関係よりは文化財関係担当職員の増加率が大きく、特に埋蔵文化財担当職員数は、この5年間で約65%の増加、10年前に比較すれば約

173%の増加となっており、文化財保護関係職員数の約6割を占めるに至っている。

表1-1 都道府県・政令指定都市の文化行政担当職員数

(昭和62.5.1.現在)

区別 地方公共団体		総務・庶務	芸術文化	文化財保護	計
都道府県	教委	本庁	468	174	735(449)
	育会	附属機関	951	732	1,152(776)
	知事部局	本庁	250	154	11(0)
	事局	附属機関	496	450	84(1)
小計		2,165	1,510	1,972(1,226)	5,647(1,226)
政令指定都市	教委	本庁	34	72	100(51)
	育会	附属機関	204	201	102(45)
	市部長局	本庁	55	45	8(1)
		附属機関	180	225	50(31)
小計		473	543	260(128)	1,276(128)
計		2,636	2,053	2,232(1,354)	6,743(1,354)

(注) ( ) 内は埋蔵文化財担当職員数で内数である。

**文化振興財団等** 地域における文化事業の実施、文化団体への助成事業、文化会館の運営等に当たる機関として都道府県等の出資により設立された文化振興財団等は、34都道府県の72に及んでおり、年々増加してきている。また、ほとんどの政令指定都市においても同様な財団等が設置されている。

なお、最近では、都道府県や指定都市のみの出資ではなく、民間からの出資も加えて設置されるものが多く見られるようになってきており、官民が一体となった文化事業推進体制が進展していることがうかがわれる。

## (2) 連携協力体制

文化行政に限らず、相互に関連する行政は、常に密接な連携・協力の下に行われなくてはならないが、文化行政にあっては、地域社会の生活に密着した総合的な行政を展開する必要性が高まってきているので、このことは特に

重要である。

**国と地方公共団体との連携** 文化庁が実施する各種の文化事業や調査研究が、地方公共団体の積極的な協力によって支えられていることは言うまでもない。文化庁では、各種の文化・文化関連行政の担当者会議等を開催するとともに、文化行政等に関する指導・助言、地方公共団体の文化施設や文化事業への補助金の支出、地方公共団体の職員を対象とした各種の研修会、講習会等を通して地方公共団体との円滑な連携・協力体制の形成に努めている。

**教育委員会と首長部局との連携** 地域文化の振興は、地域社会の諸分野にわたって、行政全体として対応すべき問題でもある。首長部局で担当する文化関連行政が増大しつつある現状においては、地域文化の振興を総合的に促進するためにも、教育委員会と首長部局とが連携して文化関係の施策を推進していくことが必要となっている。

都道府県のレベルでは、そうした連携をとる方法として教育委員会と知事部局の職員で構成する連絡調整の機関を設置するようになっており、また、市町村のレベルでも政令指定都市を中心としてそのような動きが見られる。

連絡調整機関の名称やその構成メンバー及び調整の対象とする事項については各地方自治体において様々であるが、「文化行政推進調整会議」、「文化振興連絡会議」などの名称の下に、関係課長等で構成し、ときには首長自らが参加している例も少なくない。

この場合、前述のように、地方公共団体の文化行政は教育委員会に属するものであることにかんがみ、教育委員会は、企画調整機能の充実を図り、地域全体の教育、学術、文化及びスポーツの振興を図るという総合的な視野に立って、主体的に首長部局等との連携の強化に努め、効率的かつ総合的な文化行政を推進する必要がある。

**都道府県と市町村の連携** 市町村の中心的な役割は、その地域に密着し、地域の特性を生かした独自の文化活動や地域住民に直接的にかかわる文化活動の振興を図ることであり、都道府県の中心的な役割は、より広域的な文化

活動の振興、広域的な文化施設の整備、市町村に対する指導・助言、援助及び連絡調整であると言えよう。

都道府県と市町村が共同し、協力しつつ実施しなければ実効性のあがらない事業が多く、効果的に文化行政を推進するためには、両者が密接に連携することが必要である。

こうした要請に対応して、ほとんどの都道府県が市町村との共同事業を実施し、市町村の文化事業に対して補助金の交付等の支援をしている。また、毎年定期的に「文化行政連絡会議」を開催し、あるいは文化に関する情報紙を発行している都道府県は全体の6割以上になるものと推定される。

なお、都道府県と市町村との連携の効果をあげるためにには、都道府県レベルでの教育委員会と知事部局が連携を密にし、十分に連絡調整を図った上で市町村との連携を進めること、地域文化の振興に関する都道府県と市町村の役割分担を明確にした上で連携を進めることなどが必要であろう。

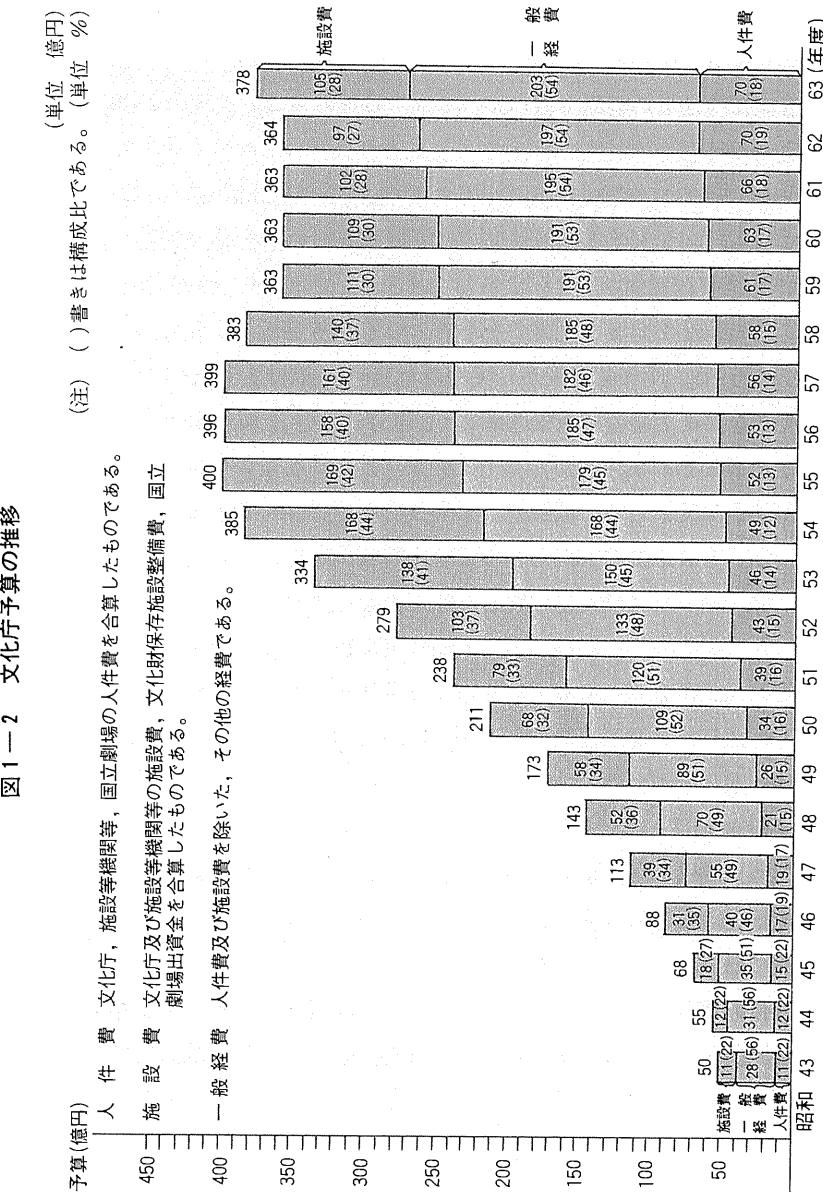
## 第3節 文化行政と予算等

### 1 文化庁予算

文化庁が発足した昭和43年度の予算は、それまでの文部省文化局関係予算と文化財保護委員会関係予算を一本化したもので、総額49億5993万円であったが、その後文化財保護法の画期的な改正や芸術文化の振興施策の充実、国立文化施設の整備等により、その増額が図られてきた。10年後の昭和53年度予算は334億564万円で、昭和43年度の6.7倍という高い伸び率を示した。その後、昭和55年度までは増加し、400億2453万円に達したが、国立文化施設の整備が一段落したことや厳しい財政事情もあって、その後大幅な伸びを見ないままに推移しているが、その中には人件費、施設費を除いた事業費である一般経費は、わずかずつでも順調に伸びてきている。昭和43年度の文化庁発足当初から20年間における文化庁予算の推移は図1-2のとおりである。

昭和63年度文化庁予算の総額は、378億2318万円で対前年度4%の伸びとなっており、文部省一般会計4兆5765億9446万円の0.83%，国的一般会計56兆6997億1356万円の0.07%に当たり、昭和43年度の7.6倍となっている。

文化庁予算の重点事項について、最近の傾向を概観すると、次のようになっている。



## (1) 芸術文化の振興

**芸術創作活動の奨励** 芸術文化の向上及び普及は、民間の芸術関係団体の自主的かつ創造的活動に負っている。オペラ、バレエ、オーケストラ等のうち、その活動の継続が我が国芸術水準の全般的向上に有意義と認められる事業に対し、昭和34年度から民間芸術等振興費補助金を交付しているが、昭和63年度は、7億2900万円を計上している。このほか芸術関係団体に対して芸術活動の新たな発展を支援するため、昭和61年度から日米舞台芸術交流事業(8500万円)、昭和62年度から優秀舞台芸術公演奨励(1億77万円)、昭和63年度から芸術活動の特別推進事業(2億378万円)を新規事項として実施しているところである。

毎年秋に実施している芸術祭は、芸術家に意欲的な公演発表の機会を提供するとともに、広く芸術鑑賞の気運を醸成することにより、芸術の創造と進展に寄与し、国民の文化の向上を図ることを目的として昭和21年以来開催しており、主催公演、協賛公演、参加公演及びアジア太平洋地域諸国の芸術団体による国際公演を実施するため、1億1850万円を計上している。

そのほか、美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台芸術等の各分野の芸術家を諸外国又は国内において研修員として研修させる芸術家研修事業として、1億6454万円を計上するとともに、我が国の優れた映画や子ども向けテレビ用アニメ映画の製作奨励を促進するほか、新人作家等の優秀な美術作品を買上げて、その創作意欲を高め、美術の発展に資するため1億3827万円を計上している。

**文化の普及** 優れた芸術鑑賞の機会を確保し、成長期にある児童や次代を担う青少年の情操の涵養と健全な育成を図るとともに、芸術活動への参加の気運を醸成するため、音楽、演劇、舞踊等の優れた舞台芸術を各地に派遣する「こども芸術劇場」、「青少年芸術劇場」、「中学校芸術鑑賞教室」、全国各地域において、我が国の優れた舞台芸術を鑑賞しうる機会を確保し、併せて地

方の芸術文化活動の水準向上に資するため、最高水準の舞台芸術の派遣等による「移動芸術祭」を開催するに必要な経費として8億8329万円を計上している。

国民の文化活動への参加の気運を醸成し、文化活動の振興を図るため、広く国民(アマチュア)が行っている各種の文化活動を全国的な規模で発表する場として、昭和61年度から、国民文化祭を各都道府県持ち回りで開催しており、高校生の文化活動交流の最も大きな場となっている全国高等学校総合文化祭と合わせて2億4003万円を計上している。

## (2) 伝統文化の継承と保存

**国宝・重要文化財等の保存** 国宝・重要文化財に指定された建造物、美術工芸品や重要伝統的建造物群保存地区について、国有のものの保存修理等を行い、社寺等が所有するものの保存修理や防災事業に対する補助を行うとともに、国宝・重要文化財を国が計画的に購入し、その保存・活用を図るための経費として、昭和63年度は、66億3855万円を計上している。

**史跡等の整備** 都市化の進展、開発事業の増大等に伴い、埋蔵文化財の発掘件数が急激に増大しているため、発掘調査等に対する補助の充実を図るとともに、史跡等の保存を適切に進めるため、地方公共団体が行う史跡等の買上げや古墳、城跡、古庭園等を整備活用するため管理団体等が行う史跡等整備事業に対する補助及び平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡等の国による買上げ及び計画的整備のための経費並びにカモシカ等天然記念物食害対策の経費として昭和63年度は、115億2339万円を計上している。

**伝統芸能等の伝承** 伝統芸能の公開、資料の収集活用、伝承者養成等の事業を行っている特殊法人国立劇場の管理運営費及び伝承者養成事業費等に対し必要な補助及び出資を行い、民俗文化財の保存伝承の充実を図るため資料作成、伝承教室、保存活動、発表会等の事業や調査及び修理、防災の事業に対して助成するとともに、無形文化財、民俗文化財及び文化財保存技術の記録

作成を文化庁が直接行い、さらには、無形文化財、文化財保存技術の後継者養成等の事業についても助成するために必要な経費として昭和63年度は、52億2901万円を計上している。

### (3) 文化施設の整備

**第二国立劇場（仮称）の設立準備** オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等の現代舞台芸術の拠点となる第二国立劇場の設立準備については、昭和46年度調査費を計上して以来、設立準備協議会の開催、外国施設の調査、基本構想の策定、用地の選定作業を行ってきた。

昭和55年度に、国有財産中央審議会の答申において懸案の用地が東京都渋谷区の通産省東京工業試験所跡地（3万990平方メートル）に確定した。これに伴い、昭和56年度には設置構想概要及び建築規模についての報告がまとめられた。この報告に基づき、昭和59年度末から施設の公開設計競技を我が国で初めての国際的な競技として実施し、昭和61年5月最優秀作品1点、優秀作品4点を選定し、この最優秀作品に基づいて同年10月から基本設計に着手した。

昭和63年度は、実施設計に着手するとともに、連絡道路用地の購入を実施することとし、14億6857万円を計上している。

**国立文化施設整備** 昭和52年度から昭和55年度にかけて、国立歴史民俗博物館の建設費（総工費103億9560万円）が計上されたが、その後、国立大学共同利用機関として設置されることになった。

昭和54年度から昭和58年度にかけて、国立能楽堂（総工費47億3058万円）、国立文楽劇場（総工費68億710万円）の建設費が計上された。

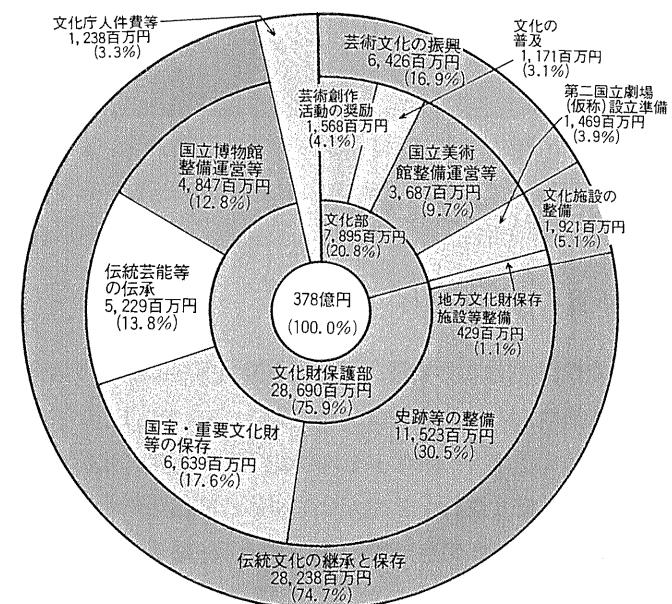
昭和58年度から昭和61年度にかけて、東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館の建設費（総工費15億3035万円）が計上された。

**地方文化財保存施設等整備** 国宝・重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財を火災、盗難、大気汚染、虫害等から守るための文化財保存施

設、地域の特色を示す民俗文化財、歴史資料、考古資料等の保存活用を図り、地域の伝統文化の拠点となる歴史民俗資料館、また、地方公共団体の埋蔵文化財の発掘調査の企画実施の中心拠点となり、出土遺物の科学処理、整理、調査研究、収蔵を行う施設である埋蔵文化財調査センター建設のための補助金4億2858万円を計上している。

昭和63年度文化庁予算について経費の対象分野別に見ると、図1-3のとおり、文化部の所掌する現代芸術文化の分野に係る予算と文化財保護部の所掌する伝統文化の保存・継承の分野に係る予算の比率は2対8となっている。

図1-3 昭和63年度文化庁予算（対象分野別）



このほかに、地方公共団体が地域における音楽、演劇等の芸術文化活動の拠点となる公立文化施設（文化会館）の整備を進めるための補助金として、公立文教施設整備費の公立社会教育総合施設の中に5億9500万円が計上されている。

また、国立博物館、国立美術館などの施設の新築や修繕は、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、建設省の官庁営繕事業として行われているものも多い。この5年間に「官庁営繕費」で実施した事業は次のとおりである。

昭和58年度	東京国立博物館資料部棟新営工事等	4億5477万円
昭和59年度	京都国立近代美術館新営工事等	5億 91万円
昭和60年度	京都国立近代美術館新営工事等	21億2513万円
昭和61年度	京都国立近代美術館新営工事等	24億5457万円
昭和62年度	奈良国立文化財研究所飛鳥藤原調査資料施設新営工事等	17億9582万円

## 2 地方公共団体の文化予算

### (1) 文化予算の現状と推移

**文化予算の推移** 文化庁が創設された昭和43年以降の地方公共団体の文化関係予算の推移は表1-2のとおりである。

「文化の時代」、「地方の時代」を反映して、地方の文化関係事業の増加、文化関係組織の拡充と並行して地方公共団体の文化関係予算は着実に伸びている。昭和43年から昭和61年までの間において、都道府県の文化関係予算は20.9倍の伸びを示しており、また、昭和55年から昭和61年の間において、都道府県の文化関係予算の伸びが1.2倍であるのに対して、市町村の文化関係予算の伸びは1.7倍となっている。

表1-2 地方公共団体の文化関係予算の推移 (単位 億円)

	都道府県			市町村			地方公共 団体合計
	芸術文化	文化財	計	芸術文化	文化財	計	
昭和43年	16	14	30	—	—	—	—
50	188	42	230	—	—	—	—
53	346	115	461	—	—	—	—
54	379	151	530	—	—	—	—
55	373	175	528	1,282	254	1,536	2,064
56	543	205	748	1,413	325	1,738	2,486
57	475	180	625	1,634	285	1,919	2,544
58	391	190	580	1,651	318	1,969	2,549
59	475	180	655	1,617	342	1,959	2,614
60	531	184	715	1,700	319	2,019	2,734
61	439	187	626	2,186	363	2,550	3,176

**文化予算の内容** 都道府県と市町村の合計額について昭和55年度と昭和61年度を比較してみると、2064億円から3176億円と約1.5倍の大きな伸びを見せている。予算の内容について見ると、芸術関係は1655億円から2655億円へと約1.6倍の大きな伸びを示し、文化財関係でも429億円から550億円へと1.3倍の伸びを示している。

これを都道府県、市町村別に見ると、芸術関係では都道府県の1.2倍の伸びに対し、市町村では1.7倍の伸びを見せている。文化財関係では、都道府県の1.1倍の伸びに対し、市町村は1.4倍の伸びとなっている。

このように、地方公共団体は大きく文化予算を伸ばしており、特に芸術文化関係に文化財関係の4.8倍以上の予算を投入していることが分かる。また、文化振興に地方公共団体、特に市町村の果たす役割が重要になっていると言いうことができる。

**都道府県、政令指定都市の新規事業** 厳しい財政状況の下において、地方

公共団体でも行政組織の簡素合理化、既存施策の優先順位の見直し等に努めている。その中においても、地域住民の文化的要求の増大、多様化に対応し、地域の活性化を図るための人的、物的、文化的資源を結集しての新規の文化施策を推進する動きが活発になっている。

自治省の昭和61年度の「地域施策の動向」調査によると、新規の単独事業の件数は、都道府県が3418件、政令指定都市が434件となっている。これを分野別に見ると、都道府県では第一位が「産業振興」(37.7%)、次が「教育、文化、スポーツ」(16.1%)となっており、政令指定都市では第一位が「教育、文化、スポーツ」(25.8%)、次いで「産業振興」(20.3%)となっている。

地方公共団体の新規施策に占める「教育、文化、スポーツ」事業の割合が相當に大きいことが分かる。また、この「教育、文化、スポーツ」事業のうちに文化振興事業の占める割合は約25%となっている。

## (2) 地方交付税

地方公共団体の行政事務の財源としては、地方交付税が重要である。

地方交付税の基準財政需要額の積算は、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で自主的にその必要な事務を遂行するために必要な経費を計算するという考え方方に基づくものであり、文化行政について言えば、地方公共団体として、その規模に応じて実施すべき文化行政事務の標準が、基準財政需要額の単位費用の積算という形でそこに示されていると言うことができる。

道府県の基準財政需要額を算定するための単位費用の積算の基礎において、昭和54年度まで、芸術文化及び文化財保護に係る経費は、細目「社会教育費」の中の細則「地方文化費」に一括して計上されていた。昭和55年度から、これらの経費が分離され、現在は芸術文化に関する経費は細目「地方文化振興費」に、文化財保護に関する経費は細目「社会教育費」の中の細節「文化財保護費」として計上されており、経費の算定がより精緻なものとなってきている。この中で、昭和61年度に文化財保護審議会の委員が2人増員され

て17人となったことや芸術公演事業の経費が増額されたこともあり、その経費は、昭和53年度には6354万円であったのが、昭和62年度には、1億3456万円と、約2.1倍に増額されている。

市町村の単位費用の積算においては、文化に係る経費は社会教育費に含まれている。社会教育費全体について見ると、昭和53年度には4826万円であったものが、昭和62年度には7544万円と約1.5倍に増額されている。

## 3 税制上の文化関係の優遇措置

文化の担い手、主人公は国民であり、その意味で文化の振興を図るために、税制上の優遇措置を含めて、民間の活力を十分に生かすことが必要である。

文化に関する税制上の優遇措置を芸術文化、文化財に共通するものと文化財のみに関するものに区分すると、その概要は以下のとおりである。

### (1) 芸術文化の振興及び文化財の保護に共通する優遇措置

**公益法人が納付すべき法人税に関する特例** 文化的振興を目的とする公益法人も多数設立され、活発な活動を展開しているが、その活動の意義にかんがみ、公益法人は、その納付すべき税について優遇措置を受けている。公益法人の公益事業に対しては、法人税は課されない。また、収益事業についても、法人税率は、普通法人が42%であるのに対して27%となっている。

**寄付金控除** 文化的振興等に充てられる寄付金については、その寄付を奨励する観点から特例措置が設けられている。

公益法人等により広く一般に募集され、文化の向上等に寄与するための支出で緊急を要する事業に充てられる寄付金で大蔵大臣が指定したもの（指定寄付金）、文化の向上等に著しく寄与する公益法人等への寄付金（特定公益増進法人に対する寄付金）及び文化の向上等に寄与する公益信託の信託財産と

するための拠出金で、一定のものについては、所得税及び法人税の免税措置が設けられている。

**相続税、贈与税の非課税** 相続又は遺贈により財産を取得した個人が、取得した財産を文化の向上その他公益の増進に著しく寄与すると認定された公益法人等に寄贈した場合には相続税、贈与税が免除される。

**入場税** 入場税は、入場料金の10%であるが、文化振興のため、映画は2000円以下、演劇、演芸、音楽は5000円以下の入場料金である場合は入場税は課されない。

また、次の場所への入場については、入場税は課されない。

- ア 芸術祭主催公演等の文化庁の主催する催物を催す場所
- イ 助成の措置を講じられた文化財のみを公開する場所
- ウ 国立劇場が伝統芸能のみを公開する場所

## (2) 文化財の保護に関する優遇措置

**譲渡所得への課税に係る特例** 文化財の国・公有化の促進、文化財の管理の適正化等文化財の保存と活用に資するため、文化財の譲渡所得については次の優遇措置がなされている。

ア 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の非課税

国や地方公共団体に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得については所得税は課されない。

イ 史跡等に指定された土地を譲渡した場合の特別控除

重要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された土地が、国・地方公共団体等に買い取られた場合における譲渡所得については、2000万円の特別控除（個人）又は損金算入（法人）が認められる。

**重要文化財に指定された民家の相続税及び贈与税の軽減** 重要文化財に指定されている民家で実際に人が住んでいるものについて、分割相続により管理が困難になるのを防ぐとともに、所有者に課された種々の規制を考慮して、

その相続税及び贈与税の軽減措置が講じられている。

**固定資産税及び都市計画税の非課税** 文化財保護の見地から文化財の所有者に課された種々の規制を考慮して、次のような優遇措置が定められている。

国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物として指定され、又は重要美術品等に認定された家屋及びその敷地については固定資産税及び都市計画税は課されない。

## 第4節 文化的国際交流

### 1 文化交流の意義

#### (1) 文化交流の流れ

我が国は、古来海外の文化を吸収しつつ独自の文化を形成してきた。その意味では、海外との文化交流が各時代の文化を特徴づけるとともに、我が国文化の発展の大きな原動力となってきた。しかしながら、交流の在り方は、海外の先進的文化・文明の吸収に急なあまり我が国文化の海外への紹介等の努力は必ずしも十分でなく、相互交流とは言い難いものがあった。

明治維新以降においても我が国は、欧米諸国の文化・文明を積極的に取り入れ、近代化、工業化を推進し、西欧化を図ることにより高度工業化社会を形成したが、欧米諸国の知識・技術の導入の努力に比べ、諸外国に対する総合的な理解や我が国に対する諸外国の理解を深めるための努力は少なかったと言わざるを得ないであろう。

#### (2) 文化交流の在り方

政治的、経済的国際関係の緊密化と交通手段やコミュニケーション手段の発展により、諸国間の相互依存の関係がますます強くなっている中で、世界の多くの国々が、今日の日本の繁栄の基盤となっている日本の文化と歴史に対して大きな関心を寄せつつある。このような関心の高まりに積極的に対応し、我が国文化について諸外国の理解を広げ、深めるための努力をしていくことは、我が国が国際社会の一員として諸外国との友好協力を深める上で大切なことはもちろんであるが、我が国文化が海外に広く紹介される

ことにより他文化と活発に交流し合い、評価し合うことは我が国文化がこれから国際社会の中で新たな創造を加えつつ発展していく上で不可欠の重要性をもっている。この意味から、文化的国際交流は、我が国文化の振興を図る上で、積極的な推進が強く要請される課題である。

また、我が国現在の繁栄と将来の発展に深くかかわっている国際社会の相互依存関係を平和で安定的に持続させるためにも、広く深く相手を知るとともに、より広く深く自らを知らせること、とりわけ、文化的国際交流が極めて重要なになってきていると考えられる。

近代の我が国国際交流活動は、近代化、工業化を図るための政治・経済面に偏り、諸外国との相互理解の基盤となる文化面がおろそかにされがちであった。このような文化交流の努力不足が、今日、欧米やアジア諸国との間に経済摩擦を引き起こし、ひいては我が国への不信や誤解を生む原因の一つになっているとも考えられる。

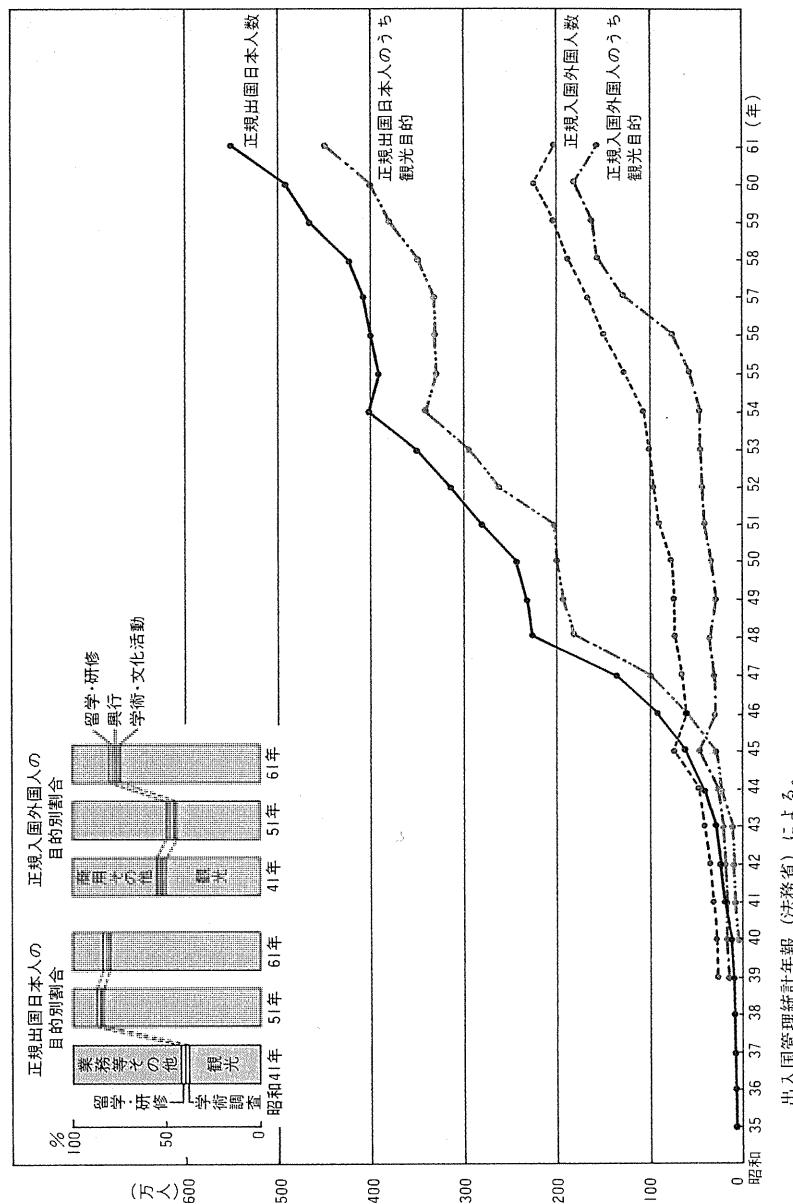
世界中に輸出され、定評を得ている日本の諸製品は、日本人の伝統に根ざした知恵と技術と審美眼から生み出された文化的所産であるとも言われているが、諸外国においてはこれらを外国の技術導入による物まねに過ぎないとする批判もある。これは、我々の文化交流の努力不足から生じた日本の文化に対する理解不足の一例としてとらえることもできるであろう。

一方、近年、古美術展、古典芸能から現代芸術までの公演等日本の伝統や現代文化の紹介のための事業を自国で開催してもらいたいという諸外国からの要請が年々増加している。

これらの要請に積極的に対応して、我が国文化について諸外国の理解を深めるための努力を行うことは、国際社会における日本の位置を確かなものとすることともなろう。

国民のたゆまぬ努力により、経済的に強力な国となり、繁栄を迎えた我が国に対し、諸外国においては経済中心、物中心の考え方や行動の仕方についての批判も高まり、また、国民の間では人間性の回復と心の豊かさを求める

図1-4 出入国者数の推移



声が高まってきている今日、文化の国際交流は、人と人、心と心の友好関係を国と国との間にはぐくむとともに、多様な文化が触発し合って、新しい文化の創造に貢献することとなるであろう。

### (3) 文化交流の現状

諸外国との文化交流の状況について、以下に概観してみよう。

**人物交流** 昭和61年度の日本人の海外旅行者は、図1-4のとおり外国渡航が自由化された昭和39年度の40倍を超え、海外長期滞在者、留学生、研究者等の海外渡航も年々増加している。一方、訪日外国人数は、昭和60年度には昭和40年の6倍以上となっているが、これは日本人の海外旅行者数の2分の1以下である。

また、外国人登録者も毎年増加してきてはいるが、日本人の海外長期滞在者に比してその数は少ない。

**映画、書籍、レコード等の交流** まず、映画の交流の状況について見ると、表1-3のとおり、我が国で製作された映画の昭和58年における輸出先の大半は香港などアジア地域が多く、欧米へは少なくなっている。これに対して、欧米からの輸入は200本近くになっている。なお、このうち過半数はアメリカ映画である。

表1-3 映画の輸出入の状況

輸出入先	アメリカ	イギリス	フランス	西ドイツ	イタリア	香港	その他	合計
輸入（昭和57年）	116	7	21	7	17	4	27	199
輸出（昭和58年）	—	—	5	1	—	35	—	—

(注) 劇場用長編映画の統計である。

ユネスコ統計年鑑1987年版による。

また、図書の翻訳については、表1-4のとおり、昭和56年に我が国で翻訳・出版された外国語図書は英語図書を中心として2754点であり、これは海

表1—4 翻訳・出版された図書数 (昭和56年)

	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	イタリア語	スカンジナビア諸語	ロシア語	その他 の言語	計
海外で翻訳された日本語の図書数	76	9	5	17	7	2	9	16	141
我が国で出版された海外の図書数	2,011	241	28	246	28	26	100	74	2,754

エヌエスコ統計年鑑1987年版による。

外で翻訳された日本語図書数の約20倍となっている。

レコードについては、昭和56年においては輸入枚数・金額ともに輸出の10倍以上となっている。

テレビ放送は、日常生活から切り離すことのできないものとなっているが、通信衛星利用による国際テレビジョン伝送の受信量は、送信量の2倍以上である。

**舞台芸術の交流** 表1—5のとおり、海外における日本の演劇、舞踊、歌舞伎等の伝統芸能等の舞台芸術の公演は、昭和52年には12件であったが、昭和61年には29件となり、倍増している。また、諸外国の舞台芸術の我が国における公演数は、昭和52年には13件であったが、昭和61年には72件で5倍以上に増加し、年々我が国側が入超となる傾向を示しているが、舞台芸術の交流は活発化している。これは我が国と諸外国における相互の芸術文化に対する関心の高まりととらえることができ、このような分野の交流は今後一層増加するものと思われる。

表1—5 舞台芸術の交流の状況

区分	年 昭和 52年	56年	61年
来日公演	13件	19件	72件
海外公演	12	7	29

演劇年鑑((社)日本演劇協会監修発行)による。

**美術展の交流** 昭和61年度に文化庁及び国際交流基金の主催による海外における我が国の美術工芸展は26回開催され、国内で開催された海外の美術・工芸展で文化庁が後援を行ったものは93展であった。この分野の交流においても日本側が入超となる傾向を示しているが、近年、諸外国からの日本の美術工芸展の開催希望は激増している。今後、このような諸外国の我が国の古美術や現代美術に対する関心の高まりに適切に対応し、交流の均衡を図ることが必要と思われる。

#### (4) 交流の不均衡

人の交流では日本側が出超、映画、書籍、レコード、舞台芸術等の交流では日本側が入超の傾向となっており、交流の対象国、交流分野等の拡大は見られるが、明治以降の我が国の交流の態勢はあまり変わっていないようである。

これまで、諸外国において日本理解を図る上で、新聞、書籍等の出版物、テレビ、ラジオ等のマス・メディアを通じた我が国に関する情報の果たしてきた役割は大きいが、今後の国際交流は、このようなマス・メディアによる間接的な交流のみでなく、生の文化の直接交流を一層進めることが必要であろう。その意味では、日本の国民が長い歴史の中ではぐくんできた舞台芸術、美術、音楽、その他の生の文化を通じた交流の充実を図り、我が国の文化、ひいては我が国に対する総合的理解を促進することが肝要と思われる。

## 2 国際交流の推進体制等

国際社会における我が国の役割の増大に伴い、文化の国際交流の果たすべき役割も増大しており、国及び地方公共団体においては、国際交流の充実、活発化のための努力が払われている。

## (1) 国

国際的な文化交流の基盤として重要なことは、世界で通用する芸術家、専門家の養成など芸術文化の振興を図るとともに、我が国を含む世界の国々のそれぞれの文化に対する理解を深め、尊重の精神を養うために内外文化の紹介等を行うことであるが、国においてはこれらの施策が進められている。

また、その側面的支援としては、助言、援助、情報提供等があげられるが、地方公共団体及び民間団体と諸外国機関・団体の間の文化交流の橋渡し的役割、全国的又は地域的な文化活動・文化交流に関する団体・機関への援助、芸術文化団体、博物館・美術館等に関する国内外の情報の収集・提供等が行われている。

## (2) 地 方

地方の国際交流は、地域の振興及び活性化の観点から、地域住民のニーズに即し、かつ、地域の特色を生かして、地域の国際化の推進、国際性豊かな人材の育成、地方のアイデンティティーの確立等を目的として、教育委員会及び首長部局において各種の事業が実施されている。いくつかの地方公共団体においては、国際化推進のための研究会・懇談会が設けられ、国際化の推進体制の整備が図られているが、国際交流の推進のためには、行政、民間、住民を含む包括的で長期的な基本方針の策定の推進と教育委員会、首長部局等の連絡調整の充実が図られることが望まれる。

住民の国際交流の推進のためには、住民のニーズの的確な把握の上に立って広い国際的視野や外国語等の知識を持つ職員の養成、配置等による住民に対するサービスの向上を図ることが求められ、文化交流事業の実施に当たっては、地域に居住、滞在している外国人、諸外国での文化活動の経験者、帰国子女等の身近な人材の一層の活用を図ることが有効であろう。

## (3) 民間団体

昭和59年9月現在、我が国と諸外国との相互理解、友好親善を目的として設置された国際文化交流団体は、全国で555団体が数えられる。その所在は大都市の周辺部に集中する傾向があるが、団体数は年々増加しており、親善使節団の派遣や受入れ、講演会や催しの開催等の多様な事業が行われている。このような民間で行われる交流活動こそ、諸国民の間に眞の相互理解と友好関係を生むものであると考えられ、国及び地方公共団体は、各団体の自主性を尊重しつつ、指導・助言等の支援を行うとともに、緊密な協力関係を保つことが必要であろう。

## 3 国の交流事業

## (1) 文 化 庁

国際化が進展する中で、国際社会における相互理解の増進を図る上で文化的国際交流の果たす役割の重要性にかんがみ、文化庁では、文部省、外務省等関係省庁、国際交流基金その他の団体等と連携・協力して各種文化交流事業を実施するとともに、新しい文化の創造と芸術文化の普及を目的として、芸術家・専門家の海外派遣及び受入れ、国民に対する諸外国の芸術文化の鑑賞機会の提供、日本の芸術文化の諸外国への紹介、文化財の保存及び修復のための国際協力等の事業を行っている。文化庁の国際交流事業について以下で概観する。

## ア 芸術家・専門家の派遣・受入れ

**芸術家在外研修** 将来性に富む芸術家を研修のため1年、2年又は3か月、諸外国に派遣するもので、昭和42年度（2年派遣は昭和49年度、3か月派遣は昭和54年度）から実施している。昭和62年度末までに総数で479名を派遣し

た。芸術家在外研修派遣者実績は次のとおりである。

区分 分野	1年派遣		2年派遣		特別(3か月)派遣		計	
	62年度	累計	62年度	累計	62年度	累計	62年度	累計
美術	7名	104名	1名	13名	1名	1名	9名	120名
音楽	9	123	0	13	1	13	9	149
舞踊	4	72	1	12	1	9	6	93
演劇・映画	2	39	—	—	2	9	4	48
舞台美術等	4	49	0	12	1	8	5	69
計	26	387	2	50	6	42	33	479

**芸術文化指導者等派遣** 昭和48年度から、音楽、舞踊、美術、演劇等の指導者を諸外国に派遣し、各国の芸術文化に関する調査研究等を実施している。

**日米芸術家交換計画** 昭和53年度から、日本側は文化庁と米国側は日米友好基金及び米国国立芸術財団との間で、毎年5名の視覚芸術及び舞台芸術の分野の芸術家の相互交換を行っている。

#### イ 海外美術展、海外公演の開催

**日本古美術の海外展** 日本の歴史と文化に対する諸外国の理解増進を目的として、昭和26年の「講和記念サンフランシスコ日本古美術展」以来25展実施している。最近の状況は次のとおりである。

昭和60年度	「日本陶磁名品展」	スウェーデン 国立東アジア博物館
昭和61年度	「雪舟と室町 水墨画展」	アメリカ デトロイト美術館 ホノルル美術館
昭和62年度	「四季—日本の美術—」展	ドイツ ハンブルク特別市工芸美術館
昭和63年度	「大名の美術展」	アメリカ ナショナル・ギャラリー・オブ・アート

**日米舞台芸術交流事業** 我が国の現代舞台芸術を米国において広く紹介す

るため、昭和61年度から音楽、舞踊、演劇の各分野を代表する芸術団体を米国に派遣し、米国内での巡回公演の機会を提供している。実施状況は次のとおりである。

昭和61年度	現代演劇公演「王女メディア」(61年9月) 東京混声合唱団演奏会(62年3月) 邦楽4人の会演奏会(62年3月)
昭和62年度	現代演劇公演「王女クリテムネストラ」(62年4月) 現代演劇公演「化粧」(62年10月～11月) 現代舞踊公演(63年3月) 日本音楽集団演奏会(63年3月)

#### ウ 諸外国の芸術作品の美術展、公演、映画祭の開催

**海外美術の国内展** 国立の美術館・博物館では、外国の美術作品展をその主催又は外国政府、新聞社等との共催で、年間延べ十数展開催している。昭和62年度には次の展覧会を開催した。

東京国立近代美術館	「ヨーロッパのレース」
京都国立近代美術館	「ヨーロッパのレース」
国立西洋美術館	「イギリスのカリカチュア」
国立国際美術館	「絵画1977-1987」

**交換映画祭** 東京国立近代美術館フィルムセンターでは、昭和45年度から、商業ベースに乗りにくい優秀映画作品を諸外国と交換し、一般に公開するため、毎年1ないし2か国について企画した映画祭を開催している。最近の状況は次のとおりである。

昭和61年度	米国映画祭、スイス映画祭
昭和62年度	中国映画祭
昭和63年度	ルーマニア映画祭

**海外民族芸能団の招聘** 昭和21年以来毎年開催されている芸術祭に、昭和61年度から毎年、アジア・太平洋地域の3か国から民族芸能グループを招き、我が国の芸能グループとの競演を開催している。最近の状況は次のとおりである。

昭和61年度	チエンマイ民族舞踊団（タイ） チベット藏劇仮面芸術団（中国） フィジー民族芸能団（フィジー）
昭和62年度	ロイヤル ネパール アカデミー カルチュラル トゥループ (ネパール王国) ウンガティ ランギウェウェヒ マオリ カルチュラル グループ (ニュージーランド) タイ国立舞踊団（タイ）

### エ 文化財保存・修復のための国際協力

**文化財の保存及び修復に関する国際研究集会** 東京国立文化財研究所では、昭和52年度から諸外国の文化財関係研究者を招き、各国の研究成果の発表と意見交換を行う国際研究集会を開催している。最近の状況は次のとおりである。

昭和61年度	「アジアにおける仮面の芸能」 7名（ネパール、タイ、インドネシア、韓国2、米国、中国）
昭和62年度	「日本・東洋美術史における転換期の諸問題」 5名（米国3、英国、韓国）

**招聘研究員** 東京国立文化財研究所では、文化財の保存修復に関する科学的研究能力の向上と緊急に解決すべき課題の研究のため、海外の優れた研究者を招き、共同研究を行っている。最近の状況は次のとおりである。

昭和61年度	7名（中国2、カナダ、ノルウェー、デンマーク）
昭和62年度	4名（米国1、その他3名）

**文化財保存修復研究国際センターへの協力** 文化財保存修復研究国際センター（The International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property, ICCROM）は、1956年（昭和31年）第9回ユネスコ総会の決議に基づき、1959年（昭和34年）に政府間機関としてローマに設置されたもので、文化財の保存・修復に関する学術的、技術的问题に関する研究、資料の収集及び配布、保存・修復に関する諸問題についての助言・勧告、研究者・技術者の養成及び修復事業の推進等への援助を行っており、現在75か国が加盟している。

我が国は昭和42年に加盟し、その活動に参加・協力をしている。すなわち、昭和44年以来我が国の代表が20か国の代表で構成される理事会の理事に選出され、積極的に貢献するとともに、同センターが毎年開催している研修コースに、昭和49年度から毎年文化庁又は所轄機関の専門家1名を派遣している。

**敦煌文化財保存修復協力** 人類の貴重な文化遺産であり、我が国の飛鳥・奈良時代の美術の源流をなすと言われている中国の敦煌莫高窟の壁画・仏像の経年による剥落・破損を防ぎ、保存修復を進めるため、昭和59年の日中外交相会談及び文化庁長官・中国文化部長会談において「敦煌文化財保存についての日中協力」が合意され、さらに昭和60年及び昭和62年の日中文化交流政府間協議においても、敦煌文化財保存協力の推進が確認された。

これらの経緯を踏まえ、昭和61年度から協力事業推進のための代表団及び調査団の相互交流により共同研究等協力の進め方についての協議を行っている。

### (2) 文部省

文部省は、教育、学術、文化の振興及び普及を目的として、学生、教員、研究者、青少年、スポーツ競技者等の交流や国際会議等を通じて国際交流・協力を進めるとともに、国際共同研究の推進、国際連合大学やユネスコに対

する協力等を行っている。

ユネスコを通じて、我が国の代表的な文学作品を海外に紹介するため、英語、フランス語等に翻訳し、出版する日本文学代表作品翻訳事業を実施している。また、文部省からの助成を得て、ユネスコアジア文化センター(ACC U)は、アジア・太平洋地域諸国の協力の下に、文化、図書開発、識字の3分野で地域協力事業を実施している。

さらに、所管の特殊法人日本学術振興会は、研究者の派遣・受入れ、学術の国際協力の推進等の事業を実施している。

### (3) 外務省

外務省は、諸外国との相互理解及び友好親善の促進に資するため、文化協定等の締結とそれに基づく文化交流、在外公館等における講演会、映画会等文化事業の開催、海外広報資料の作成・配布、有識者の派遣及び招聘、文化無償協力等を行っている。

### (4) 国際交流基金

外務省所管の特殊法人である国際交流基金は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解と国際友好親善を促進することを目的として、人物の派遣及び招聘、海外における日本研究に対する援助や日本語の普及、文化交流のための催しの実施・援助及び日本文化を海外に紹介するための資料等の作成・配布等を行っている。

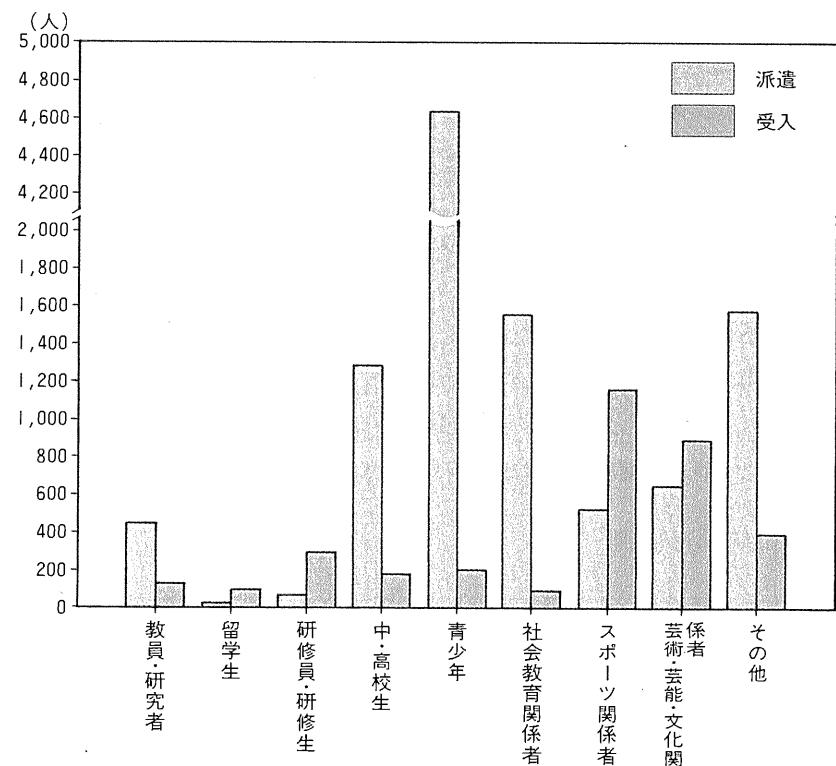
## 4 地方の交流事業

今日、「文化の時代」、「地方の時代」と言われ、社会・経済全般にわたって国際化が進展している中で、地方公共団体は多様な施策を講じ、広範な国際交流事業を展開している。このような地方公共団体の文化交流の施策や事業

は、地域文化の振興及び地域住民の文化的な創造活動の育成・支援のために、諸外国の文化に接する機会を幅広く提供することに重点があるように見受けられる。

文部省が昭和62年度に実施した都道府県・指定都市における国際交流活動に関する調査によると、諸外国との交流の状況は図1-5のとおりである。

図1-5 都道府県等の人物交流の現状



都道府県・指定都市における昭和61年度国際交流事業活動に関する調査（文部省調査）による。

## (1) 人物交流

都道府県・指定都市の昭和61年度の海外派遣人数は、1万685人で、海外からの受入れ人数3399人の約3倍である。図1-5のとおり、派遣については、青少年が半数近くを占め、友好・親善を目的とする事業に関するものがほとんどであり、芸術・芸能・文化関係者の派遣は6.1%で海外での公演・展示の事業に関するものが大半である。受入れについては、スポーツ関係者が34%と最も多く、次いで芸術・芸能・文化関係者が26%であるが、そのほとんどは国内での公演・展示の事業のための来日である。

## (2) 公演・展示活動に関する交流

都道府県・指定都市が昭和61年度に海外で実施した公演・展示活動は、10都道府県5指定都市の24件となっている。同年度に海外の団体等が国内で実施した公演・展示活動は21都道府県7指定都市の66件であり、海外への派遣事業の約3倍に相当する。しかしながら、このような事業には単年度限りのものもあることから、必ずしも断定はできないが、公演・展示活動の交流に取り組んでいる都道府県等はまだ多くはないように見受けられる。

## (3) 姉妹都市提携

地方公共団体が行う国際交流のための特徴的な活動の一つに姉妹都市提携に基づく交流がある。昭和30年に始まったこの姉妹都市提携は、相手国、件数ともに増加を続け、昭和60年5月現在、27都道府県、239市、101町、7村の合計374地方公共団体が、総計538組の提携を結んでいる。姉妹都市提携による交流活動は、友好親善、人物交流、文化交流、経済・技術交流など幅広く行われているが、相手国に偏りが見られ、今後世界の様々な国々との交流に拡大されていくことが期待される。

## (4) 民間団体等の協力

地方公共団体が行う国際交流事業の実施面での特徴に、地域住民、青少年団体、婦人団体、青年会議所、ロータリークラブ等の協力や通訳、ホームステイ等ボランティアの活用などの民間との連携が図られていることがあげられる。また、資金面については、地方公共団体による支出に加え、民間資金の導入が図られていることがあげられる。さらには、異なった生活文化を身につけた留学生、研修生等を含む地域居住・滞在外国人との交流、例えば懇談会・交流会の開催や、地域イベントへの参加が、地域住民の諸外国の文化及び生活への理解の増進に極めて大きな効果をあげていることも特色の一つとして指摘することができよう。

## 第5節 諸外国における文化行政

### 1 イギリスの文化行政

#### (1) 概 説

イギリスでは、文化を振興するに当たって、芸術文化関係者の自主性を尊重する観点から、芸術協議会（Arts Council）等の特殊法人を設立して、それらを通じて振興を図る方式がとられていることが特色となっている。

芸術の振興に当たる政府機関は、芸術図書館庁（Office of Arts and Libraries）である。芸術図書館庁は、1983年に教育科学省から独立したもので、芸術大臣の下で、国立の博物館・美術館や大英図書館に対して予算を配分するほか、芸術協議会、工芸協議会（Crafts Council）、博物館・美術館委員会（Museums and Galleries Commission）、英国映画協会（British Film Institute）などの団体に対し補助を行っている。芸術図書館庁の1987年度の予算額及びその内訳は次のとおりである。

国立補助・配分先	金額	(邦貨の概算額)	比率
国立博物館・美術館	1億 800万ポンド	(258億1,200万円)	32%
大英図書館	5,100万ポンド	(121億8,900万円)	15%
芸術協議会	1億3,800万ポンド	(329億8,200万円)	41%
工芸協議会	200万ポンド	(4億7,800万円)	1%
博物館・美術館委員会	600万ポンド	(14億3,400万円)	2%
英國映画協会	1,000万ポンド	(23億9,000万円)	3%
その他	2,400万ポンド	(57億3,600万円)	7%
計	3億3,900万ポンド	(810億2,100万円)	—

芸術協議会等の団体は、芸術図書館庁が所管しているが、独立の法人格を持ち、芸術図書館庁からの補助金を主たる財源として、それぞれの分野において芸術文化の援助事業の実施に当たっており、その運営については大幅な自主性が認められている。また、国立の美術館・博物館についても、自主財源の獲得と使用を含め、自主的な運営が認められている。

芸術図書館庁は、政府の文化予算をこれらの機関・団体に配分することを主な役割としているが、さらに、企業の芸術援助活動を促進するために、企業が新たに芸術活動に寄付を行った場合、その活動に対して一定の割合で補助をする企業援助奨励計画を1984年から開始し、1987年度には、175万ポンド（4億1825万円）を補助するなど芸術活動への民間資金導入のための施策を開しつつある。

また、芸術図書館庁は、後述する国民文化財記念基金（National Heritage Memorial Fund）を環境省と共に管し、1987年度で150万ポンド（3億5850万円）を補助しているほか、貿易産業大臣の依頼を受けて、美術工芸品の国外流出を防ぐため、その輸出の許可の審査に当たっている。

文化財の保護に当たるのは、主として環境省（Department of Environment）である。環境省では、遺跡・歴史的建造物局（Directorate of Ancient Monuments and Historic Buildings）が担当し、関係委員会の助言を得て、保存すべき歴史的建造物等のリストを作成し、このリストに掲載されたものの改築、取壊しなどに対して必要な規制を行っている。

環境省の歴史的建造物等の保護のための予算を見ると、1987年度で約7300万ポンド（174億4700万円）である。

文化財の保護に関しては、法律によって設立された支援組織が国民文化財記念基金、歴史的建造物・遺跡委員会（Historic Buildings and Monuments Commission）をはじめいくつかあり、環境省等からの補助金を主たる財源として、それぞれ必要な活動を行っている。1987年度においては、国民文化財記念基金は芸術図書館庁及び環境省からそれぞれ150万ポンド（3億5850万

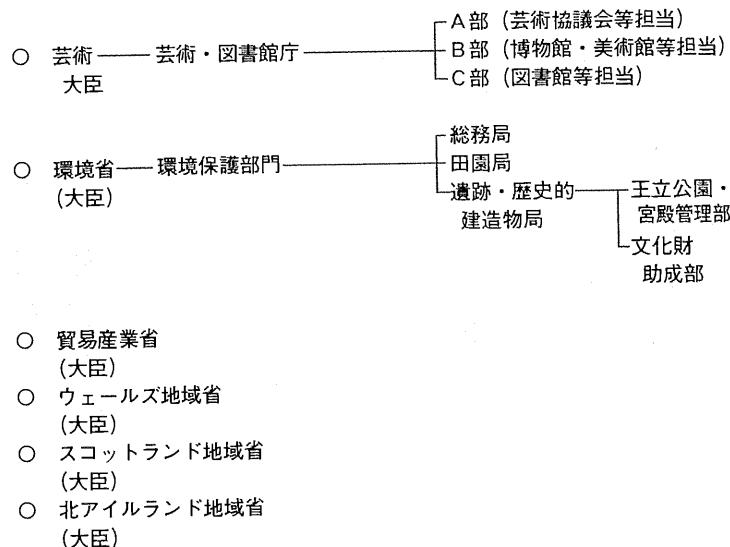
円)ずつの補助、歴史的建造物・遺跡委員会は環境省から約6500万ポンド(155億3500万円)の補助を受けている。このほか、民間のボランタリートークとしてナショナル・トラスト(National Trust)がある。

諸外国との文化交流については、英國文化を教育研修、出版、英語教育、芸術などの事業を通して海外に紹介するため設置された特殊法人であるブリティッシュ・カウンシル(British Council)が、外務省からの補助金等により国際文化交流事業を活発に展開している。

また、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドについては、それぞれの地域省もその地域の国立の博物館、美術館、図書館等の維持、運営などについて、1987年度において、100万ポンド以上を支出していると言われている。

以上の主な行政組織についてまとめると図1-6のとおりである。

図1-6 イギリスの主な文化行政組織



## (2) 芸術文化の振興

舞台芸術、美術等の振興については、芸術協議会が中心的な役割を果たしている。芸術協議会は、1946年にロイヤル・チャーターにより設立され、芸術に対する政府援助資金の中心的な配分機関として、オーケストラや劇団など1200以上の芸術・文化団体等に対して補助を行っているほか、芸術活動の発展、芸術鑑賞の機会の増進、政府、地方機関等への助言、協力等を行っている。芸術協議会の補助の主な配分状況は次のとおりである。

分野	比率
演劇	19%
音楽	17%
舞踊	8%
地域芸術協会	20%
スコットランド芸術協議会	10%
ウェールズ芸術協議会	6%
その他	20%

(注) スコットランド芸術協議会及びウェールズ芸術協議会は、芸術協議会の専門委員会のひとつにすぎないが、予算の配分等にかなりの自由裁量を認められている。また、地域芸術協会は、地方の活動を振興するための組織で主にイングランドにある。

工芸については、工芸協議会が、実際の振興事業の企画・実施に当たっている。工芸協議会は、1982年に法人格を得ておらず、工芸の振興、工芸に対する国民の理解の増進を目的として活動している。

大英博物館等の国立の博物館・美術館に対しては、国から資金が直接配分されているが、国立以外の博物館・美術館に対しては、博物館・美術館委員会が補助金配分を行っている。

映画については、英國映画協会が振興に当たっている。この協会は、1933

年に設立され、映画の芸術性の向上を助けるとともに、国民への普及を図ることを目的として、映画のフィルムの保存施設の運営、国立映画館の設置・運営、映画の製作・供給、地域映画館の建設、映画情報の収集・提供を行っている。また、国立映画テレビ学校が1971年に設立され、芸術図書館庁と映画テレビ産業との共同の援助により映画、テレビ関係の人材養成に当たっている。

### (3) 文化財の保護

**文化財保護の制度** イギリスにおける文化財保護の制度は、1882年の古代記念物保護法の制定以来、多くの変遷を経ているが、現在効力を有する基本的な法律としては、歴史的建造物及び保全地区に関する1971年改正都市田園計画法、古代記念物等に関する1953年歴史的建造物及び記念物法、1979年遺跡及び考古学地区法などがあげられる。

これらの法律によって保護の対象とされる文化財は、①歴史的建造物、②保全地区、③記念物、④遺跡、⑤美術工芸品（製作後50年以上のもの）に大別される。美術工芸品を除いては、環境省遺跡・歴史的建造物局が担当している。我が国の無形文化財、民俗文化財に相当する制度はないが、これらの区分に部分的に含まれるものがあることはもちろん、舞台芸術など無形文化財に該当するものは他の顕彰制度により栄誉を得ているものと思われる。また、民俗文化財、史跡名勝天然記念物などに該当するものは地方公共団体やボランタリー活動により保護され、実際の保護において我が国と大きな違いはないものと考えられる。

都市田園計画法では、歴史的建造物の保護を規定しており、環境大臣が建築上又は歴史上価値があると認めた登録建造物及びこれと同じ扱いを受けるものについては、現状変更の禁止等の種々の保護の措置が定められている。

さらに、都市田園計画法では、建築上又は歴史上特別の価値を有し、その特性、外観を保護・整備することが望ましい地区として保存地区を規定して

おり、地方計画当局が指定したものは、保護の対象とされている。

歴史的建造物及び記念物法等では、記念物の保護を規定しており、宗教目的で使用されている建造物を除き、地上及び地下の建造物、構築物その他の工作物並びに洞窟及び掘削跡のうち、環境大臣が古代記念物審議会の報告に基づきその保存の国家的意義を認めて台帳に登録したものなどについて、現状変更の禁止などの保護の措置がとられている。

遺跡及び考古学地区法では、遺跡の保護を規定しており、環境大臣は考古学上重要地区を指定できることとされ、指定された地域について、現状変更を行う場合には通告が必要とされ、現場への立入りなどの結果により必要性の認められるものについては発掘調査が行われる。

また、50年以上経過した美術品、書籍、考古学上の遺品などで一定額以上の美術工芸品については、その輸出について貿易産業大臣の許可を要するものとされ、美術工芸品の国外流出を防いでいる。

**文化財保護の事業団体** 前述の歴史的建造物・遺跡委員会は、主として政府出資金、民間寄付金によって運営されているが、保護対象遺跡の登録、現状変更許可などの環境省の遺跡・歴史的建造物局が行う事務に助言を与えていたり、自ら遺跡や歴史的建造物を買収して保護に当たったり、個人や団体の行う保護の措置に対し補助金を交付するほか、関係の調査・研究を行うなどイギリスにおける文化財保護に重要な役割を果たしている。

また、国民文化財記念基金においては、歴史的建造物、美術工芸品などの文化遺産を公共のために取得しようとする団体に対する援助を行っている。

さらに、民間のボランタリー団体であるナショナル・トラストは、1895年に英国の歴史と美を国民のために保全することを目的として設立され、破壊の危機にある土地及び建造物を購入し、又は寄贈を受けて管理を行っている。現在の会員は150万人で、土地61万エーカー、有料公開建物、庭園など約300を所有していると言われる。

（注） ポンドの邦貨換算については、1ポンドを239円とした。

## 2 アメリカ合衆国の文化行政

### (1) 概 説

アメリカでは、芸術の振興・保護については、歴史的にカーネギーやメロンなどの資産家が美術品の収集や美術館、コンサートホール等の創設、芸術家への経済援助を行うなど民間の個人や団体による援助活動などが従来から定着しており、文化における連邦政府の役割は、これらの寄付等を奨励、助長するための税制上の優遇措置等を種々講じることが中心であった。

また、連邦制をとっているため、一般の行政と同じく、文化の振興も各州が中心であり、連邦政府には文化行政担当の省庁ではなく、各州がそれぞれ文化振興施策を展開してきた。

しかしながら、1965年、芸術文化・人文科学分野の全米的事業の諮問・調整機能が必要であるという観点から、米国芸術・人文科学財団(The National Foundation on the Arts and the Humanities)が設立され、その傘下に芸術文化活動への公的援助を目的とした全米的な連邦政府機関として、米国芸術財団が設立された。米国芸術財団は、連邦政府の行う芸術文化の振興と民俗文化の保護の中心機関となっている。

そのほか、連邦政府の独立の文化機関として、博物館援助機関が博物館に対し援助を行っているほか、スミソニアン機構、ナショナル・ギャラリー・オブ・アート、ケネディ舞台芸術センターなどの国立の文化施設が置かれている。

**州政府の文化施策** 州政府の芸術文化施策は、それぞれ独自に行われており、州によりその差は大きい。

アメリカの50州及び六つの特別地区(ワシントンD C、グアム等)のすべてに公的な芸術振興機関が設置されているが、このうちバーモント州のバーモント芸術評議会が唯一の民間機関で、その他はすべて州政府の機関である。

州の機関のプログラムは多様であるが、基本的には米国芸術財団のものと類似している。各州の機関はいくつかのグループを形成し、州を超えた広い活動のため互いに協力し合っている。

州政府のうち芸術援助に最も力を注いでいるのは、アメリカで最初に公的な芸術援助を開始し、芸術家の集中度等からアメリカの芸術の中心と言えるニューヨーク州である。同州は、1988年には全米50州中最大の約5400万ドル(68億円)の芸術援助予算を組んでいる。

**文化財保護行政** 文化財保護行政においても分権制度が確立されており、連邦政府においては、内務省等が国全体の立場から保護すべき重要な歴史記念物・建造物・物件の保存、連邦の所有地に存する記念物の保存、埋蔵文化財の保護等に当たっており、州はこれらを除く広範囲の分野を対象としている。

**文化予算** 芸術文化の振興のための資金面で重要な役割を果たしているのが民間寄付金であるが、芸術文化活動のための公的支出及び民間による援助資金は次のとおりである。

1983—1984年の芸術文化活動のための公的支出

区分	支出額(邦貨の概算額)	
連邦政府(38%)	2億6,600万ドル	(335億1,600万円)
州政府(19%)	1億3,600万ドル	(171億3,600万円)
市町村等(43%)	3億ドル	(378億円)
計	7億200万ドル	(884億5,200万円)
税支出(免税額)	23億5,600万ドル	(2,969億5,600万円)
総計	30億5,800万ドル	(3,853億円)

## 芸術文化のための民間による援助資金

区分(年)	資金額(邦貨の概算額)
個人寄付(1983年)	36億5,000万ドル(4,599億円)
企業寄付(1982年)	2億6,300万ドル(331億3,800万円)
財団寄付(1982/83年)	4億5,200万ドル(570億5,200万円)

芸術の支援 国際比較研究(1985 J.M.D.Schuster)による。

## (2) 芸術文化の振興

連邦政府による芸術文化の振興には米国芸術財団が中心的な役割を果たしている。

**米国芸術財団** 米国芸術財団(The National Endowment for the Arts)は、1965年大統領直轄の独立機関として設立された。米国芸術財団は、芸術文化の振興、アメリカの遺産となるべき文化の保護、国民への芸術機会の提供を目的とし、デザイン、舞踊、伝統工芸、文学、メディア(映画、テレビ、ラジオ)、音楽、美術等の分野の芸術家及び芸術団体並びに博物館、オペラ劇場、演劇場等の団体に補助金の形で経済援助を行っている。補助金の交付の審査に当たっては、行政に判断・評価をゆだねるのではなく、芸術分野における広範で専門的知識を有する民間の芸術家、専門家等により民意の反映が図られている。米国芸術財団の財源は、連邦政府の予算と民間からの寄付で賄われているが、1988年の予算は1億6773万ドル(211億3398万円)となっている。米国芸術財団の1987年度における分野別の支出状況は次のとおりである。

分野	支出額(千ドル)
舞踊	9,200
デザイン美術	4,300
エクスパンション・アート	6,700
民俗芸術	3,000
インター・アート	4,000
文学	5,100
メディア・アート	12,800
博物館・美術館	12,300
音楽	15,300
オペラ・ミュージカル	6,100
演劇	10,800
ビジュアル・アート	6,200
芸術家教育	5,300
州プログラム	24,561
地区試験	2,200
アドバンス・プログラム	1,320
チャレンジ・プログラム	20,000
政策・立案・研究	1,000
管理	14,900
計	165,081

**スミソニアン機構** スミソニアン機構(Smithsonian Institution)は、1926年にイギリス人ジェームズ・スミソンにより遺贈された資産により、アメリカ議会の立法に基づいて1946年に創設された独立の機関(Establishment)で、合衆国大統領、副大統領、最高裁判所長官、各行政機関の長を法定構成員としている。同機構は、人類の知識の増進と普及を目的として、14の博物館、美術館、研究所等で構成されており、美術、科学、歴史等幅広い分野の調査

研究活動、展示、実演等公共サービス、コレクション等の活動を行っている。1986年度の支出額は、連邦政府から配分された予算を主とし、2億2402万ドル（282億2652万円）となっている。

**ナショナル・ギャラリー・オブ・アート** ナショナル・ギャラリー・オブ・アート（National Gallery of Arts）は、スミソニアン機構の傘下ではあるが、独立の連邦政府機関として、連邦政府の直接の予算配分を受けており、内外の美術品の展示、芸術教育等を行っている。

**ケネディ舞台芸術センター** ケネディ舞台芸術センター（John F. Kennedy Center for the Performing Arts）は、スミソニアン機構の傘下ではあるが、内務省後援の独立の連邦政府機関であり、国の文化センターとして五つの劇場を有し、入場料収入と民間からの寄付により演劇、音楽、オペラ、舞踊等の公演及び教育活動を実施している。

### (3) 文化財の保護

アメリカの文化財保護の重点は、当初、独立記念建築や南北戦争の戦跡に置かれて、連邦の所有、管理する土地に存するものに限られていたが、次第に保護の対象を広げ、私有財産にも文化財保護のための規制を加えるようになった。

アメリカでは、文書、美術品等の文化財の指定制度はないが、重要なものは、スミソニアン機構、国会図書館などの政府関係機関で保有されている。また、アメリカ民俗生活センター（American Folklife Center）においては、スミソニアン機構等とも共同しながら、アメリカの伝統的生活の保存・再生や建築物の保存を行っている。

**文化財保護の制度** 連邦の文化財保護に関する法律は数多く、また、多くの変遷を経ているが、おおむね次のような歴史を経ている。

1906年の古代遺物法では、大統領は、連邦が所有し、又は管理している土地に存する歴史的な記念地等を国家的記念物と宣言することとし、その保

護を図ろうとするものであったが、多くは先史時代の遺跡が対象とされていた。1935年の史跡法は、保護対象の時代的範囲を広げるとともに、重要な遺跡等を取得して保存する権限を内務長官に与えるものであった。

いずれにしても、保存の対象は連邦所管の土地という基本的考え方方が踏襲されていたわけであるが、1966年の国家歴史保護法において、はじめて民有地にある史跡等にまで保護の対象を広げ、重要な遺跡等の国家登録を行う権限を内務長官に与えるとともに、これらの遺跡等の保護を図ることとした。

なお、埋蔵文化財の保護についても、古代遺物法では連邦が所有し、又は管理している土地にある遺跡に係る場合にのみ許可制をとっていたが、1960年のダム等の工事により影響を受ける歴史的・考古学的資料の保護に関する法律では、連邦の機関又は連邦の免許を受けた者によって実施されるダム等の工事の場合には連邦所有地等以外の土地にある遺跡についても緊急調査を実施することとされ、さらに、1974年の改正によって、連邦の免許又は補助によるものを含むすべての連邦関係の事業計画について、遺跡の破壊のおそれがある場合には調査又は復元の措置をとるべきこととされた。

**文化財保護の組織** アメリカにおける文化財保護の対象は、国家歴史保護法によれば、アメリカの歴史上、建築上、考古学上及び文化上重要な地域、遺跡、建造物、構築物、物件であり、連邦は、各州の行う文化財の保護、取得等に関する調査及び計画の策定その他の保護の措置に対して補助金を交付している。

文化財の保護を担当する組織には、連邦政府の機関として、内務省国立公園部、魚類・野生動植物部、博物館援助機関等があり、そのほか、各州の機関、関係団体等があげられるが、これを総括する立場である大統領の諮問機関として歴史保存諮問審議会が設けられている。

歴史保存諮問審議会は、文化財の保護、修復、復旧、改築についての基本的な施策立案に関する事項をはじめ保護活動に關係する組織・団体、個人等の連携措置や情報の普及等について大統領に助言することとされている。

内務省国立公園部 (The National Park Service of Department of Interior) は、国立公園、史跡、記念物、歴史公園の管理・運営を行っており、また、内務省魚類・野生動植物部 (The Fish and Wildlife Service of Department of Interior) は、絶滅の危機にある動植物について、政府において指定されたものの生息地や繁殖地を買い上げることなどによりその保存を図っている。

このほか、1976年に設立され、現在は米国芸術・人文科学財團傘下の独立組織となっている博物館援助機関 (Institute of Museum Services) は、博物館、動物園、水族館、植物園、プラネタリウムの運営、文化遺産の収集及び保護計画に対して援助を行っている。ここで、博物館は、文化遺産の保存・保護の機能と教育的機能の両面を扱うものとしてとらえられている。

また、1949年の合衆国歴史保護ナショナル・トラスト法によって設立された歴史保護ナショナル・トラスト (National Trust for Historic Preservation) は、文化財保護に関する連邦の政策を推進するとともに、文化財保護に関する一般国民の参加を促進するという目的の下に、重要な遺跡、建造物等の贈与を受け、これを公共の利益のために保存、管理するとともに、保護計画を実施するため、広く一般から受けた寄付金等を管理するなど、アメリカの文化財保護において重要な役割を担っている。

(注) ドルの邦貨換算については、1ドルを126円とした。

### 3 フランスの文化行政

#### (1) 概 説

フランスの文化振興においては、中央政府の果たす役割は大きく、文化・コミュニケーション省 (Ministère de la Culture et de la Communication) がそれを統一的、総合的に担っている。文化・コミュニケーション省の施策は、国立の文化施設の運営や芸術団体に対する助成に加え、芸術家養成のための専門機関の設置・運営、初等中等教育における芸術教育、歴史的建造物の大規模な復元・修復を行うなど幅広く展開され、その予算も膨大な額に上っている。

文化・コミュニケーション省は、1959年第5共和制の下でアンドレ・マルローが文化大臣に任命され、文部省から文化省が独立し、文化行政の一体化が図られて以来、文化振興の中心的役割を果たしている。

文化省は、文化環境省等と名称の変更が時により行われており、現在は、上記の名称が用いられているが、コミュニケーション分野の施策は、映画、報道等を通じたフランス文化の海外普及を目的とした報道機関等への補助金の交付等である。

文化・コミュニケーション省は、芸術文化の振興、文化財の保護、国立の芸術文化施設の管理・運営等種々の施策を行っている。さらに、コンセルヴァトワール等国立の芸術家養成のための機関を所管するとともに、各段階の学校教育における芸術教育活動と奨学金の交付等広く芸術教育の振興に努めている。

**文化予算** 1988年度の文化・コミュニケーション省の予算は、88億2358万フラン (1941億1876万円) (1987年度89億9120万フラン) で、国家予算 (約1兆900億フラン) に占める割合は0.81% (1987年度0.71%) となっており、補助金が全予算の約半分を占めている。1987年度予算の内訳は次のとおりである。

分野	予算額（邦貨の概算額）
(1) 文化活動 建築文化財、美術館、博物館 古文書、資料文化財 造形美術 演劇、劇場 音楽、舞踊 映画 文化環境（芸術教育、民間資金導入文化活動、地方文化施設等） 所管機関運営・設備 ポンビドー・センター その他	75億 2,560万フラン (1,655億 6,320万円) 20億 4,220万フラン ( 449億 2,840万円) 8億 6,050万フラン ( 189億 3,100万円) 4億 9,890万フラン ( 109億 7,580万円) 9億 7,050万フラン ( 213億 5,100万円) 12億 2,950万フラン ( 270億 4,900万円) 2億 7,940万フラン ( 61億 4,680万円) 2億 9,770万フラン ( 65億 4,940万円)
(2) 重要文化施設整備 (大ルーブル美術館、ヴィレット音楽都市等)	8億 7,000万フラン ( 191億 4,000万円) 3億 3,130万フラン ( 72億 8,860万円) 1億 4,560万フラン ( 32億 320万円)
総計	89億 9,120万フラン (1,978億 640万円)

**最近の施策** 文化・コミュニケーション省の最近の特徴的な施策としては次のようなことがあげられる。

- ① 1987年に文化芸術助成に関する法律（全面的発効は1990年）の成立に伴い、芸術文化の助成に関するハイレベル諮問委員会が発足し、公的資金と民間資金との協力によって造形芸術、博物館・美術館活動、文化財保護活動、演劇等の文化事業が実施されている。このための予算は、1987年においては3060万フラン（6億7320万円）、1988年においては4400万フラン（9億6800万円）となっている。また、文化の事業に対する民間資金の調達を促進するために文化活動のための寄付金について税控除等の優遇措置がとられた。
- ② 歴史的遺産の保護事業は、芸術教育施策と並ぶ優先施策であり、歴史的建造物・記念物の大規模な復元・修復のため1988年から歴史的記念物の保護に関する事業計画法が施行された。同年から1992年までの5会計年度（総額51億4570万フラン（1132億540万円）を予定）にわたって継続して実施される予定である。

③ 1988年は「舞踊年」に指定され、舞踊の創作と内外における舞踊の普及を促進するため、1987年度予算に比し、40%増の1840万フラン（4億480万円）の予算が計上され、また、舞踊に関するハイレベル協議会が設置された。

④ 重要文化施設整備事業として、1988年度はバスティーユ・オペラ座の建設、大ルーブル美術館の整備、ヴィレット公園の改修、ヴィレット音楽都市の建設等の事業が継続して実施されており、これらの実業のための総予算は、1987年度は21億1720万フラン（465億7840万円）、1988年度は12億2950万フラン（270億4900万円）となっている。1988年度が前年度に比して減少しているのは、オルセー美術館の完成あるいは工事の進行に伴うものである。

⑤ 地方文化の振興のため、予算の地方配分に配慮が払われており、特に地方における文化施設の建設・整備、歴史的建造物の修復等の大規模文化事業に重点が置かれている。1988年の地方配分予算には、文化予算の49%（1987年は43%）が向けられている。

## (2) 芸術文化の振興

文化・コミュニケーション省は、舞台芸術の分野では、パリ・オペラ座、音楽・演劇コンセルヴァトワール、オーケストラ並びにコメディ・フランセーズ、オデオン国立劇場、シャイヨー国立劇場、コリーヌ国立劇場及びストラスブール国立劇場の5大国立劇場等を所管し、また、地方の国立劇場や地方及び民間の各団体及び教育機関に財政援助を行い、その振興を図っている。

美術分野では、ルーブル美術館、オランジェリー美術館等33館の美術館・博物館を直接管理するほか、国家認定の美術館・博物館33館及び民間の美術館1000館程度について設備費又は運営費の財政援助を行っている。また、国立造形美術センター、芸術美術学校等を所管し、造形美術の創作活動と専門家の養成を支援している。

映画については、文化・コミュニケーション省所管の国立映画センターが、

映画入場料の附加価値税等を財源とし、映画の製作・興行の助成、映画の収集・保存等を行い、映画芸術の振興に当たっている。

### (3) 文化財の保護

フランスにおける文化財の保護については、国が多くの歴史的な記念物を保有し、歴史的に國の中央集権的な体制によって行われてきたことが特色である。文化財の指定制度は、1841年に始まると言われ、長い伝統を有しているが、現行の文化財保護制度は、歴史的記念物に関する1913年法、天然記念物及び美術的、歴史的、学術的、伝説的又は絵画的な景観の保護のための1930年法、1913年法のうちの発掘に関する部分を独立させて制定された考古学上の発掘の規制に関する1941年法、フランスの歴史的、美術的遺産の保護に関する法律を補足し、建造物の修景を促進するための1962年法を補正して制定された都市計画に関する1973年法などが基本となっている。これらの法律はその後多くの改正が加えられ、現行制度に至っている。

前に述べたように、歴史的遺産の保護は優先的な施策とされ、歴史的記念物の保護に関する事業計画法によって1988年から5か年計画で膨大な予算を投入して、歴史的な建造物・記念物の復元・修理事業が行われる予定である。

**歴史的記念物に関する1913年法** 歴史上又は美術上の見地から保存の必要がある不動産及び動産を保護の対象としている。対象とされる不動産には建造物、遺跡の包蔵地などのほか、指定不動産から見え、又はこれと同時に眺められ、かつ500メートルを超えない周囲にある他の不動産を含むこととしている。これらの中で重要なものについて保護措置がとられているが、その指定対象物件が私有に係るものである場合、所有者の同意があるときは文化省令で、同意がないときはコンセイユ・デタの議を経た政令で行われることとなっている。

指定不動産については、現状変更が制限される一方、修理等が必要となつた場合には随時国の費用で実施することとされている。修理等

の工事が実施されないため、毀損、破壊等の危険に陥った場合は、所有者に対し50%以上の国庫補助の下に工事の実施を命じることができることとされている。また、指定動産については、現状変更が制限されるほか、国外への輸出が一切禁止されている。

なお、不動産、動産を問わず、直ちに指定を要しないが、その保存が望ましいものについては、文化省令により補助目録に登録するとされており、指定による重点主義を補う形で登録による保護措置がとられている。

**天然記念物及び美術的、歴史的、学術的、伝説的又は絵画的な景観の保護のための1930年法** 美術的、歴史的、学術的、伝説的又は絵画的な見地からその保存又は保全が普遍的価値をもつ天然記念物及び景観地を指定し、これらについて現状変更の制限等の保護措置を講じることとしている。私有地についての所有者の同意の有無による手続の区別については、歴史的記念物の場合と同様である。

**考古学上の発掘の規制に関する1941年法** 埋蔵文化財の保護を図るもので、国により実施される場合を除き、発掘・試掘については、許可制となっており、許可を受けたものは、文化・コミュニケーション省の監督下に実施すべきこととされている。

**都市計画に関する1973年法** 我が国の伝統的建造物群の保護制度に相当するものは、都市計画に関する1973年法に規定されている。歴史的、美術的特質を有する一定の街区又はその地区内の建造物等で保存、修理、修景が適当と認められるものについては、関係市町村の同意に基づく場合は関係行政機関の省令で、同意のない場合はコンセイユ・デタの議を経た政令で保護地区に指定することとされている。この保護地区においては、政令で長期計画が定められ、現状を変更する工事はこの長期計画に沿うものでなければ許可されないこととなっているなど、都市再開発の中で歴史的街区の保存を図る上で重要な機能を果たしている。

(注) フランの邦貨換算については、1フランを22円とした。

## 4 西ドイツの文化行政

### (1) 概 説

ドイツは、歴史的に独立したいくつかの邦から成り立つ国であり、現在も、連邦主義、地方分権主義が行政制度において強く貫かれている。西ドイツの基本法において連邦と州の権限配分が規定されているが、行政の大部分は州政府が行うこととされている。特に文化に関しては、州が独自の施策を行っている。

行政組織について見ると、連邦政府に文化省は設置されておらず、文化に関しては主として内務省 (Bundesministerium des Innern) 東方移民、難民、戦争被災者、文化関係局が担当している。州においては、文化を担当する行政組織は様々であり、例えば、ヘッセン州においては文化省が担当し、バーデン・ヴュルテンベルク州においては文化・スポーツ省、学術・芸術省及び内務省がそれぞれ担当している。なお、各州間の調整・協力のため、常設各州文化相会議が設置されている。市町村においては、各種のイベント、地域の祭りや行事の奨励を行うほか、文化的基盤の整備を行っている。

なお、連邦政府の文化関係支出について見ると、内務省以外の省庁所管のものを含めて1986年は、文化団体、博物館・美術館への補助、音楽、文学、絵画、彫刻、映画の振興や人文科学の奨励等を含めた芸術文化関係の支出は約2億4300万マルク(182億2500万円)、プロイセン文化財団 (Stiftung Preussischer Kulturbesitz)への補助などを含めた文化財保護関係の支出は約1億2900万マルク(96億7500万円)となっているが、国全体の文化関係の公的支出は、州と市町村が大きな部分を占めている。

また、諸外国との文化交流については、外国におけるドイツ語の普及と文化面での国際的な交流と相互理解の促進のため、ゲーテ・インスティテュート (Goethe-Institut) が外務省等からの補助をうけ、ドイツ語の語学コー-

スを設けるとともに、講演、セミナー、シンポジウム、美術展などの文化交流事業を活発に実施している。

### (2) 芸術文化の振興

連邦政府においては、内務省において、音楽、文学、絵画、彫刻、映画等の振興を担当するとともに、博物館・美術館等の運営の補助等を行っている。

音楽については、三つのオーケストラの共同設置者として財政負担を行うとともに、音楽諸団体の統合機関であるドイツ音楽協議会 (Deutscher Musikrat) に補助を行っている。

文学については、ドイツ文学基金 (Deutscher Literaturfonds) に対して補助を行っており、ここから奨学金等が支出されている。

絵画、彫刻については、芸術基金 (Kunstfonds) に補助を行うほか、全国的規模の展示会等への補助を行っている。

映画については、連邦映画奨励庁 (Filmförderungsanstalt) を通じての補助を行うほか、各種映画祭と映画賞の補助を行っている。

### (3) 文化財の保護

**文化財の国外流出の防止** 文化財保護に関する立法上、行政上の権限は原則として州に与えられているが、貴重な文化財の国外流出については、連邦内務省が所管し、連邦法としての1955年のドイツ文化財の国外流出防止に関する法律によって規制されている。

この法律においては、その国外流出がドイツの文化的財産の本質的損失になるような美術品、文書等の輸出が許可制とされ、許可が必要な美術品等は、各州から重要美術品の登録目録の通知を受けて、連邦政府が作成する「国家的に重要な文化財総目録」に登録されたものであり、現在、約500点を数えている。

登録された文化財の輸出許可は連邦内務大臣が行うこととされているが、

輸出が許可されず、不利益を受けた者に対しては、州は連邦内務大臣と協議して正当な補償をしなければならないこととされている。

**州における文化財の保護** 各州の文化財保護法の制定は、1958年のシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州が最初であり、1982年にヘッセン州が制定したことによりすべての州にそろったが、現在、文化財保護に関する連邦法を作るため、連邦内務省に連絡調整機関が設けられている。

各州において保護の対象とされる文化財の分野は様々であり、それぞれの州でその対象を決め、登録が進められているが、おおむねその対象は、建築物、埋蔵文化財、芸術作品、装飾品、日常生活用品、文書、記録、地図、貨幣、紋章、切手などに整理される。

登録が終了しているのは、バイエルン州だけであるが、現在までの連邦全体の登録件数は50万件に上ると推測されている。

各州の文化財保護の制度を通して観ることは困難であるが、バイエルン州の記念物の保全及び保護に関する法律においては、文化財の現状変更の原則的禁止、所有者の管理義務、埋蔵文化財の発掘の許可制が定められるなど我が国の現行制度と大きな違いはないように思われる。さらに、この法律では、「住居の不可侵、人格の自由な発展及び所有権の諸基本権は、本法により制限を受ける」とされており、その具体的な表れとして登録された文化財の内容、形状に関する危険を他の方法では防止できないときは収用が認められるほか、立入調査、先買権などが認められている。我が国の天然記念物や一部の名勝を含む自然の記念物は、この法律の対象とされず、自然保護法に基づく保護措置がとられており、主務官庁も文化財保護が一般に文化省であるのに対し、この場合は、国土開発・環境問題省となっている。

また、バーデン・ヴュルテンベルク州では、1985年に州が財政的援助を行う特殊法的な団体として文化財保護財団が設立され、文化財保護行政に協力するボランティアの市民運動に対し、財政的な援助を行っている。

**連邦と州等との連携** 旧プロイセン国の中の文化財の保存・管理を行うため、

プロイセン文化財団が1957年に設立された。プロイセン文化財団では、旧プロイセン国の中の文化施設である博物館・美術館、国立図書館、国立文書館等を運営している。これは、連邦内務省が所管しているが、1986年は連邦政府が財団予算の約65%を、すべての州が残りを財政負担した。

また、1975年には、連邦と州等の文化財保護行政機関や報道関係者、専門家を構成員とする文化財保護全国委員会 (Deutsches Nationalkomitee für Denkmalschutz) が設立され、各文化財保護行政機関の各種関係立法への協力、専門的問題の解明への協力その他の相談、広報などの役割を担っている。

このように、西ドイツでは、連邦と州とが連絡・調整の努力を払いながら、州を中心とした文化財保護行政が進められていると言える。

(注) マルクの邦貨換算については、1マルクを75円とした。

## 5 イタリアの文化行政

### (1) 概 説

イタリアにおいては、文化行政は国が中心となっているが、イタリアには、統一国家成立以前の各地方の自治的伝統が現在まで残っており、なかでも地方都市には、独自の文化的な蓄積が豊かであって、このような伝統に対応した州等の文化施策は、文化事業、音楽、演劇、映画、文化センター、文化財等にわたり多彩な展開を見せている。法制的にも、文化の振興及び文化財の保護は、かつては包括的に国の権限とされていたが、1977年大統領令第616号によって一部の権限が地方に委譲されている。

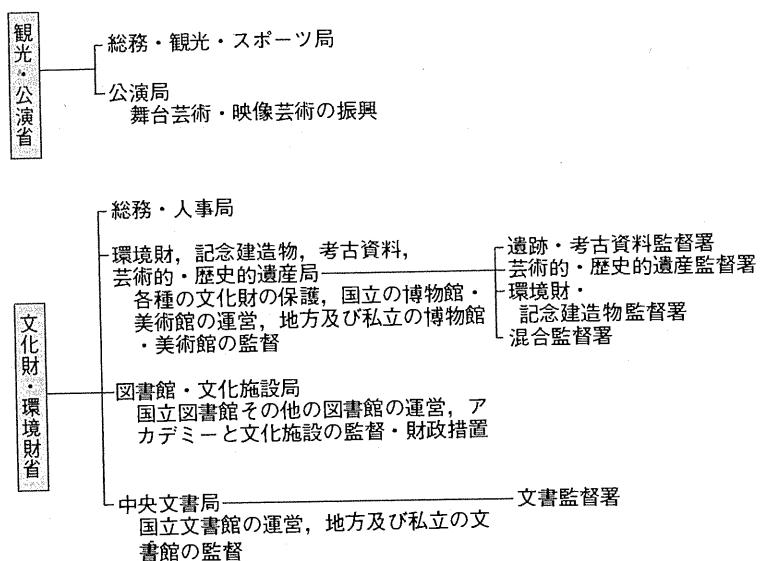
**観光・公演省と文化財・環境財省** イタリアにおける国レベルの文化行政の権限は多くの省に分散されている。この中で、芸術文化の振興は観光・公演省 (Ministero per il Turismo e lo Spettacolo) が、文化財の保護は文化財・環境財省 (Ministero per i Beni Culturali e Ambientali) がそれぞれ所

管している。

観光・公演省には、図1-7に示すように、二つの局が置かれ、観光及びスポーツのほか、舞台美術・映像芸術の振興に関する事務を所掌している。同省では、文化施設の運営は行わず、芸術団体への補助金の交付を行っている。

文化財・環境財省には、四つの局が置かれ、記念建造物、考古資料などの文化財や環境財の保護とともに、博物館、美術館、図書館、文書館等の文化施設の管理・運営又は監督に関する事務を所掌している。また、国の文化財保護に関する管理組織として、文化財の種類に応じて地方に文化財監督署が置かれている。

図1-7 イタリアの主な文化行政組織



**文化予算** 観光・公演省の1986年度における芸術文化の振興のための予算是、8840億リラ(884億円)であり、1981年度の2190億リラに比較して約4倍に上っている。これは、舞台芸術の経費の上昇が問題視されるようになり、1985年の第163法によって音楽、演劇及び映画について総合的に助成を行う統一ファンダが設立され、大幅な予算の増額が行われたことによるところが大きい。なお、同法によって芸術文化創造における民間企業の寄与についても、その投資に対する課税控除などの税制上の優遇措置がとられるようになった。

文化財・環境財省の1986年度の予算是、9960億リラ(996億円)であり、1981年度の4910億リラに比較すると約2倍となっている。

## (2) 舞台芸術の振興

前に述べたように、1985年に音楽、演劇及び映画を総合的に助成する統一ファンダが設立され、その助成の大幅な充実が図られたこともあり、1986年度においては、音楽5450億リラ(545億円)、演劇1300億リラ(130億円)、映画2090億リラ(209億円)の予算が確保され、その振興が図られている。

イタリアにおける音楽芸術の振興を図るために、1967年の第800法によって、ミラノのスカラ座、ナポリのサン・カルロ座、ベネチアのフェニーチェ座、ローマのサンタ・チェチリア・アカデミー等13のオペラ・シンフォニー法人が設立された。これらの13法人はイタリアにおける音楽芸術のかなめとしての位置を与えられ、多額の補助金の交付を受けている。

演劇について、かつては助成に関して定める法律はなく、各年度ごとに、観光・公演省が定める基準に基づき、ミラノのピッコロ座、ローマ、ジェノバ、トリノ、トリエステの各市立劇場、トスカーナ、エミリア・ロマーニャ、カラブリアの各州の州立劇場巡回網等に対して補助が行われていたが、1988年に演劇の助成のための法律が制定された。今後は、その助成はこれに基づいて明確な基準により恒常的に行われるものと予測される。

映画に対する補助は、1965年の第1213法によって定められている。この補助の中では、長編映画の制作について興業収益に応じて一定の割合で還付される奨励金が大きな部分を占めている。また、芸術的な映画で収益の少ないものについては、選考委員会の意見に基づき、観光・公演大臣から賞金が与えられる。このほか、フェスティバルや映画サークル、国立映画図書館に対する助成のために特別の財源が措置されている。

### (3) 文化財の保護

文化財の保護は、1939年の第1089法（芸術的・歴史的遺産の保護に関する法律）と第1497法（自然の美と景観の保護に関する法律）の制定によって、近代的な意味での中央政府による保護の制度が確立された。

また、1963年には第1409法が制定され、古文書に関する保護の制度が整備された。

1986年度における文化財・環境財省の予算では、文化財の保護のために8520億リラ（852億円）の予算が確保され、その施策の充実が図られている。

**芸術的・歴史的遺産の保護に関する法律** 保護の対象となる文化財は、「芸術的、歴史的、考古学的又は民俗学的な価値をもつ不動産及び動産」とされており、その例として①古生物、先史時代・原始時代に関するもの、②貨幣、③写本、原始石版、書簡、重要文書、古版本、価値のある書籍、新聞があげられているほか、芸術的、歴史的に重要な邸宅、公園、庭園もこれに含まれるとしている。これらの中でも、生存している作者の作品又はその製作後50年を経過していない作品は保護の対象外とされている。

また、これ以外に、政治史、軍事史並びに文学上、芸術上及び一般的な文化上の理由により特に重要性をもつものと認めて文化財・環境財大臣が通達した不動産についても保護の対象とすることが規定されている。

これらの文化財のうち、公有のものはすべて保護の措置がとられるが、私有のものは原則として特に重要な価値をもつものとして指定して告示したもの

のがその対象となる。

すなわち、これらの物件の破壊、移動、改造又は修復については許可を受けなければならず、また、文化財・環境財大臣は、その毀損を防止し、保存を確保するために直接必要な措置をとり、又はこれを命じることができる。文化財の所有者等は文化財に関する工事の計画について事前に地方文化財監督署の承認を受けなければならず、地方文化財監督署はこれに反する工事の中止を命ぜることができる。さらに、文化財・環境財大臣は、不動産である文化財の安全が危険にさらされたり、その眺望や採光が損なわれ、又はその環境や品位が変化するのを防止するため、建築基準法規等からは独立して、周辺の建築物に関して文化財からの距離、高さその他の基準を定めることができる。

文化財の輸出については、告示の有無にかかわらず、すべて許可を受けなければならないこととされている。

考古学的な調査については、文化財・環境財大臣が実施する場合を除いて、すべて許可を受けなければならず、これによって発見された文化財は国の所有物になるとされている。この際、土地等の所有者又は占有者に補償金が与えられる。

**自然の美と景観の保護に関する法律** 保護の対象とされるものは、①卓越した自然の美及び地質学的に特異な性質を有する不動産、②芸術的・歴史的遺産の保護に関する法律の対象とならない邸宅、公園及び庭園で際立って美しいもの、③美的、伝統的価値を持つ特徴的な外観をなす不動産の集合、④自然の美しい景観で人々が展望でき、かつ享受し得るものがあげられている。

これらは各県ごとに作成される名簿に登録される。上の①と②の物件の名簿に基づいて、文化財・環境財大臣は重要なものを所有者等に通告する。また、③と④の地域の名簿は文化財・環境財大臣の認可を受け、官報に掲載され、公表される。これらの通告し、又は公表された不動産の所有者等は許可を受けなければその毀損・破壊及び外観の変更をすることはできない。

また、通告の対象外の物件及び名簿に登録されていないものであっても、この法律の対象とする物件又は地域については、その外観を変更するような工事を禁止し、又は停止させることができることとされるなど保護の措置がとられている。

なお、ペニス、ポローニヤ、アッシジ、シェナ等の歴史的都市の保存については、あらかじめ政府の承認を得て、市議会で決定される都市保存計画又は都市再開発によって実現されている。

(注) リラの邦貨換算については、100リラを10円とした。

## 第2章 芸術の振興

### 第1節 我が国の芸術の状況

#### 1 芸術活動の状況

我が国の芸術は、伝統芸術を継承しつつも欧米芸術の強い影響の下に、音楽、舞踊、演劇、美術、文芸などの各分野にわたり、広範かつ多様な活動が活発に展開されてきている。

文化の精華とも言うべき芸術活動は、様々な形で自由に行われているものであり、その状況を正確に把握することは困難であるが、各種の資料を手懸かりとしてその概括的状況をできるだけ明らかにしたい。

##### (1) 公演・展示等

芸術活動は、その成果を公演や展覧会、出版の形で発表し、鑑賞され、評価されてより一層の発展につながっていく。

舞台芸術（音楽・舞踊・演劇）の公演について見ると、その状況は図2-1のとおりである。その推移は、舞踊は変化が少ないが、演劇、音楽は年々かなりの増加傾向を示している。また、地域別の状況を昭和61年について見ると、舞踊、演劇における関東地区への集中が目立っており、地域によってかなりの相違があることがうかがえる。

美術の展覧会については、全国における美術館などの整備の進展もあって、

図2-1 舞台芸術公演回数の推移

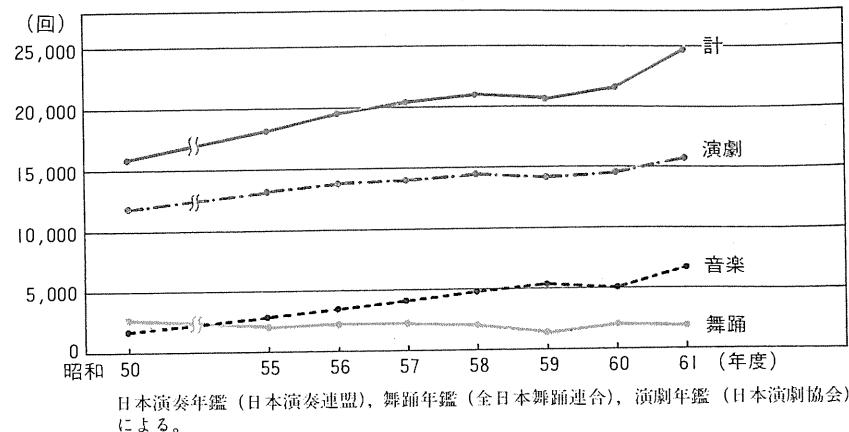
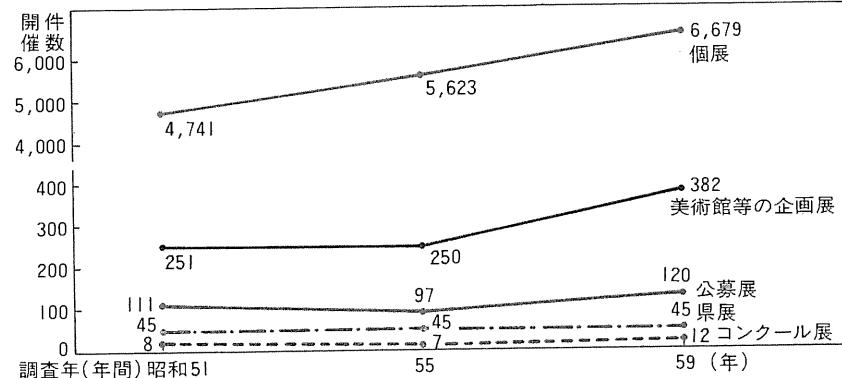


図2-2 美術展覧会開催件数の推移



(注) 公募展 = 美術団体が実施する公募の展覧会

美術館等の企画展 = 国公私立美術館の企画による展覧会

個 展 = 画廊を使用して行う個人作家の展覧会

コンクール展 = 新聞社・文化団体等が賞金を提供する公募展

県 展 = 各県が行う公募の展覧会

日本美術年鑑（東京国立文化財研究所）による。

図2-2に示すように、その開催件数は増加している。旧官展を継承し、我が国の団体公募展として最も代表的な日展（日本美術展覧会）を例にとって最近の状況を見ると、応募者数は昭和58年に1万人を超え、昭和62年には1万1600余人となり活況を呈している。

文芸作品の出版状況を見ると、日本文学関係の新刊書籍の出版点数は昭和50年から60年までの10年間に4011点から5063点と増加し、また、文芸関係雑誌の出版点数も同じ期間に180点から232点へと増加しているものの、最近数年間はほぼ横ばいの状況にある。

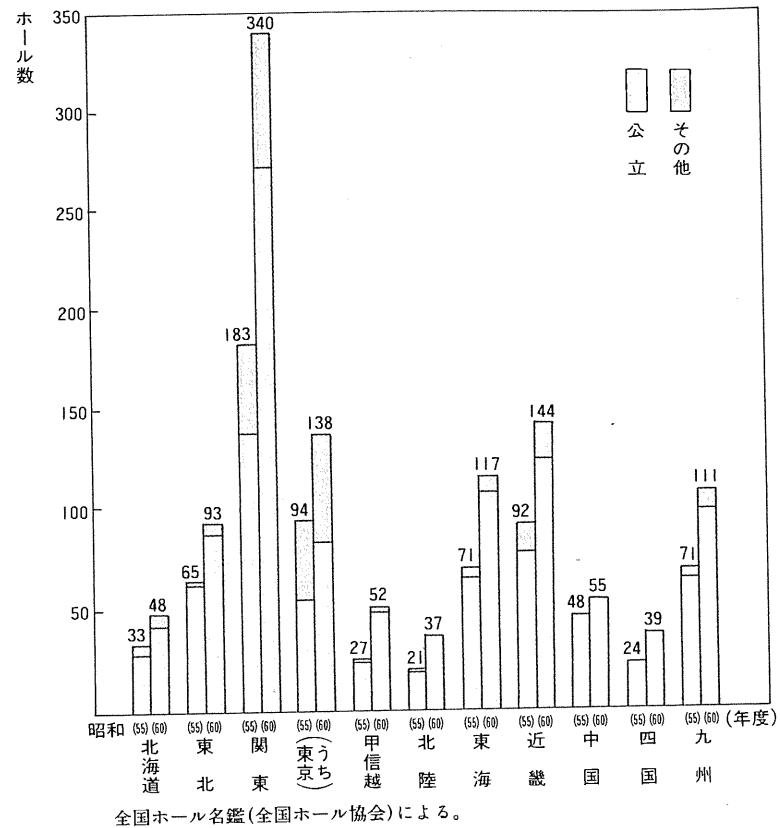
## (2) 芸術文化施設

舞台芸術の公演会場として通常使われるホールや劇場数は、昭和52年には527館であったが、昭和60年には1036館となり8年間でほぼ倍増している。

昭和60年における地域別の館数は図2-3のとおりで、ほぼ全国にわたって整備されつつあり、このうち公立文化会館建設の比重が大きいことが分かる。これらの施設はその多くがいわゆる多目的ホールとして作られてきたが、最近、専門のホールに対する要望も強く、コンサートホールのように使用目的をはっきりさせた特色のある質の高いホールも設けられつつある。

また、美術館も公立、私立ともに館数が大幅に増加し、これに伴い入館者数も順調に増加している。

図2-3 地域別ホール館数

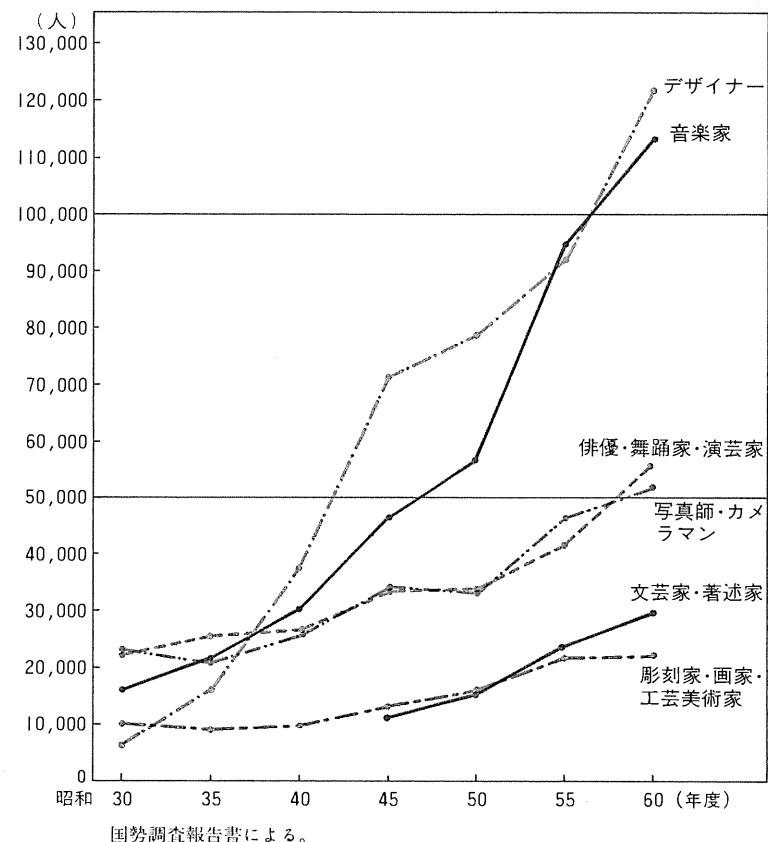


### (3) 芸術家・芸術団体

**芸術家** 芸術関係の活動を職業としている人々を「芸術家」として、国勢調査により分野別芸術家人口の推移を見ると図2-4のとおりであり、全般的に増加傾向にあるが、音楽家とデザイナーは特に著しい増加を示している。

また、昭和60年における男女比を見ると、女性の比率は、音楽家において

図2-4 分野別芸術家人口の推移



78%と最も高く、次いでデザイナー42%、俳優・舞踊家・演芸家40%、文芸家・著述家33%と続いている。芸術活動における女性の活躍がうかがえる。

これらの芸術家も芸術活動のみで生計を維持できる者は少ないと言われている。例えば、芸術団体に属している舞台芸術家の一部を対象とした調査でも、芸術活動で主要な生計費を得ている者は3割程度であり、なお多くの実演家が教育活動等からも収入を得ながら生活しているという結果が出ている。

**芸術団体** 芸術活動は、オーケストラや劇団など団体の活動として行われることが多く、それぞれの分野で多くの団体が活発な活動を展開している。また、伝統芸術の流派や美術団体などに見られるように、芸術家の活動の拠点、研鑽の場、発表の場として重要な機能を果たしている団体も少なくない。

さらに、特定分野の芸術の普及発展、芸術家の利益の擁護、相互交流、国際交流など共通の課題に力を合わせるために、それぞれの分野で協会、協議会等の団体が結成され活動している。

前述の芸術家のうちでも、専門性の高い芸術家は通常はこれら芸術団体によって活動しており、例えば、舞台芸術については、各分野の専門芸能実演家団体によって組織される(社)日本芸能実演家団体の加盟団体に所属する実演家数は、昭和62年3月現在で5万5729人であり、また、美術の分野では、主要各団体の登録会員数が3万4416人である。

各芸術団体の状況は、我が国芸術活動を知る上で重要な意味を持っているが、その概況については本節 2に譲ることとする。

#### (4) メディアの発達と芸術

今日の科学技術の進展は、芸術に対しても大きな影響を及ぼしている。まず第一に、記録し、再生し、さらに伝達する技術の発達は、舞台芸術や美術作品に触れ、それを楽しむことができる人の数を飛躍的に増大させた。映画、レコード、ラジオ、テレビから、ステレオ、ビデオ、CDなどに至るまで、これらの機器の機能の向上と低価格化の進展は良質の音や映像に広く国民が接することを可能にした。ビデオテープレコーダ、CDプレーヤの普及が急速に進んでいることが注目され、さらに、ヘッドホンステレオの生産が著しい増加を示しており、若者の愛好者が激増していると推定される。これらのビデオ、CDのソフト面について見ると、ビデオにおいては、(カセット)テープ、ディスクともに劇映画(洋画)が全新作中最も高い比率を示しており、CDでは、ポピュラー及びクラシック音楽が全体の新譜数中最も高い比率を示して

いる。

また、写真や印刷技術の発達は絵画などの美術作品を身近なものにしており、ハイビジョン技術の実用化は映像芸術の制作と鑑賞の両面に画期的な変化をもたらすものと考えられる。

科学技術の進展が芸術にもたらしたもう一つの大きな影響は、新しい表現手段を提供し、新たな芸術分野を開拓していることである。映画は映像芸術としての独自の地位を確立して数多くの名作を生み出し、また、テレビも独自の芸術分野を確立している。さらに、近年、シンセサイザーなどの電子音楽、あるいはコンピュータミュージックやコンピュータグラフィックなど、コンピュータの能力を利用した新しい音や映像の芸術分野が次々に生まれてきており、今後の多様な発展が期待されている。

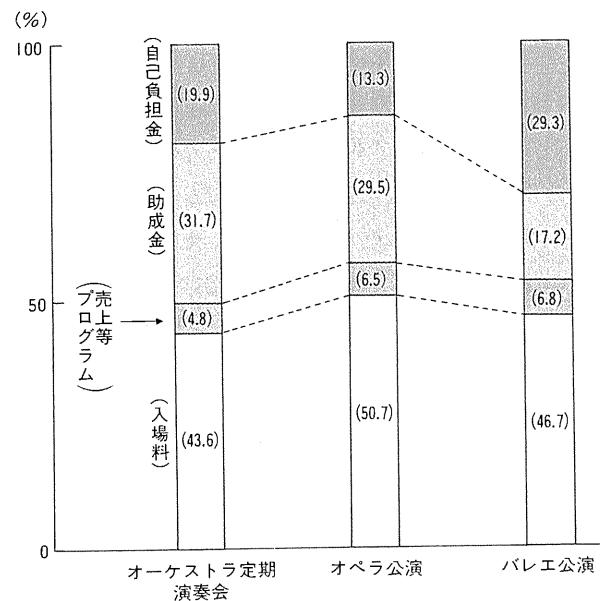
#### (5) 芸術活動の経済的基盤

我が国において、芸術活動に要する経費の財源の確保は、原則的には、芸術家、芸術団体の責任にゆだねられている。

美術の場合は、美術館等の場がかなりの水準にまで整備されており、活動の成果の発表に伴う芸術家等の経済的負担については比較的問題が少ないが、発表が公演の形態をとる舞台芸術については困難な場合が多い。すなわち、舞台芸術の場合、その財源は、通常、入場料等の収入に求められているが、それのみで賄い得るのは、商業演劇の一部や特に高名な音楽家の演奏会等に限られ、その他確実なスポンサーを持つ芸術家、芸術団体を除いては、必要とする経費を確保することは困難な場合が多く、不足する部分は、国、地方公共団体や民間、企業等からの援助に求める事となる。

図2-5は、昭和61年に行われたオーケストラ、オペラ、バレエの文化庁助成公演の収入構成の例であるが、これを見ると、入場料が44%から51%，補助金17%から30%，プログラム売上げ等5%から6%，自己負担金15%から32%という概況になっているが、この自己負担金は究極のところ、そのほ

図2-5 オーケストラ定期演奏会、オペラ公演及びバレエ公演における収入状況



とんどが民間、企業等の援助に待たざるを得ないものと考えられる。

我が国の入場料の水準を欧米諸国との比較を試みたのが、図2-6であるが、公演内容の相違等があって単純な比較はできないが、これらから、我が国の現状は既にかなり高い水準にあることがうかがわれ、鑑賞者の負担に頼ることには限界があることが示されている。

我が国の民間、企業等の芸術文化活動に対する関心は、従来必ずしも高くないと言われてきたが、近年、財團等を設置し、これを通じて企業が援助、助成を行おうとする動きがかなり見られるようになってきている。また、企業自身が芸術活動に直接援助するケースも増加してきている。企業の支出し

図2-6 欧米との入場料金の比較

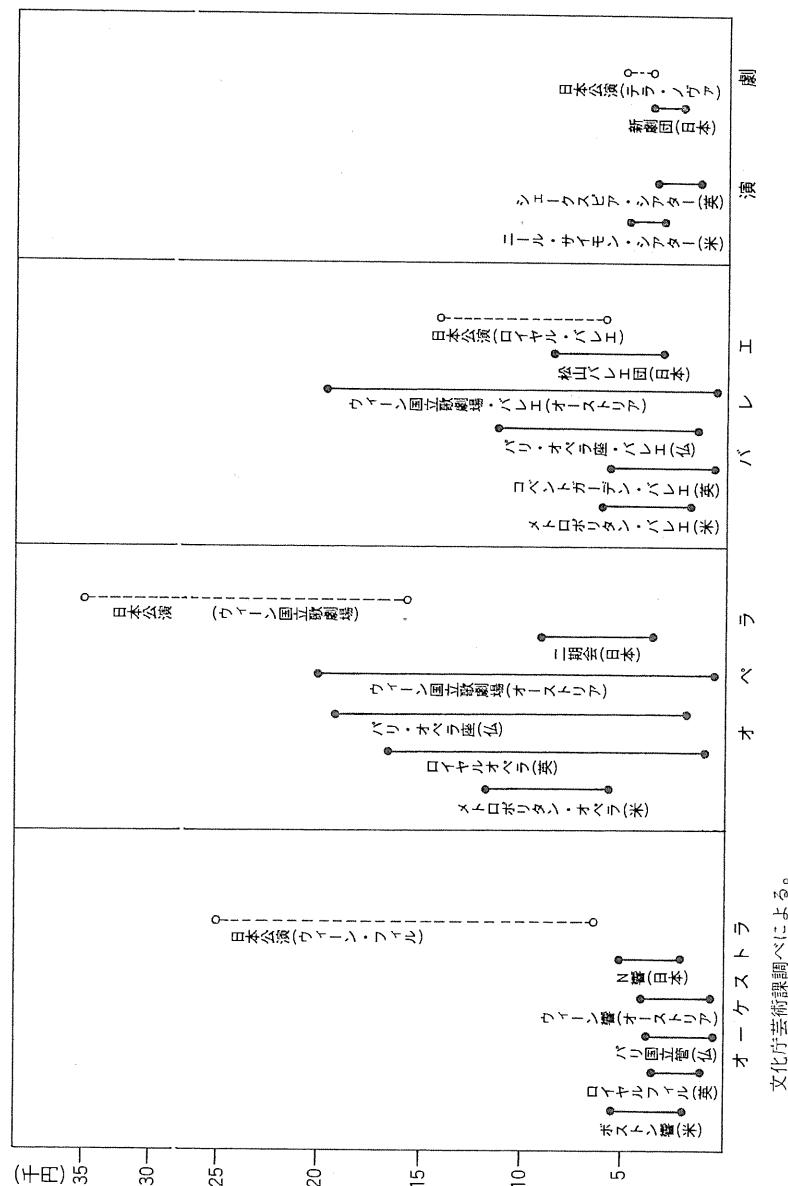
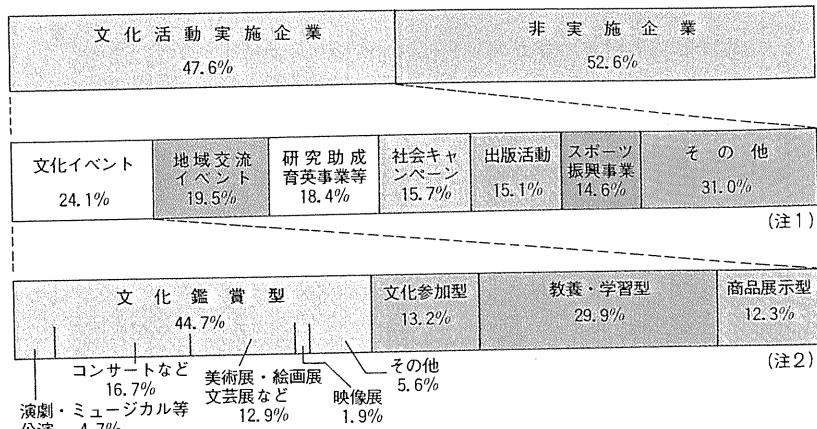


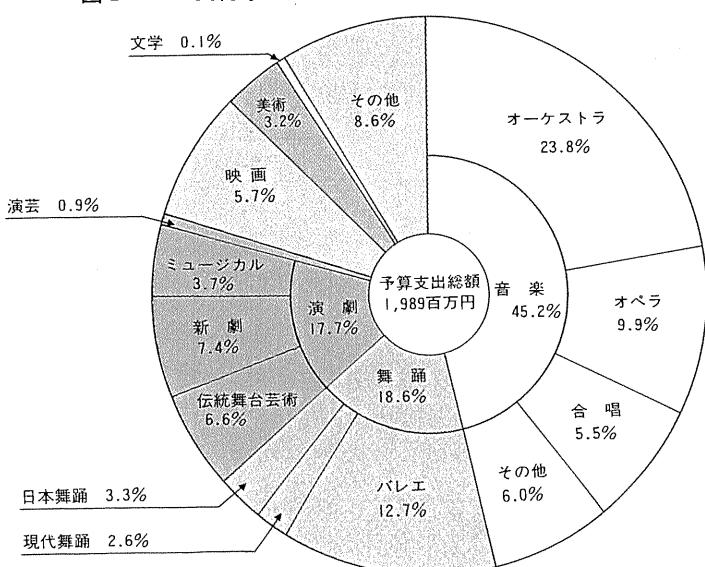
図2-7 企業における文化鑑賞型イベントの実施状況



(注) 1 比率は、全回答企業に対するもので重複回答もあり、その計は100を超える。  
2 比率は、文化イベント総件数に対するものである。

企業の文化活動に関する調査(昭和61年度調査)(東京都生活文化局コミュニティ文化部)による。

図2-8 文化庁の芸術振興予算の分野別支出状況(昭和61年度)



た公益法人への寄付金は、昭和50年から10年間で約2倍の伸びを示しているが、この中で、芸術活動への援助についてもほぼ同様の傾向が推測される。また、昭和62年に東京都が行った調査によれば、図2-7のとおり、回答した企業555社のうち47%が何らかの文化活動を行い、そのうちの5%がいわゆる冠公演等プロの芸術公演を主催していることが分かる。このように、現在、民間、企業等の芸術活動に対する援助が盛んになる兆しを見せている。

芸術活動、特にオーケストラ、オペラ、バレエ等の大型の舞台芸術は、性質上入場料等の自己収入のみでは成立できず、欧米諸国に見られるように公費等外部からの援助、助成を不可欠としており、ここに芸術活動振興の必要性が存在する。文化庁が各芸術分野別に助成を行っている状況は図2-8のとおりであるが、今後、国、地方公共団体は、民間、企業等の理解・協力を得ながら、芸術活動に対する支援について、一層充実に努力を払うことが強く望まれている。

## 2 芸術各分野の現状

### (1) 音 樂

我が国には、古来から継承されてきた伝統音楽と、明治以降、海外から伝えられたヨーロッパ系の音楽との二つの大きな流れがある。これらの音楽はそれぞれの伝統を守りつつ活動を続けながらも、昭和の初めごろからは、相互に様式や技法を導入し合い、その融合を図ろうとする動きも現れ、今日では、洋楽的な楽器編成による邦楽の演奏様式や「ノベンバー・ステップス」のようにオーケストラと邦楽器等の協演の形態を取り、また、洋楽の中に日本の伝統音楽の要素を取り入れた我が国独特の作品も生まれている。

演奏会の開催回数及び音楽家人口は、本節1で述べたとおり年々増加している。

このほか、音楽の分野においては、レコード、テープ等の媒体を利用した

演奏の鑑賞が大きな役割を果たしている。日本レコード協会の調査によるレコード、テープ等の生産数は、戦後、昭和55年ごろまでに急増しており、その後、伸び悩みは見られるものの、依然として極めて高い水準を維持している。

**伝統音楽** 伝統音楽の分野では、大正期に筝曲の宮城道雄などを中心に洋楽の要素を取り入れた新日本音楽の運動が起こり、戦後は現代邦楽の名の下に邦楽・洋楽を越えた新しい音楽作りの道が開かれた。昭和30年代後半にその活動は一つの頂点を迎えるが、それ以降もこの動向に大きく刺激され、新たな邦楽を目指す活動が活発に行われるとともに、一方、古典邦楽においても古典・伝統への志向を一段と強めた公演活動が盛んに行われるなど、邦楽界全体が活気を呈し、今日に至っている。特に三曲（筝、三弦、尺八・胡弓）界や長唄（三味線音楽）では、演奏家の個人リサイタルが急増したのが特徴的である。

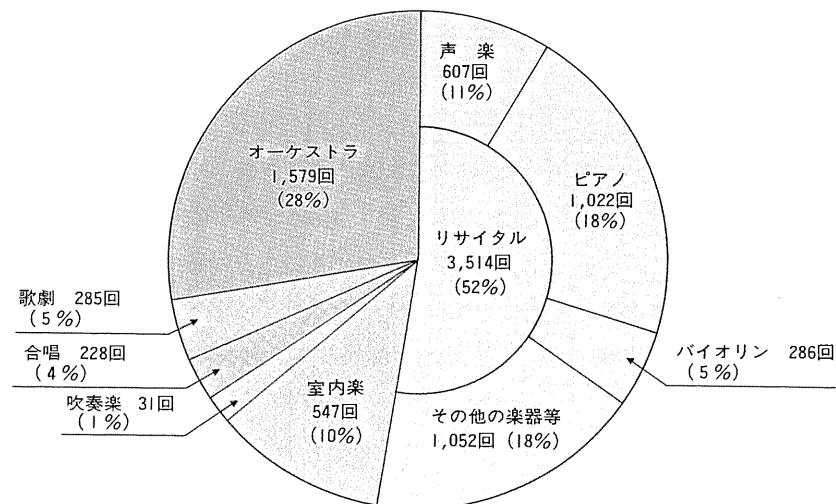
邦楽の演奏回数を「邦楽催物案内（東京公演）」（邦楽社発行）で見ると、昭和59年295公演、昭和60年335公演、昭和61年349公演と年ごとに増加を示している。

また、昭和43年11月筝、三弦、尺八の普及向上と各流派の交流を図ることを目的として設立された（社）日本三曲協会の会員数も、昭和45年3957人、昭和50年6180人、昭和55年9728人、昭和60年1万217人と増加してきている。

**洋 楽** クラシック分野における演奏会開催回数の内容について見ると、昭和61年の分野別内訳は図2-9のとおりである。その比率を見ると、室内楽、独奏、独唱等の小規模演奏会が63%と最も高い比率を占め、そのうちピアノの演奏会が18%，次いで声楽の独唱会が11%，バイオリン5%と続く。この比率は今日の演奏家の数を反映したものとも言えよう。また、オーケストラは、最大の器楽演奏形態として独自の優れた作品を数多く持ち、同時にオペラやバレエの上演に欠くことのできないものとして西欧舞台芸術の基幹とされているが、我が国においても20団体を超える職業的オーケストラ

図2-9 日本人演奏家による洋楽演奏会の開催回数

(昭和61年1月～12月)



(社)日本演奏連盟調べによる。

の積極的な活動もあって、その公演数は洋楽のクラシック全公演の28%という高い比率を示していることが注目される。また、オペラは、洋楽分野では最大規模の公演形態を持ち、多額な公演経費を要するものであるが、関係者の努力等により着実に公演実績を積み重ね、公演回数も洋楽のクラシック全公演回数の5%を保っている。

クラシック以外の分野では、戦前から歌謡曲（流行歌）が根強い潜在的な支持層をもって大きな比重を占めてきたが、一方ではジャズを中心にラテン、ロック、フォーク、ポピュラーソングなどが、その時その時の若い世代に支持され、ジャズ界では世界のジャズメンと肩を並べて活躍する日本人演奏家も多く、今や日本のジャズとして国際的な位置付けさえも持つに至っている。

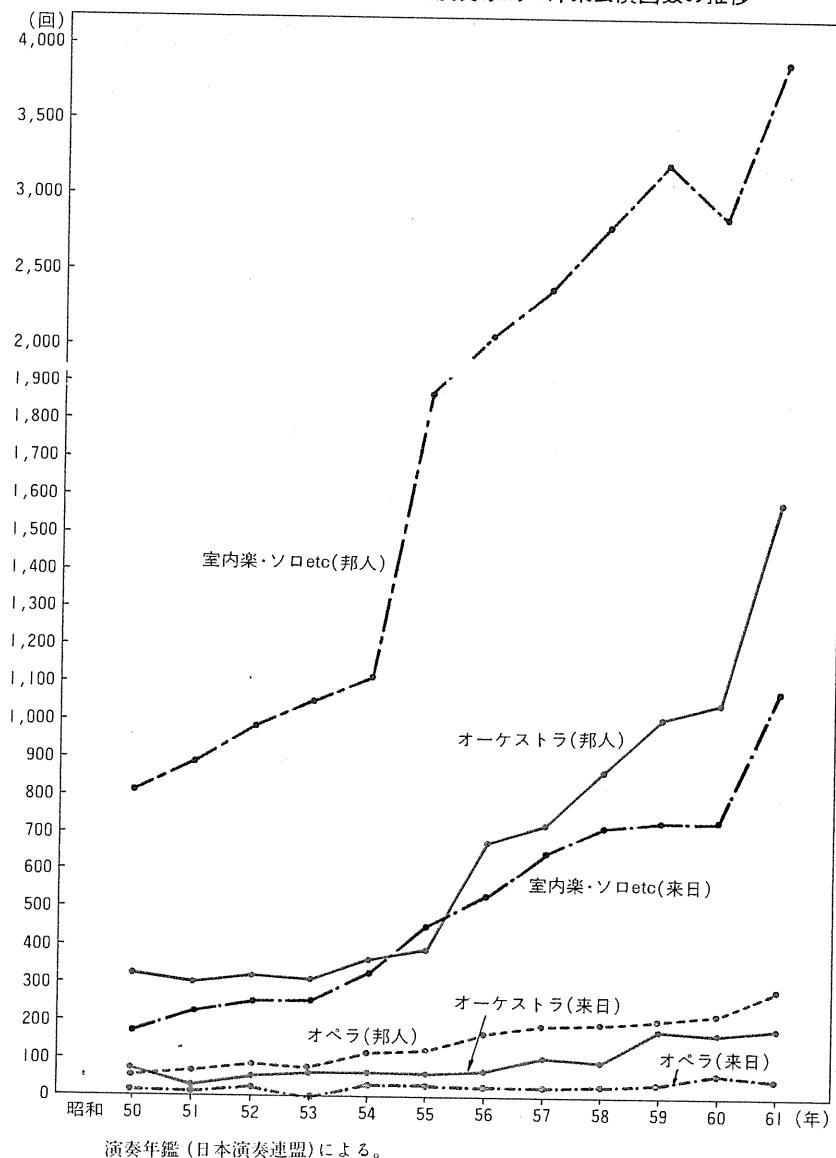
この分野においては、ヘッドホンステレオの若者たちへの急速な普及等もあり、カセットテープ等の軽便なものを中心とする媒体を通じた鑑賞の占める比重が極めて高い。

**国際交流** 音楽に関する国際的な交流が近年盛んになってきていることが注目される。

来日演奏家・演奏団体の我が国におけるクラシックの分野の演奏活動の状況を見ると、図2-10のとおり、年ごとにその公演回数が増加しており、昭和61年には、1342回にも及んでいる。しかし、日本人演奏家・演奏団体の演奏会も同様に増加しているため、来日演奏家・演奏団体による公演回数が我が国で行われているクラシック音楽の公演回数全体に占める割合は、毎年20%前後と増えていない。

一方、海外で活躍する日本人音楽家も昭和40年代から次第にその数を増し、世界的にも一流の交響楽団で音楽監督や首席コンサートマスターのように指導的な地位についている者もいる。(社)日本演奏連盟に所属する海外在住の日本人演奏家は昭和63年2月現在で165人であるが、このほか、若くして海外に渡り、そのまま長く海外で活躍している者も相当数あると思われる。これら日本人演奏家の海外における活躍は、日本人の洋楽の技量の向上の結果にほ

図2-10 日本人演奏家・来日演奏家別の洋楽公演回数の推移



かならないが、ヨーロッパでのコンクール入賞が大きな契機となった場合も多い。

昭和55年からは、我が国でも(社)日本演奏連盟が中心となって「日本国際音楽コンクール」が開催されるようになり、その後昭和58年、昭和61年と回を重ねるごとにますます盛況を見せている。また、昭和60年には神戸市による「日本フルート・コンクール」が開催されて大きな成果を収めるなど、ようやく我が国も国際コンクールの開催国の一員としての役割を果たしつつある。

## (2) 舞 踊

我が国の舞踊芸術も、我が国古来の伝統芸能である日本舞踊の流れと大正から昭和初期にかけて欧米から移入されたバレエ、モダンダンス(現代舞踊)の分野に大別される。

**日本舞踊** 近世の歌舞伎芝居とともに発展してきた歌舞伎舞踊が主流をなし、関西で生まれ育った上方舞などとともに、それぞれ多くの流派に分かれて活動している。昭和24年5月、職業的日本舞踊家の個人参加による任意団体として発足した日本舞踊協会(昭和30年12月に社団法人)に所属する舞踊家について見ると、流派数は約100流と言われており、このうち藤間、西川、若柳、山村などの流派は更に分派しているので、実際の流派(家元)数は更に増えるものと思われる。(社)日本舞踊協会の会員数は昭和60年7月現在で4500人となっているが、会員は一定の条件、資格が必要とされているため、会員以外にも各流家元から芸名を許されて舞踊師匠(名取り)として弟子の養成に当たる傍ら公演活動を行っている舞踊家の人口は膨大な数に上るものと見られる。また、最近は若手舞踊家を中心に、流派を超えて、各流合同の発表会を催すことも盛んに行われるようにになっている。

そのほか、昭和30年代中ごろから全国各地の民俗芸能を素材とした民俗舞踊が舞台芸術として新しい分野を開拓しつつあり、その可能性に大きな期待

が寄せられている。また、民謡舞踊(民踊とも略称される。)が盛んとなり、娛樂性と大衆性を趣旨としながら舞台芸術への志向を強く示している。また、沖縄に伝承される琉球古典舞踊も、戦後は女性舞踊家による隆盛を示している。

**バレエ** 大正元年、イタリア人のバレエ・マスターのローシィが来日し、旧帝国劇場歌劇部で舞踊手養成に当たったのがその始まりとされている。その後、ロシア人のエリアナ・パブロワ、オリガ・サファイアなどが多くの舞踊手養成に努め、大正から昭和初期にかけてバレエの素地作りが進められた。そして、戦後間もない昭和21年8月、戦前の積み重ねを踏まえて、我が国のバレリーナ、バレエ団が結集して東京バレエ団を組織し、帝国劇場で「白鳥の湖」全幕の初演を行った。その後、我が国のバレエの本格的な舞台活動が展開され、飛躍的な成長を遂げて現在に至っている。昭和33年3月には日本バレエ協会が設立され(昭和49年12月に社団法人)、昭和62年3月末で舞踊家の会員数1270人、会員の所属バレエ団は16団体となっている。また、東京地区の日本バレエ協会会員以外のバレエ団が、昭和46年6月東京バレエ協議会

を組織したが、昭和62年3月末で、その会員団体数は4、その団体所属舞踊手は約210名である。

**現代舞踊** モダンダンスを中心にスペイン舞踊、インド舞踊、タイ舞踊なども含め活発な公演活動が行われている。このうち、モダンダンスは、大正5年アメリカで学んだ石井漠が新たな舞踊を発表したのがその始まりで、次いで、昭和初年ドイツのノイエ・タンツを学んだ江口隆哉がこれに続き、我が国のモダンダンスの基となった。

戦後も、モダンダンスは、アメリカのマーサ・グラーム、マース・カニングハム、アルビン・エイリ等の舞踊団が度々来日し、その度に愛好者を増やすとともに、我が国のダンサーも渡米し、アメリカのダンサーと肩を並べて舞台で活躍する例も数多く見られるようになっている。

モダンダンスは、その舞踊表現の性格から、個人の創作性が常に優先され、しかも上演1回限りの作品がほとんどであったが、昭和50年代に入ってからはその作品の再演、三演の試みが目立ち、同じ作品を繰り返し上演して完成度を高めるという傾向が出てくるとともに、作品の素材に日本や日本人、日本の古典にそのテーマを求める傾向が顕著となっている。

また、スペイン舞踊等各国の伝統的な民族舞踊を専門とする舞踊家も多く輩出し、活発な公演活動を行って高水準の舞台を示している。

昭和23年5月に設立された現代舞踊協会（昭和47年3月に社団法人）は、昭和62年3月末で正会員1774人で、会員は年々増加の傾向にある。

**舞踏** 昭和40年代に従来の舞踊の持つ様式に対するアンチ・テーゼとして発生した「舞踏」は、昭和50年代にかけて一時期活況を呈し、海外へも広く紹介され、その前衛的な手法と東洋的エキゾチズムから大きな注目を集めた。

### (3) 演劇・演芸

我が国演劇界は、近代に入って、欧米の演劇・文学の影響の下に新しい演劇様式として定着していった新劇、あるいは商業演劇（中間演劇、大劇場演劇とも呼ばれる。）などの近代演劇の流れと、歌舞伎、能楽、文楽、新派などの伝統的な演劇の流れが並存している。しかし、例えば、70年の歴史を経た新国劇が昭和62年10月経営難のため解散し、また従来の新劇に飽き足りない若い世代が小劇場運動を活発に展開するなど、演劇界は常に流動している。

**近代演劇** いわゆる近代演劇の分野では、新劇を中心に商業演劇や小劇場演劇、あるいは児童演劇、人形劇等の活発な公演活動が行われている。

近代演劇の中核となる新劇では、既成新劇及びこれに準ずる性格の劇団から成る新劇団協議会が昭和31年10月に結成され、当初40団体だった加盟劇団も現在は52団体に増えている。また、これに加盟する劇団以外の劇団で活発かつ意欲的な公演で注目を集めているものが多く、また、劇団単位を越えて行われるプロデュース公演も盛んである。しかしながら、日本の劇作家によ

る見るべき創作戯曲が少なく、最近は特に新旧の翻訳劇の再演、三演が目立つことを指摘する声も強い。

昭和30年代後半以降に急速に台頭した小劇場演劇は、現在既に第三世代と呼ばれる演劇集団が活発な公演活動を行い、その一部は20歳前後の若者を観客層としてかなりの人気を獲得するとともに、近年は海外においても好評を得るまでになっている。

いわゆる商業演劇は、松竹、東宝等の興行会社の制作に係るもので、東京では歌舞伎座、新橋演舞場、帝国劇場、東京宝塚劇場、芸術座、明治座など大劇場に多数の観客を動員し、時の人気スターや歌手を主役に一座を構成して公演することが多く、華やかな話題も多い。しかし、近年はミュージカルにその中心が移りつつあり、ブロードウェイをはじめ欧米の輸入作品上演とともに、ミュージカル・ブームの観を呈している。

商業演劇は、大劇場に大衆動員を図り、しかも1か月興行単位で、大阪、京都、名古屋などに巡演し、したがって、その観客数は膨大な数に上る。商業演劇の分野が、我が国演劇界に占める位置の重要さはここにあるとも言えよう。

児童演劇は、小中学校巡回公演を主として活動しているが、昭和50年3月に発足した日本児童演劇劇団協議会の会員数を見ると、現在72劇団、約2400人がその傘下にあり、過当競争もあって劇団の経営は困難な面が多いと言われる。

人形劇については、昭和42年に発足した個人参加の人形劇人協会の会員が発足当初の70人から昭和62年3月には200人に増加し、その活動の活性化がうかがえる。世界人形劇連盟（ユニマ）の日本センターでは、昭和63年秋に、名古屋市、飯田市などと提携して、アジアでは初めてのユニマ世界大会の開催を予定している。

**伝統演劇** 一方、伝統的な演劇では、歌舞伎を中心として文楽、能楽及び新派が、それぞれ伝統を継承しつつ新たな創造への努力を続けている。

歌舞伎は、依然として我が国伝統演劇界の中心的存在である。東京では国立劇場、歌舞伎座、新橋演舞場、明治座などを中心とし、京都南座、大阪新歌舞伎座、名古屋御園座などが歌舞伎公演の劇場として定着しており、このほか文化庁その他の主催する巡回事業による地方巡演を含めると、ほとんど毎日、日本のどこかで上演されていると言うことができる。しかし、その一方で、歌舞伎俳優、特に脇役や端役の不足、また、長唄、隣子、竹本などの歌舞伎音楽の演奏家の不足が指摘されており、若い優れた主役級の俳優養成もさることながら、脇役や歌舞伎音楽をはじめ道具、衣裳、かつら等の歌舞伎を支える人材の養成が、緊急の重要課題とされている。

このような状況に対応して、国立劇場では、昭和45年度から歌舞伎俳優の養成を行い、歌舞伎俳優の若返りに寄与するとともに、歌舞伎音楽についても、演奏者の絶対数の不足や高齢化に対処して、昭和50年度から竹本(太夫、三味線)、昭和56年度からは鳴物の後継者養成を行っている。

ちなみに、昭和62年3月現在の歌舞伎界の大勢を見ると、(社)伝統歌舞伎保存会の会員数は、俳優136人、長唄・竹本・狂言作者48人であり、同保存会は、重要無形文化財歌舞伎の保持者団体（総合指定）になっている。

人形浄瑠璃文楽は、歌舞伎とともに長い歴史と伝統を誇っている。昭和30年、文楽協会の技芸員で組織する人形浄瑠璃文楽座は、重要無形文化財保持者団体として総合指定され、昭和38年(財)文楽協会が発足し、同協会に対して国、大阪府、大阪市、NHKが助成金を交付してその運営を補助してきている。さらに、昭和59年国立文楽劇場が建設されてその新しい拠点となった。

文楽公演については、現在、東京本公演が国立劇場で年3回（1回15日間）、大阪本公演が国立文楽劇場で年4回（1回15日から20日間）のほか、国立劇場での若手公演、文楽教室（各1回）があり、さらに、文化庁の巡回公演事業等による地方公演や京都（文化芸術会館）、名古屋（中日劇場）での定例的な公演があり、これに加えて各地からの招聘に応じての公演もあって、年間を通じた活発な公演活動が行われている。

しかしながら、一方で、文楽の優れた人材が高齢化しつつあるにもかかわらず、後継者の養成が必ずしもこれに伴わず、また、観客数の伸び悩みもあって積極的な対応を迫られており、国立劇場において後継者養成等の事業を行っているところである。

新派は、歌舞伎（旧派）に対する新しい演劇様式として明治中期に誕生し、明治末年にその最盛期を迎えて既に我が国古典演劇として定着しており、昭和62年には新派百年記念の年を迎えた。

また、新国劇は、大正6年、大衆的国民演劇を目指して出発し、観客等の大きな支持を得て演劇の大衆化に貢献したが、昭和40年代からは次第に観客層が薄くなり、昭和62年10月劇団は解散するに至っている。

能楽は、室町時代観阿弥・世阿弥父子により洗練、完成されたものである。

昭和62年3月現在の（社）能楽協会の会員総数は1327人である。これは職業として能、狂言に携わる人の数で、このほか、これに準ずる人、あるいは謡、仕舞などを習い、時折舞台に立つ人々の数は、更に相当数に上るものと考えられる。

演能会は東京、大阪、京都を中心に、シテ方を核にして動いており、例えば東京でのシテ方が主催する演能会の数を見ると年間約200件に上っている。しかし、この公演件数に対して、三役（ワキ、囃子、狂言）と呼ばれる共演者の絶対数が極めて少なく、このため三役の人々は多忙を極め、かけもち出演など演能に支障をきたすことさえしばしば起こっているとも言われ、これが今日の能楽界の最も大きな課題の一つである。昭和58年4月に開場した国立能楽堂では、昭和59年度から能楽三役養成事業を開始した。もともと家元制の確固とした能楽界にあって、それぞれが「家の芸」として代々継承してきた技芸を一般に開放し、新しい人材を養成するには困難な面も多いが、能楽の歴史にとって画期的な試みと言えよう。

**演 芸** 演芸の分野では、落語、講談、浪曲、奇術、太神樂、漫才などの各分野13団体から成る日本演芸家連合が昭和46年4月に設立されている

が、昭和63年3月現在の会員数は、1449人である。このほか、これに加入していない全くフリーの演芸人も相当数に上るものと思われる。

昭和45年、寄席の老舗であった東京・人形町の末広亭が廃業し、昭和47年講談の定席であった東京・上野の本牧亭が演芸一般への貸席となり、当時の演芸界にはある緊張と不安が強まった。ちょうど演芸界全体とりわけ寄席が、テレビの攻勢に圧倒されていたときである。しかし、東京では上野・鈴木、新宿・末広、池袋演芸場などが定席を守り、また、昭和60年春の江東区の寄席若竹の誕生など新しい動きもある。

また、関西では、吉本興業、松竹芸能など興行会社の經營する花月、浪花座（大阪）などが、上方芸能の大きな活動拠点となっている。上方芸能の伝統は古いが、戦前・戦後の一時期上方落語の凋落期があり、演芸界全体が低迷した。その復興には時を要したが、昭和40年代にはその機運も高潮し、現在は隆盛の様相を呈している。

さらに、昭和54年2月、東京・隼町の国立劇場に併設された演芸場では、日本演芸家連合と協力して定席を設け、また、特別公演を企画するなど演芸界の発展に大きな役割を果たすようになっている。

寄席芸は、テレビや他の大衆娯楽あるいは広く喜劇、レビュー、ショーなど大衆芸能一般の動きにも強い影響を及ぼすものであり、その動向が注目されるところである。

**伝統演劇の海外公演** 我が国伝統演劇の最初の大規模な海外公演は、昭和3年の訪ソ歌舞伎公演であった。以来、歌舞伎の海外公演はヨーロッパ、アメリカ及びアジアの25か国を超える国々で行われ、その独自の演劇様式を通して我が国伝統文化を世界に紹介する上で重要な役割を果たしてきた。特にこの数年はヨーロッパ各地での公演が盛んで、昭和62年には2度目の訪ソ歌舞伎公演も行われた。

人形淨瑠璃文楽については、昭和37年のアメリカ（シアトル）公演が最初の海外公演で、以後ヨーロッパ、オーストラリア、カナダ、中国、韓国など

で上演され、特に人形の三人遣いの技法と淨瑠璃（音楽）の総合された独特の人形劇として大きな注目を集め、高い評価を得ている。

能の海外公演は、昭和29年有識者多数が組織した能楽渡欧後援会の応援により実現したイタリア（ベネチア）の国際演劇祭への参加が最初である。この公演は、ヨーロッパ演劇界に大きな刺激を与えたと言われ、渡欧能楽団はその成果により芸術選奨文部大臣賞を受賞している。以後、欧米やオーストリアを中心にほとんど毎年、能楽（能と狂言）の海外公演が行われている。

#### (4) 美術

我が国の近現代美術は、明治以前からの伝統を継承しながらも海外からの刺激を積極的に摂取しつつ、発展してきた。

今日、美術は、絵画、版画、彫刻、工芸、書、デザイン、写真、建築等の分野があるが、分野にとらわれない創作活動も活発に行われ、また、科学技術の進展等に伴い、新たな領域が増加するという現象も見られるなど、創作活動は年ごとに盛んになってきている。

創作活動に従事する者の数は、本節 1 で述べたとおり増加している。

**作品発表の場** 作家が作品を発表する場としては、美術団体の公募展、国公私立美術館の企画展、各種のコンクール展、各地域ごとの団体展や県展、画廊、貸会場を利用する個展などがあり、その開催状況は図 2-2 のとおりである。

美術団体による公募の展覧会は、新進作家の登竜門として、あるいは既成作家の発表の場として重要な役割を果たしてきた。戦前からの団体は戦後の荒廃の中でいち早く建て直しや再編成が行われ、新団体も結成された。これらの団体は、当時唯一の展示場であった東京都美術館における公募展覧会の開催を通じて、それぞれの団体の主張や動向を一般観覧者や後進に示し、戦後の美術界の発展に重要な役割を果たした。作家にとっても、目標とする団体に入選、受賞を重ね、その団体の所属会員となることにより、有力な発表

の場が確保されるため、これらの団体によって活躍を続ける作家の数は極めて多い。

東京都美術館の借館団体数は、昭和26年当時の60団体が、昭和60年には229団体に増加しており、これら激増する借館希望に対処するため、東京都は昭和50年に新館を建設したが、なお今日ではすべての希望を満たすのは困難であると言われている。

一方において、これらの公募団体とは別に新聞社などによる美術展が開催されて団体の枠を越えた発表の場を提供することも行われ、また、海外の国際展や企画展へ発表の場を求める作家も多い。

国公私立美術館の企画展などへの出品は、これら国際的に活躍している作家によって占められる例が多いのも一つの特徴となっている。

関係団体や地方公共団体、民間企業が文化事業として行う各種のコンクール展も増加して、今や大小100を超えており、公募団体展と並んで、新人の登竜門としての発表の場を提供している。これらのコンクール展には既成の団

図 2-11 地域別画廊数（企画画廊・貸画廊・常設画廊）

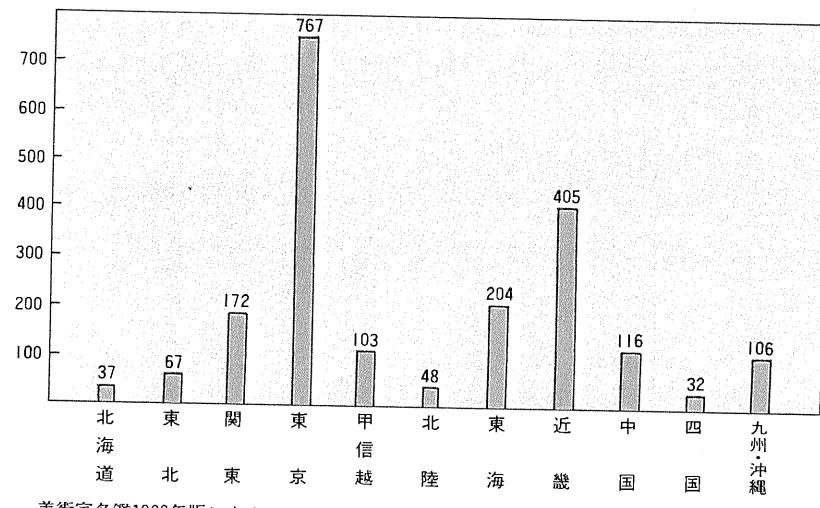


図2-12 美術館数（登録及び相当施設）の推移

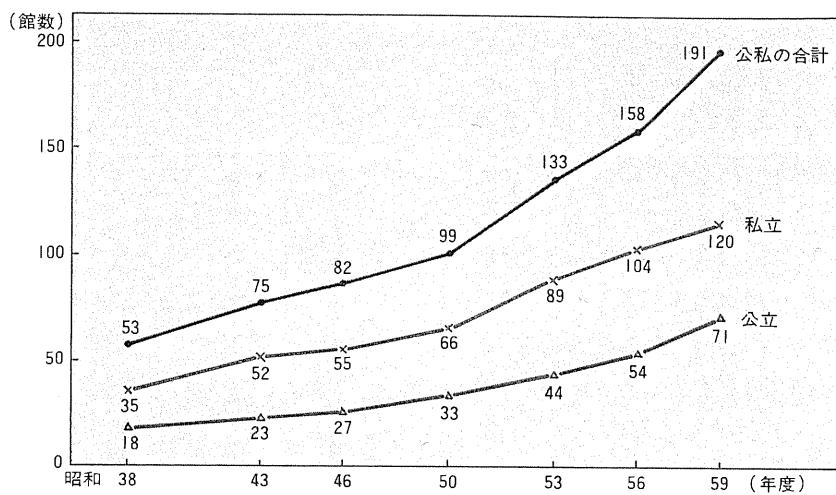
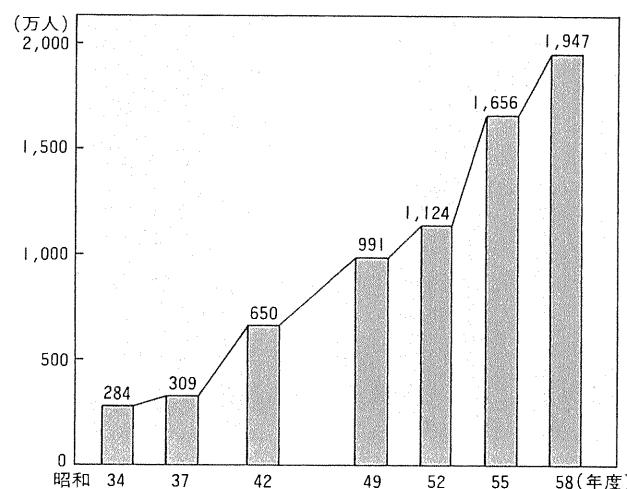


図2-13 美術館等の入館者数の推移



体所属作家の出品も見られる。いわゆる県展も現在45道府県の実施するところであり、昭和60年における総応募点数は10万点以上に達している。また、県展以外にも地域ごと、分野ごとの団体展が活発に開催されている。

作家が自らその作品を世に問う個展やグループ展も、図2-2に見られるように増加の一途をたどっている。その発表の場としては、画廊や貸会場が重要な役割を果たしており、その数は、図2-11のとおり、全国にわたって2000か所余りを数えている。

また、美術館も大幅に増え、図2-12に示すように、博物館法の登録博物館及び博物館相当施設だけで昭和35年当時の4倍近くに達しており、公立だけでなく私立の美術館の順調な増加ぶりが注目される。これら施設の充実とともに、図2-13に示すように、美術館を訪れる者も増加し、美術愛好者の層が広がっていることがうかがわれる。

**美術の国際交流** 我が国美術の国際交流は、第二次世界大戦後、ミロのヴィーナス、モナリザの日本公開等、国内における西欧美術の紹介に始まり、以来、連年にわたり、ピカソ、マチス、ルオーなどの作品を紹介する大展覧会が開催されており、作家や鑑賞者に大きな刺激や影響を与えている。

我が国からの国際展への出品も戦後早くに行われ、版画の受賞により国際的評価を得て我が国美術の海外進出の先鞭がつけられた。従来、我が国からは、個人による出品を別にすると、伝統文化や古美術の紹介のみが行われてきたが、近年においては、我が国の近現代美術に対する海外の関心が深まるに伴い、海外における近現代美術展の開催が目立っており、昭和61年にはフランスのポンピドー芸術文化センターにおいて「日本の前衛」展が開かれ、作品・資料併せて700点が出品、展示された。また、フランス、アメリカなど海外に長期滞在して活躍している作家も、かなりの数に上ると思われる。

## (5) 文芸

我が国近代の文学は、他の芸術分野と同様に、明治以前の伝統を受け継ぐ

図2-14 文学関係新刊書籍・文芸関係雑誌の出版点数の推移

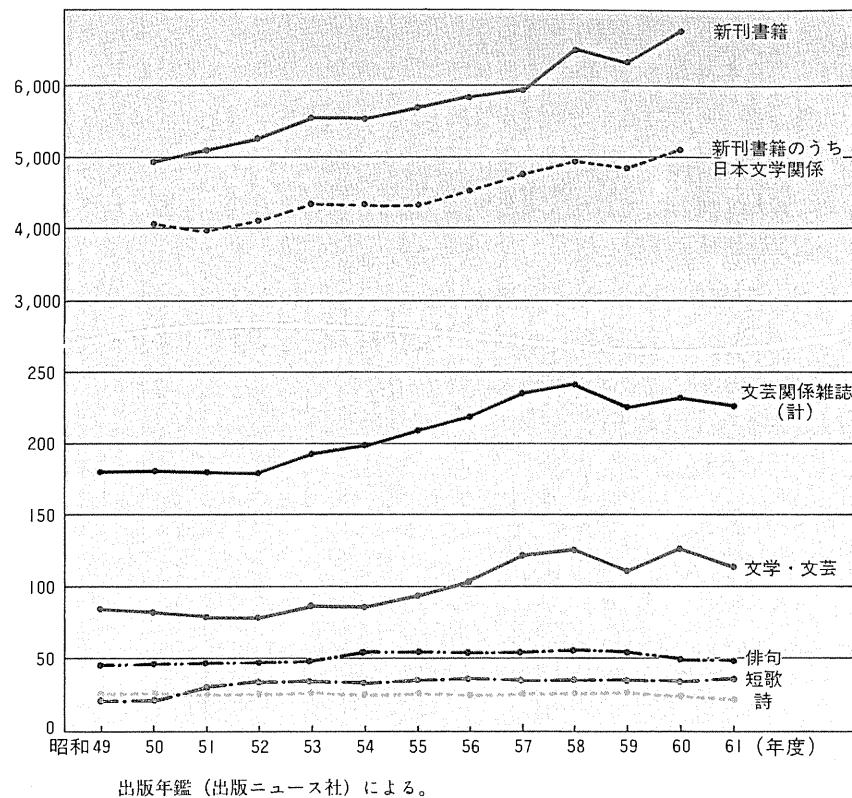
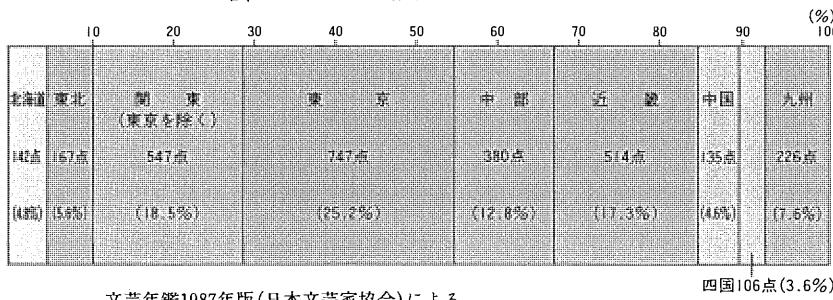


図2-15 同人雑誌の地域別発行状況



とともに、諸外国の芸術思潮の強い影響を受けながら発展してきた。

今日、小説、詩歌、評論等の文芸創作活動は、広範多岐にわたっている。

文芸家、著述家の数は、本節1で述べたとおり、大幅な増加を示しており、また、文芸各分野ごとに全国で発行されている同人雑誌数が昭和62年1月調べで2966誌であることから見ても、文芸創作活動に従事する者は相当な数に上ると思われる。

図2-14のとおり、文学関係書籍の新刊出版点数は、昭和50年の4973点に比較して、昭和60年では6610点と32%の伸びを示している。このうち、日本文学関係の出版点数は、昭和50年の4011点に比較して、昭和60年では5063点と26%の伸びを示している。また、文芸関係雑誌も文学・文芸雑誌が活発な動向を示している。

優れた業績をあげた文芸家、著述家の顕彰や新人作家の発掘を目的として、文学一般、小説、記録文学、評論、随筆、詩、短歌、俳句、川柳、児童文学、童話等の多分野にわたり290を超える賞が設けられている。これらの賞は、著名な文芸家の事績を記念して設けられた基金や出版社等から贈られるものが多く、文芸振興のために大きな役割を果たしている。

同人雑誌は、明治時代以来の歴史を持つ我が国独特のもので、昭和の著名な作家は、例外なくこれによって育成されてきたと言われている。同人雑誌の発行状況を見ると、その活動は図2-15のとおり、全国各地域に広がっており、次代を担う作家等の育成に依然として多大な役割を果たしていることがうかがわれる。

## (6) 映画

現在の映画の源流は、1895年（明治28年）リュミエール兄弟のシネマトグラフがパリで公開されたときに発するとされている。我が国には明治29年に導入され、翌明治30年には商業的な上映がなされるようになり、その後国产の映画も作られるようになった。

当初は単なる実写が中心であったが、やがて映画独自の技法が次々と導入、創案され、さらにトーキー、色彩映画の導入等の技術的革新も経ながら国民娯楽としての地位を確立するとともに、芸術的に優れた作品も数多く生み出された。

舞台芸術に比べ、鑑賞が容易なこともあって、永年にわたり多くの国民に親しまれ、我が国の芸術文化水準の向上に大きな役割を果たしてきており、また、国際的な芸術文化交流にも極めて大きな貢献をしてきた。

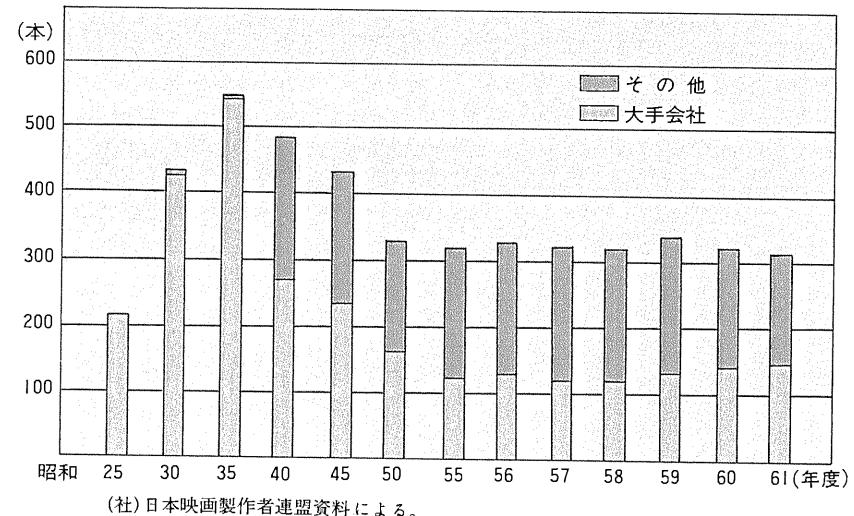
昭和26年、ベネチア国際映画祭及びアカデミー賞コンクールに我が国から参加した「羅生門」が、それぞれグランプリ、外国映画部門アカデミー賞を受賞し、日本の文化へ欧米の関心を惹きつける契機となつたことは今なお記憶に新しいところである。「羅生門」以後も国際映画祭等における日本映画の上映受賞等を通じて日本映画の水準の高さが国際的に知られるとともに、海外における一般の上映ともあいまって、我が国文化の海外への紹介に大きな役割を果たしてきている。

他方、外国映画が我が国の社会に及ぼした影響も極めて大きなものがある。欧米の芸術性に優れた映画が戦前から数多く我が国に紹介され、その製作技法は我が国の映画製作に強い影響を与えるとともに、外国の社会や文化、歴史を生き生きと伝えるものとして我が国の文化、社会にも大きな影響を及ぼしてきた。

我が国の映画製作は、明治末期以降変遷を重ねつつも活発に行われてきたが、図2-16に示すように、昭和20年代後半から昭和30年代にかけて大手五社を中心に全盛を極めた。映画の封切り本数から見ると、昭和35年には最高の547本が封切られ、うち99.6%が大手五社の製作したものであった。

しかしながら、テレビの普及の影響を受けて、映画館入場者は、図2-17に示すように、昭和33年度の11億2745万2000人を頂点として急減し、その後はビデオの普及や入場料値上げの影響も加わって長期的に低落してきている。昭和62年度の映画館入場者数1億4390万人は、最盛期である昭和33年度

図2-16 我が国における映画製作本数の推移（封切り本数）



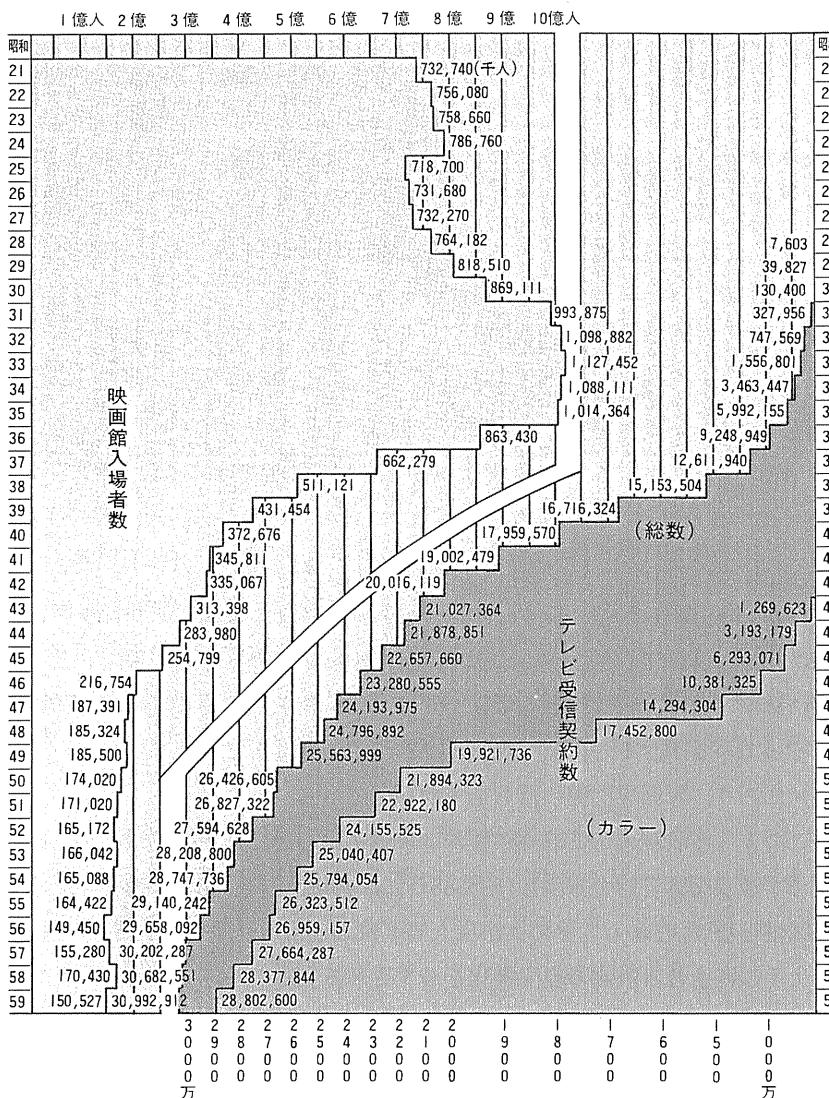
(社)日本映画製作連盟資料による。

の13%であり、また、国民一人当たりの劇場映画鑑賞回数は、昭和33年度12.3回に対し、昭和62年度は1.2回となっている。これが映画館に反映し、図2-18に示すとおり、映画館数も昭和35年度の7457館を頂点として減少の一途をたどっているが、その内訳を見ると、洋画専門館はむしろわずかに増加傾向にあり、邦画専門館の落ち込みが顕著である。

このような状況の中で映画の製作は次第に困難となり、図2-16のとおり、製作本数が全体として減少し、昭和55年には封切り本数320本と最盛期に比べ42%減となり、しかも5分の3が成人向き映画と言われている状況となった。

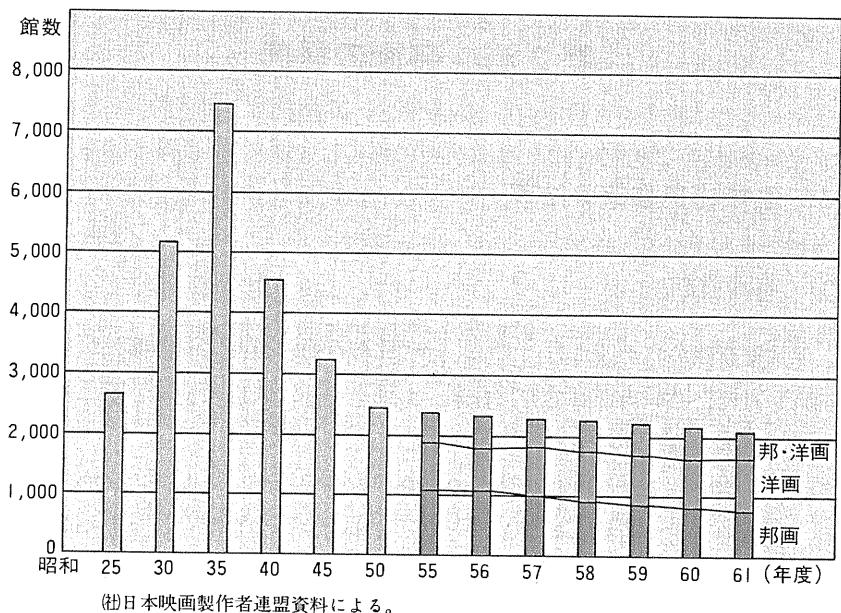
大手映画会社は映画の自主製作を減少させ、実際の映画製作は経営基盤の弱い独立プロダクションの手にゆだねられる傾向が強まっている。このことにより、大手会社による従前の映画製作諸分野の人材養成等の機能が大きく後退し、また、継続的、安定的な映画製作の機会が著しく狭められたことが、良心的な独立プロダクションをはじめ映画関係者の努力にもかかわらず、我

図2-17 映画館入場者数とテレビ受信契約数の推移



キネマ旬報1986増刊号による。

図2-18 我が国における映画館数の推移



が国の映画人の才能を十分に生かした優れた作品の製作を困難にしていることも否めない。また、映画館の減少により優れた映画の鑑賞機会も失われつつあることも問題である。

映画館で映画を鑑賞する人口は激減したまま横ばいにあるが、テレビにおける映画の放映回数は昭和61年度において日本映画440回、外国映画1053回に上っており、また、ビデオによる映画鑑賞も激増しており、全体として映画を鑑賞する人口はむしろ増加していると考えられる。

今後ともハイビジョンの発達などが映画鑑賞の在り方に影響を及ぼすことも予想されるが、いずれにしろ映像芸術の基本として映画の役割は重要である。

## 第2節 芸術の振興

### 1 芸術振興施策の沿革

#### (1) 明治前期

明治維新後の我が国においては、近代化のための西欧文明の導入が急速に進められた。芸術の分野でも、音楽、美術を中心に政府の主導の下に積極的な西欧芸術の導入がなされた。

また一方で、急激な欧化政策への反発から官民の間に我が国古来の伝統文化を見直そうとする動きが盛んとなり、美術においてもフェノロサや岡倉天心に代表される日本美術見直しの動きも活発となった。

明治期の芸術振興施策は、このように西欧芸術の積極的な導入と、その対極に位置付けられる我が国伝統芸術の再興の二つの柱を軸に進められたと言えよう。

**音 樂** この時期における洋楽の積極的な導入が、今日の洋楽隆盛の基盤となった。

明治12年文部省に創設された音楽取調掛は、西洋音樂習得のための伝習生を採用し、音楽教育の担い手として必要な洋楽教育を実施するとともに、音楽教育の研究をも任務として唱歌教材の作成を進め、明治14年11月には33歌曲からなる小学唱歌集初篇を出版した。

その後、明治16年東京師範学校及び同女子師範学校で音楽を正課に取り入れるとともに、明治19年4月に公布された学校令は各種類の学校に唱歌・音楽を必修とし、師範学校及び高等師範学校では楽器演奏、音楽理論の修得まで課するようになり、我が国音楽教育は一層定着の度を深めていった。

明治20年10月文部省直轄学校として東京音楽学校が創立され、文部省音楽取調掛の音楽伝習事業を引き継いで、音楽家及び音楽教師の養成に取り組むこととなった。明治23年5月、現在の東京芸術大学の所在地に新校舎が建設され、その二階中央の音楽用ホール奏楽堂は我が国最初の演奏会場として多くの音楽家を育て、音楽教育の象徴的存在となった。その後、明治26年9月東京音楽学校は高等師範学校附属音楽学校となつたが、明治32年4月再び東京音楽学校として独立し、その機能も充実されて音楽家、音楽指導者の育成の中核としての役割を果たすことになった。

このほか、この時期における我が国への洋楽導入を促すものとして、軍樂隊における軍事技術の一環としての吹奏樂演奏技術の習得や宮内省雅樂課における伶人達による洋樂協会の設立に見られる洋樂伝習の努力をあげることができる。

また、明治維新は王政復古という面もあり、神祇の音楽としての雅樂の振興が図られることとなり、明治3年に、京都、奈良、大阪の三方樂所の樂人を東京に集めて太政官の中に雅樂局を設け、翌明治4年にはこれを雅樂課と改めてその充実が図られて、近代における雅樂の伝承の基礎とされた。

**美 術** 明治維新後の急激な欧化政策の下で、洋画の持つ写実的、実証的描写は西欧文明を象徴するものとして軍事上、工学上の実用性からも積極的な導入政策が進められた。明治9年11月に工部省管轄として工部美術学校が創設された。学科は画学、彫刻の2学科で、招聘された教師はすべてイタリア人であった。また、明治7年陸軍士官学校創設に際して、フランス人画家が図画教師として招聘されて洋画教育を行ったことも、洋画の実用性、科学性が軍事教育上重視された結果であろう。

しかしながら、急速かつ広範な欧化政策に対する反発もかなり根強いものがあり、東京大学教官として来日していたアメリカ人アーネスト・フェノロサが明治14年から主唱し始めた邦画伝統尊重論は、そのような当時の社会思潮の下で、我が国美術界に大きな影響をもたらした。

明治10年、第1回内国勧業博覧会の美術部として初めて官設の美術展覧会が開かれて以来、明治13年農商務省博物局主催の第1回観古美術会、明治15年10月農商務省主催の第1回絵画共進会と相次いで開催された。これらの展覧会は、主として美術工芸品の輸出振興の観点から行われたものではあるが、政府主催の権威により、広く全国から作品を中央に集め、各流派の作品を一堂の下に展示し、日本画家が広く世に迎えられる契機になったと言われている。

やがて、明治16年1月工部美術学校は閉鎖されるに至ったが、フェノロサと岡倉天心の伝統美術振興のための努力は、明治20年10月東京美術学校の開校にも結実し、翌々22年2月授業が開始された。同校はこうした発足の経緯もあり、その課業は絵画、彫刻とも伝統美術の分野に限られていたが、一方、富国強兵主義に基づく実用主義の要請も強く、洋画の持つ写実的、科学的性格が必要とされていたことによって、明治29年には西洋画科が設けられて、洋画の面についても官立の学校による本格的な人材養成が行われることとなった。

このほか、明治23年宮内省に我が国の美術家、工芸家の社会的地位の向上を促すこととなる帝室技芸員の制度が設けられた。

## (2) 明治末期以降

明治期前半は西洋芸術の導入と伝統芸術の再興を基軸とする芸術振興施策が行われ、音楽教育及び美術教育は、明治期中ごろまでは学校教育の分野において、東京音楽学校及び東京美術学校を頂点とする専門教育及び初等中等教育の一部としてそれぞれ確立され、国民の間にも広く定着するに至った。

明治末期以降の芸術振興施策の進展は、明治40年からの文展等の官展の実施、大正8年創設された帝国美術院に始まる芸術奨励のための荣誉機関の運営及び文化勲章の創設に代表される。

**官展の実施** 明治初期から頻繁に開催されていた政府主催の美術展覧会

は、主として農商務省等による応用意匠や海外輸出等の勧業の見地からのものであった。しかし、その後の国民文化の進展の中で、これら美術についても一般知識人を中心に純粹に芸術の観点から議論されるようになり、やがて、勧業のための施策としてではなく、むしろ文教施策の一環として美術振興の施策を講ずべきことが主張されるようになった。

そうした状況の中で、黒田清輝等が文部大臣にフランスの官設サロン類似の機関その他政府による美術奨励機関の設置を建議したことが一つの契機となって、明治40年6月美術審査委員会官制が勅令により定められ、同年8月内閣から委員が任命された。美術審査委員会は、日本画、西洋画及び彫刻の3部から成り、同年10月25日から11月30日まで上野で第1回の文部省美術展覧会が開催されて、その後大正7年第12回で幕を閉じるまで文展の通称で親しまれた。

文展は、旧派、新派等の流派の争いから、明治41年の国画玉成会展や大正3年の再興日本美術院第1回展に見られるように、一部の会派が離れ、あるいは第一部（日本画）が第一科（旧派）と第二科（新派）の二科制となるなどの紆余曲折を経ながらも、唯一の政府主催の官展であったこともあり、年中行事として国民の間に定着していったと同時に、作家の登竜門として大きな役割を果たした。

このように、我が国美術の発展に大きな足跡を残した文展も、審査委員の任命、授賞についての批判等から日本画の国画創作協会や洋画の二科会など有力な会派の離脱があり、抜本的な改革を求める声が強くなった。

**帝国美術院** このような動きを受けて、大正8年9月勅令により帝国美術院が創設され、美術審査委員会は廃止された。帝国美術院は、院長及び15名以内の会員から成り、明治39年に創設された学術における帝国学士院と並んで美術のアカデミーとも称されるものであった。帝国美術院は、文部省に代わる美術展覧会の開催をその主要な任務とし、審査員に中堅層を登用した。この帝国美術院の美術展覧会は、日本画、西洋画及び彫刻の3部から成り、

第1回が大正8年10月14日から11月20日まで上野公園竹之台陳列館で開催され、その後帝展の通称で年々盛大となり、昭和2年の第8回からは新たに第4部として美術工芸を加えた。帝国美術院の会員定数も、大正12年に20名、昭和3年に25名、昭和5年に30名と増加した。

また、同年6月、黒田清輝の遺志で設立された黒田記念館は帝国美術院附属の美術研究所として、美術に関する調査研究を行うこととなった。

その後、昭和10年、帝国美術院の改組を目的に、従来の帝国美術院規程が廃止されて新たに帝国美術院官制が制定され、会員数が30名から50名に増員された。

**帝国芸術院** 昭和12年6月勅令による帝国芸術院官制が公布され、帝国美術院が廃止されて、美術のみでなく、文芸、音楽、演劇など芸術全般にわたる奨励機関として帝国芸術院が創設された。帝国芸術院は、従来の帝国美術院の機能を受け継いだだけでなく、学術における学士院に倣い、広く芸術全般のアカデミーとして構想され、院長1名及び80名以内の会員から構成された。また、従来の帝展は、帝国芸術院に関係なく文部省が主催するいわゆる新文展に引き継がれた。新文展は昭和18年まで6回開催された。

**文化勲章** 昭和12年2月勅令により文化勲章が新たに設けられた。文化勲章は、従来の勲等制度による文化方面の叙勲が、ともすれば文化自体の価値創造よりもその結果としての具体的な国益増進の見地から評価が行われていたという認識に立ち、新たに、学術、芸術等文化の発達に対して偉大な貢献をした者に贈られるものとして制定された。文化の分野における功績は分野間においてそれぞれ質を異にし、比較することができない等の理由から等級を設けず、単一級の勲等制とされた。

### (3) 戦後

戦後、我が国は文化国家としての道を歩むべきことを決意し、芸術文化活動に対して、国は積極的な振興のための施策を講じることとし、昭和20年12

月文部省社会教育局に芸術課が設けられた。

戦後の荒廃と困窮の中で、昭和21年秋には第1回の芸術祭が開催され、昭和25年度には芸術選奨が芸術祭賞から独立して始められた（昭和29年度までは芸能選奨と称されていた。）。

昭和22年6月帝国芸術院の会員数を80名から100名に増やすとともに、同年12月名称を日本芸術院と改め、また、戦前から続く文化勲章に加え、昭和26年4月新たに学術、芸術等の文化の領域で顕著な功績をあげた者を顕彰するため、文化功労者年金法が制定された。

その後、昭和34年度には芸術団体の活動に対する国庫補助が始められ、また、優秀美術作品の買上げ制度が設けられるなど、芸術振興のための施策が次々と拡充されていった。

## 2 施策の現状

芸術振興のための施策は、芸術活動の水準向上とこれを支える国民的基盤の充実を目的とし、優れた芸術創作活動の奨励、優れた芸術家の養成、国民の芸術鑑賞機会の充実、芸術活動の場の確保、優れた芸術家に対する顕彰による奨励等の観点から進められている。

### (1) 芸術創作活動の振興

#### ア 民間芸術等活動費補助

民間芸術関係団体は、我が国の芸術文化の向上及び普及に中心的役割を果たしており、このため、そのオーケストラ、オペラ、バレエ等の大規模な公演、広く全国の青少年等を対象に芸術鑑賞の機会を提供する地方巡回公演、芸術関係の資料整備、海外公演等の事業に対して経費の一部を補助している。

昭和34年度から社会教育関係団体補助金の一部として芸術団体に対する助成が始まり、昭和42年度から文化局の設置に伴い、芸術関係団体補助金とし

て分離独立し、昭和53年度に民間芸術等振興費補助金と名称を変更して現在に至っている。

#### イ 芸術活動の特別推進

我が国舞台芸術に大きな刺激を与え、その水準の格段の向上を促すような我が国の芸術団体による海外フェスティバルへの参加公演や国内における大型の舞台公演等を、企業等民間の協力も得て、昭和63年度から新たに実施する。

#### ウ 優秀舞台芸術公演奨励

広く舞台芸術の創作活動を促進することを目的として、昭和62年度から、音楽、舞踊及び演劇の各分野において優れた創造性に富み、我が国舞台芸術に新生面を開いたと認められる公演の奨励事業を実施している。

#### エ 日米舞台芸術交流事業

舞台芸術の分野における日米両国間の交流を通じて公演水準の向上と相互理解を図るため、昭和61年度から我が国の現代舞台芸術の公演を米国に派遣している。

#### オ 優秀映画製作奨励

観客数の減少等による映画産業の衰退から映画芸術を守り、優れた芸術性に富む映画の製作を奨励するため、昭和47年度より、公開上映された映画の中から特に優秀と認められた作品について、その製作者に対して年間10件、1件1000万円の奨励金を交付している。

また、こどもたちの美的感覚を養い、豊かな情操をはぐくむため、昭和51年度から優れたこども向けテレビ用アニメーション映画作品の製作者に対して年間5件、1件600万円の奨励金を交付している。

### (2) 芸術祭

芸術祭は、広く一般に優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術家に意欲的な公演発表の機会を与えて芸術の創造と発展を図るための芸術の祭典として、昭和21年以来、毎年秋に開催され、芸術家、芸術団体のみならず、広く国民に親しまれてきている。

昭和21年9、10月、民間興行会社等の協力により第1回が開催された芸術祭は、その後、昭和25年の第5回から予算の裏付けを伴う主催公演や芸術祭賞、芸術祭奨励賞が設けられるなど、年々その内容が充実されてきており、現在の公演形態としては、文化庁に置かれる執行委員会が自ら企画して行う主催公演、芸術祭の期間中に行われる優れた公演の中から選定し委嘱する協賛公演、芸術祭に参加を希望する公演の中から参加を認める参加公演、また、昭和61年度から新たに始められたアジア・太平洋諸国の民族芸能を招く国際公演等がある。

また、参加公演のうち、優秀なものに対しては、演劇、音楽、舞踊、演芸の各部門ごとに芸術祭賞（賞金30万円）を授与することとしている。

開催地も、当初は東京1か所のみであったが、昭和53年度から大阪、昭和59年度から名古屋がそれぞれ加わるとともに、昭和60年度からはさらに地方開催として毎年1か所公演場所が追加されることとなり、昭和60年度熊本県、昭和61年度札幌市、昭和62年度奈良県と順次開催されてきている。

### (3) 芸術家の研修と顕彰

#### ア 芸術家在外研修

芸術家在外研修は、音楽、舞踊、演劇、美術、舞台美術等の各分野の芸術家を海外に派遣し、その専門分野における実際的な研修の機会を与えるための制度であり、文化庁が往復旅費及び滞在費を負担するものである。新進芸術家に海外における実技研修の機会を与えるための1年派遣（定数24名）、我

が国に組織的、系統的養成機関が存在しない分野や基礎的な実技の長期集中研修の必要な分野の若手芸術家を対象とする2年派遣(定数4名)、また、比較的に短期の3か月程度の実技研修を目的とする特別研修(定数6名)がある。

昭和42年の制度発足以来、昭和62年度末までに512名が研修員として派遣され、帰国後は、各分野で活発な芸術活動を繰り広げ、まさに我が国の芸術を支える中核となっている。

#### イ 芸術家国内研修

芸術家国内研修は、美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等の芸術各分野の新進芸術家に国内の専門研修施設における研修や個人指導を受ける機会を与えるため、文化庁が1年間授業料、教材費等40万円を限度として負担する制度(定数40名)である。

昭和52年度の制度発足以降昭和62年度末までに378名が研修を修了している。

#### ウ 文化勲章及び文化功労者制度

文化勲章は、文化の発達に関し、勲績卓絶な者に対して授与されるものであり、昭和12年2月公布の文化勲章令によって制定された単一級の特別勲章である。文化功労者選考審査会の意見に基づき、文部大臣が候補者を推薦し、内閣で決定する。

学術、芸術、文化等の分野を対象とするが、芸術の分野は美術、文芸、音楽、演劇等を内容としている。

芸術分野における受章者は、制度発足以来、昭和62年までに106名に及んでいる。

文化功労者は、学術、芸術、文化等の分野において活躍し、我が国の文化的向上発達に関して特に顕著な功績をあげた者が選ばれている。

この制度は、昭和26年4月公布の文化功労者年金法に基づき、「文化の向上発達に関し特に功績顕著なもの(文化功労者)に年金を支給し、これを顕彰することを目的とする。」ものであり、文化に関し高い識見を有する委員10人(任期1年)で組織される文化功労者選考審査会の選考に基づき、毎年11月3日(文化の日)に文部大臣が決定している。

対象となる分野は、文化勲章と同様であり、昭和26年の制度発足以来、昭和62年度までの決定者は184名に及び、年金額も漸次改訂されて、現在は350万円となっている。

#### エ 日本芸術院

優れた芸術家優遇顕彰するための唯一最高の栄誉機関である。

大正8年9月帝国美術院として創設され、昭和12年6月に帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経てきており、昭和22年12月現在の名称に変更された。

現在、院長1名と会員120名以内から構成され、会員の選考は、芸術上の功績顕著な芸術家について、会員からなる部会の推薦と総会の承認により行うこととされている。会員に対しては終身年金250万円が支給される。

また、芸術院の事業としては、日本芸術院会員以外の卓越した芸術作品と認められるものを制作した者及び芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対する恩賜賞及び日本芸術院賞の授与があり、恩賜賞は賜品、日本芸術院賞には賞牌、賞金及び賞状が贈られている。

#### オ 芸術選奨

演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術等の芸術各分野において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に対し、芸術選奨文部大臣賞及び同新人賞を授与するものである。

昭和25年度の発足当初は、演劇、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術の6部門であったが、その後、映画、評論等、放送、大衆芸能の4部門を加えた

10部門に広がり、また、昭和42年度からは文部大臣新人賞を加えて現在の形となった。

#### カ 芸術作品賞

媒体芸術の分野における芸術活動の水準向上とその発展に資することを目的として、映画、ラジオ、テレビ及びレコードの各部門におけるその年の優れた作品に対し芸術作品賞を授与している。

従来、芸術祭参加公演の対象としていた映画、放送及びレコードの各部門を昭和60年度から独立させて、年間を通じた業績を対象とするいわゆる年間賞としたものである。

#### キ 創作奨励

舞台芸術の振興に資するため、昭和53年度から舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に対し創作奨励特別賞を授与している。

#### ク 優秀美術作品買上

美術作家の創作意欲を高めるため、中堅作家等の絵画、彫刻等の優秀作品を買い上げて、文化庁主催地方巡回展において公開するほか、国立美術館において収蔵、展示することとしている。

昭和34年度の制度発足以降昭和62年度末までに、計239点の美術作品を買い上げており、美術作家、特にその中堅層に対して重要な顕彰の機能を果たしてきている。

#### (4) 芸術鑑賞機会の充実

広く国民に優れた芸術を鑑賞する機会を提供することは、芸術活動の水準向上のための基盤づくりとしても不可欠であり、特に、次代を担うこども、

青少年に最高水準の芸術を鑑賞させることは、将来の優れた芸術家とこれを支える芸術の理解者、愛好者を育てるためにも特に重要である。

このため、舞台芸術の分野では、広く国民一般を対象とする移動芸術祭、成長期にあるこども、青少年のための「こども・青少年芸術劇場」、中学校の学校現場に優れた舞台芸術を派遣する「中学校芸術鑑賞教室」が、また、美術の分野では、国立美術館所蔵品を各地の美術館で巡回展示する国立美術館所蔵内外芸能品展、中央の各美術展覧会入賞作品や文化庁買上げの優秀美術作品を全国各地の美術館に巡回展示する現代秀作美術展を実施しているが、その詳細は第3章3節のとおりである。

#### (5) 国立美術館等

##### ア 国立美術館

現在、国立の美術館としては、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館の4館が設置されている。

これらの美術館においては、美術作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、併せて、これに関連する調査研究及び事業を行うことを目的としており、主な事業として、収蔵作品を順次展示する「常設展」と特定の課題に基づき内外の美術作品を展示する「企画展」を行っている。企画展には年1回から2回程度の大規模な「特別展」及び民間文化事業団体等と共催で行う「共催展」などがある。

また、講演会や講座等の開催、展覧会図録や館報の刊行、友の会組織の運営などにより、美術の普及に努めるとともに、美術作品や美術史等に関する調査研究を行い、その成果を展示事業や普及事業等に反映している。

近年、公私立の美術館が増加し、優秀な学芸員の確保や館蔵品の体系的な収集などが重要な課題となってきている。このため、国立美術館においては、長年にわたって蓄積した事業運営上の知識や技術の提供、学芸員の研修や管理運営職員の研究協議会の実施、企画展等への館蔵品の貸与等を通じて、公

私立美術館に対し指導、助言及び援助を行っている。特に、研修については、昭和59年度から公私立美術館の学芸員を一定期間国立美術館に個別に受け入れ、職務に従事しながら研修する制度を設けるとともに、昭和61年度からは、文化庁と国立国際美術館の共催で学芸員に対する研修会を実施するなど、その資質の向上に努めている。

#### ① 東京国立近代美術館

東京国立近代美術館は、国立美術館の中で最も早く昭和27年に設置されたものであり、近代美術に関する我が国の美術館の中核としての機能を果たしている。

美術館本館は、当初東京都中央区京橋に開館したが、展示面積が狭いため、昭和44年6月に現在地の千代田区北の丸に移転した。同館では、おおむね今世紀初頭から現代に至るまでの日本画、洋画等を収集・保管、展示し、これらに関する普及活動や調査研究を行っている。

工芸館は、明治43年に建設され、昭和47年に重要文化財に指定された旧近衛師団司令部庁舎を展示施設としたものであり、我が国の近代工芸に関する専門的な施設として陶磁、染織、漆工、金工等の展示や調査研究を行っている。

フィルムセンターは、当初の美術館本館の建物を改装し、それまでのフィルムライブラリーデ部分を拡充して、昭和45年5月に東京国立近代美術館フィルムセンターとして開館したものである。同センターは、内外の映画フィルムや映画に関する資料の収集・保管及びこれらに関する調査研究を行うとともに、所蔵フィルムを中心とした企画上映や諸外国との交換映画祭等の活動を行っている。

なお、同センターでは、昭和61年3月に、神奈川県相模原市に映画フィルム専用の収蔵庫をもつ分館を新設した。また、老朽化が激しく、昭和59年には火災にも見舞われた現在のセンター本館は、昭和66年度新館開館を目指して建て替えを予定している。

#### ② 京都国立近代美術館

京都国立近代美術館は、昭和38年3月に京都市から無償譲渡された施設を基に国立近代美術館京都分館として発足し、昭和42年6月には京都国立近代美術館として独立したものである。

同館は、東京国立近代美術館と同様に、近代美術に関する活動を行っているが、特に、関西における近代美術のセンターとして、関西で活躍した美術家及び工芸を中心とした美術作品の紹介など特色ある活動を行っている。

また、日本画、洋画、陶芸、染織などにわたり、作品の収集、保管、展示、調査研究等の活動も実施している。

なお、設置当初の建物は、美術館として建設されたものではなく、不備な点が多くかったため、昭和61年10月に同一場所に新館が建設され、展示面積の増加を見るなど拡充が図られた。

#### ③ 国立西洋美術館

国立西洋美術館は、サンフランシスコ平和条約によりいったんフランス国有となった後、同政府から返還された松方コレクションをもとに、昭和34年4月に設置された。松方コレクションは、故松方幸次郎氏が第一次世界大戦前後、ヨーロッパ各地で収集した作品のうちフランスに在って戦禍を免れた印象派の絵画及びロダンの彫刻を中心とする美術作品である。

同館では、松方コレクションの保管、展示と並んで、その後収集した西洋美術作品等を収集・保管、展示するとともに、西洋美術の普及紹介と調査研究等の活動を行っている。

#### ④ 国立国際美術館

国立国際美術館は、昭和45年の日本万国博覧会で世界の名品を集めて展覧した万国博美術館の施設を利用して、昭和52年10月に開館した。同館は、日本の美術と世界の美術とが密接な関係を持ちながら発展してきていることを、時代や地域の区分を超えて示そうとするものである。

同館では、これまで作品収集の重点を世界の現代美術に置き、現代美術の

多様な展開の紹介を行ってきている。また、昭和62年度からは、現代美術に関する中堅作家の近作展を実施するなど、日本の美術と世界の美術との関連性に関する活動の充実を図っている。

#### イ 第二国立劇場（仮称）の建設

近代になって欧米で発展し、日本に入ってきたオペラ、バレエ等の舞台芸術は、我が国においても独自の発展を遂げ、その水準は国際的にも評価されているが、発表の場としての国立の施設がなく、その設立は関係者の長い間の悲願であった。

このような背景の下に、昭和41年国立劇場法の成立の際、「伝統芸能以外の芸術の振興を図るため、施設等につき、必要な処置を講ずべきこと」が衆議院文教委員会において附帯決議された。その後、昭和46年度に第二国立劇場

（仮称）設立準備のための調査費が計上されて以降、昭和55年度には、東京都渋谷区の東京工業試験所跡地が建築予定地とされ、昭和60年度から61年度の両年度にかけては公開建築設計競技が、また、昭和61年度から62年度にかけ

ては基本設計が行われた。さらに昭和63年度には実施設計が開始されるなど、設立に向けて着実に準備が進められている。

第二国立劇場（仮称）は、現代舞台芸術のセンターとして構想されており、オペラ、バレエ、現代舞踊等の公演を行う大劇場、主として現代演劇の公演を行う中劇場、オープンステージを持つ小劇場の三つを総合した劇場となっている。完成の暁には、国際的にも屈指の劇場となり、我が国舞台芸術振興の中核として、大きな役割を果たすことが期待される。

### 3 芸術振興の方向

芸術活動がいかに展開され、享受され、支えられているかは、その国の心の深さと豊かさを端的に表す指標でもある。

経済大国と目されるに至った我が国が、国民生活の精神的充実を図る上で、また、国際社会の一員として他国の友好と信頼を得て人類文化に貢献する上で、芸術の振興は重要な課題となっている。

明治以降、伝統的な芸術を維持発展させつつも、圧倒的な欧米文化の影響の下で、西洋の芸術の導入と吸収に没頭してきた観がある我が国芸術界も、先人の努力により、多くの分野で国際的に評価される水準に達しつつある。

我が国は、今や、人類共通の貴重な芸術の成果を国際的水準において十分に自らのものとしていくとともに、伝統の基盤の上に立って創造的活動を開拓し、国民の心に深く根ざしつつ国際的にも評価される優れた芸術を自ら生み出して行くことが強く期待される段階にあると思われる。

そのためには、何よりも、我が国の優れた芸術家が、先進諸国と同等の条件で、才能を充分に伸ばし、かつ、發揮するとともに、国民がその成果を享受できるように、先進諸国に劣らぬ諸条件の整備拡充を目指していかなければならない。

当面、特に舞台芸術の創造と発展の中心拠点となるべき第二国立劇場（仮

称) の創設を速やかに推進するとともに、関係各方面の力を結集し、広く民間等の協力を得ながら、次の諸点に重点を置いた芸術の振興を図る必要がある。

### (1) 芸術創作活動への支援

優れた芸術創作は、もとより、芸術家、芸術団体の自由で、創造的な活動によって振興されるものであるが、これに対する行政の役割は、その活動の場の整備や芸術情報の収集・提供、顕彰制度の整備、若手芸術家の育成、研修等、芸術創作活動を振興、奨励するための条件整備を行うことにより、今後とも、国、地方公共団体は、芸術諸分野の置かれている状況等を見極めつつ、重点的、効果的にこれらの施策の充実を図る必要がある。

その中で、特に留意されなければならないのが、第1節1の(5)で述べた舞台芸術活動の経済的基盤の充実である。前述のとおり、オーケストラ、オペラ、バレエ等大型の舞台芸術は、入場料等の自己収入のみでは存続し得ないものであり、これらの分野において、国際的にも評価される質の高い水準の活動が行われ、創造性豊かで優れた特色を持った成果が自ら生み出されていくためには、国、地方公共団体は、民間、企業等の協力・連携を求めるなどを含め、この面の援助・助成について一層の充実を図る必要がある。この場合、質の高い芸術活動の継続的実施や新たな創造性の発揮を重視する観点から、舞台芸術全般の基盤となる芸術活動や創造的に新たな局面を切り開く野心的な公演、それぞれの分野を結集した意欲的な公演、新たな飛躍につながる国際的な公演等に重点を置いた施策を推進すべきである。

### (2) 国際的芸術活動の推進

我が国の芸術は、海外の芸術の導入や伝統芸術の海外への紹介にとどまらず、国際的水準において芸術活動を展開するとともに、海外の芸術に触発されつつ日本文化の伝統の上に、新たな創造的活動を発展させ、世界の芸術界

にも寄与することが期待されている。

そのためには、我が国の芸術家が、国内外において海外の芸術家と交流し、協力し、競い合い、国際的評価の中で芸術活動を積極的に展開できるよう必要な条件の整備充実を図っていく必要がある。とりわけ、若手芸術家等の在外研修や海外からの受入れなどによる諸外国との間の交流の充実、国際フェスティバルへの参加等舞台芸術の国際公演の促進、アジア諸国等交流が遅れている地域との芸術交流の強化などを重視する必要がある。

### (3) 優れたメディア芸術の奨励

映画、レコード、テレビ、ビデオ等のメディアの発達と普及は芸術の発展と普及に大きく寄与してきたが、メディア芸術の製作と発表には通常多額の経費を要するので、優れた作品の製作、発表を可能にするためには種々の配慮が必要である。

まず、メディア芸術に関する著作権、著作隣接権等が不当に害されることがないよう、第4章で述べるように、その制度の適正な運用を図ることが基

本的な重要性をもつ。さらに、メディア芸術においては、経営上の配慮等から少ない経費で多くの人々を引きつけることを重視するあまり、質の高い芸術作品の製作が困難となるおそれがあり、優れた作品の製作への努力を助長、奨励することが必要である。

特に映画については、テレビ、ビデオ等の影響で安定した製作基盤が得難くなっているが、テレビ、ビデオによる観客の広がりや今後のハイビジョンの活用の可能性等を考えると、映像芸術の基本としての重要性はむしろ増加していると考えられる。

さらに、国際的な文化交流に果たす映画の役割の重要性を考慮すると、我が国映画界の置かれている状況の中で芸術的に優れた映画の製作、鑑賞の基盤と機会の確保を重視していくことが必要である。

## 第3章 国民の文化活動の振興

### 第1節 国民の文化活動の現状

#### 1 文化活動の背景

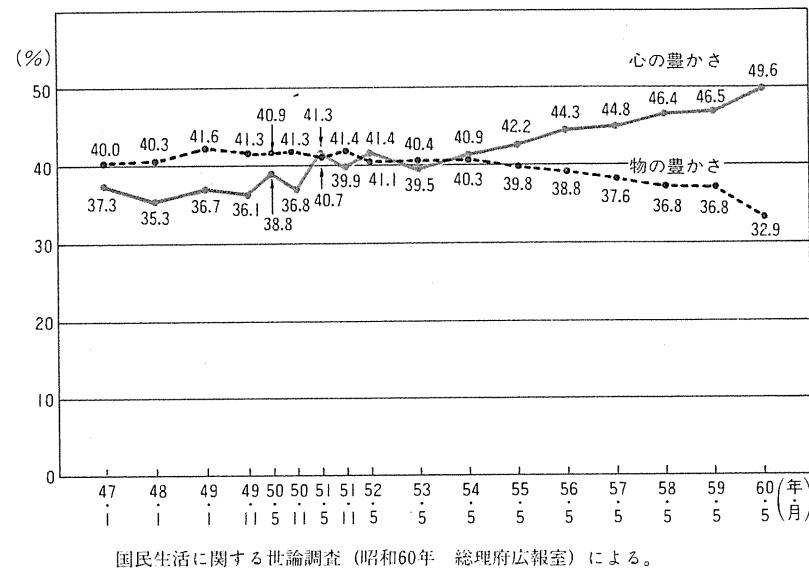
近年、所得水準の向上や自由時間の増大等を背景として、国民の文化に対する興味、関心は著しく高まり、それとともに、文化活動を行う国民の層は広がり、その活動内容も多様化している。また、その形態は単に芸術文化の成果を鑑賞するだけにとどまらず、自ら活動し、学ぶなど主体的に参加する文化活動が増える傾向にある。

所得水準の向上の状況について、一人当たりの国民所得（名目）で見ると、昭和30年には8万円で当時のアメリカの約9分の1であったものが、昭和61年には215万9000円となり、アメリカの約10分の9となっている。

また、一人当たり平均月間実労働時間数が、昭和30年前後には190時間を超えていたものが、昭和50年代には、170時間台となり、週休2日制を採用する企業も昭和61年には51%に上っているなど、余暇活動に割くことのできる時間が増加している状況がうかがえる。また、平均寿命が戦前は50歳に満たなかつたものが、昭和61年には男75.2歳、女80.9歳に達しているなど、高齢化社会が進行していることも余暇活動の重要性を増大させている。

このような社会、生活条件の変化を背景として、国民の間に内的な充足を求める声が高まってきている。総理府広報室の「国民生活に関する世論調

図3-1 心の豊かさか、物の豊かさか

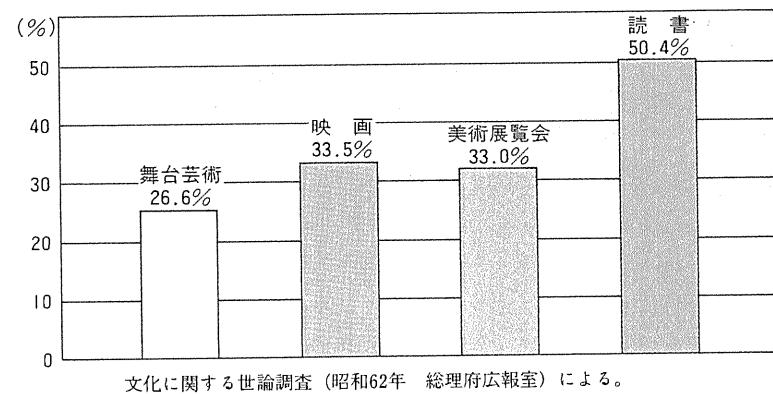


「文化に関する世論調査」によると、図3-1のとおり、昭和54年以降は「心の豊かさ」を重視する者の割合が「物の豊かさ」を重視する者の割合を上回り、更にその後も、前者は漸増し、昭和60年には「心の豊かさ」を重視する者は50%、「物の豊かさ」を重視する者は33%となっている。また、同じく総理府広報室が昭和62年7月に実施した「文化に関する世論調査」によれば、回答者の88%が日常生活の中で優れた芸術文化を鑑賞したり、自ら文化活動を行うことが大切だとしている。

## 2 国民の文化活動の状況

国民の文化活動は広範かつ多様であるが、以下では芸術文化、生活文化及び国民娯楽に関する国民の活動について、各種調査などに基づき概観してみよう。

図3-2 芸術鑑賞活動の状況（対象別）



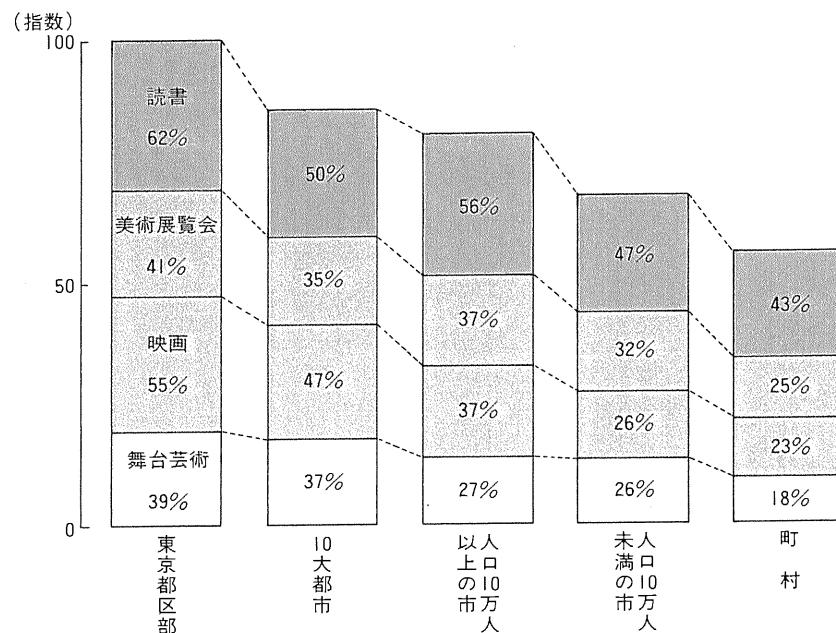
### (1) 鑑賞活動

芸術家の創作活動は、その成果を鑑賞し、享受する国民の支えがあって初めて可能となるものである。こうした国民の鑑賞活動については、第2章で述べたように公演や展覧会などが増加していることや美術博物館の入館者数がこの10年間に倍増していることなどから、年々増加の趨勢にあるものと見られる。

総理府広報室の「文化に関する世論調査」によって見てみると、図3-2のとおり、この1年間に音楽、演劇、演芸及び舞踊についてプロの公演を直接鑑賞した者の割合は27%，映画鑑賞をした者の割合は34%，美術館又は美術展覧会に行ったことのある者の割合は33%，文芸作品の読書をした者の割合は50%となっている。これを年齢別に見ると、美術以外は若年層ほど割合が高くなっている。さらに、人口規模による地域別に見たものが図3-3であり、いずれの分野も人口規模の大きいところほど鑑賞した者の割合は高くなっている。これら地域ほど鑑賞型の文化活動を活発に行っていることがうかがえる。

また、芸術文化活動の鑑賞は、レコード、テレビ、ラジオ等の媒体を通じ

図3-3 芸術鑑賞活動の状況（人口規模による地域別）



(注) 東京都区部を100とする。

文化に関する世論調査（昭和62年 総理府広報室）による。

て行われることが多いが、特に昨今はオーディオテープ、ビデオテープ、コンパクトディスク等の普及が目覚ましいことから、青少年を中心として、媒体を通じての鑑賞がますます盛んになっているものと考えられる。

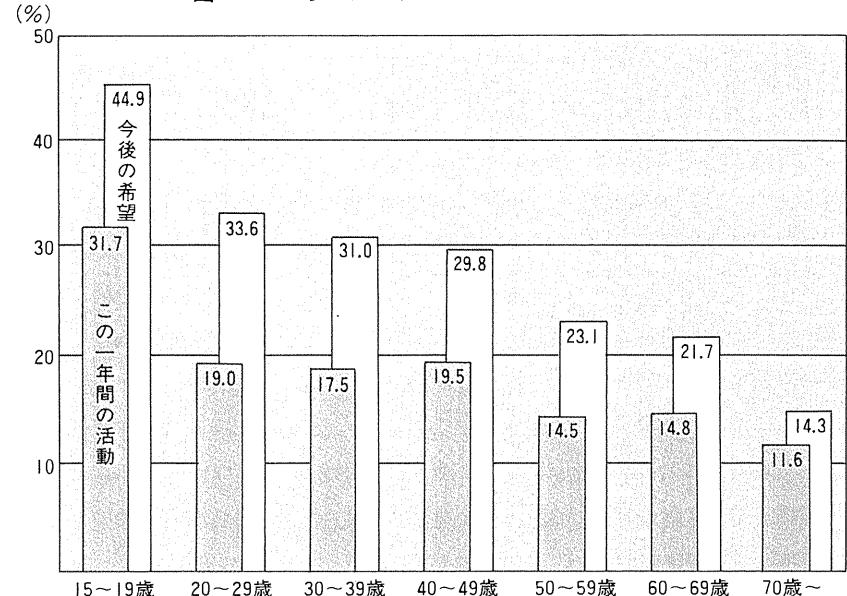
## (2) 自ら行う文化活動

近年、我が国では、芸術文化を単に鑑賞するだけでなく、自ら演じたり作ったりするなど、能動的に文化活動に参加する人々が増える傾向にある。前述の「文化に関する世論調査」では、自ら作ったり、演じたりする参加型文化活動を行っている者は18%（男14%，女21%），今後そのような活動を希望する者は28%（男24%，女32%）となっており、年齢別に見ると、図3-4

のとおり、若い層ほど実際に活動している者の割合も今後の活動を希望する者の割合も大きくなっている。このことから、参加型文化活動は今後とも一層活発になると思われる。

こうした国民の文化活動への積極的な参加は、アマチュア文化活動の活発化として現れており、例えば、合唱については全国で約150万人以上が、吹奏楽は約70から80万人が活動していると推計される。美術関係でも、自ら創作を行う者は約400から500万人、書道については約1000万人以上とも言われている。伝統的な生活文化についても、それぞれ数百万人に上ると言われる茶道や華道をはじめ民謡・民舞や吟詠などは、根強い人気を保っており、また、多くの愛好家がいる囲碁、将棋や園芸なども含めて、文化活動は多様な広がりを見せている。

図3-4 参加型文化活動の実態と今後の希望



文化に関する世論調査（昭和62年 総理府広報室）による。

これらのアマチュアの文化活動について、組織的な活動を行っているものを中心として分野ごとに見ると以下のとおりである。

**音 楽** 音楽関係では、合唱、吹奏楽、オーケストラがとりわけ盛んである。合唱は、PTAや地域のいわゆるママさんコーラス、年末の第九の合唱など、これを楽しむ人は多く、合唱人口は全国で約150万人以上と推定される。昭和23年以来全日本合唱コンクールを開催するなど、我が国アマチュア合唱活動の中核となっている(社)全日本合唱連盟には、全国で約3000団体、約15万人が加盟している。

吹奏楽は、その大半が中・高等学校の部活動として行われており、社会人も含め約70から80万人が活動していると言われる。また、戦前から全日本吹奏楽コンクールを実施している(社)全日本吹奏楽連盟には、約1万500の団体が加盟している。オーケストラについては、約410のアマチュアオーケストラ団体が活動していると言われており、うち87団体が日本アマチュアオーケストラ連盟に加入している。

**美 術** 美術関係では、いわゆる美術愛好家は約1000万人おり、そのうち鑑賞だけでなく自ら創作活動を行うものは、約400から500万人と言われている。その創作活動も発表の形態も様々であるが、全体としての水準は向上しつつあり、画廊や美術館における展覧会の開催という形で創作作品の発表を行うなどの例も少なくない。アマチュア美術愛好家の全国団体としては(社)美術愛好会サロン・デ・ボザールがあり、アマチュアの美術の振興・普及のための活動を行っている。

また、書道は、書道教室、塾などで学ぶ者も多く、この人口は1000万人以上とも言われている。最近は、特に婦人や高齢者が多くなっている。アマチュア書道家のための文化庁所管の公益法人としては、(財)日本書道教育学会と(財)日本習字教育財団がある。

**演 劇** 我が国のアマチュア演劇活動は、その生まれた基盤によって、高校演劇、職場演劇、市民演劇、青年団の演劇活動などに分けられる。高校

演劇は、高等学校の部活動として行われているものであり、全国高等学校演劇協議会加盟校は約2500校に上っている。

そのほかのアマチュア劇団は全国で700から800を数え、高校演劇と合わせ約5万人が活動していると思われる。全国団体である日本アマチュア演劇連盟には56劇団が加盟している。

**文 學** 小説、短歌、詩、俳句、川柳などの文芸の分野における活動は、個人的色彩が強いが、同人誌などによって活動している者も少なくない。(社)日本文芸家協会によると、文芸同人誌の発行種類数は小説が542、詩1120、短歌557、俳句747と多く、活動の多様化、個性化の傾向を強めている。

**民謡・民舞、吟詠** 民謡・民舞の愛好者は約500万人とも言われているが、その愛好者の多くは中高年齢者で、今後、青少年層への普及が課題とされている。全国団体である(財)日本民謡協会は、昭和26年以来、民謡の普及のための活動を展開している。

吟詠は戦後、一時衰退を見せた時期もあったが、その後、全国的に広がりを続け、各地で様々な組織が結成され、同好者は現在約400万人に及ぶと言われている。戦前は青少年男子が多かったが、近年では婦人の同好者が増加している。文化庁所管の吟詠関係の公益法人は5団体あるが、そのうち(財)吟劍詩舞振興会などは海外への普及も熱心に行っている。

**茶・華道等** 茶道を学ぶ者は500万人とも600万人とも言われている。現存する流派も表千家、裏千家、武者小路千家、<sup>やまと</sup>藪内流、遠州流、宗偏流、石州流、織部流、有楽流、松尾流、江戸千家等数多く、我が国生活文化の中で重きをなしており、国際的にも多くの愛好者を持っている。現在文化庁所管の茶道関係の公益法人は、(社)表千家同人会、(社)裏千家淡交会など15団体に上る。一方、煎茶道の人口は抹茶道ほど多くないが、親しみやすさが受け、最近では着実な伸びを見せており、現存する89流のうち37流が集まって(社)全日本煎茶道連盟を組織している。

華道の流派数は、1000を超すと言われており、そのうち池坊、小原、草月

はそれぞれ約100万人を擁していると言われる。華道関係の文化庁所管の公益法人は14団体あるが、そのうち約480流が参加する財日本いけばな芸術協会は全国的な普及活動を行っており、また、この協会に属さない流派の一部が別に(社)日本華道連盟を組織している。フラワーデザインも伝統的な華道との融合が進み、普及しつつあり、(社)日本フラワーデザイナー協会が設立されている。

また、盆栽は鎌倉時代にその萌芽を見ることができると言われ、国民の間に定着してきている。近年、(社)日本盆栽協会を中心に海外への普及が盛んとなっており、昭和64年には第1回世界盆栽大会が我が国で開催される予定となっている。

**囲碁、将棋等** 囲碁人口は約1000万人、将棋人口は約2300万人と言われており、国民の間に広く普及している。財日本棋院、(社)日本将棋連盟等関係団体は各々その普及に努めている。

**その他の文化活動** このほか、コントラクトブリッジが(社)コントラクトブリッジ連盟により、香道が(財)お香の会により、菊作りが(社)全日本菊花連盟により、錦鯉の飼育が(社)全日本愛鱗会により、食生活文化が(財)日本食生活文化財団により、服飾文化が(財)日本きもの文化協会及び(財)民族衣装文化普及協会により、それぞれ普及が図られるなど、広範な分野にわたり多様な文化活動が展開されている。

### (3) 文化に関する学習活動

近年、いわゆるカルチャーセンターなど民間の文化学習のための機関が増え、社会教育の面だけでなく文化活動の推進の上からも大きな役割を果たしている。文部省が昭和61年度行った「生涯教育事業調査」によると、人口10万人以上の市区において昭和60年度間の1年間に市民を対象として学級、講座、教室を開催した新聞社、放送局、総合文化教室等は436であり、学級数は約4万1000、受講者数は約136万3000人となっている。これを内容別に見ると「趣味・けいこごと」に関するものが、学級数及び受講者数とも最も多く、

学級数約1万9700、受講者数約40万3000人となっている。このことからも国民の文化活動への関心の高いことがうかがわれる。

これらの機関における文化関係の学習活動は、婦人層を中心となっているが、一方、幼・少年層の間でも「けいこごと」として文化活動が活発に行われている。文部省が行った「昭和60年度児童生徒の学校外学習活動に関する実態調査」により推計すると、習字を習っている小・中学生の割合は24%、ピアノ18%、電子オルガン4%などとなっている。

このような文化学習の活発化は、国民の文化的素養を高める上で大きな役割を果たしている。例えば、上述の「文化に関する世論調査」では、楽器の演奏ができると答えたものは全体の25%であるが、特に10代後半の女性では63%に上っており、こうした基礎の上に、文化活動は、今後とも質量の両面から大きな発展を見せることが期待される。

## 3 地域の文化活動の現状

地域の文化活動としては、戦前から地域の青年団など地域団体を中心として、伝統的な民俗芸能などが行われていた。戦後、とりわけ昭和50年代に入り、それまでともすれば中央志向の強かった我が国社会の在り方に対する反省として、地方がそれぞれ豊かな個性を持ち、特色を生かして経済的、社会的発展を遂げるという、いわゆる地方の時代の理念が生まれ、地方の文化活動は、地方公共団体の支援も受けて著しく活発になってきた。地方の文化施設の建設が盛んに行われ、また、各種の文化団体の結成強化も見られた。地域の伝統芸能や郷土芸能が見直されるとともに、最近では、イベントブームと言われるほど、各地で大規模な文化行事が実施されるようになっている。多くの地方公共団体では、文化振興が個性豊かな地域社会の発展に欠かせないものであるという認識に立ち、特色ある文化事業を積極的に進めるようになっている。

### (1) 地域の芸術文化団体の結成

地域の芸術文化の振興、普及に当たり、芸術文化団体の果たす役割は大きく、各地域では多様な団体が活動している。このうち、全県的な芸術文化の総合的連合団体は、昭和60年5月現在で35県にあり、10年前の30県に比べると5県増えている。これらの総合的連合団体には、県単位の各分野ごとの団体が連合してきたもの、市町村単位の文化団体の連合組織であるもの、両者の融合したものなどがある。これらの全県的な団体は、その事業として、構成団体の連絡調整、研究集会の開催、県芸術祭や県美術展の実施又は協力、総合文化誌・年鑑等の発行、顕彰、団体助成等を行っている。また、全県的な分野別の団体は全国で349団体が活動しており、分野別に見ると音楽75団体、文芸45団体、美術35団体等となっている。これらの団体は構成員相互の連絡、発表会の実施、研修会・講習会の開催、県芸術祭への参加、機関誌・会報の発行等の事業を行っている。

### (2) 地域の特色ある文化活動

各地の特色ある文化活動について、文化庁が昭和61年度に行った調査によると、演劇、オペラ、合唱、オーケストラ、民俗芸能など幅広い分野にわたり、336の特色ある活動が報告されている。これによると、活動の形態は、県芸術祭や文化祭に参加する場合、独自に公演会等を開催する場合、学校、福祉施設等を訪問して発表する場合、さらには、後継者養成など地域の芸能の伝承活動を行う場合など多様である。また、オーケストラ、合唱、伝統芸能等の分野では、プロの参加を得て活動したり、定期公演やテレビ、ラジオへの出演を行うなど水準の極めて高いものも見受けられる。

これらの地域の文化事業には、市民参加型のものと町づくり・村おこし等地域振興型のものが多い。市民参加型の事業としては、地元市民からなる活動水準の高いアマチュアの団体等が主体となって、文化会館等を拠点に定期

的な発表会を行うものなどがあり、例えば、地域にゆかりのある「遠野物語」を題材にして市民の手により演劇化し、毎年公演を行っている岩手県遠野市の「遠野ファンタジー」、アマチュアの音楽活動を結集して水準の高いオペラを上演している神奈川県藤沢市の「藤沢市民オペラ」、市民が参加し、製作した手作りのオペラ、演劇、合唱等を総合的に公演している山形県天童市の「市民創作劇場」、合唱を中心に児童劇や郷土芸能を織り交ぜながら、宮沢賢治の音楽や詩の世界を市民の手で再現している岩手県花巻市の「市民音楽祭」などの例がある。

また、町づくり・村おこし等地域振興型の事業としては、各地から著名な音楽家やオーケストラ等を招いて音楽祭を開催し、また、優れた映画やユニークな映画を数日間にわたり上映する大分県湯布院町の「音楽祭・映画祭」、プロ、アマを問わず、世界各地の劇団を招いて公演を行っている劇団SCOTの「世界芸術祭」を村ぐるみで積極的に支援している富山县利賀村、郷土出身の画家等の展覧会を開催したり、町民ぐるみで絵画創作活動を行っている鹿児島県末吉町などの例がある。

## 第2節 国民の文化活動の振興

### 1 施策の沿革

芸術の頂点を高めるための施策と並んで、芸術文化行政の重要な柱である文化の裾野を広げるための施策は、戦前、通俗教育・社会教育の施策の中で行われた面もあったが、現在のように、一般国民の文化活動を振興するという観点からの施策が展開されるようになったのは、戦後になってからと考えられる。

昭和20年12月、文部省社会教育局に新設された芸術課においては、芸術家の創作活動を奨励するための各種の施策を展開するとともに、地方の人々に芸術文化の鑑賞の機会を提供し、あわせて、その活動を促進するための地方芸術文化の振興のための施策を実施した。具体的には、昭和24年度からの名作美術展の地方巡回をはじめとして、演劇や合唱の指導者の講習会、芸術祭の地方公演、全国芸術文化担当者研究協議会、音楽・演劇関係の参考資料の作成配布などの事業を行ってきた。また、昭和32年度からは、都道府県が行う青少年音楽、演劇普及などの芸術文化事業に対する国庫補助を開始とともに、昭和36年度からは、群馬交響楽団の活動に対する補助を皮切りに、地方芸術振興のための団体補助も開始した。

昭和41年5月文部省に文化局が新設され、それまでの芸術課が社会教育局から移るとともに、文化課と芸術課に分かれた。文化課の新設に伴い、地方芸術文化の振興のための施策が充実され、昭和42年度には、公立文化会館の建設に対する国庫補助や地方の青少年に舞台芸術の鑑賞機会を提供する青少年芸術劇場が開始された。

その後、昭和43年6月文化庁の設置に伴い、文化課は文化普及課と名称を変え、それまでの事業の拡充を行ったほか、昭和49年度にはこども芸術劇場を新たに実施した。また、このような優れた芸術鑑賞機会の提供に加え、昭和52年度には、市町村が行う参加する文化活動促進事業や全国高等学校総合文化祭に国庫補助を開始するなど、国民が参加する文化活動の推進を施策の重点に加えるようになった。

一方、地方公共団体においては、昭和50年代に入り、いわゆる地方の時代と言われる時代背景の下で、すべての都道府県に文化行政担当の課が設置され、芸術文化担当の係などが設けられるようになるとともに、公立文化会館や公立美術館の建設も盛んに行われた。また、芸術文化関係予算も大幅に増加した。

国は、このような地方公共団体における体制の整備や芸術文化事業の充実・定着傾向を考慮して、昭和61年度には、これまで行ってきた地方公共団体に対する国庫補助の一部を地方交付税による財源措置に切り替え、それまでの補助金中心の地方芸術文化の振興施策から、指導、助言を中心とする施策に重点を移すこととした。このため、昭和57年度から行っている地方公共団体や文化施設の職員、文化活動の指導者等に対する各種の研修等の一層の充実を図っている。同時に、昭和61年度から、地方公共団体の行う事業との有機的な連携に配慮しつつ、全国的な観点から国民の文化活動への参加の気運を醸成し、その奨励を図るため国民文化祭を発足させている。

### 2 施策の現状

#### (1) 国の施策

##### ア 優れた芸術鑑賞機会の提供

近年、地方においても舞台芸術や美術などの優れた芸術文化に触れる機会は多くなったが、いまだ大都市偏在の状況にあることは否定できず、地方に

よっては優れた芸術を鑑賞する機会は必ずしも十分ではない。全国的に芸術文化の鑑賞機会の充実を図るとともに、地方公共団体の文化振興への努力を助長するため、文化庁では地方公共団体と共同で各種の巡回事業を行っている。

舞台芸術については、昭和40年代に、児童生徒を対象とする「こども芸術劇場」、青少年を対象とする「青少年芸術劇場」、広く国民一般を対象とする「移動芸術祭」をそれぞれ発足させ、昭和59年度からは、特に中学生の情操の涵養の重要性にかんがみ、主として文化会館等で実施されているそれまでの巡回公演事業とは異なり、舞台芸術を学校現場に派遣する「中学校芸術鑑賞教室」を開始している。昭和62年度における巡回公演の実施状況は次のとおりである。

名 称	公演回数
移動芸術祭	144
こども芸術劇場	56
青少年芸術劇場	56
中学校芸術鑑賞教室	39

また、美術については昭和42年度から、中央で開催される主要な団体美術展の受賞作品等を集め、文化庁買上げの美術作品と合わせて、地方の美術館等に巡回展示する現代美術選抜展を実施するとともに、昭和56年度から、国立の4美術館が近年収集した作品等内外の美術作品をまとめて地方の美術館に巡回展示する国立美術館所蔵内外名品展を行っている。

#### イ 国民文化祭等

**国民文化祭** 最近における国民の文化活動への参加意欲の高まりに対応し、文化庁では、国民一般（アマチュア）が行っている各種の文化活動が全国的な規模で一堂に会し、相互に競演、交流、発表する場としての「国民文化祭」を、昭和61年度から都道府県と共に開催している。

#### (ア) 事業の概要

この国民文化祭のねらいとしては、①国民が積極的に文化活動に参加することにより、芸術文化を楽しむ気運を盛り上げ、文化の裾野を広げること、②地域住民が、それぞれ地域の特色ある文化を育て、その競い合いを通じて、我が国の文化の水準を高め、創造に貢献すること、③文化関係団体を充実強化するとともに、それらの文化活動の環境条件を整備すること、などがあげられる。

国民文化祭は、主催者（文化庁及び開催都道府県等）が実施する主催事業と、広く全国各地で地方公共団体、文化関係団体、企業等が実施する協賛事業からなり、主催事業は、「総合フェスティバル」、「シンポジウム」及び「分野別フェスティバル」から構成されている。

また、主催事業及び協賛事業は、全国各地の民俗芸能、民謡、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術、茶・華道などの生活文化等の各分野について実施し、その開催期間は、原則として、主催事業は1週間程度、協賛事業は主催事業の期間を含む3か月程度となっている。

## (イ) 第1回及び第2回国民文化祭の実施状況

第1回の国民文化祭は、東京都等との共催で昭和61年11月東京都において12の主催事業が実施された。これには、全国から舞台関係で延べ138団体、約4500人が出演するとともに、文芸、美術などには、約1万点の応募があり、また、生活文化関係では、15団体、約2000人が参加した。これら主催事業全体に入場した観客は、約4万7000人であった。また、協賛事業は全国19都道府県で145事業が実施された。

第2回は、昭和62年10月に初の地方開催として、熊本県等との共催で熊本県下8市16会場で行われ、主催事業としては、熊本県の特色を出した事業など21の事業が実施された。この主催事業には、舞台関係の出演団体、出演者が190団体、約5100人が参加するとともに、観客数は約20万6000人に及んだ。なお、協賛事業は17都県で181事業が実施された。

今後の開催県としては、昭和63年度の兵庫県、64年度の埼玉県、65年度の愛媛県、66年度の千葉県、67年度の石川県、68年度の岩手県が内定している。

国民文化祭は、まだ、2回を終了したばかりであるが、アマチュアの文化的祭典として、また、地域文化の全国に向けての発信の場として充実定着しつつあると言えよう。今後は、開催県以外の都道府県の参加体制を整備するとともに、国民文化祭と各地方公共団体や文化関係団体が行う文化振興事業との連携を強化することが課題となろう。

**全国高等学校総合文化祭** 全国高等学校総合文化祭は、高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的とした、高校生の文化活動の全国的な発表の場であり、昭和52年度以降各県持ち回りで開催されている。文化庁は、この事業を行う都道府県教育委員会に対し補助金を交付してきたが、昭和61年度からは主催者として実施に加わっている。

高校文化祭のねらいとするところは①芸術文化活動に積極的に参加しようとする創造意欲を醸成すること、②クラブ活動、部活動の成果を発表することにより相互に啓発を行い、芸術文化活動の質的向上を図ること、③芸術文

化活動を通じて高校生として連帯感を育て、相互に交流と親睦を深めること、などである。

この文化祭は、回を重ねるごとに内容の充実が図られ、種目数、参加校数は大きく伸びている。昭和62年度は、文化庁、愛知県教育委員会等の主催により、8月に愛知県下を会場に吹奏楽、合唱等13種目にわたり、約1400校、約1万5000人の参加を得て実施された。

## ウ 地方文化施設の整備、充実

公共文化会館や美術館などの文化施設は、地域の文化活動を進める上で大きな役割を果たしている。文化庁においては、公共文化会館の建設の促進を図るため、昭和42年度から、地方公共団体（都道府県、人口10万人以上の市及び広域市町村圏の中心都市）が行う施設整備に対して補助している。これまで補助金の交付を受けて設置された公共文化会館は、昭和62年度末現在で計299館となっている。

美術館の施設整備に対する国の補助は、文部省の公立博物館の施設整備に

対する補助の中で行われており、昭和40年度以降、補助金の交付を受けて設置された公立美術館は、昭和62年度末現在で計52館となっている。

## エ 指導者研修等

地域の文化活動が活発に行われるためには、その指導者の確保や養成が極めて重要である。また、近年急速に整備が進みつつある文化会館や美術館が効果的に活用されるためにも、職員等の資質向上や相互の情報交換の場の確保が必要である。

このため、国は、都道府県の要請に基づき、中央の一流の芸術家を実技の

表3-1 芸術文化関係研修会・研究協議会

名 称	趣 旨	対 象 者
芸術文化行政基礎講座	各都道府県及び市町村の芸術文化行政担当者等を対象として、芸術文化行政の組織・予算、芸術文化活動の現況等基礎的な事項に関する研修の機会を設け、事務の円滑な推進に資する。	各都道府県、市町村の経験年数3年未満の芸術文化行政担当者等
公立文化会館運営研究協議会	地方における芸術文化活動の拠点となる公立文化会館の運営の改善に資するため、公立文化会館の管理・運営・利用に関する者が相互に知識や経験の交流を図り、研究協議を行う。	① 公立文化会館の職員 ② 地方公共団体の文化行政担当職員 ③ 芸術文化団体関係者
公共文化施設技術職員研修会	公共文化施設の技術職員を対象として、舞台照明・音響業務に必要な知識、技術に関する研修を行う。	公立の文化施設の技術職員
美術館等運営研究協議会	美術館等の運営の充実に資するため、公私立の美術館等の管理・運営・利用に関する者が相互に知識や経験の交流を図り、研究協議を行う。	① 公私立の美術館等の職員 ② 地方公共団体の文化行政担当職員 ③ 芸術文化団体関係者
公私立美術館学芸員等の専門研修	公私立の美術館、博物館において、近現代美術や西洋美術に関する展覧会の企画、展示品の取扱いや保存管理等を担当する学芸員等の専門的知識・技能の向上を図る。	近現代美術の公開、保存、管理等専門的職務に従事する学芸担当者

指導者として地方に派遣し(約20地区)、地方の文化活動指導者の育成に資するとともに、表3-1のとおり、地方の文化会館や美術館の職員及び芸術文化行政担当者などを対象とした研修会、研究協議会等を開催している。

## (2) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、住民の文化活動振興のため、地域振興の観点も含めた幅広い多様な施策、事業を行っている。

都道府県の段階では、具体的な施策、事業の内容は各々異なっているが、おおむね、全県を対象とした芸術文化事業の実施、文化施設の設置運営、文化団体に対する助成等を行っている。また、市町村の段階では指定都市をはじめ人口規模の大きい市を中心として、都道府県並みの施策、事業を行っているところがある一方、人口規模の小さい町村などでは、芸術文化事業が行われていなかったり、文化施設が未設置のところが見受けられるなど、市町村によって大きく異なっている。昭和60年度の状況を以下に概観しよう。

### ア 都道府県

**芸術文化事業の実施** 県民に優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、文化活動の発表の機会を与えるため、ほとんどの都道府県においては、舞台芸術及び美術の巡回事業(42県)、都道府県芸術祭(40県)、高校文化祭(42県)を自ら実施したり、又は、その実施に対し助成を行っている。その他、都道府県の実情に応じて、合唱祭、写真展、文化講演会など多様な芸術文化事業を行っている。

これらの芸術文化事業の実施に当たり、都道府県が支出した額は、1県当たり平均で、舞台芸術・美術の巡回事業約1000万円、県芸術祭約2000万円、高校文化祭約400万円などとなっている。

**芸術文化施設の設置運営** 都道府県立の芸術文化施設としては、文化会館及び美術館の整備が進んでおり、昭和60年5月現在、都道府県立の文化会館は

37都道府県に72館が、美術館は昭和59年度で30都道府県に36館が各々設置されている。また、博物館、図書館のほかに、文学館等特色ある芸術文化施設が整備されている例も見受けられる。これら文化施設の管理運営に県が支出した額は、1県当たり平均約4億円となっている。

また、今後、芸術文化施設の新設を計画している都道府県は19都道府県であり、土地購入費も含めた建設費は約273億5000万円(1県当たり14億4000万円)となっている。

**指導者の養成** 地域の文化活動の指導者を養成するため、市町村に指導者を派遣したり、研修会を行うことは13道府県が実施している。これに要する経費として、1県当たり平均100万円が支出されている。

**芸術文化団体への助成** 各分野を総合した全県的規模の文化団体の運営費に対し補助を行ったり、舞台芸術の県内巡回事業又は指導者養成などを実施する文化団体に補助している都道府県は42都道府県となっており、1県当たり平均4500万円が支出されている。

**市町村に対する助成** 市町村が行う芸術文化事業に対し、補助を行っている県は12府県であり、1府県当たり227万円となっている。また、市町村が行う芸術文化施設建設に対し補助を行っている県は8県であり、1県当たり5800万円となっている。

**文化振興財団等の設立** 文化施設の維持管理や各種文化事業の実施を弾力的、効率的に行うとともに、民間資金の導入を容易にするため、都道府県が出資して法人等を設立する例が増えている。昭和62年5月現在、30都道府県で61法人等が設立されており、その大半が文化施設の維持管理を目的としている。このほか、県民芸術祭等の芸術文化事業の実施を目的とする法人もある。

例えば、文化施設の運営を主として行うものとしては財福島県文化センター、財滋賀県文化体育振興事業団等が、芸術文化事業の実施を主として行うものとしては「県民芸術祭」、「少年文化祭」等各種の芸術文化事業を実施している財群馬県教育文化事業団等がある。

また、施設の運営、芸術文化事業の実施等総合的なものとしては財岩手県文化振興事業財団、財山梨県県民文化振興協会、財岡山県郷土文化財団等がある。

**芸術文化予算** 以上のように、都道府県は様々な施策を行っており、それに要した予算額は総額531億円(1県当たり11億3000万円)となっている。このうち、文化施設の管理運営費及び建設費と市町村が行う施設整備に対する補助を合わせた文化施設関係予算額は488億円であり、全体の86%を占め、都道府県の施策の中心となっている。

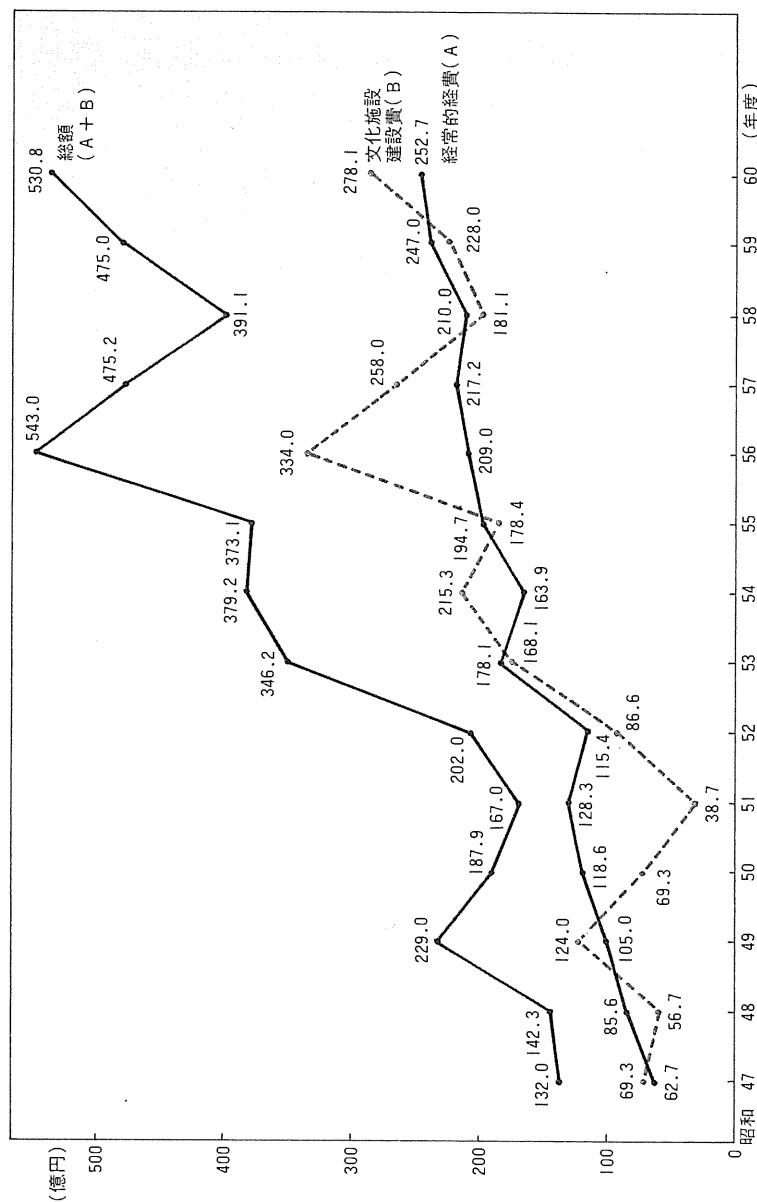
また、都道府県の芸術文化予算の推移を見ると、図3-5に示すとおりであり、昭和47年度に132億円であったものが、昭和60年度には531億円に増えている。これを、経常的経費と臨時の経費である文化施設建設費に分けてみると、前者は昭和47年度に62億7000万円であったものが、昭和60年度には252億7000万円に増え、後者は69億3000万円が278億1000万円に増えている。前者はほとんどの年度において増加しているが、後者は景気の動向に影響され、その増減は著しい。全体としての芸術文化予算は、文化施設建設費の増減によって年度により増減はあるものの、<sup>すう</sup>趨勢としては着実に増加する傾向にあると言える。

## イ 市町村

**芸術文化事業** 住民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため、あるいは住民の文化活動の発表の機会を確保するために、市民文化祭や絵画展覧会、郷土芸能大会等市町村の実情に応じた多様な芸術文化事業が行われている。事業の種類、内容、規模は各市町村によって様々であるが、一般に人口規模の大きいところほど活動が盛んである。

**芸術文化施設設置運営** 市町村における文化施設の設置状況は、一般に人口規模の多寡により大きく異なっている。市町村立の文化会館は、昭和60年5月現在で560市町村に689館が設置されているが、これを人口規模別に見る

図3-5 都道府県の芸術文化予算の推移



と、人口10万人以上の市ではほとんどに設置されているのに対し、町村ではわずか60館程度設置されているにすぎない。

**美術館を設置する市町村は、昭和59年度で65市町村であり、ほとんどが人口規模の大きいところである。**

**指導者の養成、文化団体への助成等** 上記のほか、地域の文化活動の指導者を養成するため研修会を開いたり、文化団体へ助成を行うなど、市町村の実情に応じて多様な施策が行われている。

**芸術文化予算** 以上のような施策、事業を行うために市町村が支出した予算は、総額1700億円となっており、このうち、文化施設関係予算は、1577億3000万円で全体の93%を占め、その施策に占める比重は都道府県以上に高い。

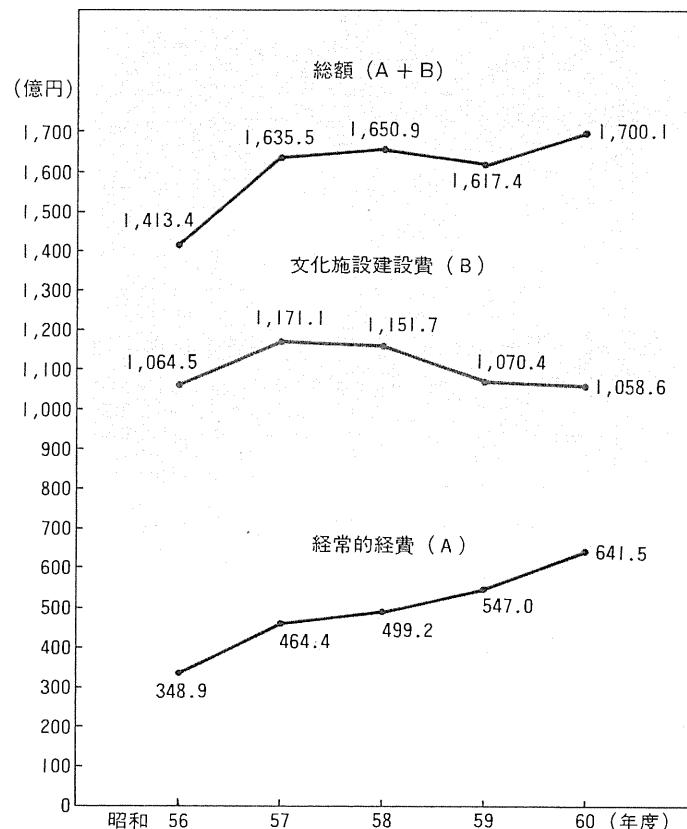
なお、市町村の芸術文化予算の推移を見ると、図3-6のとおりであり、昭和56年度に1413億円であったものが、昭和60年度には1700億円に増加している。経常的経費と文化施設建設費に分けてみると、施設建設費は必ずしも増えていないが、経常的経費は着実に増加しており、昭和56年度に348億9000万円であったものが、昭和60年度には641億5000万円と激増(84%増)していることは注目される。

#### ウ 地域の芸術文化施設

前述したように、地方公共団体が行う施策のうち芸術文化施設が果たす役割は大きい。以下では、代表的な芸術文化施設である文化会館及び美術館についてその整備及び運営状況につき概観してみよう。

**文化会館** 音楽堂、劇場、美術展示場等の機能を持つ文化会館は、地域における芸術の鑑賞、住民の文化活動の発表、練習の場として、地域の芸術文化の振興に重要な役割を果たしている。これらの文化会館のうち、客席数300席以上のホールを有する施設は、昭和60年5月現在で761館となっている。また、客席数500席以上のものについて見ると、昭和49年度に411館であったものが、昭和60年度には668館と約1.6倍に増加している。

図3-6 市町村の芸術文化予算



文化会館等の公立文化施設の施設設備の内容や管理運営の在り方は、館や地域によって多種多様である。一般には、オペラ、バレエ、コンサート、合唱、演劇等いずれにも使うことを目的としたいわゆる多目的ホールがほとんどであるが、地域によっては専門ホールを持って特色ある活動を行っている施設も少なくない。また、その管理運営を財團法人を設立して、これに委託しているところも増えている。

文化会館の事業としては、ホール等の貸館業務以外に、館が自ら企画して実施する自主事業が重要である。昭和60年度の文化庁の調査によれば、約54%の文化会館が自主事業を実施しており、昭和49年度の調査では約43%であったことと比較すると、近年、自主事業の実施が増加していることが分かる。

**美術館** 美術の展示等を行う美術館は、地方における美術の振興、普及に大きな役割を果たしている。

美術館（博物館法による登録博物館又は博物館相当施設）の設置数は、第2章第1節2で述べたとおり昭和59年7月現在、公立71館、私立120館、計191館であり、約10年前の昭和49年度の公立33館、私立66館、計99館に比べて約2倍に増加している。

美術館のほか、総合博物館の中にも美術館としての機能を併わせ持つ施設がある。また、美術展示施設も多数存在し、各々特色ある活動を行い、地域の美術の振興、普及に貢献している。

美術作品等の収集に当たっては、特定分野の作品について体系的、集中的に行ったり、地元作家に重点を置くなど地域の実情や館の特色に即して行われているところが多いが、収集方針が明確になっていないという指摘もある。

このほか、普及事業として、講演会、講座等の開催、図録、館報等の発行、情報提供など多様な事業が実施されている。また、館活動を支援するための「友の会」の組織を設けたり、ボランティア活動が行われている。

## 第3節 国民の文化活動振興の方向

国民の文化活動への関心は今後とも更に高まるものと思われるが、それに対応して、国民が自発的に文化活動に参加し、あるいは芸術文化の成果を享受できるような条件を整え、人々の生活をより充実した文化的なものとし、国民生活に真の豊かさとゆとりをもたらすことが肝要であろう。そのためには、次の諸点に重点をおいて、国民の文化活動の一層の振興を図ることが必要であると考えられる。

### (1) 地域文化活動の拠点施設の充実・強化

近年、地方公共団体等の努力によって、公立文化会館や公私立の美術館などの整備が進んでいるが、国民の文化活動が活発になってきている中で、活動の拠点としての文化施設の役割は、ますます重要なものとなっている。そのため、社会教育施設等既存の他施設の活用も含めて、練習場の確保等各分野の文化活動の現実の必要性に十分留意して施設の整備を進めていく必要がある。同時に、各文化施設が職員の専門性の向上、文化団体との連携の強化、ボランティアの活用等により組織機能の強化に努め、住民の関心と意欲を的確に受けとめ、充実した事業を展開するとともに、住民の文化活動を効果的に支援することが肝要である。このようにして、国民が日常生活の中で自ら文化活動に参加し、あるいは優れた芸術を鑑賞することができるよう、その機会を十分確保し、提出していく上で、これら施設が中心的役割を果たしていくことが強く期待される。

### (2) 文化団体との協力・連携

国民の文化活動を組織的に維持、発展させる上で、同好の士が指導者を中心

にあい集うグループや団体の役割は極めて重要である。地域ごとにこのような組織が育ち、積極的に文化活動を展開していくことが望ましく、地方公共団体としては、これらグループや団体の発展を支援するとともに、それらとの協力、連携を通じ、住民の参加を促進することが必要である。また、これらのグループや団体が相互の交流や協力を強化していくための基盤として、都道府県レベルあるいは全国レベルでの文化関係団体の発展が助長され、国や地方公共団体との連携の下に、国民の参加による文化活動が全国的な規模で積極的に展開されることが望まれる。

### (3) 地域における芸術鑑賞機会の充実

国民の間で芸術文化に対する興味と関心が高まっている今日、優れた芸術を身近に鑑賞できる機会を充実することが強く求められている。

このような要望にこたえて大都市に偏りがちな芸術鑑賞の機会を各地に広げていくことは、国民の文化活動の振興を図る上で重要である。

優れた芸術活動や作品の公開が各地で活発に行われるためには、公立文化施設や関係団体等の努力に期待するとともに、それらの努力を助長する意味も込めて、地方においては鑑賞の機会の得難い舞台芸術、美術作品、映画等について、各種の巡回事業や地方開催事業を一層拡充し、地方の芸術鑑賞の機会を豊かなものにしていく必要がある。また、それぞれの地方で水準の高い特色ある芸術活動が常時展開されるようになることが地方における芸術鑑賞機会の拡充のため望ましいばかりでなく、我が国の芸術文化の発展にとっても重要である。このような視点から地域に根ざした芸術活動の支援奨励を進める必要がある。

### (4) 情報提供機能の強化

今日国民が芸術文化活動の成果を享受するとともに、積極的に文化活動に参加していく上で、多種多様な文化関係の情報が必要となっている。このよ

うな中で文化活動にかかる内外の情報を収集し、整理、提供することは、文化活動の基盤整備の観点からも、また、文化関係事業間の相互の連携の強化の観点からも、極めて重要である。国、地方公共団体、文化施設、文化関係団体などが、相互に協力して、美術館の所蔵品や展示に関する情報、文化会館等の事業に関する情報、全国のイベント情報、指導者や団体についての情報などを体系的に収集、整理し、必要なデータベースを構築するなど、広く文化関係の情報を提供する体制を整えることも、国民の文化活動を振興していく上での大きな課題である。

## 第4章 国語施策の推進

### 第1節 我が国の国語の状況

#### 1 国語の状況

我が国は、固有の文化を持ち伝えるとともに、古来、諸外国の文化を摂取してきた。それに伴って、日本語とは系統を異にする言語・文字に接する機会が多くあった。古くは中国、近くは欧米諸国の言語・文字を取り入れながら、今日のような国語が形成されてきた。

**国語の使用** 国語の語種は、和語、漢語、外来語の三つに大別される。国立国語研究所が、昭和31年中に発行された90種類の雑誌について調査したところでは、使用された語のうち、37%が和語、47%が漢語、10%が外来語で、残りの6%がこれらの混じり合った語であった。漢語と外来語の占める割合がかなり高い。

表記の上では、漢字、平仮名、片仮名、ローマ字等が用いられ、複雑・多彩な文字使用が行われている。明治以来、表記をめぐって幾多の論議が繰り返されたゆえんであるが、種類を異にするこれらの文字のそれぞれの機能を生かして用いることによって、今日一般に行われている漢字仮名交じり文は、国語の表記として有効適切なものとなっている。

現代文の中で用いられている漢字の字種は、国立国語研究所の上記の雑誌90種の調査によれば3328字である。また、文章の中で漢字の占める割合は約

36%である。国立国語研究所が昭和41年の新聞3紙について調査したところでは、使用された漢字の字種は3213字である。また、文章の中で漢字の占める割合は約39%である。雑誌、新聞とも大差のない数字が出ている。

書き言葉の文体としては、口語文が一般に行われている。これは明治時代の言文一致運動から発展したものであるが、法令・公用文が口語文に統一されたのは戦後のことである。昭和21年、新しい憲法において、従前の法令の漢字片仮名交じり文語文という定型を破って、漢字平仮名交じりの口語文が用いられたのは画期的なことであった。

話し言葉については、全国に通用する言葉である共通語が広く普及している。地域で使われる言葉である方言はこれと併存しているが、近年特に若い世代の方言離れの傾向は著しい。

**時代の推移と国語問題** 情報化社会、国際化社会の到来が呼ばれるようになって久しいが、社会生活が複雑になるにつれて、国語の用語も豊富になり複雑になってきて、新語や外来語の問題が発生している。新語の増加、外来語の流入は社会現象の一つとして避けることのできないものであるが、それが過度になると、混乱を引き起こし、是非の論議を呼ぶことになる。

ワープロなど情報機器の発達は言語生活に新生面を開いている。現在はまだ研究・開発の途上にあるが、コンピュータへの言語の入力を音声で行ういわゆる音声入力、機械による自動翻訳、文字の自動読み取り等の技術も、将来は広く実用化されるようになると思われる。これらの技術の発達に伴って言葉の運用がますます自在になることは喜ばしいが、反面、機械によって言葉が規制されたり画一化されたりする傾向も強まることも考えられる。

新聞・雑誌等の出版物、ラジオ・テレビ等の放送、各種の広告など、いわゆるマスコミュニケーションの媒体が人々の言語生活に及ぼしている影響の大きさについては言うまでもない。文字から映像への好みの変化、若い世代の活字離れの傾向も指摘されている。

人間関係と言葉の在り方については、いわゆる言葉の乱れの問題や敬語の

適不適の問題がしばしば論じられている。一方、諸外国においても日本語に対する興味と関心が高まっており、我が国内外における外国人の日本語学習者の数も年々増加している。国語は、日本を国際的に理解させる手段としても、この上なく重要である。平明、的確で、美しく、豊かな言葉を目指し、国語を大切にする精神を養うことが、今日ほど大切なときはないであろう。

## 2 国語施策の沿革

明治維新後、新政府は、欧米先進諸国にならって近代国家の諸制度の整備に努めたが、国語についても、早くから各種の施策を講じてその改善を図った。国民意識の統合と国力の伸張を図るためにも、国語の統一と、国民皆教育に必要な文字の平易化が求められたからである。民間においても国語・国字改良の論議が盛んに行われた。漢字の節減、仮名遣いの平易化、標準語の選定、言文一致体の採用等が目標として掲げられた。明治30年代に入ると単なる論議にとどまらず、まず学校教育において具体的な形で国語施策が実施されることとなった。

### (1) 小学校における国語表記の統一等の動きと国語調査機関の設置（明治33年～大正10年）

**小学校で用いる仮名の字体の統一等** 明治33年の小学校令施行規則においては、小学校で用いる仮名（平仮名及び片仮名）の字体を定めた。これは、いわゆる変体仮名を整理して、一つの仮名には一つの字体を用いることにしたのであるが、教育の場だけでなく、次第に広く一般にも用いられるようになった。

この小学校令施行規則では、小学校で用いる漢字についても大体の範囲として1200字を示した。また、仮名遣いについては、漢字を音読みにするときの仮名遣い（字音仮名遣い）が特に複雑であるところから、これを表音的に

書き表す方式を採用することとした（例 東京 ときょー、工業 こぎょー）。これが俗に棒引き仮名遣いと言われるもので、明治34年度から明治42年度まで教科書に用いられた。

なお、小学校の教科書は、明治37年度から国定教科書が使用されたが、国語の教科書（いわゆる国定読本）においては、標準的な言葉を示して、話し言葉、書き言葉の双方について国語としての統一を図ろうという方針が盛られており、現実に、国語の統一に大きな効果をあげることになった。

なお、戦前の国定読本における漢字の提出数は、おおむね1300字強であった。

**国語調査委員会の設置** 明治35年には、国語の改善に関する調査を行うための機関として、文部省に国語調査委員会が設置された。同委員会は、国語の音韻、方言、仮名遣い、漢字、口語法等の諸問題について調査を行い、大正2年に廃止されるまでの10余年間に、「音韻調査報告書」（明治38年）、「口語法調査報告書」（明治39年）、「送仮名法」（明治40年）、「漢字要覧」（明治41年）、「仮名遣及仮名字体沿革史料」（明治42年）、「仮名源流考」（明治44年）、「疑問仮名遣前編、後編」（大正1年、4年）等を発表し、学術的研究に大きな成果をあげた。特に明治40年の「送仮名法」は学校教育や一般社会にその後広く用いられた。

なお、国語調査委員会のほかに、仮名遣いの改定について臨時仮名遣調査委員会（明治41年5月～12月）が開催され、学校教育用の仮名遣い案について審議したが、審議未了のまま終わった。

## （2）国語表記の簡易化等の動き（大正10年～昭和9年）

**臨時国語調査会の設置** 国語調査委員会が廃止された後、教育界や一般社会から、国語・国字の簡易化を図るために、調査機関の再設置が要望され、大正10年には、文部省に臨時国語調査会が設置された。同調査会は、漢字の制限、仮名遣いの改定等を当面の調査事項と定め、大正12年に「常用漢字表」

（1962字、昭和6年1858字に修正）、14年に「仮名遣改定案」（おおむね表音式。昭和6年に修正）、15年に「字体整理案」（略体字の大幅な採用）、大正15年から3か年にわたって「漢語整理案」（853の漢語の言い換え）を発表した。

当時、新聞社等では漢字節減の機運が生じており、大正12年の「常用漢字表」は相応の影響を社会に与えたが、公用文書等で用いられることはなかった。

その後、政府は国語調査機関の強化を図るために、昭和9年、臨時国語調査会を廃止し、代わって国語審議会を設置した。

**臨時ローマ字調査会の設置** ローマ字に関しては、臨時ローマ字調査会（昭和5年～昭和11年）が設置された。この調査会の成果をもとに、昭和12年、内閣から各官庁に対して「国語ノローマ字綴方」が訓令された。これが、いわゆる訓令式のローマ字のつづり方である。

## （3）国語審議会の設置（昭和9年以降）

**官制に基づく国語審議会** 昭和9年に設置された国語審議会は、臨時国語調査会が単なる調査機関にすぎなかつたのに対し、文部大臣の諮問機関として、国語に関する事項を調査審議することとなった。設置の翌年、国語の統制、漢字の調査、仮名遣いの改定、文体の改善の4項目に関して諮問された。これに応じて審議会は多くの調査検討を重ね、昭和13年に「漢字字体整理案」、昭和17年に「標準漢字表」（2528字。文部省は修正を加え2669字として発表）、「新字音仮名遣表」（おおむね表音式）を答申した。ただし、これらの漢字や仮名遣いに関する諸案は、戦時下でもあり、政府で具体的に実施に移すには至らなかった。

戦後になって国語審議会は、次節に述べるように戦後の国語施策として重要な一連の国語の改善策を答申した。

**文部省設置法に基づく国語審議会** 昭和24年文部省設置法の制定に伴い、従来の官制による国語審議会は文部省設置法に基づく政令（国語審議会令）

による審議会に改組された。改組後の国語審議会は、国語の改善、国語の教育の振興及びローマ字に関する事項を調査審議し、これらに関し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する機関となった。なお、改組後の最初の審議会を第1期審議会とし、その後、委員の任期2年を1期として第何期と呼ぶ慣例になっている。

改組後の国語審議会は、表4-1のとおり、次々と建議・報告を行ったが、昭和37年の政令改正によって、文部大臣の諮問に応じ国語の改善等について審議することを主な任務とする機関となって今日に至っている。

#### (4) 国立国語研究所の設置

明治以来、国語・国字の改善を図るため専門・常設の研究機関が必要であると唱えられていたが、戦後、国民の生活能率の向上と文化の進展には、まず国語・国字の合理化が基礎的な要件であり、そのために国語に関する科学的、総合的な研究を行う有力な機関を設置すべきであるという要望が特に強くなつた。このような情勢下で、昭和23年12月国立国語研究所の設置を見た。

当初、庶務部と2研究部で発足したが、昭和30年に研究部を4部とし、49年には、日本語教育部の新設と同時に5研究部の組織となつた。日本語教育部は、昭和51年に日本語教育センターへと拡充発展した。

## 第2節 国語施策の改善

### 1 国語施策と国語審議会

国語の問題は、国民の日常生活や社会生活に広く関連し、一国の教育や文化の進展とも深くかかわる問題であるから、これを施策として取り上げるに当たっては、十分な調査・研究を重ねて、問題点の所在を見極めるとともに、広く各方面の意見を聞きながら、慎重な審議を尽くすことが必要である。

このため、政府は、広く社会の各界各層を代表する学識経験者や専門家で構成する国語審議会を設け、そこで高い識見と専門性に基づく慎重かつ公正な審議により、国語施策の誤りなきを期しているところである。

**国語審議会の役割** 国語審議会は、前述のとおり、昭和9年に文部大臣の諮問機関として設置されたものであるが、現在の国語審議会は、文部省組織令に定めるところによって、文化庁に置かれ、文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善、国語の教育の振興及びローマ字に関する事項を調査審議し、また、これらに関し必要と認められる事項を文部大臣、関係各大臣又は文化庁長官に建議することを所掌事務としている。

**国語審議会の構成等** 国語審議会の委員は50人以内で任期は2年である。ほかに、特別の事項を調査審議するため必要があれば臨時委員を、また、専門の事項を調査するため必要があれば専門調査員を、それぞれ置くことができるようになっている。

委員の構成は、国語学・言語学等の専門家、新聞・放送・通信等の報道関係者、学校教育関係者、学術・文芸・出版・印刷等の学識経験者を網羅している。各界各層の広範な関係者の合意形成の場として十分な機能が果たせる

ような組織になっており、政府はその答申については、全面的にこれを尊重し、実施に移している。

このような組織の例を外国に求めれば、フランスには古い歴史を有するアカデミー・フランセーズがあり、フランス語を純化しその特性を保つことを任務としている。近年は総理府所管の国家機関としてフランス語高等委員会が設置され、フランス語の擁護と発展のための措置について政府に勧告を行うこと等を任務としている。

また、中国においては、語言文字工作委員会（旧称は文字改革委員会）が國務院直属の機関として、中国の言語政策の立案と普及に当たっている。

なお、国語審議会の調査審議においては、国立国語研究所が行っている現代の新聞、雑誌、教科書等の用語・用字についての大規模な調査等が資料として大きな役割を果たしている。

国語審議会の主な活動状況は次の表4-1のとおりである。

## 2 戦後の国語改革

戦後、日本再建の呼び声の中で、教育や社会の各方面にわたる諸改革とともに、国語改革が重要な課題として取り上げられることになった。国語の改革なくしては、国民の知識を広め、日常生活の能率を増進することができず、文化水準の向上を実現することもできないと考えられたからである。そして、「当用漢字表」（昭和21年）、「現代かなづかい」（昭和21年）をはじめ、「当用漢字別表」（昭和23年）、「当用漢字音訓表」（昭和23年）、「当用漢字字体表」（昭和24年）、「送りがなのつけ方」（昭和34年）等一連の国語表記に関する施策が国語審議会の答申・建議に基づき、内閣告示・内閣訓令によって実施された。

これらの施策は、戦前からの課題である国語の表記の平明化を実現しようとしたものであって、法令・公用文書や教育で実施されるとともに、新聞・

表4-1 戦後の国語審議会の主な活動状況

昭和21.	9「現代かなづかい」を答申 11「当用漢字表」を答申
昭和22.	9「当用漢字別表」、「当用漢字音訓表」を答申
昭和23.	6「当用漢字字体表」を答申
昭和24.	7「中国地名・人名の書き方の表」を建議
昭和25.	6「国語問題要領」を報告
昭和26.	5「人名漢字に関する建議」を建議 10「公用文改善の趣旨徹底について」を建議
昭和27.	4「これから敬語」を建議
昭和28.	3「ローマ字つづり方の单一化について」を建議
昭和29.	3「法令用語改善について」を建議。「外来語の表記について」等を報告
昭和31.	7「話しことばの改善について」を建議
昭和33.	11「送りがなのつけ方」を建議
昭和36.	3「語形のゆれについて」等を報告
昭和38.	10「国語の改善について」を報告
昭和40.	12「発音のゆれについて」等を報告
昭和41.	6 文部大臣から「国語施策の改善の具体策について」の諮問を受け、審議開始
昭和45.	5 漢字部会試案「当用漢字改定音訓表（案）」、かな部会試案「改定送りがなのつけ方（案）」を報告
昭和47.	6「当用漢字改定音訓表」、「改定送り仮名の付け方」を答申。「国語の教育の振興について」を建議
昭和52.	1「新漢字表試案」を報告
昭和54.	3「常用漢字表案」を中間答申
昭和56.	3「常用漢字表」を答申
昭和60.	2「仮名遣い委員会試案「改定現代仮名遣い（案）」を報告
昭和61.	3「改定現代仮名遣い」を答申
昭和62.	1「外来語の表記について審議開始

雑誌・放送その他一般社会に採用され、広く普及することとなった。国民の多数にとって、国語の表記は使いやすく学びやすいものとなり、当初の施策実施の趣旨は相応に実現されたものと言えよう。

これらの施策の要点を示すと、次のとおりである。

### (1) 漢字に関する施策

漢字については、字数が多いこと、字体が不統一であったり字画が複雑であったりすること、読み方が多様で、音(中国から伝わった読み方)や訓(漢字の意味に応じて和語をあてたもの)が一つの字に幾通りも存在することなどから、これらを制限又は整理して、日常生活の上で使いやすく、学びやすいものとする施策がとられた。

なお、我が国の漢字施策にやや後れて、中国でも、大規模な字体の簡易化が行われた。また、韓国では、漢字を用いず固有の表音文字であるハングルを専用する施策が推進された。(現在、公用文と教科書はハングル専用。新聞は、ハングルに漢字を混用。漢字は、中学校・高等学校で漢文教育用として1800字を指導。)

**当用漢字表(昭和21.11.16内閣告示・訓令)** 「従来、わが国において用いられる漢字は、その数がはなはだ多く、その用いかたも複雑であるために、教育上また社会生活上、多くの不便があった。これを制限することは、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが少なくない。」(内閣訓令)という趣旨で、法令・公用文書・新聞・雑誌及び一般社会で日常使用する漢字の範囲を定めたもの。1850字。

**当用漢字別表(昭和23.2.16内閣告示・訓令)** 「国民教育における漢字学習の負担を軽くし、教育内容の向上を図るために、わが国の青少年に対して義務教育の期間において読み書きともに必修せしめるべき漢字の範囲を定める必要がある。」(内閣訓令)という趣旨で、当用漢字表の中で、義務教育の期間に読み書きともにできるように指導すべき漢字の範囲を定めたも

の。いわゆる教育漢字。881字。

**当用漢字音訓表(昭和23.2.16内閣告示・訓令)** 「漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことによるばかりでなく、その読みかたの多様であることにもよるのであるから、当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに漢字の音訓を整理することが必要である。」(内閣訓令)という趣旨で、現代国語を書き表すために日常使用する漢字の音訓の範囲を定めたもの。3122音訓。

**当用漢字字体表(昭和24.4.28内閣告示・訓令)** 「漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことや、その読みかたの多様であることによるばかりでなく、字体の不統一や字画の複雑さにももとづくところが少くないから、当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに漢字の字体を整理して、その標準を定めることが必要である。」(内閣訓令)という趣旨で、現代国語を書き表すために日常使用する漢字の字体の標準を定めたもの。約400字の簡易字体を採用。

**人名用漢字別表(昭和26.5.25内閣告示・訓令)** 「人名に用いる文字は、国民の生活能率をあげるためにも、また、個人の幸福のためにも、できるだけ常用平易な文字を用いることが必要である。しかしながら、人名に用いる漢字については、社会慣習や特殊事情もある。」(内閣訓令)という趣旨で、当用漢字表に掲げる漢字以外に人名に用いて差し支えない漢字を定めたもの。92字。

なお、当用漢字表及び人名用漢字別表に掲げられた漢字は、子の名に用いのことのできる漢字の範囲として戸籍法及び同法施行規則に取り入れられた。

### (2) 仮名遣い等に関する施策

仮名遣いについては、従来の歴史的仮名遣いが「あふぎ(扇)」「かほ(顔)」「てふ(蝶)」「たふ(塔)」のように、古い時代の仮名の用法に準拠している

ため、日常生活の中で使いこなすことが難しかったので、これを現代語の発音に即して、「おうぎ」、「かお」、「ちょう」、「とう」のように書くことにしたものである。

送り仮名の付け方については、従来から、様々なものが行われており、統一することは難しいとされていたが、「当用漢字」、「現代かなづかい」に基づく新しい時代の口語文に適した送り仮名の付け方の標準が求められていたので、それにこたえたものである。

「現代かなづかい」（昭和21.11.16内閣告示・訓令） 「国語を書きあらわす上に、従来のかなづかいは、はなはだ複雑であって、使用上の困難が大きい。これを現代語音にもとづいて整理することは、教育上の負担を軽くするばかりでなく、国民の生活能率をあげ、文化水準を高める上に、資するところが大きい。」（内閣訓令）という趣旨で、現代国語の口語文を書き表す仮名遣いの準則を定めたもの。

「送りがなのつけ方」（昭和34.7.11内閣告示・訓令） 「当用漢字・現代かなづかい制定の趣旨の徹底を図るためには、さらに送りがなのつけ方を整理して、その標準を定めることが必要である。」（内閣訓令）という趣旨で、現代国語を書き表すためによるべき送り仮名の付け方の標準を定めたもの。

### (3) ローマ字に関する施策

「ローマ字のつづり方」（昭和29.12.9内閣告示・訓令） ローマ字のつづり方については、昭和12年9月21日内閣訓令で「国語ノローマ字綴方」が示され統一の方向に向かったが、戦後に至って再び幾つかの方式が並び行われるようになった。このため、官庁等の事務処理、一般社会生活、また教育学術の上において多くの不便があったので、これを統一し、单一化することは、事務能率を高め、教育の効果をあげ、学術の進歩を図る上に資するところが少なくないとして制定されたもので、国語を書き表す場合によりどころとすべきローマ字のつづり方を定めたもの。

第1表、第2表に分かれ、一般に国語を書き表す場合は、第1表に掲げたつづり方（いわゆる訓令式）によるものとし、国際的関係その他従来の慣例をにわかに改め難い事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方（いわゆるヘボン式など）によっても差し支えないとしている。

## 3 戦後国語施策の見直し

**戦後国語施策に対する批判** 戦後実施された一連の国語施策は、国語表記の平明化を図り、教育上の負担を軽減し、社会生活上の能率を増進することによって文化水準の向上に資するという目的を相応に実現してきた。

しかし、反面これらの施策の実施に伴って、種々検討を要する問題が生じてきた。すなわち、「当用漢字表」や「当用漢字音訓表」については、漢字の字種や音訓の制限的な取扱い方は、国語の表現を束縛し、表記を不自由なものにするという批判や、しばしば使われる漢字や音訓で、これらの表に入っていないものがあり、一般社会の漢字使用の要請に合わないという指摘がなされるようになった。「当用漢字字体表」や「現代かなづかい」については、新しい字体や表音主義による新しい仮名遣いの内容そのものに対する批判とともに、従来から行われてきた、いわゆる旧字体（康熙字典体）や旧仮名遣い（歴史的仮名遣い）をもっと尊重しなければならないという批判がなされるようになった。「送りがなのつけ方」については、規則が煩雑であるとともに、全体として送り過ぎの傾向があるという批判がなされた。

また、これらの施策の性格すなわち拘束力の問題や、適用分野の問題、例えば各種の専門分野にまで一律に適用しようとすることが適切かどうかなどのことについても論議を生じた。さらに、これらの施策の実施が、特に若い世代における古典や伝統との断絶を生じたとして文化の伝承や創造を重んじる立場からも、戦後の一連の国語表記に関する施策の再検討が要望されるようになった。

**国語施策の改善についての諮問** このような批判や要望にこたえて、昭和41年6月、文部大臣から国語審議会に対して「国語施策の改善の具体策について」の諮問がなされた。

諮問は、「これまでの国語施策には、実施の経験等にかんがみ、種々検討をする問題があると考えられるので、この際、再検討を加え、その改善を図る必要がある。」という理由によるものであり、検討すべき問題点として、当用漢字、送りがなの付け方、現代かなづかい及びこれらに関連する事項の四つを挙げている。

昭和41年6月以降、国語審議会はこの文部大臣の諮問に応じて審議を継続し、逐次、答申をしており、政府はその答申を尊重して、新しい内閣告示・内閣訓令によって実施に移している。

今日までの主要な審議経過と新しい内閣告示・内閣訓令による実施状況は、表4-2のとおりである。

表4-2 国語審議会の主要な答申と実施状況

諮問当時の内閣告示訓令	答申	現行の内閣告示・訓令
当用漢字表（昭21.11）		
当用漢字音訓表（昭23.2）	常用漢字表 (昭56.3)	常用漢字表 (昭56.10)
当用漢字字体表（昭24.4）		
送りがなの付け方 (昭34.7)	改定送り仮名の付け方 (昭47.6)	送り仮名の付け方 (昭48.6)
現代かなづかい (昭21.11)	改定現代仮名遣い (昭61.3)	現代仮名遣い (昭61.7)

(注) 「当用漢字音訓表」(昭和23.2)は、国語審議会の答申「当用漢字改定音訓表」(昭和47.6)を受けて、昭和48年6月に改定されたが、その後「常用漢字表」に吸収・合併された。

### (1) 漢字表の改定—当用漢字関係諸表から「常用漢字表」へ

当用漢字は、字種と音訓と字体がそれぞれ別の表になっていたが、それらを見直した「常用漢字表」は、字種、音訓、字体を併せ示した総合的な漢字表となっている。

なお、「当用漢字別表」(881字)は、当用漢字の中で義務教育の期間に読み書きともにできるよう指導すべき漢字の範囲を定めたものであるが、「常用漢字表」の制定に伴い、教育上の漢字の扱いは文部省の学習指導要領等別途の教育上の措置にゆだねることとし、「当用漢字別表」は廃止された。小学校において指導すべき漢字については、小学校学習指導要領(昭和52.7.23)に「学年別漢字配当表」があり、996字が示されている。

また、「人名用漢字別表」(92字)及び「人名用漢字追加表」(昭和51.7.30内閣告示・訓令。28字)は、「当用漢字表」に掲げる漢字以外に人名に用いて差し支えない漢字を定めたものであるが、「常用漢字表」の制定に伴い、人名用の漢字の扱いは法務省令の戸籍法施行規則における取扱いにゆだねることとし、この2表は廃止された。

法務省では、戸籍法施行規則第60条の取扱いについて民事行政審議会に諮り、その答申に沿って、昭和56年10月1日戸籍法施行規則の一部改正を行った。この結果、子の名に使用できる漢字は、常用漢字表に掲げる漢字(1945字)及び戸籍法施行規則第60条 別表第二「人名用漢字別表」に掲げる漢字(166字)と併せて計2111字(従来は1970字)となった。

漢字表の改定の要点は、次のとおりである。

#### 常用漢字表の性格等

① 「常用漢字表」は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用的「目安」を示すものである。すなわち、この表に掲げられた漢字や音訓だけを用いて文章を書かなければならぬという制限的なものではなく、運用

に当たって、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

② 科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではなく、地名・人名など固有名詞を対象とするものではない。また、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものでもない。

## 内 容

① 字種は、従来の当用漢字1850字に95字を加え、合計1945字とした。加えた95字の中には、例えば、「靴」、「涯」、「垣」、「螢」、「昆」、「斎」、「汁」、「棚」、「釣」、「肌」、「僕」、「堀」などの字がある。

② 音訓は、従来の音訓表に約360の音訓を付け加え、新たに加えた95字についても、それに準じて音訓を選定した。

加えた音訓の中には、例えば、「夏(ゲ)」「除(ジ)」「凡(ハン)」「探(さがす)」「記(しるす)」「危(あぶない)」「魚(さかな)」「街(まち)」などがある。そのほか、付表を設けて、いわゆる熟字訓や当て字などの類110語を掲げている。例えば、「明日(あす)」「時計(とけい)」「眼鏡(めがね)」「お父さん」「お母さん」などである。

③ 字体は、従来の当用漢字については「灯」(←燈)1字を除いて変更はなく、新たに加えた95字については、「螢」(←螢)、「斎」(←齊)のように、従来の当用漢字に準じた整理を加えた。また、明治以来行われてきた字体とのつながりを示すため、例えば「円(圓)」「応(應)」「学(學)」「宝(寶)」「竜(龍)」のように、いわゆる康熙字典体を括弧に入れて添えた。

### (2) 送り仮名の付け方の改定—「送りがなのつけ方」から 「送り仮名の付け方」へ

送り仮名の付け方の改定の要点は、次のとおりである。

#### 送り仮名の付け方の性格等

① 「送り仮名の付け方」は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、「常用漢字表」の音訓によって現代の国語を書き表

す場合の送り仮名の付け方の「よりどころ」を示すものである。

なお、「よりどころ」とは、「常用漢字表」における「目安」の趣旨と同じく、ゆとりのある緩やかな取決めであることを意味するものである。

② 科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではなく、また、漢字を記号的に用いたり、表に記入したりする場合や、固有名詞を書き表す場合を対象としている。

## 内 容

この「送り仮名の付け方」では、従来の「送りがなのつけ方」の26の通則を7通則にまとめて規則を簡明にしたほか、活用語尾を送ることを主要な原則とし、慣用を尊重して例外・許容を設け、読み間違えるおそれのない場合は送り仮名を省いてよいこととした。その結果、例えば、従来の「送りがなのつけ方」で「表わす」「現わす」「行なう」としていたのを、「表す」「現す」「行う」と改めた(従来の形も許容)ほか、「浮かぶ」「生れる」「終わる」「売り場」「手続き」を「浮ぶ」「生れる」「終る」「売場」「手続」とする類の許容を大幅に認めることとした。

### (3) 仮名遣いの改定—「現代かなづかい」から「現代仮名遣い」へ 仮名遣いの改定の要点は、次のとおりである。

#### 現代仮名遣いの性格等

① 「現代仮名遣い」は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の仮名遣いの「よりどころ」を示すものである。

② 科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。

③ 主として現代文のうち口語体のものに適用する。原文の仮名遣いによる必要のあるもの、固有名詞などでこれにより難いものは除く。

④ 擬声・擬態的描写や嘆声、特殊な方言音、外来語・外来音等の書き表

し方を対象とするものではない。

## 内 容

① 「現代仮名遣い」は、語を現代語の音韻に従って書き表すことを原則とし、一方、表記の慣習を尊重して一定の特例を設けたものであり、従来の「現代かなづかい」に比べて構成を簡明にしたほか、歴史的仮名遣いとの対照表（語例入り）を付表として添えた。

② 慣用の定着状況にかんがみ、不要になった許容を省いた。すなわち、従来の「現代かなづかい」では、（ ）内に示すような形を許容していたが、これをやめた。

例 私は（わ）、学校へ（え）、放送 ほうそう（ほおそお）

また、必要と考えられる許容を新たに設け、（ ）内に示すような形を許容することにした。

例 せかいじゅう（～ぢゅう）、いなずま（いなづま）、うなづく・  
（うなづく）、さしづめ（さしづめ）

③ 従来、疑義のあった諸点について新たに項目を設けたり、語例を多く示したりしてこれを明らかにした。例えば「経営」「時計」などは「ケーエー」、「トケー」のように発音されることも多いが、常に「けいえい」「とけい」と書くことを明記した。また、「じ、ぢ」「ず、づ」の書き分けについて語例を多く示した。

④ 歴史的仮名遣いについては、昭和21年の「現代かなづかい」の制定以前には社会一般の基準として行われてきたものであり、今日においても、歴史的仮名遣いで書かれた文献などを読む機会は多く、歴史的仮名遣いが、我が国の歴史や文化に深いかかわりを持つものとして、尊重されるべきことは言うまでもないとしている。

⑤ なお、以上の諸点のほか、「現代仮名遣い」による表記の仕方は、従来の「現代かなづかい」による表記の仕方と、実際上ほとんど相違がないが、これは「現代かなづかい」の実施後約40年が経過し、法令、公用文書、新聞、

雑誌、放送など、一般の社会生活における使用状況が十分安定し、国民の間で広く支持されていると判断されたことによるものである。

## （4）改定された漢字表等の性格及びそれらの実施

**改定された漢字表等の性格** 前述のように、改定された漢字表等は、内容の上で種々改善を加えるとともに、その性格の上で従来の漢字表等の制限的、画一的な色彩を改め、「目安」「よりどころ」という、ゆとりのある緩やかな取決めとした。また、従来の漢字表等が、国民生活のすべての分野に一律に及ぼされるものであるかのような誤解を与えがちであった点を改め、適用分野は「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」であること、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼさうとするものではない」ことを明示した。つまり、これらは国民生活の中でも、公共的な伝達の場で、分かりやすく通じやすい文章を書き表すためのものであって、専門的な領域や私的な場にまで立ち入ろうとはしていないものである。

さらに、これらは、上記のような適用分野で「現代の国語を書き表すため」の「目安」「よりどころ」であって、過去の著作や文書における文字使用やいわゆる旧字体（康熙字典体）や旧仮名遣い（歴史的仮名遣い）などの伝統的な表記を否定するものではなく、それらに対する配慮もそれぞれ示しているところである。

**漢字表等の実施** 改定された新しい「常用漢字表」「送り仮名の付け方」「現代仮名遣い」は、それぞれ内閣告示の形で公示された。

内閣告示は、政府の意思として国語施策の内容を公示し、現代の国語表記の「目安」「よりどころ」として広く活用されることを期待するとともに、新聞等関係分野に周知を図り、協力を求めるものであるが、法的な拘束力を持つものではない。

一方、国の各行政機関に対しては、「常用漢字表」「送り仮名の付け方」、

「現代仮名遣い」の実施について、それぞれ内閣訓令が発せられた。これらの内閣訓令は、国語施策について各分野に協力を求める以上、政府部内で率先して実行するのは当然のことであるので、内閣が各行政機関にその旨を指示するものである。

なお、国の各行政機関は、内閣訓令に従い公用文としての統一的基準を設けるため、事務次官等会議において「公用文における漢字使用等について」の申合せを行っている。また、法令については、内閣法制局から各行政機関に対して「法令における漢字使用等について」が通知されている。

学校教育においては、文部省で、小・中・高等学校の学習指導要領の一部改正など必要な措置を講じ、改定された漢字表等の趣旨に沿って教育を行っている。

また、日本新聞協会では、新聞用語懇談会で申合せを行い、新聞、通信、放送の各社とも、それぞれ改定された漢字表等を取り入れた新しい表記を実施している。

#### 4 外来語の表記の審議

昭和61年12月10日に発足した第17期国語審議会においては、「現代仮名遣い」に関する事項として外来語の表記の問題を取り上げることとなった。外来語の表記については、昭和29年3月に国語審議会の部会報告として「外来語の表記について」が公表され、これが各方面で参考にされてきた。しかし、この部会報告は、当初からなお検討すべき点があるとして総会での了承が得られなかった経緯があり、また、既に30年以上を経て現在の外来語表記の実情と合わなくなっている面があることも指摘されている。そこで、各方面の要望等も考慮し、外来語の表記の問題を取り上げることとしたものである。

外来語の表記に関して指摘されている問題点はいろいろあるが、根本的に

は、原語の発音又はつづりに即した表記（例 ティーム、ヴァイオリン）を探るべきか、国語化した発音をもとにした平易な表記（例 チーム、バイオリン）を探るべきかという問題である。昭和29年の「外来語の表記について」は、おむね後者の立場をとっているが、近年とみに前者の立場を主張する声も高まっている。

第17期国語審議会は、昭和62年1月14日、第1回総会を開き審議を開始し、以来、総会と外来語表記委員会において問題点を整理しながら、審議を重ねている。

## 第3節 国語施策の普及と充実

### 1 国語施策の普及

国語の改善に関する諸施策、特に、前節で述べたような内閣告示、内閣訓令によって実施に移された国語表記に関する諸施策は、まず、政府部内で率先してこれによっていることは言うまでもない。法令や公用文書における表記がそれである。

また、その趣旨は、新聞や放送など、いわゆるマスコミュニケーションの場においても広く受け入れられ、おおむね国語施策に準拠した表記が行われている。さらに、学校教育では、特に初等中等教育において全面的に採り入れられている。

一般の社会生活において、相互の伝達や理解を円滑にするためには、分かりやすく通じやすい文章を書くことが必要であり、そのための漢字使用の「目安」、送り仮名の付け方や仮名遣いの「よりどころ」を定めるという国語施策の趣旨は、それらの「目安」、「よりどころ」が緩やかで弾力的な性格のものであることとあいまって、広範な支持を得るとともに広く普及していると言えよう。

### 2 国語施策の課題

国語施策は、従来、主として国語の表記の問題を扱ってきた。これは、我が国の文字表記が、歴史的な事情で、複雑に形成されてきたことによるものである。前節で述べたように、戦後、新しい国語表記が発足してから20年で

改善の機運が生じ、更に20年を経て主要な改善策が出そろい、現在は、国語審議会で外来語の表記についての審議が行われている。

ところで、国語を平明、的確で美しく豊かなものとするためには、表記の問題だけではなく、言語生活全般について問題点の所在を把握し、広い視野に立って適切に対応していかなければならない。

このような観点から見ると、今日、国語について問題とされている点は多岐にわたるが、例えば次のような事項がしばしば指摘されている。

**言葉の乱れやゆれの問題** 日本語の「乱れ」、「ゆれ」に関しては、近年様々な論議が行われている。国立国語研究所報告「大都市の言語生活」（昭和56年3月）の調査資料と分析にもある「見えるる」、「起きれる」等のいわゆるラ抜き言葉やアクセントの問題のほか、「学生する」、「青春する」等の言い方、外来語の氾濫、<sup>はん</sup>マンガ字の流行などが指摘されている。

**敬語表現の問題** 「やる」と「あげる」の使い分け、「お求めやすい」、「お持ちしてください」等の言い方や敬称の使い方など、敬語が正しく使われていないという指摘が増加している。

また、「これからの中の敬語」（昭和27年国語審議会建議）は、必要以上に煩雑な点があった従前の敬語の行き過ぎを正し、新しい時代に即した平明・簡素な敬語法の指針を示したものであるが、これに続く指針を示してほしいという要望も多い。

**ワープロなど情報機器の発達に伴う問題** 情報機器の発達に伴い、近年のワープロの普及は、文書作成能率を飛躍的に高めた。このような情報機器のもつ長所が十分に發揮できるよう、通産省工業技術院で日本工業規格（JIS）が種々制定されているが、「常用漢字表」にない漢字の字体の取扱い、数字の書き方、句読点や括弧等の符号の使い方などについての広い視野に立った基準の設定も望まれているところである。

**その他の課題** 國際化、情報化に伴い、新語・外来語が増加する中で、伝統的な国語との調和を図ることも大きな課題であり、各種のマスコミュニケ

ションの媒体や学校教育、社会教育及び家庭教育の果たす役割も問われている。

### 3 課題への対応と国語施策の充実

広範多岐にわたる国語問題に対応するとともに、国民の間により一層国語に関する認識を深め、国語を大切にする精神を高めることを目的として、文化庁は次のような諸施策を講じているところである。

#### (1) 美しく豊かな言葉の普及

昭和47年6月28日、国語審議会は、「国語の教育の振興について」を建議し、その中で「国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、国民全體が、国語に対する意識を高め、国語を大切にする精神を養うことが極めて重要である」として、学校教育、社会教育及び家庭教育の各分野における国語の教育の振興を提言した。この建議の趣旨に基づき、昭和48年度から専門家の協力を得て、冊子による「ことばシリーズ」を、昭和55年度からは「美しく豊かな言葉をめざして」と題するビデオテープによるシリーズの作成・配布を行っている。

「ことばシリーズ」 每年、解説編と問答編とを作成し、全国の小・中・高等学校、図書館、公民館などに配布するとともに、政府刊行物として一般にも市販している。解説編では、「敬語」、「言葉のしつけ」、「あいさつと言葉」、「話し方」など、広く国民に关心を持たれている主題を設定して分かりやすい解説を加えている。問答編では、「言葉に関する問答集」として「世論」の読み方は、「セロン」か「ヨロン」か、「超える」と「越える」の使い分け、「殿」と「様」、「おられる」と「いらっしゃる」の使い分けなど、言葉の使い分け、敬語表現の適否など身近な言葉の問題を問答形式でまとめている。国語に対する国民の関心の高まりを反映し、「ことばシリーズ」は、毎年、好

表4-3 「ことばシリーズ」(解説編)の刊行の状況

年 度	標 題
48	敬 語
49	言 葉 の し つけ
50	外 来 語
51	標 準 語 と 方 言
52	和 語 ・ 漢 語
53	日 本 語 の 特 色
54	話 し 言 葉
55	あいさつと言葉
56	漢 字
57	言 葉 と 音 声
58	文 章 の 書 き 方
59	話 し 方
60	統 敬 語
61	日 本 語 と 外 国 人
62	言 葉 の 変 化

評をもって迎えられ、市販されているものは大蔵省印刷局刊行物のベストセラーとなっている。これまでに作成した年度別の標題は表4-3のとおりである。

なお、問答編は、「言葉に関する問答集」1~14(昭和49年~62年)として作成している。

ビデオテープ「美しく豊かな言葉をめざして」 文字による「ことばシリーズ」のほかに、ビデオテープレコードの全国的普及などにかんがみ、音声・映像効果を活用して、言葉の学習のための教材として作成しているシリーズである。

敬語をはじめ、日常生活のいろいろな場面に応じた言葉遣いの問題や音声訓練の方法など、世間で広く関心を持たれている言葉に関する問題を取り上げ、毎年、15分のビデオテープを3種類ずつ作成して、全国のフィルムライブラリー等へ配布し学校教育、社会教育での利用に供している。これまでに

表4-4 「美しく豊かな言葉をめざして」の刊行の状況

年 度	標 題
55	謙譲語 生きたあいさつ 言葉のしつけ
56	尊敬語 適切な表現 はっきりした発音
57	丁寧語 聞き上手 幼児の言葉のしつけ
58	敬語を適切に 話し方を分かりやすく 正確な用語で
59	実りある話し合い くらしの中の音声訓練 幼児の言葉のしつけ
60	電話の言葉づかい 分かりやすい用語で くらしの中の音声訓練
61	誤解を招かない表現 くらしの中の音声訓練 美しい日本語—楽しい語源—
62	頼み方・断り方 朗読の魅力 美しい日本語—楽しい語源—その2

作成したものは、表4-4のとおりである。

## (2) 国語問題研究協議会の開催

国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方策等について研究協議し、国語に対する関心を高めるとともに、国語施策の充実に資することを目的として、毎年、東西2地区で、地元国立大学、都道府県教育委員会等の協力を得て、「国語問題研究協議会」を開催している。参加者は小・中・高等学校等の教員、都道府県・市町村の指導主事、社会教育関係者、広報・文書担当者、報

道出版関係者その他国語に関心のある者と広範にわたっている。

国の国語施策の現状の説明、国語施策の課題や国語に関する諸問題についての実態調査報告と協議等が行われている。

### (3) 国語施策に関する資料の収集と整備

国語施策は長い文化的意義を持ち、国民の日常生活や精神生活に直接かかわる問題であるから、正確で堅実な研究に基づいて、充実、発展されるべきものである。そのためには国民の言語生活に関する科学的な調査研究を更に推進させることが必要である。

国立国語研究所は、昭和23年の設置以来、国民の言語生活全般について着実な研究成果をあげ、国語施策検討の基礎資料を提供してきているが、今後とも更に組織的に、言語に関する継続的、体系的な調査研究を行うことが強く要望されている。

また、現在同研究所が編集の準備作業を進めている国語大辞典は、日本語の歴史的な足跡を可能な限りたどり、時代ごとの用例を示す貴重な資料となるものである。

この種の自国語の歴史を示す大辞典は、英仏等においては既に刊行されており、たびたび改善・改訂も行われているが、我が国において今回初めて編集の緒についたこの国語大辞典は平明、的確で、美しく、豊かな国語の確立に大きな貢献をすることになろう。

## 第4節 日本語教育の推進

我が国では、全国津々浦々、どこへ行っても、日本語によって相互に意思を通じることができると言ってよい。このような、日本国民にとっての日本語を「国語」と呼んでいる。

近年、この国語としての日本語だけでなく、別な面での日本語の需要が急速に高まっている。外国語あるいは第二言語として、日本語を学ぶ人々が増えているためである。

国内では、外国人ビジネスマン、留学生、インドシナ難民など多数の人々に、日本社会の一員として、日本語を使って社会生活を営む必要が生じている。海外においても、日本関係企業の就労者、技術者、観光関係者等の間で、また学校教育において、日本語の学習者が急激に増加している。さらには、中国帰国人など、日本人であっても、いわば第二言語として日本語を学ぶ人々がいる。

しかし、日本語教育は伝統ある国語教育に比べ、これから解決していくなければならない問題が多い。日本語を外国語・第二言語として教授するため、多様な学習目的に応じた体制の整備、教育内容・方法の充実が求められている。

### 1 日本語学習者の増加

経済の発展等による我が国の国際社会における役割の増大や国際交流の活発化に伴い、国内外における外国人日本語学習者数は、大幅に増加している。日本語教育機関における学習者数は、国内においては、昭和62年11月現在4万3000人(文化庁調査)、海外においては、昭和59年度現在58万1000人(国

際交流基金・外務省調査)に上っている。

文化庁では、昭和42年度から、国内の日本語教育機関の実態調査を実施してきたが、それによると、日本語学習者数、日本語教員数の推移は、図4-1のとおりである。また、日本語教育機関数も年々増加し、昭和62年には総数で496機関となっている。内訳を見ると、大学等で正規の学科、課程あるいは科目を設けているもの及び補習授業等で何らかの日本語教育を実施しているものは241機関、専修学校、各種学校で日本語教育を行っているものを含め一般の日本語教育機関は255機関となっている。

なお、図4-2は、昭和62年11月1日現在の出身地域別学習者数である。

昭和51年と62年を比較すると、日本語学習者は約4倍、日本語教員は約4.4倍、日本語教育機関は約2.6倍といずれも大幅に増加している。今後この傾向は、留学生10万人計画や社会の各分野で国際化が更に進展する中で、ますます

図4-1 国内における日本語学習者数・教員数

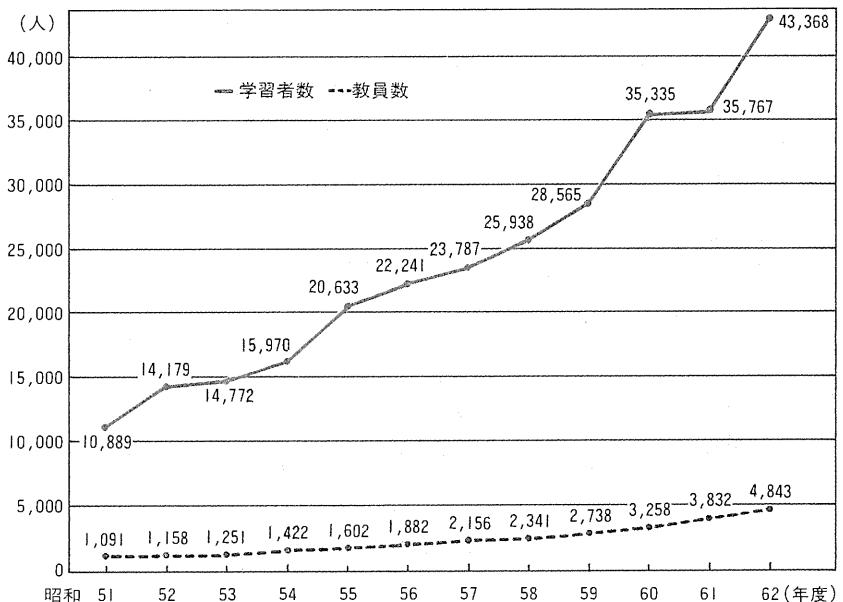
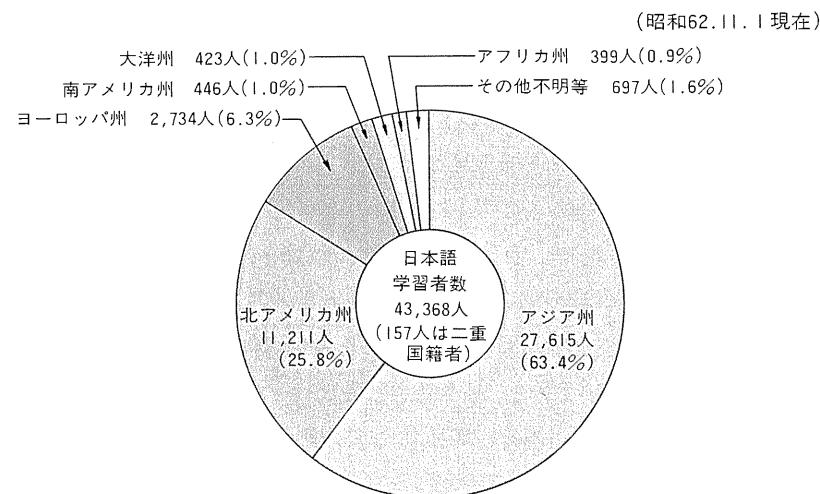


図4-2 出身地域別の日本語学習者数



す強まるものと予想される。

また、日本語学習者の増加に伴い、年々その職業、年齢、出身地域等も多様化し、留学生や大学入学志望者、ビジネスマン、技術研修生、中国帰国者、インドシナ難民等の多岐にわたる学習者に対して、それぞれの学習目的に即した多様な日本語教育が必要となってきている。

## 2 日本語教育の推進

国内外における日本語学習者の増加に対応し、関係省庁は、相互に連携しながら積極的に日本語教育の振興・普及を図っている。

文部省では、留学生に対する日本語教育の推進をはじめ、外国人日本語能力試験、日本語教育能力検定試験の実施、国立大学における教員養成等、日本語教育の基盤となる体制の整備、充実に努めている。

また、海外における日本語普及については、外務省・国際交流基金を中心となり、日本語教育専門家の派遣、日本語教材の開発・提供、各種研修会な

どの事業を実施している。

文化庁では、国立国語研究所に日本語教育センターを設置し日本語教育に関する基礎的実際的研究を行うなど、日本語教育の充実・向上の基本となる教育内容や教育方法の改善・充実を図ることを主たる任務として、次のような諸事業を実施している。

**日本語教育実態調査** 昭和42年度以来毎年、全国の日本語教育機関を対象として、アンケートによる実態調査を実施している。国内の日本語教育の機関数、教員数、学習者数などの概要を明らかにするとともに、各機関でのコースや授業科目、使用教材など教育内容の実態の把握に努め、日本語教育施策の推進の基礎資料としている。

**日本語教育研究委嘱** 昭和48年度以来、日本語教育の指導内容・方法に関する諸課題のうち、特に対応が急がれるものについて、大学、主要な日本語教育機関、団体に対し研究を委嘱し、成果の蓄積を図っている。これらの成果については、文化庁の日本語教育関係事業の推進に直接役立てているだけではなく、比較的歴史の浅い日本語教育界の共通の財産として広く活用されているところである。

**指導方法の改善** 近年の日本語教育の質的・量的拡大に伴い、学習者の学習目的別に効率的な教育が可能となるような教育内容や教育方法に関する指標が求められている。このため、昭和57年には外国人留学生が日本人学生と共同の大学生活を送る上で必要となる日本語能力やその能力の測定方法を取りまとめたが、これは、今日、外国人留学生に対する指導の教授細目として広く利用されている。

その後も、昭和60年度からは中国帰国者用、昭和61年度からは専門学校進学希望者用の日本語教育指導の手引の作成を、それぞれ専門家、関係教育機関の協力を得ながら進めている。

**日本語教育研究協議会・日本語教育機関連絡協議会** 日本語教育研究協議会は昭和48年度以来、文化庁の主催によって、全国2か所（東京・大阪）で

開催されている。各年度における文化庁の研究委嘱や指導方法の改善の成果報告と参加関係者による研究協議を行うほか、国立国語研究所や民間等での優れた研究成果の報告も加わり、最新の研究状況が把握できるため参加者は増加の一途である。

一方、日本語教育機関連絡協議会は、全国の主要な日本語教育機関の指導面の責任者の参加によって、教育内容・方法、教材、コース編成等に関する問題を協議している。

**国立国語研究所日本語教育センターの調査研究事業等** 昭和51年10月、国立国語研究所に日本語教育センターが設置され、外国語としての日本語の研究や日本語と外国語の対照研究など、日本語教育に関する基礎的、実際的調査研究が続けられている。

また、これらの研究に併せて日本語教育教材（母語別日本語学習辞典、日本語教育映画等）の開発・普及、日本語教育研修会（4種類）の開催、日本語教育に関する情報資料の収集・提供等の諸事業を行っている。

**中国からの帰国者に対する日本語教育** 昭和47年の日中国交正常化以来、中国残留孤児やその家族等が次々と帰国してくるようになった。中国帰国者の定着には、日常生活に即した日本語の習得が不可欠であり、特に緊急をする課題であるため、文化庁では、日本語教材や教師用指導書を作成し、全国の都道府県の援護担当部局を通じて、中国帰国者及び指導者に無償配布している。

さらに、中国帰国者の日本語教育に従事している指導者に対しては、毎年、全国2か所（東京・大阪）で、教材や指導書を用いた教授法等の研修会を行うほか、中国帰国者に対する日本語指導上直面する諸問題を持ち寄って相互に研究協議を行う日本語指導研究協議会を開催している。

## 第5章 著作権制度の整備

### 第1節 著作権制度の概要とその現状

#### 1 我が国著作権制度の概要

著作権は、小説、脚本、音楽などの創作物を創作したときに、それらを創作した人に、法律によって認められる権利である。著作権による保護の対象となるものが「著作物」であり、それらを創作した人が「著作者」である。

著作物は、それを出版、上演、演奏させたりして一定の対価を徴収できるという財産としての性格を有すると同時に、著作者の思想や感情が表現されたものとして、著作者の人格を具現するという性格もある。もし、著作物を著作者に無断で印刷、出版したり、その内容を変えることが自由に行い得るすれば、知的労力を費して著作物を創作しようとする意欲が滅殺され、ひいては新たな文化の創造が阻害されることにもなるので、著作者の人格的財産的利益の保護についての配慮が必要となる。

一方、著作物は、広く国民に享受、鑑賞されることが望ましく、それが必要以上に制約されるとすれば、かえって文化の発展が阻害されるので、この点についても配慮する必要がある。著作権制度は、著作者の人格的又は財産的利益を保護するとともに、人類の文化的所産である著作物を国民が適正に享受することを確保することによって、文化発展の基盤をなしていると言うことができる。

また、著作物を公衆に伝達している実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に対しては、それらの伝達者としての活動の重要性にかんがみ、「著作隣接権」が付与されている。

### (1) 沿革

**旧著作権法の制定まで** 我が国著作権制度は、明治2年に制定された「図書ヲ出版スル者」を保護する「出版条例」から始まると考えられている。

明治8年に改正された出版条例では、福沢諭吉の造語であると言われている「版権」という言葉が使われ、図書を30年間専売する権利として規定されている。これが、現在の「著作権」である。出版条例は、著作者に私権としての著作権を認めるほか、出版の取締り法規という性格を有していた。

その後、明治20年に、「版権条例」が著作権保護の条例として、出版取締りの規定と分離されて制定された。また、「脚本楽譜条例」及び「写真版権条例」も制定され、保護される著作物の範囲も拡大された。

版権条例は、ほとんどそのままの形で明治26年に「版権法」となった。

明治政府は、治外法権を定めた不平等な通商条約を撤廃することを念願としていたが、通商条約の改正の際、外国人の著作物を保護するため、著作物を国際的に保護するための条約である「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」に我が国が加入することを約したという背景もあり、ベルヌ条約に規定する保護のレベルに合致させるため国内法制の整備を図る必要があった。そのため、明治32年に同条約に加盟すると同時に、「旧著作権法」が制定、公布された。

旧著作権法は、内外人平等の取扱い、無方式主義（著作権の享有に登録、納本等の手続を何ら要しないとするもの。）の採用、死後30年の原則的保護期間等について規定しており、明治32年は近代的著作権制度の確立された年と言える。

**現行著作権法の制定と改正** 旧著作権法は、明治、大正、昭和の70余年にわたり我が国著作権制度を支えてきた。その間、16回に及ぶ改正が行われたが、法制の基本は当初のままとなっていた。

そのため、著作物の利用形態の複雑化、多様化に伴い、法律適用の実際に照らしもろもろの問題が生じ、著作権制度の全面的な再検討が要請されるようになつた。また、国際的には、ベルヌ条約が昭和23年に改正され、さらに、「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する国際条約（隣接権条約）」が制定されたことに伴い、これらに対処するための国内法制の検討も要請されていた。

昭和37年に旧著作権法の全面的改正作業が着手され、昭和45年に現行著作権法が制定され、翌年施行された。現行著作権法では、著作権の保護のほかに、著作隣接権の保護を新しく規定している。

しかし、現行著作権法の施行後における新しい著作物利用手段の開発・普及には目覚ましいものがあり、それに対して的確に対応するため、数次にわたる改正が行われている。

すなわち、昭和53年には、海賊版レコードを防止するための国際的条約である「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（レコード保護条約）」に加入するため、法制度の整備が行われ、昭和59年には、貸レコード業に端を発した著作物の貸与という利用形態に対応するための法改正を、昭和60年には、コンピュータ・プログラムを著作物として明確に規定する等の法改正を行い、昭和61年には、データベース、ニューメディアに対応するための法改正が行われている。

### (2) 概要

現行著作権制度は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し、著作者の権利及びこれに隣接する権利を定めて、著作者等の権利の保護を図るものであるが、著作物等は文化的所産として国民に広く享受されるこ

とが望ましく、著作者等に無制限に権利を認めることは、それが制約されることにもなるので、一定の場合には、著作権等を制限して著作物等を自由に利用できることとしており、全体として文化の発展に寄与することを目的としている。

現行著作権制度の概要は、以下のとおりである。

**著作物** 著作権法では、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。著作物の具体例としては、小説、脚本、講演等の言語の著作物、絵画、版画、彫刻等の美術の著作物、音楽の著作物、建築の著作物、地図、図面、模型等の図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、コンピュータ・プログラムの著作物などがある。

**著作者の権利** 著作者は、著作物を創作した者であり、個人に限らず、一定の条件を備えた場合は、会社等の団体も著作者になり得る。

著者は、著作権と著作者人格権を有する。

著作権は、著作物を印刷、出版したり、上映したり、放送したりして利用することができる権利である。著作権法では、著者はこれらの権利を専有すると規定している。すなわち、著者は、他人がその著作物を利用することに對して、承諾し、又は拒否することができるとともに、承諾した場合は、その利用の対価を請求することができる。

著作権は、表5-1のとおり著作物の利用態様に応じた複製権等の諸権利から構成されている。例えば、著作物を印刷、出版したり、放送したり、上映したりする場合は、それぞれ著作権の中の複製権、放送権、上映権を有する者の承諾を得て著作物を利用することになる。なお、著作権は、譲渡可能な権利である。

また、著作物には、著者の思想や感情が表現されており、著者の人格が具現されているという性格がある。そのため、著者の承諾を得ることなく、未公表の著作物を公表したり、その内容を改変することは、著者の人

表5-1 著作権の種類及び内容

権利の種類	内容
複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製する権利
上演権及び演奏権	著作物を公に上演し、演奏する権利
放送権、有線送信権等	著作物を放送し、有線送信し、あるいは、放送、有線送信された著作物を公に伝達する権利
口述権	言語の著作物を口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
上映権及び頒布権	映画の著作物を公に上映し、その複製物により頒布する権利
貸与権	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
翻訳権、翻案権等	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

表5-2 著作者人格権の種類及び内容

権利の種類	内容
公表権	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
氏名表示権	著作物に著作者名の表示を付すかどうか、及びいかなる表示を付すかどうかを決定する権利
同一性保持権	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

格を傷つけることにもなる。著作権法は、著作者に著作者人格権を認め、著作者に無断でそのような行為が行われないようにしている。著作者人格権は、表5-2のとおり公表権等の権利から構成されている。なお、著作者人格権は、著作者の一身に専属するもので、譲渡することはできない。

著作権及び著作者人格権は、著者が著作物を創作した時点で、著作者に

自動的に発生するものであり(無方式主義)，権利を取得するための登録，納本等の手続は不要である。

**保護期間** 著作物は，相当期間著作者に著作権を認めてその創作の労に報いた後は，人類の共有の文化財として広く一般に開放されることが，文化の発展のためには望ましい。著作権法では，著作権の保護期間について，著作物の創作の時から著作者の死後50年を経過するまでの間と定め，この期間を経過した著作物は，万人が自由に利用できることとしている。

著作者人格権は，著作者の一身に専属する権利であるので，その保護は著作者の生存期間である。しかし，死後においても，著作者人格権の侵害と同様な行為をしてはならないとされている。

**著作物の自由利用** 著作権は，著作物の一定の利用について独占できる権利であるが，それを無制限に認めることは，国民の文化的所産としての著作物を享受することを制約することになるので，一定の場合には，著作権を制限し，著作物を自由に利用できることとしている。

具体的には，私的使用のための複製，図書館等における複製，引用，教科用図書等への掲載，営利を目的としない上演等などがある。このような場合には，著作者の許諾を得ることなく，著作物を利用することができる。その際，例えば教科用図書への掲載など一定の使用料を支払うことが必要となる場合もある。

**登録制度** 著作権を取得するためには，登録等の手続は不要であるが，著作物に関する法律事実を公示するため，又は，著作権の取引の安全を図る観点から，登録制度が設けられている。登録を行った場合には，一定の効果が保障されることになる。

**裁判制度** 公益上の見地から，著作権者が不明であるなど特定の場合には，文化庁長官の裁定により著作物の利用ができる制度が設けられている。これは，著作者の意向にかかわらず，著作権者に代わって文化庁長官が著作物の利用について許諾を与えるもので，利用者は，補償金を著作権者に支払うか，

又は供託することにより，著作物を利用利用することができる。

**出版権の設定の制度** 複製権を有する者が，著作物を出版する場合，出版を引き受ける者(出版者)に出版権を設定することができる。出版権は，著作物を文書又は図画として排他的，独占的に出版することができる権利である。

**著作隣接権制度** 実演を行う実演家，レコードを作成するレコード製作，放送を行う放送事業者及び有線放送を行う有線放送事業者は，著作物の伝達者として重要な役割を果たしているが，これらの活動については，著作物を創作することとは異なるものの，高度の精神的活動が行われていると認められることから，著作者に準ずるような形で権利を付与してその保護を図っている。この権利を著作隣接権という。

著作隣接権の保護期間は，実演が行われた時などから20年間である。

**権利侵害に対する対応** 著作権等を侵害した者に対しては，民事上の救済として差止請求を行うことができるほか，損害があれば，その損害の賠償を請求することができる。また，著作権等の権利を侵害する行為は，権利者等の告訴により刑罰の対象ともなる。

また，著作権等に関する紛争を簡易に解決するため，文化庁に著作権紛争解決あっせん委員会が置かれている。

## 2 著作権の国際的保護

著作物は，国境を越えて利用されるので，世界各国は，著作権に関する国際条約を結んで，相互に著作権を保護し合っている。現在我が国は，ベルヌ条約，万国著作権条約及びレコード保護条約に加入しており，著作権等について条約が要請している保護と同等以上の保護を著作権法により行っている。隣接権条約にはまだ加入していないが，同条約への加入問題についての検討を行っていた著作権審議会小委員会(第1小委員会)は，昭和63年1月，

その検討結果を公表した。

これら条約の管理に当たっているのが、主として WIPO（世界知的所有権機関）及びユネスコ（国際連合教育科学文化機関）両事務局である。

### (1) ベルヌ条約

ベルヌ条約は、1886年（明治19年）にスイスのベルヌで制定された。フランスの文豪ビクトル・ユーゴーら文学者たちの運動が実って、世界最初の多国間著作権条約として成立したもので、我が国は、1899年（明治32年）に旧著作権法制定と同時にこの条約に加盟した。

ベルヌ条約は、その後7回改正され、条約の保護水準を引き上げてきたが、最新の改正条約は1971年（昭和46年）にパリで改正された条約で、我が国は、このパリ改正条約を1975年（昭和50年）に批准した。

現在の加盟国は、イギリス、フランス、西ドイツなど77か国（アメリカ合衆国、ソビエト連邦は未加盟）で、これらの加盟国がベルヌ同盟を構成する。

条約の概要是、表5-3のとおりである。

### (2) 万国著作権条約

万国著作権条約（万国条約）は、ユネスコが中心となって1952年（昭和27年）にスイスのジュネーブで制定された。世界には、我が国や欧州諸国のように、著作権の保護の条件として登録等の手続を必要としない無方式主義国と、米国や中南米諸国のように、保護の条件として一定の手続を必要とする方式主義国とがあるが、万国条約はこれらの国々が相互に著作物を保護し合うことができるようするために制定されたもので、無方式主義国の著作物は、雑誌や書籍として発行する際に、①マーク、著作権者の名前、及び最初の発行の年を一体として表示すれば、方式主義国が要求している方式の履行があったものと条約上認められ、方式主義国でも保護されることになる。

我が国は、1956年（昭和31年）にこの条約に加入した。

万国条約は、その後1971年（昭和46年）にベルヌ条約と同時にパリで改正されたが、我が国は、この改正条約を1977年（昭和52年）に批准した。

現在の締約国は80か国であるが、そのうち、ベルヌ条約に加盟していないアメリカ合衆国、ソビエト連邦等27か国では、我が国の著作物は、①マーク等を表示すれば、保護される。

条約の概要是、表5-3のとおりである。

表5-3 国際著作権条約の概要

	ベルヌ条約	万国著作権条約
保護される著作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条約加入国の国民の著作物</li> <li>○ 条約加入国において最初に発行された著作物</li> </ul>	ベルヌ条約と同様
保護の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無方式主義 (保護を受けるために登録等の手続を必要としない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無方式主義の規定はない。</li> <li>○ ①表示により方式主義国においても保護を受ける。</li> </ul>
保護の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内国民と同様の保護及び条約が特に与える保護</li> </ul>	ベルヌ条約と同様
保護期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 著作者の生存間とその死後50年を条約上の最低限の保護期間とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 著作者の生存間とその死後25年を条約上の最低限の保護期間とする。</li> </ul>
効力の遡及・不遡及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選及 (条約加盟時に保護期間が満了していないすべての著作物を保護)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不遡及 (条約加盟時以後に著作され、又は発行された著作物を保護)</li> </ul>

### (3) レコード保護条約

正式には「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」と言い、1971年（昭和46年）にスイスのジュネーブで制定された。レコードの海賊版の防止のための緊急措置として制定されたもので、我が国は、1978年（昭和53年）にこの条約に加入した。

現在の締約国は、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、西ドイツ等41か国である。

この条約の趣旨は、各締約国が、互いに海賊版レコードの作成、輸入、頒布を禁止することによって、国際的に海賊版レコードの防止を図るものである。

#### (4) 我が国が未加入の著作権関係条約

##### ① 隣接権条約

正式には「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する国際条約」と言い、1961年（昭和36年）にイタリアのローマで制定された。国際的には「ローマ条約」と略称される。著作物の伝達者としての実演家、レコード製作者及び放送事業者の三者の知的労働を不公正な利用から保護するための条約で、内国民待遇を原則とし、20年を最低限の保護期間とする。

現在の締約国は、イギリス、フランス、西ドイツ等32か国であり、（我が国は未加入であり、この条約への加入が課題となっている。（詳細は「第2節3 国際化の進展に伴う問題」参照。）

##### ② 衛星信号条約

正式には「衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約」と言い、1974年（昭和49年）に制定された。衛星により送信される番組伝送信号をその送り先でない伝達機関が伝達することを阻止することを目的としており、現在の締約国は、アメリカ合衆国、西ドイツ、オーストリア等11か国である。

なお、これらのほかに、「タイプフェイスの保護及びその国際寄託に関するウィーン協定（1973年（昭和48年）制定）」があり、現在締約国はフランス、西ドイツのみで、協定自体未発効である。

### 3 著作権制度の運用

著作権制度の運用については、著作権思想・制度の普及、著作権等の適正な集中的管理による著作権等の保護と著作物の利用の円滑化、登録、裁判等著作権法等の法令で定められている事務の遂行という三つの側面がある。

また、著作権制度の運用の面のみならず、制度の整備・改善について重要な役割を果たしている機関として著作権審議会がある。

##### (1) 著作権思想・制度の普及・周知

著作権等の保護が実効をあげるためには、国民一人一人の意識に負うところが大であり、そのため、文化庁では講習会の開催、資料の発行等著作権思想・制度の普及・周知に努めている。

著作権思想や制度は、次第に社会の各方面に定着しつつあると考えられる。例えば、昭和53、60年度に、総理府が実施した著作権に関する世論調査によれば、「著作権」という言葉を見聞きしたことがあるかどうかという問い合わせに対し、見聞きしたことが「ある」と答えた者が、昭和53年度調査では69%であったものが、昭和60年度調査では77%に増加している。

しかし、なお著作権思想・制度の普及・周知を継続して進める必要があることは言うまでもなく、このための施策として、①著作権講習会、②著作権審議会報告等説明会、③著作権問題研究協議会、④都道府県著作権事務担当者講習会、⑤図書館等職員著作権実務講習会、を毎年実施している。

これらのうち、著作権講習会は、広く一般国民を対象として、著作権に関する理解を深めるため、著作権法の基本にとどまらず、著作権の実際的な問題についても、その内容に含めて実施しているものであり、幅広い参加者を得る上からも著作権関係団体の協賛を得つつ、開催している。

このほか、国民が著作権に関する正しい理解を得るための一助となるよう、

「著作権法ハンドブック」等を刊行している。

さらに、関係団体の協力を得て国民各層にわたって広く著作権思想・制度の普及・周知を行っていくことが今後の課題となっている。

## (2) 著作権等の適正な集中的管理の推進

著作権者等と利用者の双方の便宜のために著作権等を集中的に管理する団体があり、著作権等の保護と著作物等の円滑な利用を図る上で重要な役割を果たしている。このような団体による著作権等の管理が適正に行われ、利用者との間で円滑な著作物等の利用関係が進められるよう、文化庁は必要な指導監督を行っている。

### ① 著作権の集中的管理と管理団体

他人の著作物を利用する場合、事前に著作権者の許諾を得るのが原則である。しかし、国民に広く利用される著作物を、個々の著作権者が利用の許諾を行うことは事実上不可能である。このため、著作者に代わって著作権を集中的に管理し、利用者に著作物の利用について承諾を与え、使用料を徴収する団体が必要となってくる。このような著作権の集中的管理は、著作権者の権利行使を容易にするとともに、著作物の円滑な利用を確保する方法として適切なものと考えられるが、反面、著作権の管理が集中化されるため、管理団体がその独占的地位を利用して、利用者に対し不公正な使用料を定めるというような弊害を生じないようにする必要がある。そのため、著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律が制定されており、小説、脚本及び音楽の著作物の管理業務に関し、適用されている。

具体的には著作物の管理業務は、他人の財産である著作権を預かるものであるから、その業務の基礎が確実であり、かつ、その運営が公正に行われるものでなければならないので、当該業務を行おうとする者は、文化庁長官の業務実施許可を受けなければならず、また、当該団体が利用者から徴収する使用料を適正にするため、当該団体は著作物使用料規程を定め、文化庁長官

の認可を受けなければならぬことになっている。

現在、この法律により許可を受けた団体として、(社)日本音楽著作権協会、(社)日本文芸著作権保護同盟及び(協)日本放送作家組合の三つの団体がある。

### ア (社)日本音楽著作権協会

日本音楽著作権協会は、音楽の著作権の管理団体であり、現在、我が国の作詞家、作曲家のほとんど（約7700人）が協会に著作権の管理を委託している。

また、同協会は、世界52か国の音楽著作権管理団体と契約を結んでおり、これにより外国人の音楽著作権をも管理している。

したがって、我が国において音楽の著作物を利用しようとする場合は、同協会を通じることによって、おおむねすべての権利処理が行えることになっている。

昭和52年度から昭和61年度までの、同協会の著作物使用料徴収実績は図5-1のとおりである。

### イ (社)日本文芸著作権保護同盟

日本文芸著作権保護同盟は、小説、詩などの文芸作品の著作権の管理団体である。

同同盟は、約700人の文芸家から権利の委託を受けており、文芸作品を放送、上演、映画化、録音、出版等の方法により利用する場合について、権利処理を行っている。

昭和52年度から昭和61年度までの、同同盟の著作物使用料徴収実績は図5-1のとおりである。

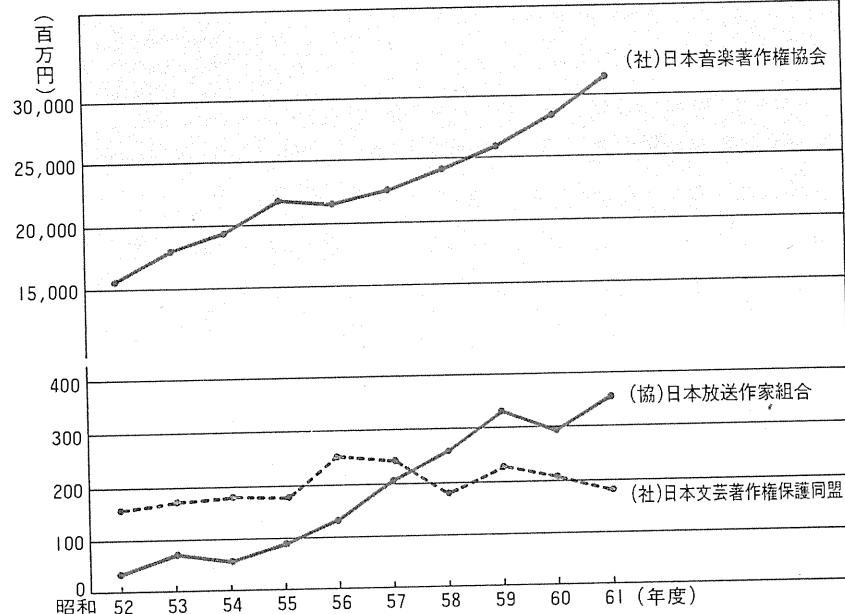
### ウ (協)日本放送作家組合

日本放送作家組合は、放送脚本の管理団体であり、約650人の脚本家から権利の委託を受けている。管理の範囲は、放送（初放送を除く）、有線放送、ビデオ化などである。

昭和52年度から昭和61年度までの、同組合の著作物使用料徴収実績は図

5-1のとおりである。

図5-1 著作物使用料の徴収実績の推移



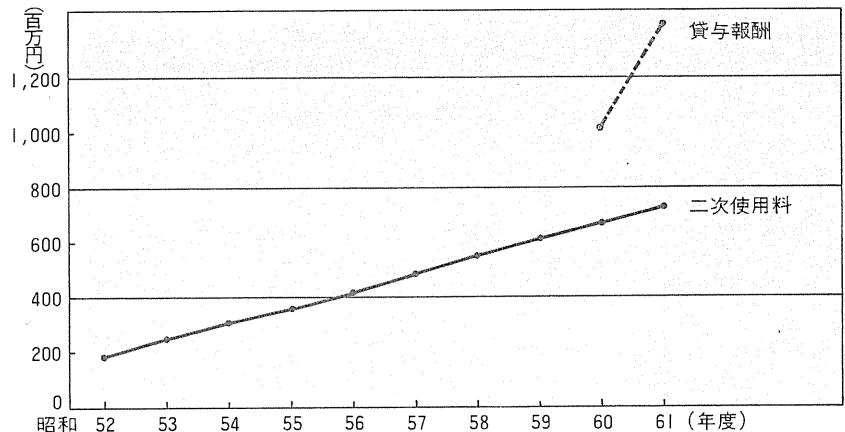
## ② 著作隣接権の管理団体

レコード等が、放送や有線放送において利用された場合、実演家とレコード製作者には、放送事業者等からその使用料である二次使用料を受ける権利が与えられている。また、レコード等がレンタルされた場合、貸レコード業者から報酬を受ける権利が与えられている。

これらの二次使用料等を受ける権利の集中的な管理を図るために、文化庁長官が指定する団体のみが権利を行使することになっており、現在、歌手、演奏家など実演家の団体である(社)日本芸能実演家団体協議会と、レコード会社の団体である(社)日本レコード協会の2団体が指定されている。

なお、昭和52年度から昭和61年度までに、両団体が放送事業者等から徴収した二次使用料の額及び貸レコード業者から徴収した貸与報酬の額の推移は

図5-2のとおりである（ただし、貸与報酬の額の推移については、昭和60年度から）。

図5-2 二次使用料、貸与報酬の徴収総額の推移  
(芸団協とレコード協会の徴収額の合計)

## (3) 登録、裁定等

著作権法等で定められている事務としては、著作権等の登録、著作物の利用に関する裁判、著作権関係施設の指定等がある。

### ① 登録

我が国では、著作権等を取得するためには登録等の特別の手続きをする必要はない。しかし、著作権法は、著作物の発行などの一定の事実関係を公示するための登録制度を定めており、登録を受けた場合には、一定の効果を確保することができる。

登録の種類、内容及び登録を行った場合の効果は次のとおりである。

登録の種類	登録の内容	登録の効果
実名の登録	無名又はペンネームで公表された著作物の著作者の本名を登録する。	実名の登録を受けた者は、その著作物の著作者と推定される。なお、保護期間は、実名登録を受ける以前は公表時起算であるが、登録をすると死後起算に変わる。
第一発行年月日等の登録	著作物を最初に発行又は公表した年月日を登録する。	登録された年月日に当該著作物が最初に発行又は公表されたものと推定される。
創作年月日の登録	プログラムの著作物を作成した年月日を登録する。	登録された年月日に当該プログラムの著作物が作成されたものと推定される。
著作権、出版権、著作隣接権の登録	著作権等の移転、著作権等を目的とする質権の設定等を登録する。	登録を受けることによって、著作権の移転等を第三者に对抗することができる。

これらの登録は、プログラムの著作物に関するものを除き、文化庁長官が行うこととなっている。

プログラムの著作物に関する登録については、プログラムの特性に応じた登録を行うため、著作権法とは別に、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律が定められており、登録事務を指定機関に行わせることができることとなっている。この指定登録機関として、財ソフトウェア情報センターが指定されており、昭和62年4月1日から登録事務を行っている。

## ② その他

登録のほか、次のとおり法令に基づく事務を行っている。

事項	内容
教科書補償金の額の決定	教科用図書に著作物が掲載された場合に著作者に支払う補償金の額を毎年定める。
著作物利用の裁定	著作権者が不明等の場合、著作物を放送しようとするときに著作権者との協議が成立しない場合又はレコード等に録音されている音楽の著作物を他のレコードに録音しようとするときに著作権者との協議が成立しない場合、申請により利用の裁定を行う。
紛争解決あっせんの実施	著作権等に関する紛争についてあっせんの申請があった場合、紛争解決あっせん委員によるあっせんを行う。
二次使用料等の額の裁定	実演家又はレコード製作者の団体と放送事業者又は貸レコード業者の間に、レコード等の二次使用料等の額についての協議が整わない場合、申請によりその額について裁定を行う。
翻訳権7年強制許諾の実施	万国著作権条約に基づいて日本で保護されている著作物で、発行後7年間の内に日本語の翻訳物が発行されなかったものについて、翻訳、発行の許諾が得られなかった場合、申請により翻訳、発行の許可をする。
著作権関係施設の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館資料の複製が認められる施設を指定する。</li> <li>・映画フィルム、ビデオなどの貸与が認められる施設を指定する。</li> <li>・放送等のための一時的な固定物を保存できる施設を指定する。</li> </ul>

## (4) 著作権制度と著作権審議会

著作権制度の適切な運用と制度の整備・改善に当たっては専門的な検討が必要であり、また、関係権利者をはじめ広く国民の意見を反映することが必要である。このための重要な役割を果たしている機関として著作権審議会が

ある。

著作権審議会は、文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じ、著作権法に定められている事項等について調査審議し答申するほか、著作権制度に関する重要事項に関し文部大臣又は文化庁長官に建議することを目的とした文化庁の機関である。

著作権制度の運用に関しては、著作権の管理団体の著作物使用料を認可する場合、著作物を教科書に掲載する際に著作権者に支払うべき補償金の額を定める場合等について、これらが公正妥当に行われるよう、検討審議し、答申することとされており、これによって適切な運用が図られるようになっている。

また、著作権制度の整備・改善については、著作物の新しい利用手段・様様の開発・普及等に伴い新たに生じる著作権問題について、問題ごとに専門の小委員会を設置し、問題点の把握、解決のための手段・制度等の考察、法令改正の内容の究明等を中心に、ときには関係者の意見を聴取しつつ検討し、適時に、適切な提言を行っている。文化庁は、これらの提言を尊重し、法改正を含め、時代の進展に適合した制度の整備・改善の実現について努力しているところである。その具体的な内容等については次節で述べることとする。

## 第2節 著作権制度の整備

現行著作権法は、昭和46年1月に施行され、既に17年を経過しているが、この間、複製技術、情報処理技術、電気通信技術などの発達は目覚ましく、これに伴い著作物の新しい利用手段や伝達手段等の開発・普及が急速に進んでいる。また、こうした技術等の発達は、国内だけにとどまらず、国際的な広がりをもって進展しており、これに国際関係や我が国の国際的地位の変化なども加わって、著作権制度は新たな対応策を講じる必要に迫られている。

複製技術に関しては、録音・録画機器・機材の開発・普及が急速に進み、音楽などの著作物のダビング業やレンタル業の出現が見られるようになった。また、録音・録画機器が家庭内に広く普及し、容易に著作物を録音・録画することができるようになるとともに、文献複写機が社会の各分野に広く普及し、著作物を出版物から複写して利用する機会が増加している。

情報処理及び電気通信技術の発達に関しては、コンピュータ・プログラム、データベースという新しい知的創作物が生み出されたほか、コンピュータを使って様々な知的創作物も生み出されるようになった。また、オンラインで利用者の要求に応じて著作物を伝達するニューメディアと呼ばれる新しい著作物伝達手段が開発された。

これに伴い、新しい著作物利用手段等の開発・普及が行われ、種々の新たな著作権問題が生じている。

また、今日、著作権などの知的所有権を国際的に保護するという動きがますます強まっており、外国の著作物等についての適正な保護の充実の必要性を指摘する声も高まっている。

我が国は、著作権に関する条約には加入しているものの、著作隣接権に関しては、レコード保護条約に加入しているが、隣接権条約には、いまだ加入

していない。隣接権条約などの未加入条約への加入が今後の課題となっている。

また、コンピュータ・プログラムの法的保護の問題、私的録音・録画の問題やビデオ海賊版問題など国際的に権利の保護の在り方が問題となっている課題もあり、国際的視野に立った検討が望まれている。

以上のような現行法施行後新たに生起し、さらには、国際的な課題となっている著作権問題に対しては、著作権審議会の審議の成果に基づき、表5-4

表5-4 最近の著作権法の改正等の状況

法 律 名	内 容 の 概 要	備 考
著作権法の一部を改正する法律 (昭和53年法律第49号)	レコード保護条約加盟に伴う改正	成立昭和53. 5.11 公布昭和53. 5.18 施行昭和53.10.14
著作権法の一部を改正する法律 (昭和59年法律第46号)	貸与権の創設等	成立 昭和59. 5.18 公布 昭和59. 5.25 施行 昭和60. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律 (昭和60年法律第62号)	コンピュータ・プログラムの著作権法上の保護の明確化等	成立 昭和60. 6. 7 公布 昭和60. 6.14 施行 昭和61. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律 (昭和61年法律第64号)	データベースの著作権法上の保護の明確化、有線送信に関する規定の整備、有線放送事業者の保護等	成立 昭和61. 5.16 公布 昭和61. 5.23 施行 昭和62. 1. 1
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律 (昭和61年法律第65号)	プログラムの著作物に係る登録の特例を規定	成立昭和61. 5.16 公布昭和61. 5.23 施行昭和62. 4. 1 (登録機関の指定に係る部分 昭和61.10. 1)

のとおり法改正が行われるなど、その対応に努めてきたところであるが、残された課題についても時宜を失すことなく的確に対応することが必要である。著作権制度は、文化発展の基盤をなすものであり、我が国としては、科学技術の発達に的確に対応するとともに、国際的調和に十分配慮しつつ著作権制度を整備充実していくことが、今後の極めて重要な課題である。

## 1 複製技術の発達に伴う諸問題

録音・録画機器、複写複製機器等、複製技術の著しい発達や、それを背景とした新しい著作物利用手段の普及等に伴い生じた問題には、貸レコード問題、複写複製に対する著作権者・出版者の保護の問題、私的録音・録画問題及びビデオ海賊版問題がある。

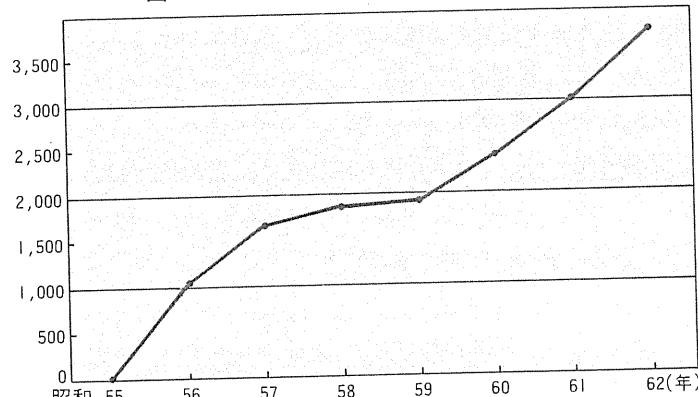
### (1) 貸レコード問題

#### ① 貸レコード問題の概要

昭和55年6月、最初の貸レコード店が東京で開店して以来、貸レコード業は、短期間のうちに全国的に普及した(貸レコード店の店舗数の推移については、図5-3参照)が、当時の著作権法は、映画の著作物の著作者を除き、著作者及び実演家、レコード製作者について貸与に係る権利を認めていなかった。このため、貸レコード業の普及により、貸レコード業者がレコードの貸与により利益を得ている一方で、レコードの販売量が減少するなど、大きな経済的不利益を受けている著作者等がこの利益に関与できないのは適正を欠くのではないかとの問題提起がなされるに至った。

また、この貸レコード業に関連して、同時期に、音のダビング業者も現れた。これらの業者は、店内に高速ダビング機を設置し、店頭に並べられている音楽テープを顧客に貸与するか、顧客の持ち込んだ音楽テープを用いるかして、顧客にその機械を操作させ、テープを複製させるものであるが、この

図5-3 貸レコード店の店舗数の推移



(注) 各年12月現在における店舗数である。

営業について、業者側と権利者側の間に、当該複製行為について著作権及び著作隣接権の侵害か否かの意見の対立が生じ、結局この紛争は法廷の場へ持ち込まれるに至った。

これらの問題については、著作権審議会小委員会（第1小委員会）においてその解決策について検討がなされ、昭和58年9月、著作者等に貸与に関する権利を与える必要があること、また、ダビング業者の営業行為に関し、著作権法上の責任を明確にする必要があることなど著作権法の改正のため的具体的な提言が行われた。

文化庁は、この報告を踏まえ、これらの問題の法的解決を図るため、著作権法の改正を行った（昭和60年1月1日施行）。

なお、貸レコード問題については、この問題の解決は緊急を要するとの立法院の判断の下に、著作権法が改正され施行されるまでの間の暫定的措置として、議員立法により、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する暫定措置法が成立し、著作者等に貸与に関する権利を認めたが、改正著作権法の施行時に廃止された。

## ② 改正の概要

### ア 著作者の権利

音楽などの著作物をレコード等により公衆に貸与する場合は、著作者の承諾を得ることが必要となった。

### イ 実演家及びレコード製作者の権利

#### ① レコード等の録音物の発売後1年以内

レコード等の録音物を公衆に貸与する場合は、そのレコード等の録音物に録音されている歌手、演奏家等の実演家及びその音を固定したレコード製作者の承諾が必要になった。

#### ② レコード等の録音物の発売後1年経過後

実演家及びレコード製作者の承諾は必要ないが、レコード等の録音物を貸与した場合は、実演家及びレコード製作者に一定の報酬を支払わなければならないことになった。

### ウ 私的使用のための複製についての規定の明確化

公衆の使用に供されている自動複製機器を使って、著作物等を複製する場合は、それが私的使用の目的であり、かつ、使用者本人が複製する場合であっても、権利者に無断では複製できないことになった。

また、この改正と関連し、複製の原因を作っている自動複製機器を営利を目的として公衆に提供し使用させる者について、罰則を適用することとした。しかし、私的使用の目的で自ら複製を行った者については罰則を適用しないこととした。

### ③ 貸レコードの運用

これらの法律の成立、施行と並行して、貸レコード業者の団体と関係権利者の団体との間で、話し合いが行われ、現在、一定の利用秩序が形成されている。歌詞・楽曲の著作権については、業者が（社）日本音楽著作権協会と契約を結び、一定の使用料を支払うことにより許諾が得られることになっている。

また、実演家及びレコード製作者の権利については、（社）日本芸能実演家団体協議会及び（社）日本レコード協会と貸レコード業者の団体である日本レコ

ドレンタル商業組合との間で、昭和60年6月に協定が締結され、レコードの貸与を行う場合は、貸レコード業者が一定の報酬を両権利者団体に支払うことになっている。

なお、新人アーチストや、あまり頻繁に作品を発表しないアーチストのレコードなど、レコード販売と著しく競合する一部のレコードについては、販売直後の一定期間に限り、各レコード会社が特別の使用料を徴収した上で許諾していたが、この特別の許諾に関する契約について、当事者間で解釈の相違が生じており、この問題は、現在、法廷で争われているところである。

## (2) 複写機器の発達に伴う著作権者・出版者の保護問題

### ① 複写機器の発達・普及と著作権問題

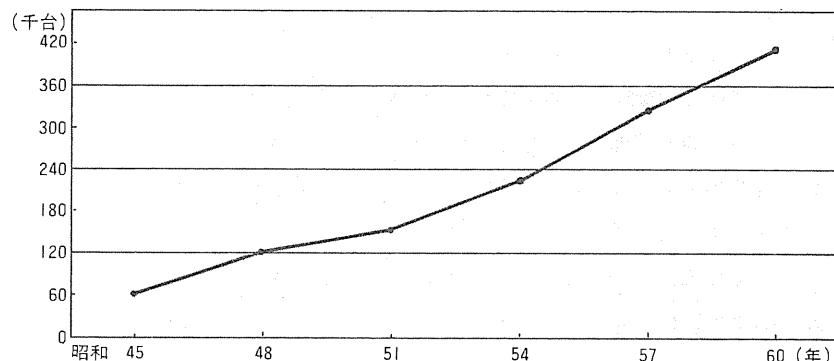
近年の複写機器の発達・普及には目覚ましいものがあり、出版物等からの複写複製が容易にできる文献複写機（静電複写方式による複写機）の国内向け出荷台数の推移をみると、図5-4のとおり現行著作権法制定時の昭和45年から昭和60年までの15年間において約7倍に達しているが、これは国内における文献複写機の稼動台数の増加を示すとともに、著作物を出版物等から複写する機会が著しく増大していることをも表している。

複写機器を用いて著作物を複写する場合、私的使用のための複製、図書館等における複製、学校その他の教育機関での授業の過程における使用のための複製等、法律で特に定められている場合を除き、原則として事前に著作権者の許諾を得なければならない。しかし、許諾を得ようとしても著作権者に容易に連絡をとることができない等の理由で、現状では無断で複写することとなる場合が多いものと考えられている。

その結果、著作権者の本来得ることができる使用料収入等の経済的利益が不当に害されているのではないかという問題が起こってくるが、さらに、こうした複製が頻繁かつ大量に行われることになれば、出版、特に学術関係の専門書等のような少部数の出版等については、販売量の減少により出版の継

続そのものを危うくするおそれも生じることになる。一方、一般国民にとって著作物の複写利用がこれだけ身近なものになり、欠くことのできないものとなっている現在、これらの利用を制限する方策をとることは不可能であり、時代の要請にも反するものであることから、このような状況の中で、著作権の保護と著作物の円滑な利用との調和に立った方法を確立することが緊要の問題になっている。

図5-4 文献複写機(静電複写方式による複写機)  
の国内向け出荷台数の推移



(注) 国内向出荷台数は、機械統計年報の出荷台数全体から日本貿易月報の輸出台数を除いた数値であり、輸入台数は含まれない。

機械統計年報（昭和45, 50, 55, 60年 通商産業省大臣官房調査統計部）及び日本貿易月報（品別国別編）（昭和45年12月, 48年12月, 51年12月, 54年12月, 57年12月, 60年12月 大蔵省関税局）による。

### ② 解決の方向

こうした複写問題の解決には、権利の集中管理方式が最も有効な方法であると考えられている。

この方式は、著作権者の複写についての権利を一つの機関が集中的に管理し、企業や学術研究機関等をはじめとする利用者がその機関の許諾を得、使用料を支払うことにより、個々に著作権者から許諾を得なくとも著作物を利用できるというシステムによるものであるが、既にアメリカ合衆国、イギリス、西ドイツ等では実現している方式である。

我が国における権利の集中的管理を行う機構の設立については、昭和51年9月の著作権審議会小委員会（第4小委員会）の提唱に続き、その後文化庁に置かれた「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議」が、昭和59年4月に、複写複製に係る著作権の集中的管理の在り方についての報告の中に含めて提言を行っている。

この提言を受け、出版者の団体である(社)日本書籍出版協会及び工学系の学術団体の連合体である(社)日本工学会の両団体の呼び掛けで、学協会、著作者団体、出版者団体で構成される「著作権の集中的処理に関する懇談会」が昭和61年12月に発足し、さらに、昭和62年4月には、同懇談会の関係者を中心とした「著作権の集中的処理機構設立準備委員会」に発展したが、この委員会では、諸外国の実態等について情報収集を行うとともに、使用料の徴収・分配に関する事項や運営の方法等について、具体的な検討を進めているところである。

### ③ 出版者の権利の保護

複写機器の発達・普及は、著作権者に対してだけでなく、出版者に対しても大きな影響を及ぼしている。

出版物の複写利用は、個々の事例をとってみれば、出版物の一部分についての1部又は数部の複写というものであっても、それらの全体をとらえれば相当の量に上り、それが出版者の出版活動に影響を与えていることは十分推測できる。

現行著作権法上、出版者は、素材の選択、配列に創作性を有する雑誌、新聞、百科辞典などの編集物を作成した場合に、その編集物の著作者として保護されるが、編集著作物である雑誌等が複写される場合には、通常は、個々の記事について複製が行われるものであり、そのような場合には、雑誌等を作成した出版者の編集著作権は及ばない。また、出版者は著作者等との契約により排他的独占的な出版権を得ることはできるが、出版権は企業等の内部資料として数部複製する場合等に対する保護にはならない。

こうした状況の中で、出版者が、著作物を出版物の形にして一般公衆へ伝達するという重要な役割を果たしているところから、近年の出版物の利用の形態を考慮して、出版者の法的保護について検討することが必要になってきている。

これらの事情から、著作権審議会は、出版者の法的保護の問題について検討するための小委員会（第8小委員会）を設置し、著作権法上保護する必要性及びその権利の内容について、昭和60年9月から検討を行っているところである。

### (3) 私的録音・録画問題

#### ① 録音・録画機器の発達・普及と著作権問題

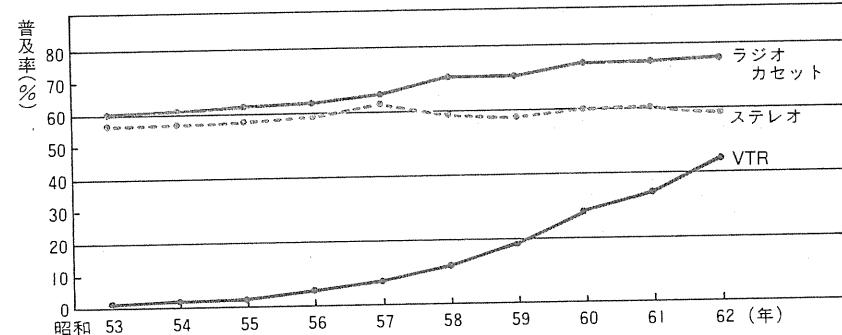
現行著作権法は、作詞家、作曲家、映画製作等の著作権者にその創作に係る音楽、映画などの著作物を複製（録音・録画）する独占的権利を与えており、許諾を得た者のみが録音・録画できるのが原則となっており、さらに、歌手、演奏家等の実演家やレコード製作等の著作隣接権者にも、これと同様の権利を認めているが、家庭内における個人的な録音・録画については、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、……その使用者が複製することができる」（法第30条）と規定し、このような私的使用のためであれば、だれでも、著作権者等の許諾を得ずに、音楽、映画などを録音・録画することができるこことなっている。

ところが、録音・録画機器の利用等の状況は、現行著作権法が制定された昭和45年当時とは質・量ともに著しく変化しており、これに伴い、私的録音・録画が著作権者等の経済的利益との関係で問題となってきた。

すなわち、録音・録画機器の性能の発達・向上は目覚ましく、最近では何回録音しても音質が劣化しないDAT（デジタル・オーディオ・テープレコーダー）等も発売されるような状況になったと同時に、録音・録画機器の普及率

も、図5-5のとおり、飛躍的な上昇を見せているが、これは、これらの機器による私的録音・録画の頻度が増加していることをも示しており、例えば、従来であればレコードを購入していたものが家庭内の録音で済ましてしまうといったように、私的録音・録画が著作権者等の経済的利益を脅かしているのではないかという問題提起となって現れてきたのである。

図5-5 録音・録画機器等の普及率



(注) 各年3月現在における普及率である。

消費動向調査年報（昭和58,62年版 経済企画庁調査局）による。

## ② 欧米諸国における報酬請求権制度

こうした私的録音・録画の問題を解決するために、西ドイツ、オーストリア、フランスなどでは、いわゆる報酬請求権制度を採用している。

この報酬請求権制度とは、採用している各国によって種々の違いはあるが、一般的には、録音・録画機器やテープの価格に一定の報酬（音楽・映画などの著作物等を録音・録画することについての著作物等使用料）を含めて販売し、これを著作権者等に還元する制度であることができる。

我が国の著作権者等も、このような制度を我が国においても導入し、著作権等の保護を図る必要があると主張している。

## ③ 我が国における私的録音・録画問題の検討状況

私的録音・録画問題については、昭和52年11月から著作権審議会小委員会

（第5小委員会）において検討されたが、結論としては、直ちに特定の対応策を採用することは困難であるとされた（昭和56年6月）。

その後、関係者間に設けられた「著作権問題に関する懇談会」において検討が続けられ、昭和62年4月に報告書が出されたが、この問題に対する国民の理解が高まっている点で合意を見たものの、問題の対応策についての国際的なコンセンサスの方向が定まりつつあるかどうかについての認識は一致せず、制度をとることについての合意を形成するに至らなかった。

昭和62年6月に著作権審議会に改めて小委員会（第10小委員会）が設置され、いわゆる報酬請求権制度を中心として、この問題を解決するための具体的な方策についての制度的検討が続けられている。

## ④ ビデオ海賊版問題

近年、録画機器の普及は目覚ましく、昭和62年3月末現在でその普及率は4割を超えるに至っている（録画機器の普及率については、「(3)私的録音・録画問題」の図5-5参照）。それに伴い、様々な映画その他の作品がビデオ化され、多くのビデオ・カセット等が家庭用に販売、レンタルされるようになってきた。

しかし、これらの中には、権利者に無断で複製されたいわゆるビデオ海賊版も大量にあると見られ、中には、我が国におけるビデオ発売前にその海賊版が出回ったり、そもそも権利者がビデオ化を承諾していないものも出回るなど、ビデオ海賊版によって権利者の経済的利益が侵害されている。

このようなことから、我が国のビデオ関係者は、昭和59年10月、「ビデオ著作権保護・監視機構」を組織し、ビデオ海賊版の作成、無許諾のダビング、レンタル等ビデオに係る違法行為について調査・監視を行ったり、悪質な者に対しては警告・刑事告訴等の活動を行うなど、自主的に権利を守るための努力を続けている。また、アメリカ合衆国の映画会社9社からなるアメリカ映画協会は、昭和61年2月「アメリカ映画協会日本支社」を設立し、同様の

活動を強力に進めている。また、警察当局も、不正商品の取締りの一環として、このようなビデオ海賊版の取締りを強化してきている。

現行著作権法は、言うまでもなく、既に、このような海賊版の作成や頒布（販売、レンタル等）は権利侵害行為として、罰則の対象としている。しかし、「複製」については、秘密裏に行われるため、これをとらえることは難しく、また「頒布」についても、いつどこでだれに対して行われたかを立証する必要があるがこの立証が容易ではない。そのため、実際に違法行為を行っていても刑罰を科せられる者はごくわずかの者でしかなく、権利者側からは、海賊版を頒布のため陳列し、又は所持しただけで刑罰を科すことができるよう法律の改正を要望する声が高まった。

そこで、昭和62年10月に著作権審議会小委員会（第1小委員会）において、海賊版を頒布のために陳列する等の行為を新たに罰則の対象とすることが必要であるとの審議結果が取りまとめられた。

これを受け文化庁では、著作者等の権利を侵害する行為によって作成された複製物を、違法な複製物であることを知って頒布の目的をもって所持する行為について、著作者等の権利を侵害する行為とみなすこととする著作権法の一部を改正する法律案を本年3月に国会に提出したところである。

## 2 情報処理技術等の発達に伴う諸問題

情報処理技術、電気通信技術の発達に伴う問題には、コンピュータ・プログラム及びデータベースの保護、ニューメディアの対応並びにコンピュータを利用して作成される創作物の問題がある。

### (1) コンピュータ・プログラムの保護

#### ① プログラムの法的保護の必要性

コンピュータの開発・普及が目覚ましい中にあって、プログラムは、コン

ピュータに高度の機能を果たさせる中核となるものであり、従来は機械の附属物として扱われる場合もあったが、現在では機械から分離独立した高い価値を持つものと認識されるようになっている。プログラムの開発には多大の知的労力と経費を必要とする一方、それをコピーすることは比較的簡単であるため、プログラムの無断複製等の紛争も多発し、プログラムの適切な法的保護の確立が重要な課題になった。そこではプログラム保護のための法制等が大きな論点であったが、著作権審議会では、既に昭和47年に、小委員会（第2小委員会）を設けて第一段階の検討を行い、プログラムが学術の著作物であり得るという見解を示していた。その後、この問題が更に進展し、深刻化したことから、著作権審議会は昭和58年2月に改めて小委員会（第6小委員会）を設け、著作権法によって保護する場合の問題点や必要な法改正の内容等について審議した。

プログラム保護のためにいかなる法制が適切であるかについては種々の意見が出されていたが、プログラムの持つ高い国際的流通性のために諸外国法制との整合性を保つ必要性があることや過去の判例の蓄積等を背景に、次第に著作権法により保護することが適切であるとの意見が大勢を占めるに至った。

#### ② 改正の概要

こうした状況の中で、著作権審議会小委員会（第6小委員会）の結論を基に、プログラムの著作権保護を明確化するとともに、その特質に応じた規定の整備を図るために、昭和60年6月に著作権法の一部が改正され、昭和61年1月から施行された。改正の概要は次のとおりである。

なお、プログラムは、文芸、絵画、音楽など従来の著作物とは異なる特質を持っていることもあり、著作権法が実際に適用される中で、プログラム保護をめぐる様々な問題が生じることが予想されるため、文化庁では、学識経験者や実務家の協力を得て、プログラムの著作権の保護に関する諸問題の調査研究を行い、その解釈・運用について一層の明確化が図られるように努め

ているところである。

#### ア 保護の明確化

著作権法による保護の明確化を図るために、プログラムの定義を「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合せたものとして表現したもの」と規定するとともに、著作物の例示にプログラムの著作物を加えた。また、プログラムに用いられているプログラム言語、規約、解法は著作権法で保護するものでないことを明らかにした。

#### イ 法人等が著作者となるプログラム

法人等が著作者となる場合の要件として、プログラムの特質を考慮し、法人等の著作名義で公表することを要しないこととした。

#### ウ 利用等に関する規定の整備

プログラムの著作物の特質に対応し、電子計算機においてより効果的に利用する等のための改変はやむを得ない改変として同一性保持権を侵害するものでないことを明らかにするとともに、プログラムの所有者が行うバックアップ・コピーなど、自己の利用のために必要な複製・翻案を認めるとした。

#### エ 登録制度の整備

プログラムの著作物の創作年月日の登録の制度を新設した。

なお、プログラムの著作物の登録については、他の著作物とは異なる取扱いを必要とするため、別の法律で定めることとし、昭和61年5月にプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律が制定され、プログラムの著作物の複製物の提出、登録の公示、文化庁長官による登録機関の指定などが定められた（昭和62年4月1日施行）。

#### オ 違法複製物に対する規制

海賊版プログラム等著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機で使用する行為は、その使用権原を取得した時に情を知

っていた場合には、著作権侵害とみなすこととした。

### (2) データベースの保護

#### ① 保護の明確化の必要性

多様な情報が大量に供給される現代においては、大量の情報を集約化し、コンピュータで検索可能な形に蓄積したデータベースの持つ意義は極めて大きい。

今後、我が国におけるデータベースの構築、活用の促進等、その一層の発展を図るために、データベースの作成者の権利が適切に保護されるとともにその円滑な利用を図ることが不可欠である。このような観点から、データベースの著作権制度上の取扱いについて明確化を図ることが急務とされていた。

#### ② 改正の概要

そこで、著作権審議会においては小委員会（第7小委員会）を設けて検討を行い、その報告書を踏まえて、昭和62年1月1日から施行された著作権法の一部を改正する法律において、次のような内容の、データベースの保護を明確化するための規定の整備が行われた。

#### ア データベースの保護の明確化

データベースを「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの」と定義するとともに、データベースで情報の選択やその体系的な構成により創作性を有するものは、著作物として保護されることを明らかにした。

現在各方面で利用されているデータベースは、効率的な利用ができるよう情報の選択や体系的な構成について様々な工夫がこらされていることから、おおむね著作物に該当すると考えられる。

#### イ データベースの公表についての規定の整備

データベースの特殊性に対応して、その公表の規定を整備し、データベースが公衆からの求めに応じ有線送信の方法で公衆に提示される状態に置かれた場合には、データベースの著作物全体が公表されたものとみなすこととした。

### (3) ニューメディアへの対応

#### ① 対応の必要性

近年の情報処理技術及び電気通信技術の飛躍的進歩に伴い、CATV、ビデオテックス、文字多重放送、衛星放送、ビデオディスク等のいわゆるニューメディアと呼ばれる新たな情報伝達手段が開発、実用化されてきており、ニューメディアの利用実態及び将来における利用可能性を踏まえた著作権問題の検討が強く要請されてきた。

#### ② 改正の概要

ニューメディアに関する著作権問題についても、著作権審議会小委員会(第7小委員会)において検討が行われ、その報告を踏まえて、昭和62年1月1日から施行された著作権法の一部を改正する法律において、次のような内容の、ニューメディアの発達に対応するための規定の整備が行われた。

#### ア 有線による送信に関する規定の整備

データベースのオンラインサービスやビデオテックスなど、利用者のリクエストに応じて個々に情報を送信する新たな形態の送信サービスについては、著作権法上のそれまでの「有線放送」の概念には入り切らないところから、有線による送信の概念を整理することとし、利用者の求めに応じて個々に送信する形態のものも含めて公衆に対する有線による送信を包括的に表す概念として、新たに「有線送信」という概念を規定すると同時に、「有線放送」は「有線送信」のうち公衆に対して同一の内容を同時に送信する形態のものに限ることとした。

#### イ 有線放送事業者の保護等

CATVの大規模化や多チャンネル化等、有線放送は、近年放送と同様に有力な著作物の伝達媒体となってきており、また、その番組の制作、編成には、放送の場合と同様に、著作物の創作活動に準じた創作的行為が認められるところから、有線放送事業者を著作隣接権制度により保護するとともに、CATV事業者も含めた有線放送事業者に商業用レコードの二次使用料支払い義務を課するなど、有線放送について放送に準じた著作権法上の取扱いをすることとした。

ウ このほか、営利を目的としない有線放送の取扱いや有線放送事業者による一時的固定について、有線放送の発達に対応した規定の整備を行った。

### (4) コンピュータ創作物

近年におけるコンピュータのハードウェア、ソフトウェアの両面にわたる開発・普及は目覚ましく、最近では社会の様々な分野においてコンピュータが利用されるようになっており、コンピュータを利用して著作物を作成することも多くなっている。これは、省力化のために用いるものや、特有の表現を目指すものなど、その目的はいろいろであるが、コンピュータを利用して作成される著作物は、絵画、アニメーション、楽曲、プログラムなど広範な分野に及んでおり、また、コンピュータを利用した翻訳も行われている。

これらのいわゆるコンピュータ創作物についての著作権問題に関しては、昭和47年にコンピュータ・プログラムについての著作権問題の検討を行った著作権審議会の小委員会(第2小委員会)においても、関連する問題の一環としてコンピュータを用いた作曲等について検討が行われた。しかし、その後におけるコンピュータ技術の開発・普及には極めて著しいものがあり、それに伴ってコンピュータ創作物も多様化、高度化するなど、当時とはかなり状況が異なってきたことから、コンピュータ創作物に関する著作権問題について、より詳細な検討を行うことが必要となったものである。

こうした状況の中で、著作権審議会は、昭和61年3月にそのための小委員会（第9小委員会）を設置し、コンピュータ創作物の現状及び今後の発展動向を把握するとともに、コンピュータ創作物の著作物性、コンピュータ創作物の著作者、そのほかコンピュータ創作物の作成・利用に関する問題など、コンピュータ創作物に関する著作権問題全般について検討を行い、基本的な考え方を整理することとしている。

この問題に関する検討は、国際的には、アメリカ合衆国やイギリスなどの諸外国及びWIPO・ユネスコの国際機関において行われているが、これらはいずれもコンピュータ創作物だけを対象としているのではなく、コンピュータに係る著作権問題についての全般的な検討に関連して行われているものであり、したがって、著作権審議会小委員会（第9小委員会）における検討は、コンピュータ創作物に関する著作権問題について初めての踏み込んだものであると言うことができる。

### 3 国際化の進展に伴う問題

著作権等の保護の問題は、本来国際的な側面を持つものであるが、我が国の国際化の進展に伴い、ますます国際的な広がりを持つようになってきており、国際的視野に立って、その保護の充実・強化を図ることが要請されている。

このことに関連の深い課題として、(1)隣接権条約への加入の問題、(2)外国レコードの貸与に関する権利の取扱い、及び(3)著作隣接権の保護期間の延長の問題がある。これらの問題については、著作権審議会小委員会（第1小委員会）において検討が行われ、昭和63年1月に、以下のような内容の報告書が公表された。

#### (1) 隣接権条約への加入の問題

隣接権条約は、前述のとおり、実演家、レコード製作者及び放送事業者の権利を国際的に保護することを目的として、1961年（昭和36年）に作成された条約であり、我が国では、現行著作権法制定の際に、この条約を参考にして著作隣接権制度を導入したが、条約加入自体については、著作隣接権制度の運用の実態や、諸外国の動向を見極める必要等から見送った経緯がある。しかし、その後17年を経過し、実演やレコード等の利用についての手続が、関係者の間で円滑に行われてきており、この制度は我が国において定着してきたと考えることができる。また、現行著作権法制定時の昭和45年には、隣接権条約締約国は11か国にとどまっていたのが、現在では32か国に上り、イギリス、西ドイツ、フランスなど主要先進国が多くも加入しているなど国際的にも定着しつつある。

このような著作隣接権制度の定着状況及び近年における我が国の国際的地位の変化等を考慮するならば、我が国が隣接権条約に加入し、著作隣接権の国際的保護の充実を図る時期に至っているものと考えられる。

なお、条約加入に当たっては、加入に伴って新たに保護されることとなる外国の実演・レコードなどの我が国における利用について、円満な秩序が形成されるよう、あらかじめ条件を整備しておくことが必要である。

#### (2) 外国レコードの貸与に関する権利の取扱い

貸レコード業は、ほぼ我が国独特のレコードの利用態様であり、外国の実演家・レコード製作者にレコードの貸与に関する権利を認めることは隣接権条約又はレコード保護条約上の義務にはなっていない。しかし、貸レコード店の店頭で洋盤も多数貸し出されている実態から見ると、我が国の場合、外国の実演家・レコード製作者にもレコードの貸与に関する権利を認めないと権利保護の実質が得られないと考えられ、この権利を認めるに当たっては、

この点を考慮しなければならない。ただ、その場合には、レコード製作者や、貸レコード業者等、内外の関係者間において、貸レコードに関する円満な秩序が形成されることについて十分な見通しが得られることが是非とも必要である。

### (3) 著作隣接権の保護期間の延長

現行著作権法において、著作隣接権の保護期間は、隣接権条約の認める最低限の20年を採用した。当時においては、同条約締約国11か国中10か国が保護期間を20年ないし25年としていたこともその背景にあったとも考えられるが、その後、同条約締約国における保護期間の延長や20年を上回る保護期間を定めている国の批准・加入により、現在では、同条約締約国32か国中、20年の保護期間を有する国は10か国となっている。

このような状況や実演家・レコード製作者の果たしている著作物の伝達者としての役割と文化的使命を勘案して、著作隣接権の保護期間を30年とすることが適当であるとの結論に達した。

なお、著作権審議会小委員会（第1小委員会）の報告を受けて、文化庁では、先に述べた海賊版関係の改正とともに、著作隣接権の保護期間を延長する著作権法の一部を改正する法律案を本年3月に国会に提出したところである。

## 第6章 宗教と宗務行政

### 第1節 我が国の宗教の現状

#### 1 我が国の宗教

##### (1) 我が国の宗教の特色

我が国は、世界的に見ても数多くの、しかも多様な宗教が存在する国であると言われる。

人々の生活の中には、今なお、あらゆる自然現象に靈威を認めるアニミズム的な考え方方が見られ、また、四季折々の祭りの中にも、古代的信仰に根ざすと思われる宗教習俗が息づいている。

我が国固有の宗教である神道では、古来、各地に氏神を祭る神社が當まってきたほか、中世以降、民衆の間に伊勢信仰が広まったこと、また、学問、商売等の守り神の信仰の広まりもあって、有力な神社の祭神を勧請する風習が起り、各地に数多くの神社が建てられてきた。また、江戸時代に儒学者や国学者の唱えたもうものの神道説の流れや山岳信仰等民衆の宗教運動の中からは、幕末以降、多数の教派が創設されてきている。

仏教は、飛鳥時代に伝來した。我が国の仏教は、中央アジアを経て中国に伝えられた北伝の大乗仏教の流れをくみ、東南アジアに伝わった南伝の上座部仏教とは流れを異にする。伝来当初は、鎮護国家を主眼とする学問仏教の色彩が濃かったが、やがて民衆の間に受け入れられ、鎌倉時代以降、多くの

日本的な宗派が生み出されてきた。また、明治維新に至るまで、約千年の長きにわたって行われた神仏習合の結果、人々は、神仏を二つの宗教として分かつことなく、ともに信じるという重層信仰の風を生じた。

仏教と同時期に伝えられた儒教や道教は、宗教としての意識は乏しく、したがって、教団的まとまりを形成することはなかったが、国家観、倫理觀に大きな影響を与える、また、日柄、方位等の民間信仰にまで、幅広く浸透している。

キリスト教は、戦国時代に伝えられ、一時多数の信者を獲得したものの、江戸幕府の禁圧にあってついえ去っていたが、幕末から再布教が始まられ、現在では多くの教団が活動している。

また、イスラム教、ヒンドゥー教などの世界的な大宗教も、わずかではあるが活動している。

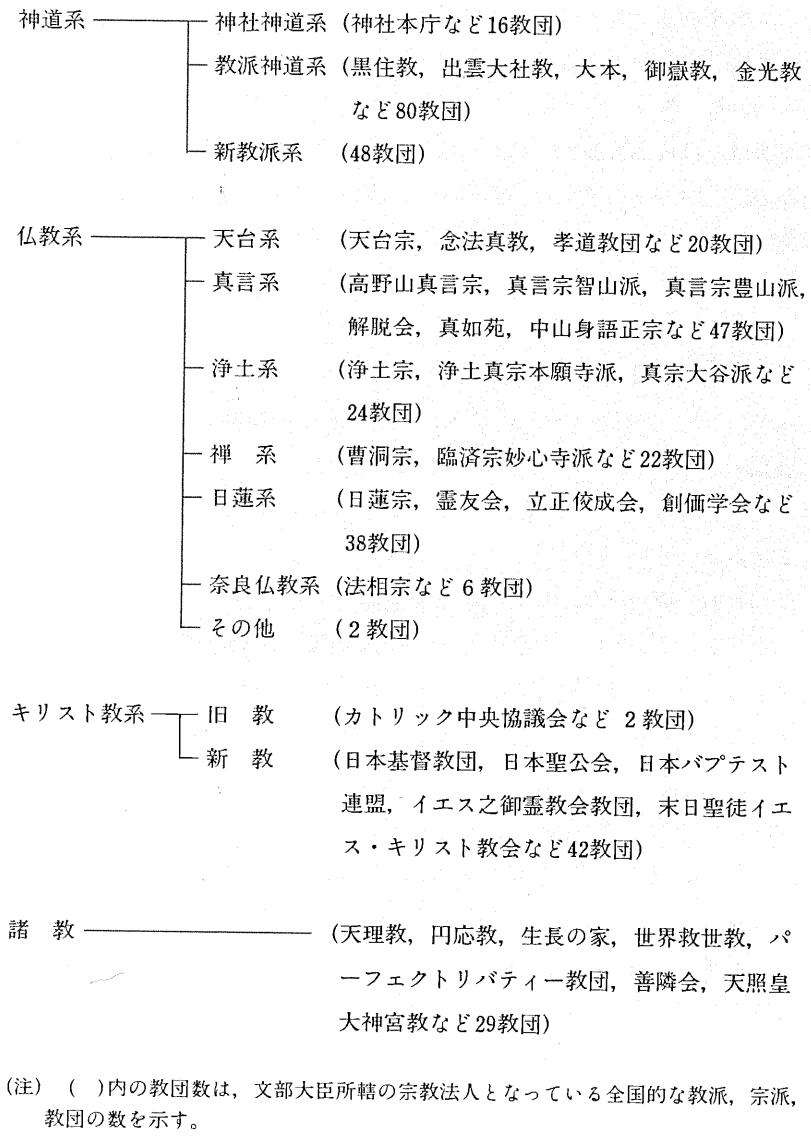
さらに、これら種々の宗教文化が混在する中から、独自の新しい宗教も少なからず創唱してきた。

## (2) 我が国の宗教の系統

文化庁では、これら諸宗教を系統別に分類整理する便宜として、神道系、佛教系、キリスト教系、及びこれら3系統以外の諸宗教である諸教の四つの区分を設けている。神道系は更に神社神道系、教派神道系、新教派系の3種に、佛教系は天台系、真言系、浄土系、禪系、日蓮系、奈良佛教系、その他の7種に、キリスト教系は旧教、新教の2種に細区分される。各宗教団体がいずれの系統に属するかについては、その由緒、沿革、教義、教典などを基準とするが、最終的には宗教団体自らの判断にゆだねられている。

以下では、この系統区分に従って、図6-1により、今日の我が国の宗教界の概要を紹介する。なお、ここに示す教団数、信者数は、文部大臣所轄の宗教法人となっているものの数である。これは、我が国の主要な教派、宗派、教団のほとんどが文部大臣所轄の宗教法人となっており、神社、寺院、教会

図6-1 我が国の宗教の系統



等の法人の97%，信者の88%までがこれらに所属していることによる。また、ここに掲げる信者数を合計すると日本の総人口を大きく上回る結果となるが、その事情については後述する。

**神道系** 神社神道系は、神社における祭祀を中心とした宗教団体で、特定の開祖や教義を持たないことを特徴とする。16教団、8431万人の信者を擁する。なかでも神社本庁は、全国の神社の97%に当たる7万9000社を包括し、信者数においても8079万人と、我が国最大の宗教団体となっている。

教派神道系、新教派系は、特定の開祖が一定の神道的教義を創唱することによって成立した宗教団体である。このうち教派神道系は、幕末維新时期に創設され、戦前公認されていた13の神道教派（後述のとおり、現在では天理教が除かれる。）及びそれらの系譜を引くもので、黒住教、出雲大社教、大本、御嶽教、金光教など80教団があり、信者数は518万人である。新教派系は、上記の13派とはかかわりなく新たに創設されたもので、48教団、信者数は151万人である。

**佛教系** 天台系は、平安時代初めに伝教大師最澄が開いた天台宗の流れをくむもので、20教団、信者数は312万人である。伝統的宗派である比叡山延暦寺を総本山とする天台宗が全天台系寺院の75%を包括する。また、修験道系の教団や、念法真教、孝道教団などのいわゆる新宗教系の教団も天台系に含まれている。

真言系は、同じく平安時代初めに弘法大師空海が開いた真言宗の流れをくむもので、47教団、信者数は1543万人である。伝統的宗派では、高野山金剛峯寺を総本山とする高野山真言宗、智積院を総本山とする真言宗智山派、長谷寺を総本山とする真言宗豊山派が大きく、それぞれ全真言系寺院の28%，23%，21%を包括する。また、修験道系の教団や、解脱会、真如苑、中山身語正宗などのいわゆる新宗教系の教団も真言系に含まれている。

浄土系には、鎌倉時代初めに法然が開いた浄土宗系統の各派、その弟子親鸞を祖とする真宗系統の各派のほか、同じく鎌倉時代に一遍が開いた時宗、

平安時代末に良忍が開いた融通念佛宗など24教団があり、信者数は2045万人である。なかでも、知恩院を総本山とする浄土宗、西本願寺を本山とする浄土真宗本願寺派、東本願寺を本山とする真宗大谷派が大きく、それぞれ全浄土系寺院の24%，35%，29%を包括している。

禅系には、鎌倉時代に栄西らが中国から伝えた臨済宗各派、同じく鎌倉時代に道元が伝えた曹洞宗、江戸時代初めに隱元が伝えた黄檗宗など22教団があり、信者数は948万人である。なかでも曹洞宗は、全禅系寺院の70%を包括する。次いで臨済宗妙心寺派が大きい。

日蓮系は、鎌倉時代に日蓮が創唱した教えに基づくもので、38教団、信者数は3508万人である。伝統的宗派では、身延山久遠寺を総本山とする日蓮宗が、全日蓮系寺院の68%を包括している。日蓮系では、靈友会、立正佼成会、創価学会などいわゆる新宗教の大教団が多いこともその特徴となっている。

奈良佛教系は、法相宗など奈良時代の南都六宗の系譜を引くもので、6教団、信者数は244万人である。

そのほかに現在2教団あり、信者数は8万人である。

**キリスト教系** 旧教には、ローマ・カトリック系とロシア正教会系があり、2教団、信者数は46万人である。教会数、信者数ともに、ローマ・カトリック系のカトリック中央協議会が94%以上を占める。

新教には、英國教会系、ルター派系、カルバン派系などの諸教派があり、42教団、信者数は47万人である。なかでも、戦前、新教各派が合同して結成した日本基督教団は、新教の教会の35%を包括している。このほか、日本聖公会、日本バプテスト連盟、イエス之御靈教会教団、末日聖徒イエス・キリスト教会の教会も多い。新教系には、文部大臣所轄の法人となっていない教団も少なくないが、その中には、世界基督教統一神靈協会、ものの塔聖書冊子協会のように社会的な話題を呼んでいるものもある。

**諸教** 諸教とは、神道系、佛教系、キリスト教系のいずれにも属さない宗教を一括したもので、古い歴史を有する世界的な大宗教から、最近生ま

れた宗教まで、様々なものが含まれる。現在29教団、信者数は831万人である。

戦前、教派神道13派の一つであった天理教は、戦後、自ら神道でないことを表明したため、現在では諸教の中に含まれている。それ以外のほとんどは、いわゆる新宗教系の教団であり、円応教、生長の家、世界救世教、パーフェクトリバティー教団、善隣会、天照皇大神宮教などの大きな教団がある。なお、世界的な大宗教であるイスラム教は、我が国には少數の信者のいることが知られているが、教団として文部大臣所轄の宗教法人となっているものはない。

### (3) 我が国の宗教団体・法人数、信者数

文化庁では、毎年、宗教法人と都道府県の協力を得て、「宗教統計」を作成している。以下では、この統計によって我が国の宗教団体・法人数、信者数の動向を紹介しよう。

#### ア 宗教団体・法人数

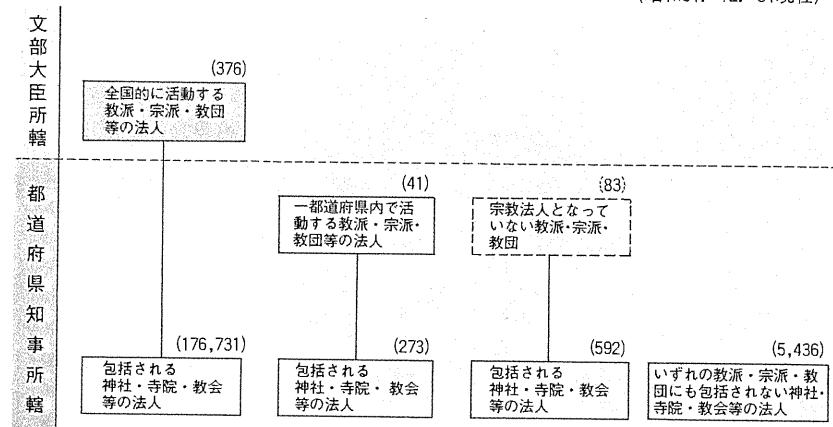
**概 説** 我が国において活動している宗教団体の全部を細大もらさず知ることは困難であるが、文化庁が把握する限りでも約23万の団体が存在する。そのうち宗教法人となっているものは、昭和61年末現在、18万3449法人である。この宗教法人数の内訳を示したのが図6-2である。

宗教法人には、神社、寺院、教会等の法人と、これらを包括する教派、宗派、教団等の法人との2種類がある。教派、宗派、教団等の法人は全部で417法人、神社、寺院、教会等の法人は全部で18万3032法人ある。

このうち、全国的に活動している教派、宗派、教団等には376法人があり、これらに包括される神社、寺院、教会等は17万6731法人である。また、一都道府県内で活動している教派、宗派、教団等には41法人があり、これらに包括される神社、寺院、教会等は273法人である。このほか、宗教法人となっていない教派、宗派、教団等として83団体の存在が知られているが、これらに

図6-2 所属関係からみた全国宗教法人数

(昭和61. 12. 31現在)

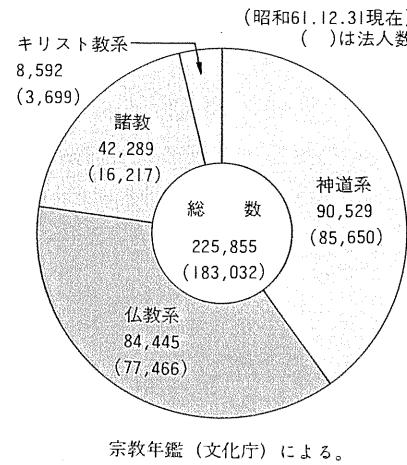


包括される神社、寺院、教会等には592法人がある。また、いづれの教派、宗派、教団等にも包括されない神社、寺院、教会等としては5436法人あるが、この中には創価学会のように教団的規模をもつ大きな宗教法人も含まれている。なお、これらの宗教法人のうち、文部大臣所轄となるのは全国的に活動している教派、宗派、教団等のみで、あとはすべて都道府県の所轄である。

**推 移** 過去30年間、宗教法人数には大きな変動はなかった。神社、寺院、教会等の宗教法人数は、昭和30年末現在で17万9620法人あり、この30年間で3412法人(2%)の増加であった。また、全国的に活動する教派、宗派、教団等の宗教法人は、昭和30年末現在で377法人あり、この30年間に1法人減っている。一都道府県内で活動する教派、宗派、教団等の法人については、昭和40年までの統計を欠くが、41年末現在で43法人あり、この20年間に2法人減っている。

**宗教団体数・法人数** 次に、宗教法人となっていないものも含めた宗教団体数を示したのが図6-3である。神道系の神社、佛教系の寺院の大半は歴

図6-3 系統別宗教団体数・法人数



宗教年鑑（文化庁）による。

史的経緯から宗教法人となっており、全国の宗教法人総数18万余のうちの約90%に当たる16万余を占めている。なお、諸教のうち法人となっているものの97%までは天理教の教会である。

一般に、いわゆる新宗教の諸教団では、支部教会のほとんどを宗教法人としないで、教団本部の管理下に置く傾向がある。これは、教団の成立が新しく、内部のきずなも強いことから、運営も教団として一体的に行われやすく、支部教会の独立性がそもそも乏しいこと、さらに、伝統的な制約もないことから、支部教会をわざわざ別個の宗教法人としない方が、教団本部の機構を充実させた中央集権的な体制がとりやすいためと考えられる。

#### イ 信者数

**現 状** 我が国の信者総数は、先に示した文部大臣所轄の宗教法人となっている教派、宗派、教団等の信者数に、その他の教派、宗派、教団に属する信者数、いずれの教派、宗派、教団等にも包括されない神社、寺院、教会等の宗教法人の信者数を加えて、昭和61年末現在、2億1355万人であった。

これを系統別にグラフで示したものが図6-4である。総人口（昭和61年10月1日現在、1億2167万人）に対する割合は、神道系88%，仏教系76%，キリスト教系1%，諸教10%であり、信者総数では総人口の176%に及んでいる。

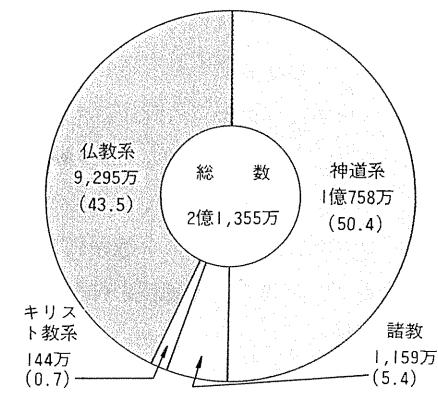
このように信者総数が総人口をはるかに超える現象は、現在の宗教統計が開始された昭和24年以来続いている。これは、我が国の歴史的伝統や国民性、また宗教団体の信者把握の仕方などに原因があるものと考えられる。

まず、我が国では伝統的に「家の宗教」という考え方が強く、個人は家を通じて神社の氏子でもあり、寺院の檀徒でもあるというような、多重所属ないし重層信仰がごく一般的であったことである。さらに、個人的には他の宗教団体の信者になっても、何らかの形で「家の宗教」とのかかわりを保っている人は少なくない。

次に、各宗教団体が信者数を把握するに当たって、入信する者は積極的に

図6-4 系統別信者数

(昭和61.12.31現在)



宗教年鑑（文化庁）による。

信者として加算する一方、脱落信者や没交渉の信者については、直ちに信者から除籍することは少ないという傾向のあることも無視できない。

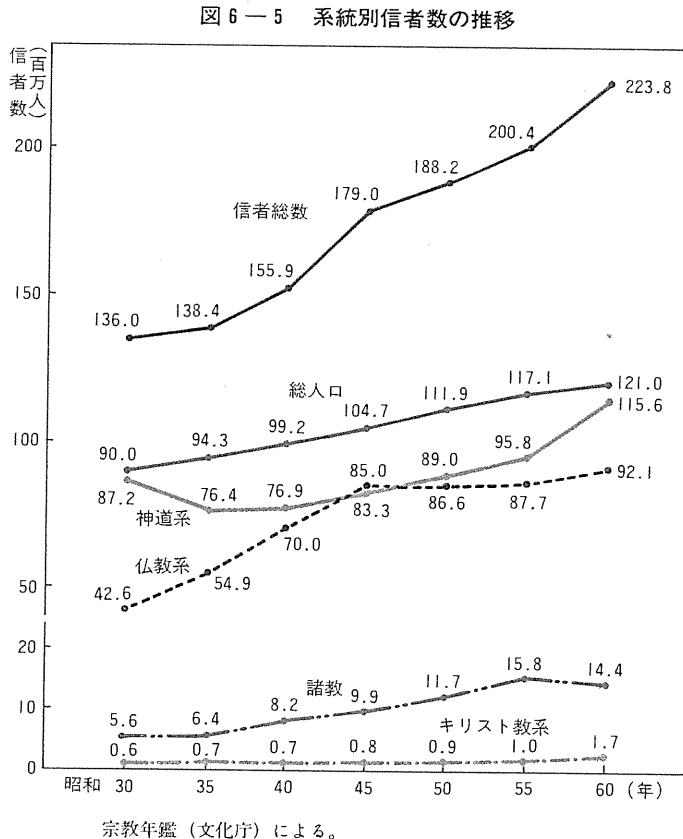
このような背景から、各宗教団体の把握する信者数を合計すると、総人口

をはるかに超える結果となり、また、その格差は、時を重ね、新しい宗教団体が発展してくればくるほど、より一層大きなものとなる傾向を示すようになる。

**推 移** そこで、図6-5により、過去30年間における5年ごとの信者数の推移を見てみよう。

信者総数は、昭和30年現在で1億3597万人であり、既に総人口の150%を超えていたが、それ以降も着実に増加し続けている（昭和61年現在では、前述のとおり176%に達し、対昭和30年比57%増）。

系統別では、神道系は、昭和30年から昭和35年にかけて大幅に減少したが、その後、総人口の伸びを追うように増加し続けている。神道系信者数の変化の要因は、専ら神社神道系信者数の動きによる。昭和30年の値が高いのは、このころにはまだ地域住民をすべて氏子とみなす旧来の考え方方が根強かつたためと推察され、その後、次第に改められた結果、昭和35年の値にまで下がったものと考えられる。佛教系は、昭和30年から昭和45年までのいわゆる高度成長期に急激に増加したが、その後の伸びは緩やかになっている。佛教系信者数増加の主な要因は、いわゆる新宗教系教団の信者数の伸びによる。しかし、既成佛教諸宗派の信者数も減ることなく、この間ずっと緩やかに増加し続けており、このような点にも我が国宗教事情の複雑さがうかがわれる。キリスト教系では、昭和30年以来、永らく緩やかな増加を続けてきたが、この5年間に急激な増加を見せている。キリスト教系信者数のこの急増の要因は、新教のうちでも比較的新しく成立した教団の伸びによる。諸教の信者数は、昭和55年までは順調な伸びを示してきたが、最近の5年間では減少している。これは、二、三の大きな教団で信者数が減少したことによる。



## 2 国民の宗教意識・宗教行動

国民の宗教意識・宗教行動については、新聞等の各種機関によって様々な調査結果が公表されている。以下では、それらの調査結果を基に国民の宗教意識、宗教行動の傾向を見ることにしよう。

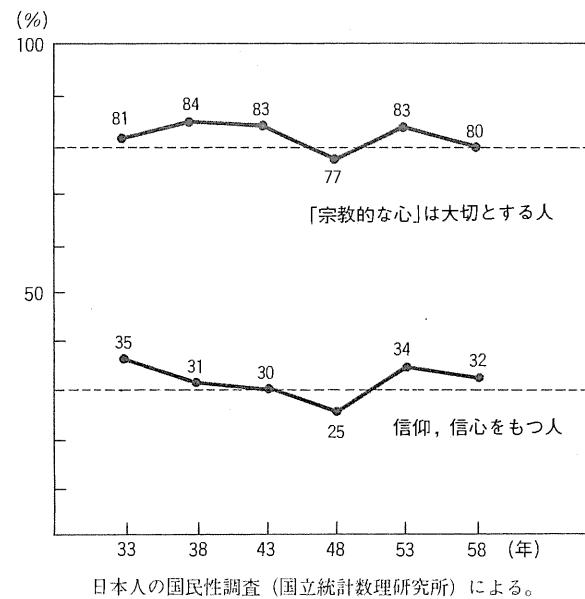
**宗教意識** 宗教意識調査として最も長期にわたり継続的に行われているのが、国立統計数理研究所の「日本人の国民性調査」である。この調査は、昭

和33年以来5年ごとに同じ質問紙を使って行われているが、「何か信仰とか信心をもっていますか」という問い合わせに対し、「もっている、信じている」と答えた人の割合の推移を示したものが図6-6の下の折れ線グラフである。ここで、昭和33年以来低下を続けてきた信仰・信心を持つ人の割合が、昭和53年以降、昭和33年に近い水準にまで回復したことをとらえて、現代日本人の宗教回帰現象を説く人もいるが、大きく見れば、多少の変動はあったものの、過去6回の調査を通じて、約30%の人が信仰・信心を持つと答えてきたことが分かる。

ところで、宗教意識調査の数値はその質問の仕方によって大きく変動するものであることに留意する必要がある。

一般に、「個人的に信仰する宗教の有無」を問うと、「有る」と答える人の割合は、先の国立統計数理研究所調査とほぼ同じように約30%となる。例え

図6-6 宗教意識



ば、朝日新聞調査では36%（昭和56.5.5朝刊「宗教心と日本人」）、読売新聞調査では29%（昭和59.8.20朝刊「80年代国民意識の流れ」）である。

しかし、「神仏の存在を信じるかどうか」を聞いた場合には、NHK放送世論調査部調査で56%（'84.1「放送研究と調査」）、毎日新聞調査で51%（昭和61.1.4朝刊「こころの時代」）のように、約50%の人が「信じる」と答えている。また、「あなたの人生にとって宗教は大切なこと」などと尋ねた場合にも、「大切」等とする人の割合は、朝日新聞調査で48%（昭和59.5.3朝刊「日仏合同世論調査」）、先の毎日新聞調査でも49%と、やはり50%近い数値を示す。

さらに、一般的に、「宗教的な心は大切か」という問い合わせに対しては、国立統計数理研究所の過去6回の調査を通じて、図6-6の上の折れ線グラフに示すように、ほぼ80%の人が「大切」と答えている。

このように国民の宗教意識において、特定の宗教を自覚的に信じている人は30%内外であるが、何らかの意味で宗教を人生の一部と考えている人は約50%おり、さらに、宗教に対する一般的な関心を有する人はおよそ80%にも及んでいる。

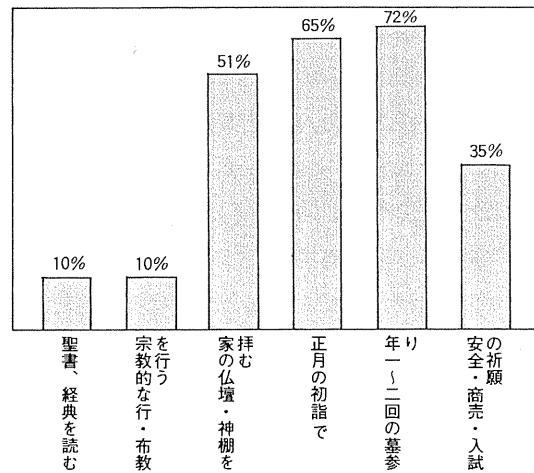
**宗教行動** 次に、宗教行動面はどうであろうか。図6-7は、昭和59年に読売新聞が行った調査結果から主要な宗教行動を示したものである。

ここで教典や聖書などを折に触れて読むとか、宗教的な行としてお勤め、ミサ、布教などをふだんから行うという積極的、意識的な宗教活動を行う者は、いずれも10%程度にとどまる。その一方で、約70%の人が、初詣で年に1~2回の墓参を行って、慣習的に宗教団体との関係を持続していることが分かる。そして、「宗教活動は何もしていない」と答えた者はわずかに7%しかなかった。

同様の結果は、昭和58年にNHK放送世論調査部が行った調査にも見られ、「全く宗教活動を行っていない」とする者は10%にすぎなかった。

このように、宗教行動面においても、自覚的に宗教的な活動を行う人は必ずしも多くないが、過半数以上の人人が何らかの形で宗教団体と関係を有して

図6-7 宗教行動



80年代国民意識の流れ(昭和59.8.20 読売新聞)

による。

いるのである。

**若者と宗教** 次に、最近、若者の宗教へのかかわり方に興味深い現象の見られることが、幾つかの調査報告から指摘されているので、そのことに触れておこう。

まず、先にあげた毎日新聞の調査によると、20歳代では、神仏の存在を感じる比率が46%と40歳代並に高く、特に20歳代前半では48%あり、最も低い30歳代前半と比べると10%も高いという。また、死後の靈魂の存在を感じる比率についても、30歳代以上では40%前後であるのに対し、20歳代では50%と高率になっているほか、「靈能力の存在、占いを感じるか」などの質問についても、同様の傾向が見られるという。

同様に、NHK放送世論調査部でも、昭和48年、昭和53年、昭和58年に行なった調査結果を比較して、この10年間、神仏をはじめとして宗教的なもの、神秘的なものに近づく傾向が一般的にあること、なかでも神仏を信仰する若者

が大幅に増えてきていることを指摘している。

しかし、これを宗教行動の面から見ると、若者を含め一般に、折に触れて教典を読んだり、宗教的な勤めを行ったりするという自己修養的な行動は必ずしも増えておらず、祈願、お札、おみくじ、易、占いといった現世利益的な行動が増加しているとも言われている。

なお、総務庁の家計調査によると、昭和61年の一帯当たりの信仰費(冠婚葬祭費は含まない)は全世帯平均で1万5401円と、前年比4%減であったが、世帯主の年齢が24歳以下の世帯では、3349円から5305円へと逆に60%近い大幅な伸びが見られ、20代後半の世帯でも40%の増加を示している。

### 3 宗教団体の公益活動

宗教は、古来、教育、医療、社会福祉など様々な公益活動と深いかかわりを有してきた。近代以前において、公益活動のほとんどは、宗教者、宗教団体の手にゆだねられてきたと言っても過言ではない。近代以降は、公的制度の整備により、これら公益活動において宗教の果たす役割は相対的に減りはしたが、今なおその貢献には大きなものがある。

このように宗教団体は、多くの公益活動において先駆的、指導的役割を果たしてきたが、これは、人々の救済を目指す宗教的実践の一つの現れと考えられ、この点において、宗教は、今後とも公益活動の推進及び新たな展開に重要な役割を果たしていくものと考えられる。

以下では、今日の我が国における宗教団体の公益活動の概要を紹介する。

**学校教育活動** 宗教団体にとって、学校教育は、後継の聖職者の養成、信者の子弟の育成、また教育を通じて宗教的情操を養うことなど様々な意味が込められている。そして、これに応じて、宗教団体やその関係者によって、数多くの私立学校が設立されている。幼稚園から大学までの各段階において、宗教関係学校がそれぞれ全私立学校に占める比率は、幼稚園30%，小学校

56%，中学校36%，高等学校26%，短期大学31%，大学25%となっている。

なお，小学校，中学校，高等学校，短期大学，大学については，法律により，すべて学校法人化され，別組織となっているが，その宗教的 ideals は創立の精神としてその運営に反映されている。一方，幼稚園には，学校法人立のほかに，宗教法人立のものも相当数ある。

#### **社会教育・文化活動** 宗教団体による社会教育・文化活動の役割も大きい。

その中で最も顕著なものは，博物館の設置であり，全国の博物館のおよそ9%が宗教団体とかかわりを有している。

次に図書館では，公立図書館の整備により，かつて各地の宗教団体が設置した図書閲覧施設の意義は，次第に薄れつつあるが，今なお，こうした施設はかなりの数が存在するものと推測される。また，点字図書館も，幾つかの宗教団体によって設置されている。

ボーイスカウト等の団体の育成に力を注ぐ宗教団体も少なくない。また，宗教団体が主催したり，場所を提供することによって，各種の教室が開かれ，文化活動も数多く行われている。

**医療活動** 宗教団体の関係する病院・診療所では，キリスト教関係の施設が圧倒的に多い。近年は，宗教者の間で，死に瀕した人の精神的介護を中心とした施設であるホスピスの建設のような，新たな活動の高まりが見られるが，現在，このようなホスピスは3か所のキリスト教系病院に設置されている。

#### **社会福祉活動** 宗教関係社会福祉施設の設置数も少くない。

このうち，各系統を通じて最も数多く設置されているのは保育所であり，全国の私営保育所のおよそ16%が宗教団体とかかわりを有している。このほか，神道系では，児童福祉施設の一つである児童遊園の設置が数多く見られる。仏教系では，児童福祉施設の一つである養護施設や老人福祉施設の設置が多いほか，刑余者の更生保護を行う施設の設置も目立つ。キリスト教系では，他の系統と比較して幅広く，しかも数多くの社会福祉活動が営まれてい

るが，なかでも，養護施設，老人福祉施設，障害者施設の設置が多い。諸教でも，養護施設の設置が多い。

このほか，近年では，「いのちの電話」に代表されるような，宗教者有志による相談活動の全国的な広がりが見られる。

**海外援助活動** 文化庁では，毎年，宗教団体及びその関係諸団体に対して，海外援助の概要の報告を依頼している。ここで言う海外援助とは，難民救済のような民生的な援助に限っており，現地での宗教活動に対するものは除いている。これによると，昭和61年の1月から12月までの間に宗教団体及びその関係諸団体の行った海外援助の実績は，全体で28団体，119件，金額でおよそ8億円であった。

## 第2節 宗務行政

### 1 我が国の宗教政策の変遷

#### (1) 祭政一致と神道国教政策（明治元年～明治4年）

明治新政府は、当初、祭政一致、神道国教政策の方針をとり、中央行政機関として神祇事務科、神祇事務局、次いで神祇官を置き、神社を国家の宗祀として国家の管理下に置いた。また、神社から仏教色を払拭するため、神仏分離令（明治元年3月28日、太政官布告第198号等）を発し、千有余年にわたる神仏習合の風潮に終止符を打った。しかし、これをきっかけに全国に廢仏毀釈の運動が起こり、佛教界に多大の打撃を与えた。

#### (2) 大教宣布の運動と信教自由の運動（明治4年～明治8年）

政府は、単一の神道国教政策によって、国民を教化することに無理があることを認識し、明治5年3月、教部省を設置して、民間の仏教、教派神道を含めた大教宣布運動を展開した。これは、神職、僧侶その他の有識者を教導職に任命し、国の根本方針としての皇道を宣布しようとするものであった。しかし、神仏合同布教であったため、当時普及しつつあった信教の自由の立場からの批判が強まり、明治8年、政府は神仏合同布教を停止し、明治10年1月、教部省が廃止され、その事務は内務省社寺局に引き継がれた。

#### (3) 教導職の廃止（明治17年8月）

教導職は、前述の大教宣布のために設置されたものであったが、神仏合同布教が停止された後も、なお制度としては残り、僧尼としての公的資格が教

導職試補以上に制限されていたため、信教の自由を阻害するものとして廃止を求める運動が起こり、明治17年8月にこれが廃止された。それ以降、教派神道、仏教については、住職の任免、教師の等級の進退等に関する権限すべてが、各宗教派に一人ずつ置かれた管長にゆだねられることとなり、各宗教派は、教規・宗制を定め、内務卿の認可を受けることとされた。このように、仏教、教派神道において、教派、宗派として独立するには國家の許可を要した。佛教宗派の独立は明治5年から、教派神道は明治9年から始まり、宗教団体法施行までに成立したのは、神道教派13派、佛教宗派56派であった。なお、キリスト教は、明治6年の切支丹禁制の高札撤去により布教が黙認され、明治32年7月に初めて宗教行政の対象とされた。

明治33年4月、内務省社寺局は神社局と宗教局に分かれ、神社と一般宗教との取扱いの区別が明確にされた。

その後、大正2年6月に宗教局は文部省に移管されたが、神社局は、昭和15年11月に神祇院として独立し、神社は一般宗教とは異なる国家の宗祀であり、その崇敬は国民の道德であるとの体制が確立されていった。

#### (4) 宗教団体法の公布（昭和14年）

ところで、これまで宗教、宗教団体に関する統一的な法規はなく、長く通達等によってのみ宗教行政が行われていた。明治32年、第1次宗教法案が提出されたが、この法案は帝国議会で否決され、それ以後も、宗教法あるいは宗教団体法として法案が議会に提出され、あるいは草案として示されたが、いずれも実を結ばなかった。

昭和14年4月に至り、ようやく「宗教団体法」が成立、公布され、翌15年4月から施行された。

宗教団体法は、神道教派、佛教宗派、キリスト教その他の教団及びこれらに包括される寺院・教会を宗教団体と規定して、この法を適用したほか、いわゆる非公認の類似宗教として宗教行政の対象とされていなかったものを宗

教結社と規定して、この法を適用することとした。宗教団体の設立については、文部大臣又は地方長官の認可を必要とし、その運営については、管長、住職等が主管し、代表し、総代にこれを補佐させたが、一方では、文部大臣に監督、調査、認可取消し等の権限を与えた。その運用は時勢をも反映して、厳しい統制策がとられ、神道教派13派はそのまま認可されたが、仏教は56派を28派に統合の上認可され、キリスト教は合同して二つの教団になり認可を受けた。国体の思想に反することのないよう統制が行われ、仏教諸宗派の經典の字句に削除、改変等が命ぜられたり、日本基督教団を構成していた教会の一部には解散を命ぜられたものもあった。

#### (5) 戦後の宗教政策と宗教法人法の成立（昭和20年以降）

終戦と同時に我が国の宗教政策も大きく変化した。連合国による日本管理政策のうちで最も重要なものの一つは宗教政策であり、昭和20年10月4日に出された「政治的・社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」の覚書、昭和20年12月15日の「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ關スル件」(一般に「神道指令」といわれる。)の覚書にも見られるように、それは、①軍国主義的ないし極端な国家主義的思想の根絶、②信教の自由の確立、③政教分離の徹底の三つが柱であった。

そして、日本国憲法の制定（昭和21.11.3公布、昭和22.5.3施行）により、第20条及び第89条において信教の自由、政教分離の原則が明示され、これまでの国の宗教政策は根底から変革するに至った。

政府は、既に昭和20年12月、宗教団体法を廃止する一方、同法の廃止に伴う混乱を防ぐため、「宗教法人令」を制定し、さらに、翌21年2月には、同令を改正し、寺院・教会と同じく神社も同令の対象とした。これにより、神社神道は、他の諸教団と同一法制の基盤の上に新たな道を踏み出した。

宗教法人令は、宗教法人の設立についていわゆる準則主義を採用したため、既成教団からの分派・独立、あるいは新教団の設立により、宗教法人の数は

増加した。しかしながら、その間、既成教団からの離脱やその他運営に関して係争事件が発生したほか、新しく設立するものの中には宗教団体の実体をなしていないものまで宗教法人となるものが現れ、昭和24年ごろから、宗教法人令の改正を望む声が、宗教界をはじめ各界に高まりを見せた。また、宗教法人令が、いわゆるポツダム勅令であり、占領の終結に伴い法律化の措置が必要とされたこと、特に法人格の付与は法律でもって定める必要があることなどの理由から、昭和26年2月に宗教法人法案が国会に提出され、同年4月に成立した。

宗教法人法では、宗教団体の定義づけを行うとともに、その設立等については認証制度を採用し、また宗教法人の管理運営面においては、その自律的運営にゆだねながら、責任役員制度と公告制度を設けてその民主性、公共性の確保を図っている。

## 2 宗務行政の運営

### (1) 宗務行政の在り方

終戦に至るまでの我が国の宗教政策は、国の重要な政策として、敬神崇仏を根幹とし、宗教団体の統制、監督、保護を根本原則として運営されてきた。すなわち、宗教団体の国家による公認制がその建前であって、宗教団体の教義、儀式の調査、研究はもとより、これらの指導の任に当たることが宗務行政の中核を占めていた。

終戦と同時にこのような宗教政策は大きく変化した。日本国憲法において信教の自由と政教分離の原則が明示され、個人の信仰、宗教の選択、儀式行事への参加、宗教団体や宗教上の組織の結成、宗教活動等は、本来自由であり、何らの制限も受けないこと、一方、国家は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならず、宗教団体を保護、援助してはならないというように、これまでの国の宗教政策は根底から変革せざるを得なくなつたのである。こ

れに伴い、行政の権限は法令に定められた宗教法人の管理運営といった世俗的な側面に限られることとなり、現行の宗教法人法においては、宗教団体の自治を最大限尊重し、その運用に当たって、個人や団体の宗教活動を制限することのないよう、極力宗教法人への関与を排除している。

現在、宗教に関する事務は国の事務の一つとして、中央においては文部大臣（具体的事務は文化庁文化部宗務課）が、地方においては国の機関委任事務（地方自治法第148条）として都道府県知事が処理しており、宗教法人の設立に係る規則の認証等宗教法人法の施行に関するを中心、法人の管理運営が適切に行われるための事務的な指導、助言や、宗教団体との連絡、宗教関係資料の収集及び提供等にも務めているところである。

## (2) 宗教法人法と宗務行政

**宗教法人法の意義と概要** 現在、宗教に関する法制としては、憲法の関連規定のほか、宗教法人法が制定されており、同法の施行を中心に、宗務行政が運営されている。宗教法人法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業の運営に資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的として制定されたものである。このように、宗教法人制度が設けられているのは、宗教団体にあっても、本来の活動である宗教活動そのもののほか、それら宗教活動を支える上で必要となる財務管理などの世俗上の活動を行っており、宗教団体も、この世俗的な側面については、一般社会で機能的に行動できるよう、法人となりうる道を開こうとしたことによるものである。

宗教法人法は、宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散の手続、管理、登記、宗教法人審議会、その他の事項及びこれらに係る所轄庁の権限について定めており、その概要はおおむね次のとおりである。

第一は、宗教法人の設立等に関し認証制度をとっていることであり、設立、規則の変更、合併、解散については、所轄庁による認証を受けなければなら

ないこと。

第二は、法人運営の組織として責任役員制度を設けていることであり、宗教法人には必ず3人以上の責任役員（うち1人を代表役員とする。）を置き、法人の規則に別段の定めがなければ、その事務は責任役員の過半数で決し、議決権は各々平等であること。

第三は、公告制度をとっていることであり、宗教法人が重要な行為（設立、合併、解散、被包括関係の設定・廃止、財産処分等）をしようとするときは、信者その他の利害関係人に対し、法人の規則で定める方法により公告すること。

第四は、文部省に宗教法人審議会を設置し、文部大臣の諮問に応じ、宗教法人に関する認証その他宗教法人法の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議すること。

このうち、認証制度と宗教法人審議会が、後述するように、宗務行政の運営と密接なかかわりをもっている。

**宗教法人法と所轄庁の権限** 宗教法人法上における所轄庁の権限は、次のとおりである。

- ① 設立（規則）認証（宗教法人法第14条）、規則変更認証（同28条）、合併認証（同39条）、任意解散認証（同46条）
 

上記の不認証（所轄庁が文部大臣であるときは、宗教法人審議会の意見を聞く。）
- ② 設立又は合併の認証の取消し（認証書の交付から1年以内、宗教法人審議会の意見を聞く。）（同80条）
- ③ 宗教法人の登記並びに礼拝用建物及び敷地の登記に関する届出の受理（同9条）
- ④ 目的に反する公益事業以外の事業に対する停止命令（1年以内の期間、宗教法人審議会の意見を聞く。）（同79条）

## (5) 次の場合における裁判所への解散命令の請求（同81条）

- ・法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたとき。
- ・目的を著しく逸脱した行為をしたとき、又は1年以上にわたってその目的ための行為をしないとき。
- ・礼拝施設の滅失後やむを得ない理由がないのに2年以上にわたってその施設を備えないとき。
- ・1年以上にわたって代表役員（代務者含む）を欠いているとき。
- ・宗教団体の要件を欠いていることが判明したとき。

## (6) 認証に関する決定、認証の取消し、事業の停止命令についての不服申立てに対する裁決又は決定（却下の場合を除き宗教法人審議会の意見を聞く。）（同80条の2）

以上のように宗教法人法上における所轄庁の権限は限定されており、かつ、宗教法人に対する不利益処分に係るものは、宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならないこととなっている。

**宗務行政と認証制度** 宗教法人法では、宗教団体を定義づけて、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」と「これらの団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区、その他これらに類する団体」の2種類を掲げ、これらの宗教団体が規則を作成し、それぞれの所轄庁（前者では都道府県知事、後者では文部大臣）の認証を得て登記することによって、宗教法人として成立することとしている。また、規則の変更や合併、任意解散についても、これが必要とされる。ここでいう認証とは、所轄庁が、提出された申請書類に基づいて、宗教法人法で要求する一定の要件を備えているかどうかを確認する行為であり、宗務行政にあっては、この認証事務が中心を占めている。

昨今の認証申請の中では、規則変更に係るもののが増加しつつあるが、これ

らは、既存の宗教法人が、宗教活動の進展等に伴い組織の拡大や組織替えを行ったり、あるいは本来の宗教活動とは別に公益事業や収益事業を行おうとすることに伴うものが多く、また、神社、寺院、教会等が、その属する教派、宗派、教団等から離脱して独立するための規則変更の認証申請も、しばしば見受けられる。その中には宗教団体の内紛問題と関連するものもあり、最近、規則認証や規則変更認証について、行政不服審査法に基づく不服申立てが増加の傾向にあるのも、この間の経緯を物語っているといえよう。

**宗務行政と宗教法人審議会** 宗教法人審議会は、宗務行政が、憲法で保障された信教の自由と宗教法人の自主性を尊重して行われるよう、宗教法人法に基づき設置されており、宗務行政の重要な支柱となっている。前述したように、宗教法人審議会は、文部大臣の諮問に応じて、宗教法人に関する認証その他宗教法人法の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議する機関であり、現在、宗教家及び学識経験者から成る15名の委員で構成されている。

特に、①所轄庁たる文部大臣による規則、規則変更、合併及び任意解散の不認証に関する決定、②目的に反する公益事業以外の事業の停止命令、③所轄庁による規則及び合併の認証の取消し、④不服申立てに対する文部大臣の却下以外の裁決、決定等については、あらかじめ宗教法人審議会に諮問しなければならないことになっている。このように、宗教法人審議会は、特に宗教法人に対して不利益な決定を行う場合には、事前審査的な機能を果たしている。

これまで宗教法人審議会の答申を受けて処理された不服申立ては、昭和29年1月から昭和62年12月までの累計で35件となっており、多い年では5~6件を数える。

## (3) 宗教法人の管理運営と宗務行政

**適正な管理運営の確保** 宗教法人の適正な管理運営については、本来宗教

法人自身の自主的な努力が基本となるべきものであり、このため、財日本宗教連盟その他の関係団体では、研修会の開催や手引書の作成を行ったり、また、教派、宗派、教団等の宗教法人においても、それぞれの組織下にある神社や寺院、教会等の宗教法人に対する指導に努めるなど、これまで、宗教法人の適切かつ円滑な管理運営を期した自主的な努力が続けられてきている。

所轄庁としての立場からも、都道府県にあっては、認証申請の都度、各種の事務的な指導・助言を行うほか、所轄の宗教法人全般について、研修会の開催等を通じ、その管理運営の適正化に努めているところである。しかしながら、1県当たり平均4000にも上る宗教法人を所轄しており、法の趣旨徹底を図る上からも、各県における事務処理体制の充実が望まれる。

また、文化庁としては、財日本宗教連盟あるいは都道府県と共に教派、宗派、教団等文部大臣所轄の宗教法人を主たる対象とする「包括宗教法人等管理者研究協議会」や神社、寺院、教会等各都道府県知事所轄の宗教法人を主たる対象とする「宗教法人実務研修会」を実施して、法人意識の高揚と事務管理能力の向上に努めている。また、これと並行して、各種の宗教法人の管理運営の手引書を刊行して、宗教法人の実態に見合った規則の作成方法や、事務運営についての具体的な対処の仕方、会計経理といった財務管理面についての処理方法あるいは不活動宗教法人対策等について、きめ細かい事務的な指導を行っているところである。このほか、毎年、各宗教団体からの報告に基づいて宗教統計をまとめ、その結果を「宗教年鑑」として刊行するほか、宗教界の動向、宗務実務上の諸問題等を内容とする「宗務時報」(季刊)を発行し、情報として提供している。

**所轄庁の認証事務の適正化等** しかしながら、最近、宗教法人による税の申告もれや脱税、不適切な収益事業の運営や不活動宗教法人を税対策に利用しようとする動きなどがしばしば報道されたことなどから、宗教法人をめぐっての社会的な批判が、とみに増大してきている。こうしたことが起きる背景には、宗教法人の側に制度の趣旨が十分理解されず、「法人意識」の欠如して

いることもあるが、最近の特徴として、いわば宗教界の外部の者が宗教法人を通じて、宗教法人等に認められている事業の実施や税の優遇措置を利用しようとする動きなどのあることも指摘されているところである。このようなことから、宗教法人を見る目は厳しいものとなっており、ひいては宗教法人一般に対する信頼に影響を及ぼすことも懸念されるに至っている。

このため、文化庁においては、昭和63年3月、所轄庁において認証事務等を一層適正に行うよう、各都道府県知事に対し通達を行い、その指導の徹底を図っているところである(昭和63.3.31 庁文宗第78号「宗教法人に関する認証事務等の取扱いについて」)。これは、第一に、設立の認証に当たっては、宗教団体としての実体を有していることを十分審査すること、第二に、主たる事務所の移転が実質的に新たな宗教法人の設立と異なる場合など、宗教法人としての同一性の継続が認められないような規則変更の認証は行わないこと、第三に、収益事業等が事実上行われている場合における規則への明記及び規模・内容等が著しく不適切な場合にはこれを改めるよう指導すること、第四に、不活動宗教法人の実態把握と解散についての指導等必要な措置を講ずべきこと、の4点を内容としたものである。この通達は、実体と相違がある認証が問題発生の原因となる例も見られることから、このような認証が行われないようにするとともに、特に問題を多く指摘される収益事業について認証事務を中心に適正化を図ることを期待したものである。

さらにまた、近年の目覚ましい社会の変化に伴い、宗教法人の活動領域も多面的な広がりを見せていることから、宗教法人の行う事業について、新たに昭和63年度から昭和64年度までの2か年度にわたり、宗教法人の約1割程度を対象に、事業の種類や目的、事業に関する組織、施設の内容、事業の収支と収益の使途等について調査することとしている。これによって、宗教法人が行っている公益事業や収益事業についてその実態を把握し、最近の宗教法人をめぐり生じている問題にも対応し、かつ、宗教法人の管理運営全般について、一層の適正化を図ることとしている。

## 第7章 文化財の保護と活用

### 第1節 文化財保護の体制

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な民族の財産であり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。

文化財保護の行政は、その制度が明治期に創設され、時代情勢を反映した数次の改正を経て今日までたゆみなく続けられてきたが、保護の対象が拡大するとともに、その方法にも種々の配慮が払われ、国と地方公共団体が一体となって、文化財を保存して次世代に継承することはもとより、積極的に公開・活用を行い、広く国民に親しまれるように努力している。

#### 1 文化財保護制度の発展

##### (1) 文化財保護制度の誕生（明治初年～大正末年）

明治維新後の状況 明治維新後、欧化主義や廃仏毀釈等の影響により、我が国古来の文化財が危機に直面する中で、明治4年5月これを保存することが急務であるという大学（文部省の前身）の建言を受けて、太政官は、美術工芸品等31種の保全等を内容とする「古器旧物保存方」を布告した。この太政官布告が、我が国として最初の文化財の保護に関する措置であり、文化財の再認識と保護思想の普及に資するとともに、その後の文化財の全国的調査

や保護法制の制定等への一つの大きな端緒となった。

明治21年宮内省に臨時全国宝物取調局が設置され、岡倉天心らの努力によって、その後10年間に全国の社寺等の絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書等合わせて21万5000点の宝物類を調査し、優品に対する鑑査状の発行、登録等を行った。

**古社寺保存法の制定** この調査に続いて、明治30年日清戦争後の民族意識をも背景として、「古社寺保存法」が公布、施行された。この法律は、内務大臣が、社寺の建造物・宝物の中から、特に歴史の証徴又は美術の模範となるべきものを「特別保護建造物又は国宝の資格があるもの」に定めるという制度を設けるとともに、これら特別保護建造物及び国宝に対する神職又は住職の監守義務や博物館への出陳義務、処分・差押えの禁止、社寺に対する維持修理のための保存金の下付等を定めており、そこに、指定や指定対象に対する管理、規制、公開、助成等現行文化財保護制度の原型を見いだすことができる。

古社寺保存法は、これまで、内務省と宮内省において行われていた文化財保護行政を内務省に一本化したが、その後、宗教行政の文部省移管に伴い、文化財保護行政は、大正2年から文部省宗教局において所管されることとなった。なお、特別保護建造物及び国宝の資格があるものの選定は、明治30年以降継続して行われ、昭和4年の「国宝保存法」制定時までに、特別保護建造物845件、-国宝の資格があるもの3705件が定められた。

**史蹟名勝天然紀念物保存法** 一方、記念物の保護に関しては、陵墓の比定に関連して、「古墳発見ノ節届出方」(明治7年太政官達)や「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」(明治13年宮内省達)により開墾等による不時発見の際の届出制度が定められ、その後も古墳を発掘するに当たっては、事前に宮内省に申出をなすべきことが度々通達されていたが、全般的な保護制度が整えられたのは、大正8年施行の「史蹟名勝天然紀念物保存法」によってである。

名所地や旧跡保護の制度化の動きは、既に明治44年貴族院における「史蹟

及天然記念物保存ニ関スル建議」に見られ、その理由書では、国勢の発展に伴って土地の開拓、道路の新設、鉄道の開通、工場の設置その他の人為的な原因によって、史蹟や天然記念物は日に日に破壊されており、我が國古来の美術工芸品等が古社寺保存法によって保存の途が講じられているのに対し、これらが放置されているのは遺憾であるとして、国家による保存の方策をとることを訴えていた。政府は、建議の趣旨にのっとり、史蹟名勝天然紀念物保存についての訓令を発するなど当面の保存措置をとりつつ、法案化の調査を進め、大正8年に同法の成立を見たものである。

この法律の主な内容は、①史蹟名勝天然紀念物は内務大臣が指定し、緊急の必要がある場合には地方長官が仮指定を行うことができること、②指定対象の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を行う場合には地方長官の許可を必要とすること、③保存に関し一定の地域を定めて一定の行為の禁止若しくは制限を行い、又は必要な施設を命じることができること、④内務大臣は地方公共団体を指定してその負担によって史蹟名勝天然紀念物の管理を行わせることができることなどであった。

なお、この法律による史蹟名勝天然紀念物の保存の事務は、昭和3年12月文部省宗教局に移管された。

指定は、翌大正9年から始められ、文化財保護法の施行までに指定された史蹟名勝天然紀念物は1580件であった。その間、昭和7年7月道路改修工事を阻止するために行われた東大寺旧境内の史蹟指定のように、時には開発行為に対し文化財を保護するための緊急の指定も行われた。

**文化財出土品の取扱い** また、出土品については、明治32年に制定された遺失物法において、学術、技芸又は考古の資料となるような埋蔵物は、所有者が判明しないときは国庫の所有に帰し、発見者等にはその価格に相当する金額を支給することとされた。さらに、同法の施行に伴い、「学術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキ埋蔵物取扱ニ関スル件」(内務省訓令)が発せられ、埋蔵物として警察署長に差し出されたものの中で学術、技芸又は考古の資料となる

べきものを発見した場合は、石器時代の遺物は東京帝国大学に、古墳関係品その他は宮内省に通知し、宮内省又は東京帝国大学からその要請があった場合にはその物件を送付するなどの取扱いが定められたが、この制度はその後種々の改正を経て、現行の文化財出土品の取扱い制度に至っている。

明治維新に始まるこの期間は、社会の急激な変革、欧米先進国文明の強烈な影響等に起因して、伝統文化軽視の風潮を背景に、地域の変貌・進展や既存の社会勢力特に寺院の衰退等に伴い、我が国古来の文化財は極めて深刻な危機に直面したが、これに対する反省と保護・保全、復興についての必要性が、国勢の進展や民族的自覚の深化ともあいまって、強く認識されるに至り、我が国の近代的な文化財保護制度が、社寺中心にではあるが、体系的に整備され始めた時期と概括することができよう。

この時期に、文化財保護が国の責務と認識され、最初の法律である古社寺保存法の中で維持修理及び公開のための助成が定められるとともに、その後毎年ほぼ15万円ないし20万円が支出されたことなど、その後の実質的な文化財保護体制の基礎が形作られたとも考えられる。

## (2) 国宝の保護の充実と海外流出の防止（昭和初年～終戦）

**国宝保存法の制定** 古社寺保存法は、その保存の対象を古社寺の所有する建造物及び宝物に限定していたが、昭和初年の深刻な経済不況や政情不安の中で、旧大名家の所有する宝物類等が国内外に散逸し、あるいは城郭建築等伝統的建造物が修理を要すべき状況になるなど、国、地方公共団体又は個人の所有する文化財についても保存の措置を講すべきことが認識されるようになり、昭和4年国宝保存法が制定、施行された。

国宝保存法の骨子は、①従来の「特別保護建造物又は国宝の資格があるもの」を文部大臣が指定する国宝に統一するとともに、社寺有だけでなく、国、地方公共団体又は個人の所有する物件をすべて指定の対象に拡大したこと、

②国宝の輸出又は移出は、文部大臣の許可を受けた場合以外はできないこととしたこと、③国宝の現状変更については、維持修理の場合を除き、地方長官でなく、文部大臣の許可を要することとしたこと、④国宝について博物館に出陳義務に関する規定を整備して、国宝をただ死蔵するだけでなく、公開を図るべきであるという趣旨を一層進めたことなどの諸点にまとめることができる。なお、古社寺保存法によって定められた特別保護建造物及び国宝は、国宝保存法による国宝に指定されたものとみなされ、そのまま存続するものとされた。

この法律による指定作業は、施行後早速着手され、建造物では姫路城、名古屋城等の城郭建築、宝物類では絵画、書跡を中心に指定件数は飛躍的増加を見たが、同時に、全体の指定に目途を立てるには、極めて長い年月を要することが明らかになっていった。そうした中で、吉備大臣入唐絵詞など国宝には指定されていないが重要な価値のある美術品の海外への流出が相次ぎ、緊急にこの防止を図る必要性が痛感されるようになった。

**重要美術品等の認定制度** 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は、このような状況に対する臨時立法として昭和8年に制定された。この法律の内容は、歴史上又は美術上特に重要な価値のある物件の輸出又は移出には文部大臣の許可を必要とすること、この許可を要する物件は文部大臣が認定すること、輸出等の許可申請があつて許可をしない場合には1年以内に国宝に指定するか、又は認定を取り消さなければならないことを骨子としていた。

重要美術品等の認定は、迅速に作業が進められ、昭和8年に1022件が認定されて以来、昭和25年の文化財保護法施行の時点までの認定件数は、工芸品7983件、建造物299件、総計8282件に上ったが、この法律は、名品の海外流出の防止のために大きな効果をあげたと言えよう。なお、この法律は文化財保護法の施行によって廃止され、新たな認定は行われていないが、既に重要美術品等の認定を受けている物件については、なお効力を有するものとされ、現在なお美術工芸品の海外流出防止に効果をあげている。

**戦時中の措置** 昭和16年12月我が国は太平洋戦争に突入し、戦争に関係の薄い行政事務については、機構の縮小、行政の簡素化を図ることが必要とされた。それまで文化財保護の行政は宗教局保存課で所掌されていたが、昭和17年11月教化局総務課の1係において、次いで、昭和18年11月には教化局文化課の一係において処理することになった。

昭和18年12月重要美術品等の認定及び名勝天然紀念物の指定の事務は停止し、保護行政は、主として国宝及び史蹟の指定、既に認定又は指定された物件の管理及び修理を重点として行われるようになった。

戦局の激化に伴って、文化財を戦禍から防護することが真剣に考えられた。同年12月国宝、重要美術品等に防空施設を実施することとなり、建造物に対しては貯水池、防火防弾壁等の防護施設を設け、宝物類に対しては安全な地域に分散疎開し、収蔵庫等に保管するなどの措置がとられた。また、保護事務は不急不要の事務として軽視される傾向にあり、軍当局の要請により行われた金属回収及び供木運動において、文化財もその対象となつたが、徳川家霊廟の銅灯籠(東京都)、日光杉並木街道(栃木県)などについては当局と交渉し、その阻止を図ったことなどもあった。

この時期、特に昭和初期における文化財保護行政の充実の重点は、美術工芸品の海外流出防止に置かれていたと言えよう。国宝保存法において、国宝の輸出を原則として禁止するとともに、例外的に輸出する場合について文部大臣の許可を必要とする制度を確立し、次いで、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律による緊急認定制度に基づいて実効ある流出防止措置がとられるに至ったのは、当時の深刻な社会・経済情勢の中での美術品の著しい海外流出の状況や国家意識の台頭等に関連して、我が国の伝統的文化遺産に対する評価の高まりなどによるところが多かったと思われるが、いずれにしても、これらの措置が古美術品等の保全のために果たした役割は極めて大きかったと言うことができる。

### (3) 文化財保護法の制定と整備(昭和20年代以降)

**終戦直後の対応** 昭和20年8月の終戦に伴って、停止されていた指定・認定の事務は、同年10月再開された。特に、重要美術品等は、戦後にわかつ海外に流出する動きが出ていたので、文部省では、各都道府県に実態調査を依頼し、これに基づいて認定の手続きを急いだ。

この間、昭和22年5月には、帝室博物館が文部省に移管され、国立博物館と改められたことに伴い、国宝の指定・修理等の事務は、国立博物館において行うこととされた。

国宝建造物については、全般的に荒廃が甚だしく、連合国からの指示もあって、全国的な破損状況調査を行い、これに基づいて昭和23年度から応急修理5か年計画を実施したが、この5か年計画は、その後の重要な文化財修理補助制度の基となった。

また、連合国は、ポツダム宣言の武器撤収の定めに基づいて、民間人の所有する刀剣を含め武器引渡しを求めてきたが、文部省では、文化財としての価値の高い刀剣の保存の上で重大な影響が生じると考え、連合国側に対し説得に努めた結果、昭和21年6月に制定された「銃砲等所持禁止令」において、美術刀剣類は、内務大臣の任命する刀剣審査員の審査により、所持の許可を行うことができるようとされた。このときに定められた制度は、基本的には、今日の美術刀剣登録制度に継承されている。

**文化財保護法の制定** 戦後のインフレの昂進、財産税の賦課、農地改革など社会の混乱と変革は、当時の国民的自覚の喪失と伝統輕視の風潮とあいまって、文化財の保存に大きな困難をもたらした。例えば、国宝、重要美術品等の所有者である個人や社寺は、安定した経済的基盤を失ったことによって、これらを放置する傾向が生じ、あるいは財産税の負担や生活の維持のために売却し、更には転々売買されて海外流出のおそれも生じたことなどである。

このような文化財の散逸、荒廃の危機の中で、昭和24年1月法隆寺金堂の

失火が起り、世界最古の木造建築物に描かれた壁画が一朝にして灰塵に帰したが、この事件は国民に強い衝撃を与え、文化財保存の危機を深く憂慮する世論がわき起った。

参議院文部委員会では、かねてから文化財保護のための立法について検討が行われていたが、この事件が契機となってその動きが活発化し、実地調査、専門家からの意見聴取等を経て、昭和25年4月文化財保護法案が同委員会において発議され、同年5月文化財保護法が成立し、同年8月から施行された。

文化財保護法は、我が国最初の文化財保護に関する全般的・統一的立法であり、内容的には、従来の国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法等文化財の保護に関する法律を総合するとともに、大幅な拡充を図るものであった。同法によって従来の制度を拡充した点は次のとおりである。

#### ア 文化財保護委員会の設置

文化財保護を推進する専門的な行政機関として、文部省の外局である文化財保護委員会を設置した。文化財保護委員会は、従来、文部省、国立博物館等において行われていた文化財保護行政を統一し、総合的に行うとともに、その所掌事務を遂行するために事務局を置き、文化財保護を担当する行政組織の拡充を図った。

#### イ 無形文化財及び埋蔵文化財に関する保護制度の新設

美術工芸品、建造物及び史蹟名勝天然記念物に加えて、新たに無形文化財及び埋蔵文化財を保護の対象とした。

#### ウ 国の指定制度等の改正

指定については、国宝と重要文化財、特別史蹟名勝天然記念物と史蹟名勝天然記念物の2段階に分けることとし、国宝と特別史蹟名勝天然記念物の保護を優先することとした。ただし、新設の無形文化財については、国が助成措置を講すべきものを定めることとするにとどめ、指定制度はとられなかつた。なお、従来の国宝又は史蹟名勝天然記念物は、それぞれそのまま重要文

化財、史跡名勝天然記念物として存続することとした。

#### エ 文化財保護行政における国と地方公共団体の協力体制の確立

文化財の保存・活用についての地方公共団体の任務を明らかにするとともに、国と地方が連携・協力して文化財保護行政に当たることとし、国が都道府県教育委員会等に権限の委任を行うことができること、都道府県教育委員会を書類等の経由府とするなどが定められた。

#### オ 文化財の保存・活用と財産権の保障との調整

文化財保護法では、文化財が貴重な国民的財産であることから、文化財の公共性を強調しており、従来からの現状変更又は輸出の制限、保存上の届出義務等のほか、所有者の管理義務、文化財保護委員会の管理についての指示、管理・修理についての命令及び勧告、出品・公開の勧告及び命令等を規定して、保存・活用に十全を期したが、一方、一定の命令等の権限の行使の際の聴聞制度、国庫補助、損失補償等所有者の負担軽減と財産権の保障を図った。

**文化財保護法の改正** 次いで、昭和29年5月施行後3年余りの運用の経験に照らし、文化財保護の体制を一層充実・整備する趣旨の下に、文化財保護法の大改正が行われた。その主な改正点は次のとおりである。

#### ア 重要文化財に対する管理団体の制度の新設

史蹟名勝天然記念物のほか、重要文化財についても、その管理に万全を期するため、所有者による管理を原則としながらも、その管理が困難な場合などに地方公共団体その他の法人を管理団体に指定して保存に必要な管理を行わせるようにした。同時に、管理団体は所有者に代わって修理及び公開を行う権限と義務を有することとした。

#### イ 無形文化財に対する指定制度の創設等

無形文化財について、重要無形文化財として指定を行うこととしたが、指定の対象は、無形のわざであるので、その存在を具体化するためにわざの表現者である保持者を併せて認定することとした。このほか、重要無形文化財以外の無形文化財で価値の高いものを選択して、記録の作成等の措置を講じ

ることができる制度が同時に設けられた。

#### ウ 民俗資料の保護に関する制度の分離独立

民俗資料は、有形文化財の一つとして位置付けられていたが、生活の推移の理解のために不可欠なものとして民俗資料を独立させ、有形の民俗資料について重要民俗資料に指定することができる制度を設け、その管理、修理及び公開について、重要文化財の場合とはほぼ同様の制度を採用した。無形の民俗資料の保護については、価値の高いものを選択して記録の作成等の措置を講じることができるようにした。

#### エ 埋蔵文化財に関する保護制度の拡充

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等による発掘について事前届出を要するものとし、これに対し文化財保護委員会は必要な指示を行うことができることとした。

#### オ 無断現状変更等に対する原状回復命令

史跡名勝天然記念物の無断現状変更等について、原状回復命令の制度を設けるとともに、滅失等に至らしめた場合における刑事罰を定め、悪質な文化財破壊行為に対して毅然とした態度を示すことによって、保護の徹底を図ることとした。

#### カ 地方公共団体における文化財保護事務の明確化

当時、既に地域の文化財について自ら指定等を行っていた地方公共団体が相当数に上っていた実態にかんがみ、地方公共団体がその事務として保存及び活用ができる事を明確にして、地方公共団体が主体的に文化財保護に取り組むことを奨励することとした。

この改正によって、文化財保護法は、この段階における整備をほぼ完了したと考えることができる。これらの文化財保護法の制定・整備は、前述したように、戦前の法制を統一的、総合的に整理するとともに、戦後の深刻な社会情勢や国民意識の変化等に対応するための体制を構築しようというもので

あったが、その特色を概観すれば、次のようにまとめることができよう。

第一に、保護すべき文化財の範囲を拡大、明確化し、また、対象の重点化を図ったことである。従来の有形文化財、記念物に無形文化財、埋蔵文化財及び民俗資料を加えるとともに、国の保護の対象を重点化するための指定制度について、体系的に整理したことなどがこれに当たるが、さらに、指定を受けた文化財については、現状変更や管理、公開等の規制が及ぶ一方、維持修理等に対する助成措置を定めるなど、指定に伴う保護・活用の内容について一層充実を図った点も注目される。

第二に、文化財保護の管理体制を強化・整備したことである。国の文化財行政を統一的に所掌する機関として文化財保護委員会が設置されたこと、重要文化財について管理団体の制度を設けるとともに、文化財保護委員会が管理に関する指示を行い得ることとし、また、地方公共団体の任務を明確にしたこと、史跡名勝天然記念物の侵害に対して原状回復命令制度を設けたことなどであるが、これらは、当時の状況の中で最も緊要の課題であった。

第三に、これと関連するが、文化財保護行政における地方公共団体の役割を重視し、位置付けを明確にしたことである。戦前の制度では、国宝の保護等に関して地方の関与は極めて薄かったが、本来、文化財の保護・活用は、地域及び住民の理解と協力なくしては実効を収めることができ難なものであり、この観点から改善が図られている。すなわち、国の行う保護行政に対しては、都道府県教育委員会が書類の経由序となり、一般的に関与することができる立場を得たほか、特定の対象について、国の権限の委任を受け、あるいは管理団体となって参加することとなった。また、地方公共団体自ら条例により文化財を指定する方途が明定されたことから、地域の文化財を主体的に保護・活用できることになった。これらの改正により、国と地方との一体的な文化財保護行政の体制が敷かれることとなった。

## 2 文化財保護制度の現状

### (1) 現行文化財保護制度への整備

昭和43年6月の文化庁設置に伴い、文化財保護委員会が廃止され、それまで文化財保護委員会の権限とされていたものは、指定及び指定の解除については文部大臣、その他の権限については文化庁長官が行うこととされた。また、新たに文化財保護審議会が設置され、文部大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、文部大臣又は文化庁長官に建議することとされて、実質的に文化財保護委員会の機能を引き継ぐこととなった。

昭和29年の文化財保護法改正以降は、約20年間文化庁設置に係る部分のはかは大きな改正を経ることなく、そのままの体制が続いたが、その間、高度経済成長などに伴い、社会、経済、国際関係等様々な面において、急激かつ大規模な変動が起こり、当然ながら文化財についても広範囲にわたって多くの影響が及ぶに至った。

都市の膨張、再開発や新たな市街化等が、伝統的建造物をはじめ従来からの建築物を改廃させる大きな契機となり、明治期の洋風建築等市街地にある古い建物の建替えや社寺建造物及びその周辺における環境劣化、各地域に残る昔の宿場町、城下町等の町並みの変貌<sup>ほうち</sup>等伝統的文化の表徴を残す物件の存続に危機をもたらした。また、産業構造の高度化や機械化の進展を背景に、社会的規模で起こった人口移動、農林漁業における生産様式の変化、生活様式の近代化等を通じて、昔からの民家の消滅が急速に進行したほか、地域社会の変質に伴う風俗、行事、慣習、民俗芸能等及びこれらに用いられる器具等の民俗文化財や工芸技術、保存技術も衰勢の一途をたどった。

さらに、最も大きな影響を受けたのは、主に土地に關係する文化財である史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財包藏地であり、全国的に広がった宅地や

工業団地の造成、道路建設、農業構造改善等の開発は、各地でこれらの文化財の保護に関して困難な問題を引き起こした。

このような状況の中で、保護すべき文化財の範囲の拡大、埋蔵文化財の保護の強化、地方公共団体の役割・機能の強化等を中心に文化財保護体制の強化の必要性の認識が高まり、各方面から、これらの点についての法改正が要望されるに至った。

このため、昭和49年5月衆議院文教委員会に設置された文化財保護に関する小委員会において法改正の検討が始められ、その成果をもとに、昭和50年5月文化財保護法の一部改正が発議され、6月可決成立、10月1日から施行された。この改正の主な点は次のとおりである。

#### ア 民俗文化財の制度の整備

民俗文化財の範疇を設けて、その中に従来の民俗資料を含め、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習を無形の民俗文化財、これらに用いられる衣服、器具、家屋等の物件を有形の民俗文化財とともに、それぞれ重要無形民俗文化財及び重要有形民俗文化財として文部大臣が指定することができることとした。このほか、無形の民俗文化財について記録作成等をすべきものを文化庁長官が選択する制度が定められたが、これらは、いずれも、地域固有の生活文化の変遷を知る上で必要な文化財について、その衰退の実情にかんがみ、保存・活用制度の画期的充実が図られたものである。

#### イ 埋蔵文化財に関する制度の充実

國、地方公共団体等の機関が、周知の埋蔵文化財包藏地における土木工事等のため土地の発掘をしようとするときは、その事業計画についてあらかじめ文化庁長官に通知し、その求めにより、文化庁長官と協議しなければならないこととした。

また、これまで明定されていなかった、工事中等に遺跡が発見された場合の取扱いについて規定を設け、その場合には発見者は遅滞なく届出を要することとし、文化庁長官は、その遺跡が重要で保護のため調査が必要と認める

ときは、一定の期間及び地域を定めて現状変更等の停止又は禁止を命じることなどができるることとした。ただし、発見者が国等の機関の場合には、上述の通知・協議の制度をとることになった。

埋蔵文化財の調査については、学術上の価値が特に高く、技術的にも困難なものなどについて国が行う場合を除き、地方公共団体が行うことができ、その場合に地方公共団体は、発掘調査に関し事業者に協力を求めるべきこととして、埋蔵文化財の調査が原則的に地方公共団体の事務であることを明らかにした。そのほか、国と地方公共団体は、埋蔵文化財包蔵地について、国民に対する周知徹底のために資料整備等の措置の実施に努めなければならないことなどを定めている。

このように、埋蔵文化財については、大幅な制度改正を行い、開発等からの保護の強化と調整の円滑化を図っている。

#### ウ 伝統的建造物群保存地区制度の新設

伝統的建造物群を新たに文化財に位置付け、これと一体をなしてその価値を形成している環境とともに保存するため、伝統的建造物群保存地区として集落や町並みを広域的に保護することとした。この制度は、手続面に特色があり、まず、市町村が、都市計画区域内では都市計画により、都市計画区域外では条例により、伝統的建造物群保存地区と定めると同時に、条例において現状変更の規制その他保存のために必要な措置をも定め、その上で、文部大臣が、市町村の申出に基づき、その価値が特に高いと認めるものについて重要伝統的建造物群保存地区として選定するという方式をとっている。

これは、伝統的建造物群保存地区が周囲の歴史的環境とともに住民の生活の場である建造物群を保存するものであることにかんがみ、地域における意を尊重し、住民の合意と市町村の自主的決定を前提とした制度としたものである。

#### エ 文化財の保存技術の保護制度の新設

文部大臣は、文化財の保存のため欠くことができない伝統的な技術又は技

能で保存の措置を講じる必要のあるものを選定保存技術として選定することができることとし、選定した技術については、その保持者又は保存団体を認定する制度を新設した。選定保存技術に対しては、その技術の保存のため記録の作成、伝承者の養成等の措置をとり、又は必要な助成を行うことができることとして、衰勢を見せており伝統的な文化財保存技術の保護を図った。

#### オ 地方公共団体における文化財保護行政体制の整備

都道府県の教育委員会に、それまでの文化財専門委員制度に代えて都道府県文化財保護審議会を、また、新たに文化財保護指導委員を、それぞれ置くことができることとした。また、地方公共団体が、文化財の保存・活用のために行う事業に要する経費に充当するための起債について適切な配慮をするものとするなど、地方公共団体における文化財保護体制の一層の整備・充実を図った。

#### カ その他の改正

有形文化財の中に、学術上価値の高い歴史資料を明確に位置付けるとともに、建造物と一体になって価値を形成している土地等が含まれることとして、歴史資料や建造物の庭園等との一括保存の促進を図ることとしたこと、重要文化財に対する型取り、拓本取り等保存に影響を及ぼす行為も許可の対象としたこと、重要無形文化財について個人の保持者ばかりでなく、保持団体の認定も行うことことができることとしたことなどの改正が行われた。

昭和50年の文化財保護法の改正は、制度全般について時代の要請に応じ充実・強化することを目的としたものであったが、その後今日までこの体制により文化財保護行政の運営が続けられている。

### (2) 現行文化財保護制度の概要

前に述べたように、文化財保護の制度は、社会の変化と時代の要請等に対応して整備されてきたが、現行文化財保護法による制度をまとめると次のと

おりである。

まず、文化財として、図7-1のとおり、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」及び「伝統的建造物群」の5分野が定義されている。これらの文化財について、図7-2のとおり、指定、選定又は選択を行い、保護の対象としている。なお、指定又は選定は文部大臣が、選択は文化庁長官が行う。

**有形文化財** 重要なものを重要文化財に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝であるものを国宝に指定する。

**無形文化財** 重要なものを重要無形文化財に指定し、それを体現するものを重要無形文化財の保持者又は保持団体に認定する。また、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものは、その記録の作成、保存等を行うため記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択する。

**民俗文化財** 有形のもののうちで特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形のもののうちで特に重要なものを重要無形民俗文化財にそれぞれ指定する。また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財で特に必要のあるものは、無形文化財の場合と同様に、その記録の作成、保存等を行うため記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択する。

**記念物** 重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定し、さらに、史跡、名勝又は天然記念物のうち特に重要なものをそれぞれ特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物に指定する。

**伝統的建造物群** 市町村が、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を、都市計画区域内においては都市計画により、都市計画区域外の区域においては条例により伝統的建造物群保存地区として定める。文部大臣は、市町村の申出に基づいて、これらの保存地区のうち我が国にとってその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する。これらの指定等が行われた文化財について、規制、援助等を行い、保存及

図7-1 文化財の定義

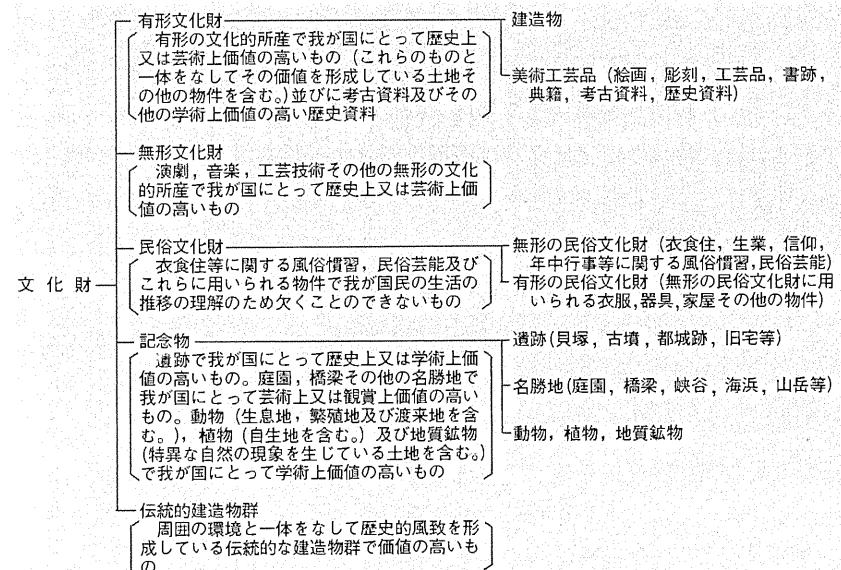
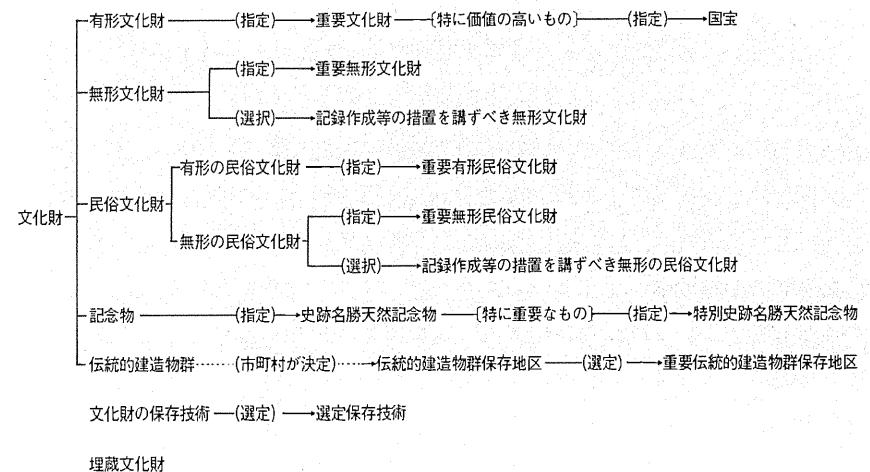


図7-2 文化財保護の体系



び活用を図っている。

すなわち、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物については、文化庁長官が管理、修理、復旧及び公開に関し指示等を行うことができること、管理団体を指定して管理、修理、復旧及び公開を行わせることできること、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を規制すること、輸出できること、所有者等の変更、所在の変更、滅失、<sup>もしくは</sup>毀損等に関して文化庁長官に届出を行わなければならないこと、修理、管理団体による買取り等に国庫補助を行うことができるなどの措置が定められている。

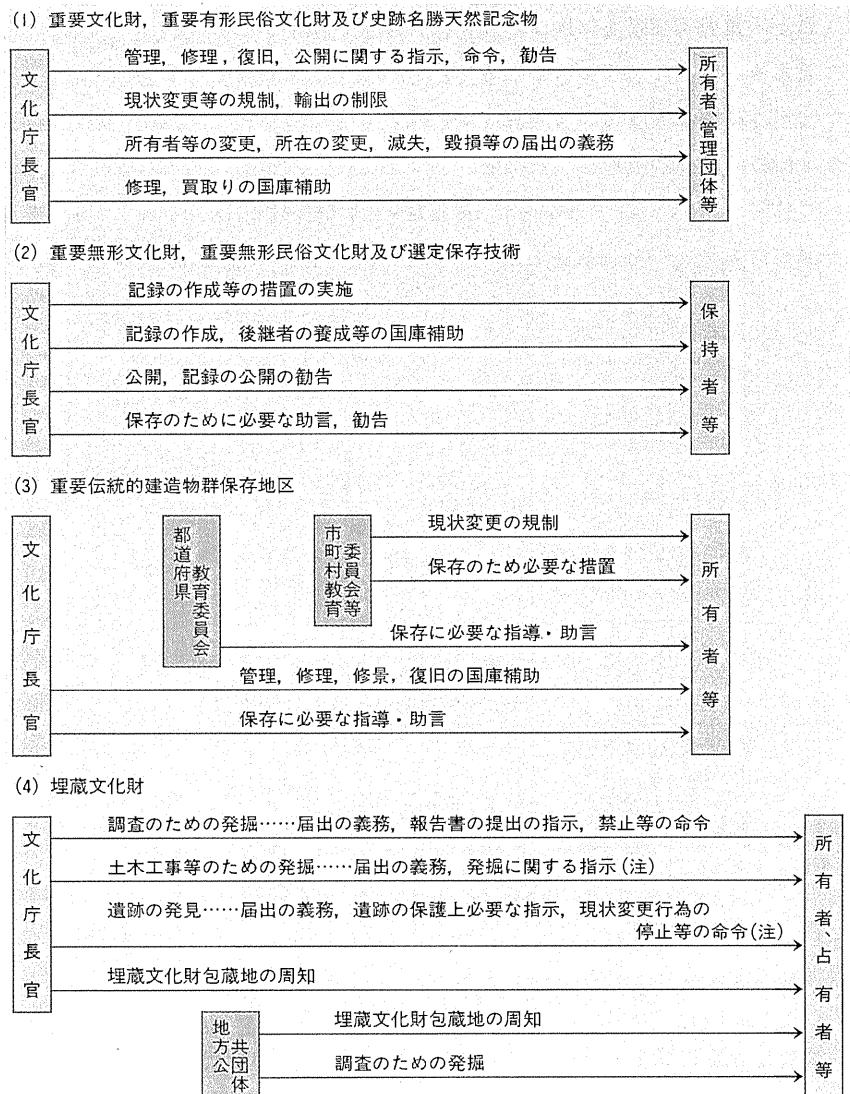
また、重要無形文化財及び重要無形民俗文化財については、国が自ら記録の作成、伝承者の養成等を行うとともに、保持者、保持団体、地方公共団体等に対し保存に要する経費を補助することができることなどが定められている。

重要伝統的建造物群保存地区については、国が政令で定める基準に従って条例で現状変更の規制を行うべきこと、文化庁長官又は都道府県の教育委員会が保存に関し指導・助言を行うことができること、管理、修理、修景又は復旧に国庫補助を行うことができるなどが定められている。

**埋蔵文化財** 土地に埋蔵されている文化財であり、このような状態で存在する文化財の呼称である。その保護のために、調査のための発掘に関する届出、土木工事等のための発掘に関する届出、遺跡の発見に関する届出、国機関等についての通知・協議等の制度を設けている。埋蔵文化財については、調査記録の作成を行うとともに、出土品で重要なものは重要文化財に、遺跡で重要なものは史跡に指定するなど保護が図られるわけであるが、そのため、まずこれらの規制を行い、あらかじめ破壊・滅失を防止しようとするものである。

**文化財の保存技術** 文化財そのものではないが、文化財の保存のために多くのことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講じる必要があるものを、文部大臣は選定保存技術として選定し、その保持者又は保存団体を認定している。選定保存技術の保護のために、国が自ら記録の作成、伝承者の養成等の措置をとるとともに、保持者、保存団体等が行う技術の鍛磨、伝承

図 7-3 重要文化財等に関する規制、援助等



(注) 国の機関、地方公共団体等が土木工事等のための発掘を行う場合又は遺跡を発見した場合には、文化庁長官に対する通知・協議の制度による。

者養成等の事業に対し必要な援助を行うこととしている。

以上の重要文化財等に関する規則、援助等を図示すると、図7-3のとおりである。

なお、昭和63年3月31日現在、国が指定等を行っている文化財の数は表7-1のとおりである。

表7-1 国指定文化財等件数  
(昭和63.3.31現在)

	重要文化財 (美術工芸品) (建 造 物)	11,410 9,403 2,007	国 宝 (美術工芸品) (建 造 物)	1,034 827 207
指	史跡名勝 天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	2,433 1,266 252 915	特別史跡名勝 天然記念物 (特 別 史 跡) (特 別 名 勝) (特別天然記念物)	155 56 27 72
定	重要有形民俗文化財		169	
定	重要無形民俗文化財		141	
	重要無形文化財 (芸 能) (工 芸 技 術)	(個人) 24 30	(団体) 7 11	
選	重要伝統的建造物群 保 存 地 区		26地区	
定	選定保存技術	(個人) 22	(団体) 12	

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

### (3) 地方の文化財保護体制の現状

**文化財保護に関する地方公共団体の役割** 文化財保護行政については、戦前は国の事務であり、地方長官は国の機関として事務処理に当たるものとされていた。しかしながら、文化財は、極めて数が多く、広く全国に存在し、

かつ、その性質上平素から周到な注意をもって保存に当たる必要があることなどから、その保護をすべて国で行うことは不可能である。しかも、文化財は、その所在する地方の文化と密接な関連を有するものであって、その保存及び活用を図ることは、地方文化の向上、発展にとって極めて重要なことであることから、その区域内にある文化財の保護は、その地方公共団体の本来的任務でもある。昭和25年に制定された文化財保護法においては、文化財保護に関する国の行政機構を統一し、その責務を強調する一方、地方公共団体については、その固有の事務として国指定文化財に係る保護事業に対し補助を行うことができることとし、広範囲にわたる権限委任の規定を設けるなど、その積極的な取組みを求めた。

さらに、その後、地方公共団体の組織体制が次第に整備されてきたことを背景に、昭和29年と50年の文化財保護法の二次にわたる改正において、地方公共団体が、文化財保護条例を制定し、それに基づき国指定文化財以外の地域内に存する文化財について指定と保存・活用等を行うべきことなどが明らかにされ、また、地方公共団体の文化財保護のための行財政体制の整備が図られた。これらにより、文化財保護行政に地方公共団体の果たす役割が一層拡大し、国と地方公共団体とが一体となって総合的に文化財保護行政を展開していく体制の整備が進められたのである。

**地方公共団体における文化財保護の推進** 地方公共団体においては、国指定文化財に関し、その指定に先立つ基礎的調査、無形の民俗文化財等の保存団体の育成指導や管理団体として指定された場合の管理、修理等に当たるほか、地方公共団体独自で、所有者等が行う管理、修理、公開等の事業に対して援助し、また、その区域内に存する文化財の保護を図るために、文化財保護条例を定め、それに基づき、その地方にとって価値のある文化財を指定し、保存と活用を行っている。

文化庁としては、従来から条例の制定を奨励してきたが、昭和62年5月1日現在すべての都道府県及び全国3275市町村中3018市町村(92%)において

文化財保護条例が制定されている。これらの条例は、通常、地方公共団体による文化財の指定・選定及びその解除、所有者等による管理、修理、公開等の措置、現状変更等の制限、都道府県又は市町村による補助制度、所有者等の届出義務等を定めており、地方公共団体はこれらの条例に基づいて、国指定の文化財以外の文化財でその地方公共団体において保護すべきものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じている。指定の対象としては、おむね、有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物であり、文化財保存技術の選定を行っているものもある。文化財の指定(選定等を含む。以下同じである。)の件数は、図7-4のとおり、年々増加しており、昭和62年5月1日現在では、表7-2のとおり、全国で都道府県指定が1万6706件、市町村指定が5万8634件である。しかし、なお文化財保護条例が制定されていない市町村が残っており、また、条例が制定されている市町村にあっても指定等を行わないままになっているものや、指定分野に偏りが見られるものもあって、今後、これらについての積極的な取組みが必要である。

また、伝統的建造物群保存地区は、現在23市町村で26地区が決定されているが、歴史的な集落・町並みは全国にまだ数多くあり、これをかかえる市町村における積極的な対応が望まれ、また、都道府県においても伝統的建造物群について積極的な取組みを推進する必要があろう。

都道府県又は市町村においては、これらの指定等が行われた文化財について、自ら管理、修理、公開等を行うほか、所有者等による管理、修理、公開等の事業に対して助成を行っている。また、美術館、博物館、歴史民俗資料館等の設置による文化財の公開・調査研究、埋蔵文化財の発掘調査の施行等のほか、社会教育や学校教育を通じた文化財に関する学習活動、次に述べる文化財愛護活動、広く一般住民を対象とした普及啓発活動にも取り組んでいる。

**文化財愛護活動** 文化財の保護のためには、国や地方公共団体の施策や所有者等の適切な管理が必要であることは言うまでもないが、国民全体が文化財の意義を理解し、文化財を愛護する気持ちを持つことが何よりも大切である。

図 7-4 都道府県・市町村指定文化財件数の推移  
(各年 5.1 現在)

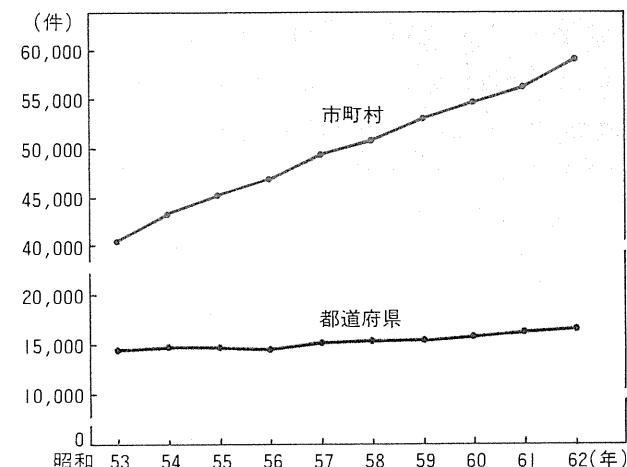


表 7-2 都道府県・市町村指定文化財件数  
 (昭和62.5.1現在)

区分		都道府県	市町村
有形文化財	建造物	1,847	5,580
	美術工芸品	7,442	25,357
無形文化財		161	791
民俗文化財	有形	574	3,714
	無形	1,201	3,438
記念物	史跡	2,581	10,358
	名勝	213	736
	天然記念物	2,684	8,584
保存技術		3	51
伝統的建造物群保存地区		—	25
計		16,706	58,634

各地方公共団体においては、住民が日常生活を通じて文化財に親しみ、それぞれの地域に所在する文化財について理解を深め、我が国の文化財を尊重する態度を養うために、地域社会に根ざした愛護活動が行われている。

文化庁では、このような愛護活動が地域社会の組織的な活動にまで高められることを期待して、文化財愛護地域活動を推進している。

昭和41年度から昭和54年度までは、各都道府県で1市町村を文化財愛護モデル地区として指定し、2か年継続で地域が一体となった文化財愛護活動の推進を図った。この活動の内容は、文化財に対する学習活動、文化財愛護団体の育成、各種団体による文化財の巡視、清掃等の奉仕活動、民俗芸能の伝承活動等であり、各地域で文化財愛護思想の普及に努め、昭和54年度までに指定された地区は281市町村に及んだ。また、文化財愛護団体も次第に増加したが、その種類別の団体数は表7-3のとおりである。

昭和55年度からはこれに代えて、都道府県教育委員会に文化財愛護活動を効果的に行うための実践的研究を委嘱している。これは、都道府県教育委員会が管下の市町村教育委員会、小・中・高等学校、博物館や郷土資料館あるいは文化財愛護団体等を選び、①地域文化財についての普及啓発活動、②地域文化財の伝承活動、③文化財学習活動、④地域文化財保存のための奉仕活動

表7-3 文化財愛護団体数  
(昭和62.5.1現在)

区分		団体数
少年団体		1,044
一般	青年団体	237
	婦人団体	351
	成人団体	1,651
	高齢者団体	777
郷土史研究会等		2,838
計		6,898

動等の効果的な方法等を具体的な活動を通じて研究するというもので、毎年度15件前後の委嘱を行っている。この研究において、従来のモデル地区で行われなかった実践方法等が見いだされているが、特に、学校においては、従来のモデル地区で行われた社会科の授業における文化財学習、郷土史研究クラブ等における調査・研究活動等以外に、いわゆるゆとりの時間の中で、地域の文化財学習や地域に伝わる竹細工、わら細工等の技術修得、民俗芸能等の体験学習を行う事例が多く見られるようになった。「郷土を愛する心を育てる」教育の重要性が指摘されている今日において、このような学校等における取組みが、地域社会の中に文化財愛護思想を根付かせる重要な手立ての一つになると思われる。これらの成果は報告書にまとめられ、毎年秋に開催される「文化財愛護全国研究集会」において発表が行われている。

さらに、文化財保護を進めるため、昭和29年度から文化財保護強調週間(11月1日から7日まで)、文化財防火デー(1月26日)を設け、全国各地において文化財関係の諸行事や防火演習等が展開されている。昭和61年度における文化財保護強調週間の実施事業数は、表7-4のとおりであり、また、文化

表7-4 文化財保護強調週間実施事業

(昭和61年度)

区分	都道府県	市町村
実施団体数	42	1,467
実施事業	講習会・研修会等	21
	民俗芸能等発表会	10
	文化財めぐり・現地説明会	13
	文化財保護功労者の顕彰	7
	文化財等の公開・展示	29
	その他	30
	計	110
		2,498

(注)1 一つの事業で2以上の分野にわたるものは、それぞれについて計上した。

2 文化財保護強調週間をはさんで実施された事業の数を含む。

財防火デーの関係行事は、1374市町村の4364か所で実施された。

**地方公共団体の文化財保護組織の整備** 文化財保護に地方の果たす役割が増大してきたことから、地方公共団体においても、次第に文化財保護のための組織体制の整備が進められてきた。

教育委員会に文化財保護行政を担当する課や係が設けられるようになり、現在、すべての都道府県及び大部分の市町村に専管課・係が置かれている。また、文化財保護に当たっては、専門的知識が不可欠であることから、教育委員会においては、専門職員の配置に努めるとともに、行政の適正を確保するため、外部の専門家からなる文化財保護審議会を設けている。この審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について建議を行う機関であり、委員には、文化財に関する専門家のほか、一般的な学識経験者も含まれている。昭和62年5月1日現在、すべての都道府県及び全国3275市町村中2825市町村(86%)に設置されている。審議会数及び専門別委員数は、表7-5のとおりである。

さらに、昭和50年の文化財保護法の改正においては、都道府県の教育委員会に、非常勤の職員として文化財保護指導委員を置くこととされ、文化財について、隨時巡回を行い、所有者その他の関係者に対し文化財の保護に関する指導・助言を行うとともに、地域住民に対し文化財保護思想についての普及活動を行うことを任務としている。文化財保護指導委員は、昭和62年8月現在で各都道府県に総計1552人が置かれている。文化庁では都道府県に対し補助金を交付し、文化財保護指導委員の文化財パトロール活動等を推進している。なお、市町村においても、この制度に準じたものを設けているところがあるが、昭和62年5月1日現在で327市町村1813人に及んでいる。文化財保護指導委員は、文化財保護行政のいわば最前線として、その活動は行政と地域住民とを結ぶ架け橋の役割を担っており、今後、特に地域住民に対する積極的な普及活動の展開が望まれる。

一方、美術工芸品や有形の民俗文化財等の公開施設として博物館や美術館

表7-5 文化財保護審議会数・専門別委員数  
(昭和62.5.1現在)

区分		都道府県	市町村
設置数	条例	47	2,766
	その他	0	59
	計	47	2,825
委員数	建造物関係	73	675
	美術工芸品関係	201	1,606
	無形文化財関係	38	725
	民俗文化財関係	96	2,091
	記念物関係	279	1,473
	その他	80	12,790
	行政関係者	31	598
	計	798	19,958

があるが、近年、地方文化の振興を図るため、これらの建設が盛んであり、昭和59年7月1日現在の公立博物館・美術館の数(博物館法によるもの)は、324館である。また、地域的特色を示す民俗文化財や歴史資料などの収集、公開等の拠点として、歴史民俗資料館が各地に建設されており、昭和62年度末までに国庫補助により建設された公立歴史民俗資料館の数は443館に上っている。文化財の公開・活用を推進する上で、これらの施設の果たす役割は、今後一層高まるものと考えられる。

このように、地方公共団体における組織体制が整備されてきているが、国と地方公共団体が一体となり、文化財保護行政の総合的な推進を図っていくことが一層必要となっている。

### 3 社会の進展の中における文化財保護の方向

既に第1章で述べたとおり、成熟化、情報化、国際化等の言葉で代表される変化の激しい現代において、文化財保護行政は、社会の変化と時代の要請を明瞭に見定めて策定され、運営されなければならないが、その意味において、今後の文化財保護が重点を置くべき方向を述べれば、おおよそ次のようにだろう。

### (1) 開発の中における位置付けの確立

我が国における近代化と国土の開発が、様々な局面において文化財の保護と衝突し、多くの困難な問題をもたらしたことは前述したが、その後相当の期間を経過し、文化財保護体制の充実、特に都道府県、市町村における体制の拡充や各方面における関係者の真剣で継続的な努力等によって、その間の調整を図り、均衡を実現する在り方は、種々の方式で定着してきたと言うことができる。現在の公的な大規模開発計画には、ほぼすべてに文化財との調整に関する事項が取り入れられており、開発に先立って行われる環境アセスメントにおいても、文化財について触れられていないものはほとんどないと言ってよい。

また、土地区画整理事業や高速道路建設事業等いくつかの公共事業には、埋蔵文化財の取扱いについて協定を結んでいるものもあり、そのほか、民間事業を含め、個別に、事前協議制の活用等によって文化財との調整が行われているものは、都道府県や市町村の教育委員会を中心に数多く見られる。広域にわたる史跡や名勝については、開発等に対する規制等をあらかじめ詳細に明示した保存管理計画の策定が進められている。このように、開発等における文化財への配慮の必要性に対する認識は、以前とは比較にならないほど進み、こうした面における文化財の位置付けが確立されつつあると言うこ

とができるよう。

しかしながら、この問題には、いまだ多くの困難な課題が残されており、なお一層の継続的努力が必要とされている。埋蔵文化財の発掘届出件数が依然として増加の傾向にあるところからもうかがわれるよう、現在も、開発と文化財保護との調整を要するケースは数多く起こっており、上述した調整の諸方式は、更に広範かつ円滑に進められるよう発展、普及させなければならない状況にある。また、財政面を含め、各教育委員会等の文化財保護体制の質量両面にわたる一層の充実を図るとともに、国民の文化財に対する認識、理解を深め、協力、支援が得られるよう、文化財愛護活動の推進等実効ある方策をいよいよ浸透させていく必要がある。

## (2) 国民生活に生かす整備・活用の推進

文化財は、国民が我が国の伝統を受け継ぎ、我が国の歴史、文化等を理解する上に欠かすことができないものとして保護されているものであり、その意味で、その公開・活用は、保存と一体をなすものである。文化財の整備・活用を図り、国民生活の中で広く文化財が生かされ、親しまれるようすることにより、地域の文化環境が豊かになり、また、文化財保護への意欲や関心が高まることも期待できる。

美術工芸品や民俗文化財等については、近年、公立を中心に美術館、博物館、歴史民俗資料館等が増設されてきていることもあり、保存に悪い影響の及ばない限り、特定の優品に偏ることなく、できるだけ多くの指定品が公開されることが望まれる。建造物や伝統的建造物群等は、きめの細かい管理と必要な修理を継続的に行うことが、そのまま、これを鑑賞し、歴史的雰囲気を味わうなど優れた活用の道につながることになる。

史跡等についても、そのことは同様であるが、建造物等と異なり、現状のままでは活用に適さないものが多く、また、これまで開発等からの保存に追われ、公開・活用のための整備に対して十分手が回らなかった場合も多い。

なお、公開・活用のため必要な施設の整備について、遺構への影響や歴史的事実との整合性等に対する配慮が、場合によっては過度に厳密を期するあまり、史跡等の整備を遅らせているという指摘もある。

史跡等の整備に当たっては、学術上の配慮と同時に、広く国民生活の中で親しまれるものにするという面にも留意して適切に進める必要がある。

また、近年、各地で守り伝えられてきた文化財を地域住民が主体的に保存し、日常生活の中に生かしていくとする動きが活発になってきている。このような動きは、住民が地域伝来の文化財を今に生きる自らのものとして大切に保存し、次の世代に伝え、更には広く公開して地域の文化の確立に役立てるとともに、広くその伝統文化に対する理解を深めさせようとするものであり、文化財の保存と公開・活用とが一体となった活動ということができる。

文化財の良さを享受し、心豊かな生活を求める人々の要請に対応して、文化財の保護の活動は、さらに、文化財を活用した町づくり・村おこしの方向にも展開されており、地域生活の中で人々が文化財に親しむことができるよう、地方の文化財保護行政の果たす役割は保存と公開・活用の両面にわたって増大している。

### (3) 包括的な保護の重視

文化財の指定は、従来は、概して個々の対象に着目した限定的な方法によって多く行われてきた。

しかしながら、文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義と価値を形成してきたという面をもっており、関連する文化財や環境を包括して保護する必要性が広く認識されつつある。

このような要請に対応して、最近では広域にわたる文化財指定も少なくなく、例えば、あるまとまりを持った古墳群や貝塚・集落跡の指定、天然保護区域の指定等にそのような面が表れている。また、広域保存は、文化財保護制度のみによるわけではなく、他の制度・事業、例えば、自然公園、都市公

園、都市計画等の制度との連携や地方公共団体の諸事業からの協力を得ることによって実現している場合も少なからず見られる。文化庁が推進している「風土記の丘」や「歴史の道」に関する事業の中にも、このような種々の事業との連携・協力によって実現しているものが多い。

また、空間的な広域性だけでなく、文化財の集合や集団等についても一体的に保存を図ろうとする方向もとられている。前述した伝統的建造物群保存地区制度はその好例であるが、考古資料や歴史資料、民俗文化財についても、出土した遺跡、発見された場所、関係する歴史的事実、地域における風俗・生活等との関連においてできる限り一括指定を推進しているのも同様の姿勢から出ているものである。

さらに、近年の科学技術の発展による生産技術の発達、その施設・設備の更新には目覚ましいものがあり、従来の伝統的ないし旧式の施設・設備が加速度的に消滅しつつある現状において、我が国の産業や技術等の発達に関する文化財の指定、保護の必要性が認識されつつあり、民間、企業等の理解や協力を得ながら、一層その推進を図っていくことが重要となっている。この場合においては、産業・交通・土木に関する遺跡、建造物・工作物、産業や科学技術史に関する学術的な資料などにわたって、我が国の産業・技術の変遷等を科学的に把握する観点から包括的な保存の方向を重視する必要がある。

このような広域保存、一括保存等、関連する文化財を包括的に把握することが今後ますます重要になると考えられる。

### (4) 文化財保存のための技術等の確保

文化財の保存にとって、できる限り原形を保つための厳密、精緻な修理が不可欠であり、優れた修理技術や修理のための資材は、文化財保護の基本的前提とも言うべきものである。我が国の文化財の修理は、性質上伝統的な技術・資材によるものが大部分であるが、社会状況等の変化によりその維持・

確保が急激に困難になってきている。

こうした状況は、建造物、美術工芸品、民俗文化財のほぼすべての分野について見られ、無形文化財に用いられる用具等についても同様である。

昭和50年の法改正では、こうした状況に対応して、文化財保存技術の選定制度を創設し、選定した技術の保持者・保存団体に対して助成することができる道を開いたが、保存のための技術の向上と伝承及び資材の確保については、今後とも文化財保護行政の重点に位置付け、状況の変化に常に注意しながら、幅広く、きめの細かい方策を推進する必要がある。

さらに、文化財修理技術については、今日、伝統的手法によるもののほか、科学技術の成果を生かした近代的保存技術に基づく技術・資材の開発、研究が進められ、また、実際の修理・修復の種々の面において成果をあげているが、今後一層この方面的研究開発を図る必要がある。

#### (5) 文化財に関する国際交流・協力の推進

我が国の優れた伝統文化を海外に紹介し、国際的な文化交流を推進する事業は、国宝・重要文化財等我が国の古美術の海外展や、歌舞伎、文楽、民俗芸能の海外公演等を中心に、従来から様々な形で行われてきたところであるが、今日、国際化が広範に進展している中で、諸外国における我が国の伝統文化に対する関心が高まっており、その要請にこたえて我が国の文化や歴史に対する理解を深めるとともに、伝統文化の新たな発展を期して、文化財を中心とする国際交流の一層の推進を図る必要がある。

文化財の科学的な保存修理技術の研究開発とその実践については、文化財保護のため、人類共通の課題として国際的に取り組むべき課題であり、この分野での国際的な交流・協力を積極的に進める必要がある。

## 第2節 美術工芸品

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいる。これらのうち、通常建造物以外のものはまとめて「美術工芸品」と呼ばれているが、主として動産の文化財である「美術工芸品」と不動産主体の文化財である「建造物」とは、保存及び活用上とられる行政的措置等において異なる面があるので、以下この節では美術工芸品について、次節では建造物についてそれぞれ述べることとする。

### 1 調査

美術工芸品については、明治30年の古社寺保存法施行に先立って、臨時全国宝物取調局が設置され、明治20年から明治30年に全国の社寺の宝物調査を行ったのが、本格的な調査の最初で、その後、第二次世界大戦の一時期を除き、社寺を中心とした調査が継続して行われてきている。現在行われている調査には、①文化庁が都道府県等と協力して行う特別調査、②文化庁が地方公共団体に指導・助言して行っている国庫補助事業調査等がある。

特別調査としては、昭和37年から始められた文化財集中地区の特別調査と、昭和48年から行われている重要社寺の歴史資料調査がある。文化財集中地区調査は、現在まで、伊勢神宮を中心とする文化財調査(三重県)、四国八十八ヶ所を中心とする文化財調査(徳島、香川、愛媛、高知各県)等14府県について行われており、また、重要社寺調査は、建仁寺(京都府)、大徳寺(京都府)ほか7社寺について悉皆調査が行われてきた。いずれも、国指定の促進

に資するとともに、都道府県・市町村の文化財指定等地域文化財の保護の促進に成果をあげている。

国庫補助事業調査としては、古文書及び歴史資料調査について行われており、現在までに古文書188件、歴史資料106件の調査が行われ、地方公共団体による指定・保護に役立てられている。

美術工芸品の調査は、地域研究者が少なかったこともある、従来、とかく中央主導型で行われることが多かったが、近年は、県史、市町村史の編纂等に伴って各種の調査が行われるようになった。また、各地に公立の博物館、美術館、歴史民俗資料館等が設置され、歴史・美術担当の学芸員の研究活動が地道な成果をあげていることなどもある、各地域においてそれぞれの文化財の特質に着目した調査が行われ始めている。

## 2 指 定

美術工芸品の国指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在9403件（うち国宝827件）の指定が行われている。その部門別、国別、時代別の状況は表7-6のとおりである。これを見ると、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍については、奈良、平安及び鎌倉時代のものの指定が多く、全体の3分の2に達していること、我が国に古く伝来し、我が国の文化に大きな影響をもたらした大陸文化の遺品に関する指定が約1割を占めていることなどが分かる。

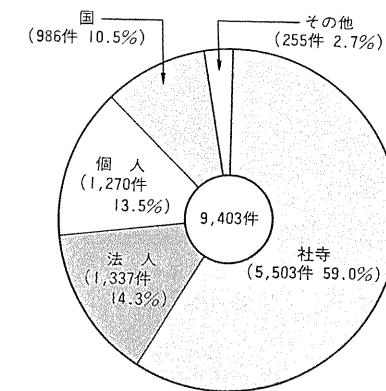
所有者別の指定状況は図7-5のとおりであり、所有者のうち寺院が約2分の1を占め、最も比重が高い。現在、寺院以外の所有になっているものの中にも本来寺院に伝來したものが少なくないことを考慮すると、寺院関係品の比率は70%を超るものと考えられ、我が国文化財に対する仏教文化の影響の大きさがうかがわれる。なお、個人所有が15%近くあり、その中には歴史的由緒のある遺品が代々大切に伝えられてきた例も少なくない。

表7-6 国宝・重要文化財（美術工芸品）の時代別件数

日本国内		時代	旧石器	縄文	弥生	古墳	上古	飛鳥	奈良	平安	鎌倉	南北朝	室町	桃山	江戸	近代	合計	
絵 画								11	141	658	121	247	110	220	29	1,537		
彫 刻								114	119	1,374	647	60	87	10	12	3	2,426	
工 芸 品							4	25	129	309	935	251	199	135	104		2,091	
書 跡・典 籍								4	197	453	502	86	68	13	50		1,373	
古 文 書									3	31	122	284	91	37	19	21		608
考 古 資 料	1	41	70	121				5	56	67	21	5					387	
歴 史 資 料											7		7	3	21		38	
小 計	1	41	70	121	4	151	543	2,466	3,054	614	645	290	428	32	8,460			

日本国外

(国別)時代	東洋							西洋		合計
	中 国				朝鮮	その他	計	西洋	計	
種別	唐以前	唐	五代十国	宋・元	明・清	計				
絵 画		6		191	39	236	33		269	
彫 刻	15	36		3		54	3	57	1	58
工 芸 品	4	28		75	24	131	46	2	179	10
書 跡・典 籍	16	57	1	296		370	9		379	2
古 文 書	1	1		6	2	10	1		11	1
考 古 資 料	23	3	2	1	1	30	2		32	
歴 史 資 料									2	2
小 計	59	131	3	572	66	831	94	2	927	16
合 計										943

図7-5 国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者別件数  
(昭和63.3.31現在)

美術工芸品は、動産であるところから、今なお社寺や個人によって未調査のまま収蔵されているものが少なくない。このため、これらの所有者の一層の協力を得て調査の充実を図る必要がある。特に絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書については、室町時代以降の中・近世のものの指定を促進するとともに、指定の歴史の浅い考古資料、歴史資料部門の調査の充実に努める必要がある。また、近代のものについては絵画、彫刻等の部門を中心として指定の方向を含めた慎重な検討が課題になっている。

各部門別に指定の現状を概述すると次のとおりである。

**絵 画** 絵画は、我が国の各時代の美術文化の中心であって、数多くの遺品が残されており、指定に当たっても、我が国の美意識の変遷を伝えるものの典型として重視されている。このため、美術工芸品の中では国宝・重要文化財の指定が各時代にわたって行われているのが特徴である。絵画は、主題・様式等によって仏画、大和絵、水墨画、障壁画、近世絵画に大別されるが、このうち古代、中世の絵画遺品の代表である仏画、大和絵についての指

定が比較的順調に進んでいる。また、室町時代を象徴する水墨画についてもその代表的遺品の指定が円滑に行われており、桃山・江戸時代の琳派、写生派及び文人画の代表作も指定がほぼ完了している分野である。以上のほか、近代絵画については昭和初期までの代表作品を指定している。

指 定 件 数	国 宝 152 件	重 文 1,654 件	計 1,806 件
---------	-----------	-------------	-----------

種 類	代 表 例
大 和 絵	国宝 源氏物語絵巻 (東京都、五島美術館)
水 墨 画	国宝 四季山水図(雪舟筆) (山口県、防府毛利報公会)
障 壁 画	国宝 智積院障壁画 (京都府、智積院)
近 世 絵 画	国宝 風神雷神図(宗達筆) (京都府、建仁寺)
文 人 画	国宝 凍雲飾雪国(浦上玉堂筆) (東京都、川端康成記念館)
近 代 絵 画	重文 生々流転図(横山大観筆) (国有、東京国立近代美術館保管)

(注) 「重文」は重要文化財である。以下2の表において同じ。

**彫 刻** その遺品は、仏像、神像、肖像、仮面等に大別されるが、指定品の85%が仏像であるため、時代別に見ると飛鳥時代から鎌倉時代にかけての遺品が全体の90%を占めているのが特徴である。これらの彫刻は、古社寺保存法、国宝保存法時代に近畿地方を中心にその指定が積極的に進められたが、近年は近畿地方について再調査を行う一方、他の地域に所在する優れた仏像の指定を促進するよう努めるとともに、南北朝時代以降の肖像彫刻、動物彫刻、仮面等の分野及び平安時代以後の金銅仏、石仏についても指定の促進を図っている。なお、近年、地域調査の進展あるいは修理の実施等を通じて、その価値が見直される古代、中世の木彫像がしばしばあり、その指定作業が急がれている。

指定件数	国宝 250件	重文 2,030件	計 2,280件
------	---------	-----------	----------

種類	代表例
金工	国宝 密教法具 (京都府, 教王護国寺)
漆工	国宝 片輪車螺鈿蒔絵手箱 (国有, 東京国立博物館保管)
染織	重文 四騎獅子狩文錦 (奈良県, 法隆寺)
陶磁	国宝 色絵藤花文茶壺(仁清作) (静岡県, 世界救世教)
甲冑	国宝 沢潟威鎧 (愛媛県, 大山祇神社)
刀剣	国宝 刀(無銘正宗) (国有, 東京国立博物館保管)
石造品	重文 石燈籠 (奈良県, 東大寺)

指定件数	国宝 115件	重文 2,369件	計 2,484件
------	---------	-----------	----------

種類	代表例
仏像	国宝 求世觀音像 (奈良県, 法隆寺)
神像	国宝 八幡三神像 (京都府, 教王護国寺)
肖像	国宝 鑑真和尚像 (奈良県, 唐招提寺)
仮面	重文 伎楽面 (国有, 東京国立博物館保管)
近代彫刻	重文 女(荻原守衛作) (国有, 東京国立博物館保管)

**工芸品** 工芸品は、材質、用途によって金工、漆工、染織、陶磁、石造品、甲冑、刀剣等種類が広範囲にわたる部門であるが、各々その時代の特色ある遺品が指定されており、特に、金工、漆工、染織、陶磁、石造品、甲冑、刀剣では、中世以前の指定がおおむね順調に進んでいる。今後は、こうした

分野の優品についてその指定の一層の充実を図るとともに、中世以前の遺品が少ない染織や、近世に入って本格的な技術が発達した陶磁及び江戸時代の工芸品全般についてさらに調査を進める必要がある。

**書跡・典籍** 典籍は、漢籍、国書、仏典、洋本に大別されるが、指定件数では仏典関係が最も多く、一切経をはじめとする写経、我が国の高僧の撰述書の原本、古写本のほか、寺院伝来の聖教類がその中心である。特に、かつては未公開であった京都寺院の経蔵のほとんどについて文化庁の調査が行われ、その全貌が明らかにされたことは注目されよう。

漢籍では、平安、鎌倉時代及び中国の唐時代の写本の主要なものはほぼ指定を完了しており、版本も宋・元版を中心に指定を進めている。

国書では、我が国の歴史・文学等の研究の基礎となる資料、例えば、日本書紀、万葉集などをはじめとして鎌倉時代までの貴重書の国指定は順調に進められている。中世の国文学遺品については、近年、冷泉家の文庫が公開されているが、これによって、民間に所在する古写本、特に和歌文学書のほぼ全貌が明らかになり、今後の指定の方向付けが可能となった。

洋書は、我が国に古く伝來したものは少ないが、キリスト教版など国際的に価値の高いものがあるのが特徴である。

書道史上の遺品を中心とする書跡については、平安・鎌倉時代の代表的名筆、あるいは鎌倉時代の日本、中国の禪僧の墨跡を中心に指定が行われている。

指 定 件 数	国 宝 221 件	重 文 1,529 件	計 1,750 件
種 類	代 表 例		
国 書	国宝 日本書紀	(国有、文化庁保管)	
漢 籍	国宝 史記	(奈良県、石山寺)	
仏 典	国宝 紫紙金字金光明最勝王經(国分寺經)	(国有、奈良国立博物館保管)	
洋 書	重文 ジョン・セーリス日 本航海記	(東京都、東洋文庫)	
書 跡	国宝 白氏詩卷(藤原行成筆)	(国有、東京国立博物館保管)	

**古文書** 古文書は、歴史上著名な文書の主要なものは過半数が指定されており、目下、社寺、公卿、武家に伝來した学術上価値の高い文書の一括指定の促進を図っている。また、古代、中世の貴族の日記等の記録の原本・古写本あるいは荘園絵図、系図等の指定も順調に進められている。

指 定 件 数	国 宝 53 件	重 文 571 件	計 624 件
種 類	代 表 例		
古 文 書	国宝 法隆寺献物帳	(国有、東京国立博物館保管)	
記 錄	国宝 御堂闇白記	(京都府、陽明文庫)	
絵 図	国宝 須田寺伽藍並条理図	(国有、国立歴史民俗博物館保管)	

指定件数	国宝 36件	重文 383件	計 419件
種類	代表例		
縄文時代	重文 土偶(遮光器土偶) 青森県亀ヶ岡遺跡出土	(国有, 文化庁保管)	
弥生時代	国宝 金印(漢委奴国王印) 福岡県志賀島出土	(福岡県, 福岡市美術館)	
古墳時代	国宝 鉄劍 埼玉稻荷山古墳出土	(国有, 文化庁保管)	
歴史時代	重文 太安万侖墓誌	(国有, 文化庁保管)	

**考古資料** 考古資料は、古社寺保存法、国宝保存法時代には、工芸品の一つとされていたことから、主として美術上の価値に重点を置いて調査、指定が進められてきた。この方針は、文化財保護法施行後、考古資料が独立した後もしばらく継承された。したがって、この時代には、弥生時代の銅剣、銅鐸など青銅器類あるいは古墳時代の鏡、歴史時代の墓誌、経塚遺物などの単体の優品に指定の重点があったが、近年は、埋蔵文化財の発掘調査の進展に伴い、各時代の主要な遺跡から出土した学術的価値の高い考古資料について遺跡ごとに一括指定を行い、保存を図ることに重点が移っている。膨大な量に達している埋蔵文化財出土品の中からの確な指定物件を選定することは、重要かつ困難な課題であり、昭和54年から「重要考古資料選定会議」を年次計画により全国各ブロックごとに開催して、地域を代表する考古資料の選定のための基本資料を作成している。今後これを基盤として、地域的、系統的、時代的な体系を整えながら指定の具体的方針を確立していく必要がある。

**歴史資料** 昭和50年の文化財保護法改正によって有形文化財の中に位置付けられた歴史資料においては、我が国の歴史上重要な事象及び人物に関する遺品について、政治、経済、社会、文化の観点からその学術的価値を把握し、指定の促進に努めている。現在、指定の件数は40件（うち10件は他部門からの所属替え）で、時代的には奈良時代から江戸時代までにわたり、そのうち江戸時代が半数を占めている。その内容は、例えば、国絵図並郷帳、末吉家貿易関係資料、安政二年日蘭条約書、太閤検地尺<sup>†</sup>、法隆寺<sup>††</sup>、春日版板木、徳川家康関係資料、シーポルト関係資料など、政治、経済、社会、文化の各分野にわたり、その多くは学術的価値を重んじた一括指定である。

今後、特に医学、天文学、和算、製鉄技術、土木技術等科学技術史に関する歴史資料、及び江戸時代から明治時代にかけての我が国の近代化に関する政治、外交、教育、社会等に関する歴史資料などについての指定の推進が課題となっている。

指 定 件 数	国 宝 0 件	重 文 40 件	計 40 件
種 類	代 表 例		
人 事 物 象	重文 徳川家康関係資料 重文 太閤検地尺	(静岡県、久能山東照宮) (鹿児島県、島津興業、尚古集成館保管)	
事 象	重文 アジア航海図	(岡山県、林原美術館)	

### 3 保 存

#### (1) 管 理

国宝・重要文化財の管理は、所有者又は管理団体が行うこととされている。

国宝・重要文化財が滅失、毀損した場合及び所在場所、所有者又は所有者の住所に変更があった場合については届出義務を課している。動産である美術工芸品は、その性格上所有者の収蔵施設にあるものが多いが、公開、活用を図るため、国・公立の博物館、美術館に出陳し、事実上の管理を国や地方公共団体にゆだねている場合も少なくない。

国宝・重要文化財の管理状況を所有者別に述べると次のとおりである。

**社寺における管理** 前述のように、社寺所有になる国宝・重要文化財は全体の約60%（おおよそ神社が10%，寺院が50%）を占めている。これらの文化財は、大別して社寺の展示施設、収蔵庫あるいは本殿、本堂、土蔵等社寺自身の管理下にあるものと、博物館、美術館等に寄託出品しているものとに分けられる。社寺自身の管理下にある収蔵庫等に収められているものは2225件で社寺所有の指定文化財の約40%に当たり、また、国・公立の博物館又は美術館に出陳されているものは約30%あり、おおむね適切な管理状況にあると言えよう。

**個人所有の管理** 個人所有の国宝・重要文化財は、1278件で、約560人が所有している。これらの管理状況については、昭和59年1月に行った調査の結果では、自宅での保管667件（67%）、国立博物館への寄託115件（11%）、公立博物館への寄託41件（4%）、私立博物館への寄託46件（5%）、社寺への寄託23件（2%）、その他106件（11%）となっており、自宅に保管している率が極めて高い。

近年は、個人所有者の高齢化、住宅環境の変化、相続による維持の困難等の理由によって、所有する国宝・重要文化財の國への売渡しの申出が増大しており、その結果、個人所有者及びその所有文化財数は次第に減少する傾向にある。しかし、個人が所有する文化財の中には価値の高い優品が多いことを考慮すると、博物館等に寄託するなど管理の一層の充実が望まれる。

**管理団体による管理** 国宝・重要文化財である美術工芸品が、無住の社寺に所在している場合や、所有者による管理が適当でない場合などには、国が地方公共団体その他の法人を管理団体に指定し、保存庫、防火施設を設置するなど文化財の保存のために必要な管理を所有者に代わって行わせている。

その現状は表7-7のとおりである。

表7-7 管理団体及び管理団体が管理する国宝・重要文化財の数（美術工芸品）

区分	団体数	国宝	重要文化財	計
地方公共団体	30	5	76	81
財團法人	5	31	191	222
寺院	9	6	87	93
神社	4	1	6	7
計	48	43	360	403

## (2) 修 理

美術工芸品は、紙、絹、漆、木等の脆弱な材質で作られているものが多く、

その上、ほとんどのものが長年月の経過によって風化し、材質の劣化等によって損傷が進行している状況にある。これらの文化財が千数百年の歳月を経て今日まで伝えられているのは、適切な時期に修理が行われ、再生・維持されてきたからにはかならない。したがって、その保存のためには、それぞれの材質の保存状態に応じた適正な保存修理が一定の年月ごとに行われることが重要である。美術工芸品の修理は、現在ある姿をこれ以上傷めることなく、永く後世に伝えるための現状維持修理を原則としている。修理の方法としては、装潢技術者が行う伝統的な表装技術による絵画、書跡等の修理、財團院の伝統的な仏師の技術による彫刻の修理、漆工、染織、甲冑等各種の伝統技法による工芸品の修理があるが、近年では、彫刻等の彩色剥落止めや木質の強化、考古資料の修理などを中心に科学的な保存技術の研究利用が進展、普及しており、伝統的修理技法との調和を図った近代的な保存修理技術が確立されつつある。このほか、美術工芸品の修理には、保存のための台座や保存箱の新調などの事業も含まれている。今後、十分な修理を行っていくため

には、修理技術の充実、資材の確保が不可欠である。

保存修理は、明治30年以来毎年継続して行われてきており、現在まで3936件を国庫補助事業として実施している。このうち、文化財保護法が施行された昭和25年から昭和61年までに行われた修理は2214件であるが、現在、なお国宝・重要文化財の中にはまだ修理の行われていないものもあり、また、今後指定されるもので修理を要するものも予想される。修理が50年から100年のサイクルで実施されるべきものであることを考慮すると、今後、修理技術者と予算の確保が一層重要になってこよう。また、美術工芸品の修理は、従来は芸術的価値の高い優品を中心としていたが、今後は、学術的見地から行われる典籍、古文書、考古資料、歴史資料等の一括指定が増加するに伴い、1件で数千点に上る膨大な文化財に対する修理等も新しい課題となってきている。

**高松塚古墳壁画修理** 美術工芸品の修理のうち、特に長期にわたり特別の作業を行い、国民の注目を集めたものに、国宝高松塚古墳壁画の修理がある。すなわち、昭和47年3月の高松塚古墳壁画の発見以来、古墳の保存とともに壁画の修理を中心とした保存対策が極めて重要な課題の一つとして推進されてきた。昭和51年から10年間に及ぶ第一期修理事業を終え、昭和61年からは第二期修理事業に着手している。

これまでの修理は、主として極彩色壁画の描かれている漆喰層の亀裂、浮き上がり、劣化等が生じている部位に合成樹脂を注入・塗布し、漆喰層の剥落止めや安定化を図る内容のものであった。この作業は、一定の温度と高湿度のもとで行わなければならぬことに加え、作業空間が狭いなど数々の制約があったが、順調に進められた。このような事業は、それまで我が国では全く経験のなかったことであり、その保存に至る経緯や修理の内容は、「国宝高松塚古墳壁画—保存と修理」(文化庁編集、昭和62年3月刊行)に取りまとめられている。

これから本格的に行われる第二期修理事業は、第一期修理事業の経験を踏まえながら、壁画の強化、安定化のための修理を綿密に施そうとするもので、

既修理部位の経年的変化の調査、微生物学的対策、クリーニング処置等周到な準備の上に立って実施していかなければならないことが多い。このため、保存科学的な手法の導入がこれまで以上に重要視されている。

### (3) 防 災

美術工芸品を火災や盗難から保護するためには、建物自体に防災施設を施す場合と収蔵庫を設置する場合の二つがあり、文化庁では、それぞれの美術工芸品の置かれた状況に応じ、いずれかの設置を指導し、助成することとしている。

建物自体に防災施設を施す場合は、美術工芸品を既存の建造物から移動して保存することが困難なとき、現地で保存することが適当と認められるときなど、その建造物に防火・消火設備、防犯・避雷設備等を設置したり、その建物の改修等を行うものであり、現状の景観や歴史的環境を損なうことなく文化財の保全がなされている。

そのため、昭和25年以降今日までに、国の補助により210件の設置が行われたが、近年、各地域において歴史的環境の保全に対する認識が高まっていること、また、都市にある社寺の場合、敷地の狭さや境内地における遺跡の保護のため保存庫の設置が困難となりつつある事情にかんがみ、建物自体に防災施設が施される場合が更に増加するものと考えられる。

他方、収蔵庫を設置する場合は、美術工芸品を既存の建造物から移して収蔵するため、耐震、耐火構造の鉄筋コンクリートの収蔵庫を設置するものである。

近代的な鉄筋コンクリート造りの収蔵庫は、火災・盗難に対する安全性はあるかに高いという長所を持つが、温湿度の調整を行う必要があり、天候によって扉、換気口の開閉を日常的に行わなければならない短所もある。これまで国の補助により641件が設置されているが、今後、山間寺院が無住化するなど過疎化に伴う要望等が増加するものと考えられる。

#### (4) 国宝・重要文化財等の買上げ

文化財保護法では、国宝・重要文化財の散逸や海外流出を防止し、適切な管理の下で保存・活用を図るために、所有者がこれらの文化財を他人に譲渡しようとする場合には、まず国に売渡しを申し出なければならないと定めている。文化庁では、この趣旨から、文化財保護法施行以来、毎年、国宝・重要文化財及びそれに準ずる価値の高いもので、毀損あるいは国外流出のおそれのある文化財の買上げを行ってきた。

この買上げに見られる傾向として、昭和30年代前後は、当時の社会情勢を反映して社寺からの申出が比較的多かったが、近年は個人所有者の高齢化、住宅環境の変化、相続による維持の困難等の理由によって、個人からの売渡しの申出が増加している。このような状況において、昭和47年には、個人が国に国宝・重要文化財及びそれに準ずる価値があると認められた文化財で国において保存・活用することが緊急に必要と認められたものを譲渡した場合の所得税の非課税措置が講じられ、昭和50年には、更に地方公共団体に国宝・重要文化財を譲渡した場合についても、その適用範囲が拡大された。これによつて、国宝・重要文化財をはじめ貴重な文化財についての国及び地方公共団体の買上げが一層円滑に推進できる体制が整えられた。

なお、買い上げられた文化財は、東京、京都、奈良の各国立博物館等へそれぞれ移管し、展示公開が行われている。

#### (5) 文化財の海外流出防止

文化財保護法では、第1節に述べたような経緯から、海外における展覧会への出陳等文化庁長官が特に必要性を認めて許可を行った場合を除き、国宝・重要文化財の海外への輸出が禁止されている。これに伴つて、一般に古美術品を輸出しようとするときは、輸出貿易管理令に基づき、文化庁が発行する「古美術品輸出鑑査証明」を要することとされている（関西以西は京都

国立博物館に事務を委嘱している。）。

なお、重要美術品は、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律が文化財保護法によって当分の間効力を有するものとされ、展覧会に出品する場合等を除き、認定物件について輸出の申請があった場合は、1年以内に重要文化財に指定して輸出を防止するか、又は認定を取り消して輸出を認めることとされているが、現在まで輸出による認定取消しを行ったのは23件である。

### 4 公開・活用

#### (1) 指定文化財の公開

**国内での公開** 美術工芸品の多くは、材質、構造が極めて脆弱であるため、公開に当たっては、保存との適切な調和が図られる必要がある。このため、公開に際しては文化財の保存の状態をよく点検し、展示施設及び温湿度、照度等の展示環境、展示期間、さらに文化財の移動に際しては梱包、輸送等について万全を期することが大切であり、こうした配慮があつて初めて保存と公開とが両立することとなる。

文化財保護法が、国宝・重要文化財について所有者による公開、国による公開及び所有者又は国以外の第三者の行う公開の三つに区分し、第三者の行う公開については文化庁長官の許可を要することとしているのは、こうした保存と公開の調整を重視したためである。

国による公開とは、国が所有者の同意を得て、国宝・重要文化財を国又は公立の博物館、美術館に出陳し、広く国民が鑑賞の機会を得られるようにしようとするもので、文化庁長官が所有者の協力を求める勧告や所有者の自発的な出陳を認める承認の方法で円滑な公開を図っている。なお、修理等国庫補助の対象となったものについては、必要に応じて文化庁長官が公開の命令をすることができることとされている。国による公開が行われる博物館、美術館には、施設、内容ともに充実した館が選ばれており、昭和51年までは各

国立博物館と鎌倉国宝館、大阪市立美術館の5館であったが、その後公立博物館が充実した体制をとるにしたがって、対象館数が地域的にも拡大され、現在は国立3館、公立9館の計12館となっている。

所有者又は国以外の第三者による公開とは、主として新聞社等の文化事業機関や公・私立の博物館、美術館が企画、主催する展覧会によるものである。近年は、公・私立の博物館、美術館の充実に伴い、国宝・重要文化財を含む展覧会が数多く開催されるようになり、公開許可件数も次第に増加し、昭和61年度では公開許可件数96件、出品された国宝・重要文化財件数は346件に達している。文化庁では、これら国宝・重要文化財を展示・公開する博物館、美術館の設置に際しては、施設、展示環境等について指導・助言を行うとともに、昭和49年度から、公・私立の博物館、美術館の学芸員を対象に「指定文化財展示取扱い講習会」を実施し、文化財の公開、保存、管理等に関する専門的知識と取扱い技能の研修を行い、その資質の向上を図っている。

**海外展** 我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、文化庁では、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術展（以下「海外展」という。）を継続的に実施しており、今まで25回を数えている。

戦前唯一の海外展は、昭和14年の「ベルリン日本古美術展」であるが、戦後最初の海外展は、昭和26年、アメリカ合衆国サンフランシスコ市で行われた「講和記念サンフランシスコ日本古美術展」で、文化財保護委員会とアメリカ合衆国デ・ヤング記念博物館との共催で、ほぼ1か月間行われ、入場者数は20万人を超える大盛況であった。

この成功は、米国東部でも開催して欲しいという強い要望を引き起こし、昭和28年には、ワシントン、ニューヨーク、シアトル、シカゴ、ボストンの5都市で「アメリカ巡回日本古美術展」が実施された。その展覧会の成功が欧州諸国にも反響を呼び、昭和33年にはフランス、イギリス、オランダ、イタリア4か国で「欧洲巡回日本古美術展」が開催された。このように昭和30

年前後に行われた初期の海外展は、国際社会に復帰しつつあった我が国の国情を反映して、国宝・重要文化財を中心とした大規模な内容であった。昭和40年代に入ると、海外展は日本研究に関心のある欧米の主要美術館と文化庁との協議に基づき、日本美術の各分野をテーマ別に紹介する展覧会が中心を占めるようになり、ほぼ毎年1回開催されるようになった。

昭和40年から昭和62年の間に開催された海外展は22回で、開催国別に見るとアメリカ合衆国15回、西ドイツ4回、カナダ、フランス、スイス、スウェーデン、各1回（うち、カナダはアメリカ合衆国、スイスは西ドイツとの巡回展として実施）となっている。

最近の傾向は、欧洲諸国からの日本古美術展開催の要望が高まっていることで、文化庁、国際交流基金との共催展もしばしば行われているが、これは我が国の国際社会に占める地位が向上するに伴って、欧洲諸国民の中に日本美術に対する関心が深まっていることを示している。

他方、近年の海外展に見るもう一つの顕著な傾向として、国以外の団体の

主催する海外展の増加がある。国以外の主催による国宝・重要文化財や重要美術品を含む展覧会は、昭和27年以降おおよそ75回が実施されており、その中心を占めるのは、新聞社等報道機関の主催展であるが、近年は、国際交流基金、財団法人の博物館、美術館、そのほか外国諸都市と姉妹友好関係にある地方公共団体の博物館、美術館が行う海外展の増加が著しく、国際文化交流の進展に成果をあげてきた。

文化庁は、こうした公私団体の行う海外展について、出品される国宝・重要文化財など貴重な文化財の安全を図るため、主催者又は取扱い関係者に対して指導・助言に当たり、出品文化財の内容によっては専門的な職員を派遣するなど、海外展の円滑な運営に努めている。

なお、海外展の増加は、多くが材質、構造の脆弱な我が国の文化財の在り方を考えると、気候、風土の異なる外国での取扱いに一層の慎重さを必要とするが、海外展を中心とした日米文化交流の一つの成果として、昭和52年、日米文化教育交流会議(CULCON)による「海外展の際の美術品の取扱いに関するスタディーグループ報告書」が作成された。文化庁ではこれを基に「海外における日本古美術展開催の手引書」を作成し、我が国文化財の海外展における取扱いに万全が図られるよう努めている。

## (2) 模写・模造

美術工芸品の模写・模造の製作は、国宝・重要文化財の中から、取扱いや移動が困難であったり、管理上の理由により公開を制限されるものを選定して製作を行い、原品の代わりとして公開するとともに、模写・模造の過程で製作技法を明らかにし、文化財の修理などに役立てることを目的にしている。

この事業は、昭和29年度から昭和31年度までに行われた平等院鳳凰堂壁扉画(絵画)に始まり、昭和61年度に至るまでに51件の模写(24件)、模造(24件)、複製(3件)が行われている。分野別に見れば、絵画は京都府・神護寺の絹本着色源頼朝像など23件、彫刻は大阪府・觀心寺の木造如意輪觀音坐像

など12件、工芸品は東京都・總持寺の銅鑄刻画藏王権現像など7件、書跡は東京都・大倉文化財団の古今和歌集序など2件、考古資料は京都府・崇道神社の金銅小野毛人墓誌など7件である。

こうした模写・模造の製作は、我が国の芸術的な伝統保存技術を維持向上させるためにも重要な意義を持っており、また、寺院の書院等に伝わる襖絵などの障壁画を保存するためにも大切な事業である。

これらの模写・模造は、現状を忠実に写しつけて製作されることが一般的であるが、近年では、昭和56年度から昭和60年度までに行った奈良県・興福寺乾漆八部衆立像のうち阿修羅像のように、今日の研究成果を十分に踏まえて可能な限り造立当初の姿に近づけるように表面の彩色を施した復元的模造も行っている。製作された模写・模造品は、一部が東京国立博物館、奈良国立文化財研究所飛鳥資料館に移管され、展示されているほか、文化庁保管のものも各地の美術館、博物館などでしばしば公開され、活用が図られている。特に、近年、指定文化財の公開の要望が増大しているが、その保存と公開との調和を考えると、これら模写・模造品を公開に供することも有意義なことであり、今後の一層の活用が期待される。

## 5 銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類の所持については、戦後、連合国軍の武器没収にはじまり、銃砲等所持禁止令から銃砲刀剣類所持等取締法に至るまで、一般には禁止されてきているが、美術的・骨董的価値のある日本刀類については、許可されたものについて所持できる道が開かれてきている。昭和25年、文化財保護委員会が発足すると、同年施行の銃砲刀剣類等所持取締令では、日本刀類は骨董品として価値のある火縄銃式火器とともに、文化財保護委員会に登録したものについて取締りの適用除外とされた。

さらに、昭和28年に同取締令の一部が改正され、それまで禁止されていた

日本刀類の製作が、我が国の世界に誇るべき伝統的な技術として、文化財保護委員会の承認を得て行なうことが認められた。

昭和33年に同取締令が廃止され、銃砲刀剣類所持等取締法が制定されるなどの変遷はあったが、文化庁長官への日本刀類の登録（都道府県教育委員会に事務を委任している。）及び製作承認の制度は変わることなく、今日に至っている。

一方、古式銃砲については、昭和40年の取締法の一部改正に際して、従来の火縄銃式火器のほか、登録の対象範囲に明治維新以前に我が国に渡來した火縄銃以外の洋式銃が加えられた。

昭和61年度末までの登録総数は214万7695件で、内訳は刀剣類207万4476件、古式銃7万3219件、昭和61年度における登録数は2万59件、（刀剣類1万9057件、古式銃砲1002件）で、毎年2万件前後の登録が行われている。

日本刀は「くろがねの芸術」と呼ばれ、我が国の美術品の中でも世界に比類のない文化遺産として我が国で重視され、近年は欧米諸国の中にも愛好者が多いため、同時に刀剣類としての危険性を有しており、文化庁が行なっている登録制度は、いわば文化財保護と危害予防の両面の調和を図ったものと考えることができる。

## 第3節 建造物

### 1 調査

建造物保護のための調査は、明治4年明治政府が全国の主要社寺に対して古器旧物の目録の提出を求めたのが最初である。明治30年の古社寺保存法制定を前に、中世以前の社寺建造物についての調査が行われ、これがこの時期以降の建造物指定・保護の基礎となった。その後、保護の対象が拡大されるにつれて、調査も次第にその範囲を広げ、国、県等所有の城郭建築、個人所有の靈廟建築などに及んでいった。

しかし、建造物の調査が、本格的、組織的に行われるようになったのは、文化財保護法が制定され、庶民の住宅である民家や我が国の伝統的建築とは異なる洋風建築などにまで保護の対象が広がった戦後のことである。

まず、民家調査は、昭和29年から41年までに都道府県を通じて、所在の予備調査を行い、約500件の報告を得たのを第一段階として、その中から全国的な問題点を引き出すとともに、特徴ある民家が集中する地区として、岐阜県白川村、富山県平村・上平村、宮崎県椎葉村等を選んで集中的な調査を実施した。さらに、昭和41年から53年までは、各都道府県を実施主体とする民家緊急調査を実施し、全国的視野において各地の民家の特徴を把握し、これらの成果に基づいて指定が進められている。なお、今後、離島の民家や都市の町家などについては、更に調査の必要性が残されている。

洋風建築については、昭和41年から北海道、東京、神奈川、京都、兵庫、長崎などその集中する地域で調査を実施してその概要を把握した。また、木以外の材料である石、煉瓦、鉄、鉄筋コンクリートなどを構造材とする近代建

築については、保存についての経験が浅く、その面についての調査研究も併せて行う必要があることから、昭和52年から「近代建築保存対策研究調査」を実施している。この調査は、①重要な建築物の選定、②耐久度と補強法、③再活用等について、建築史、建築構造、都市計画などの研究者の協力を得て行われており、成果をあげつつある。

桃山・江戸時代以降の近世社寺については、既に指定されていた東大寺大仏殿、日光東照宮社殿、善光寺本堂、出雲大社本殿など著名なものを除いて未調査であったため、昭和52年から近世社寺建築緊急調査が、事業主体を都道府県として開始され、現在進行中であるが、これまでにも多くの重要な遺構が見いだされている。このほか、今後の保存対策や指定の資料を得るために、特定の地域、宗派、形式などによる建築の特徴や大工等職人の流派の特色の把握などの調査も行っている。

## 2 指 定

昭和63年3月末現在において、国宝・重要文化財に指定されている建造物は2007件3247棟であり、その種類別、時代別の内訳は表7-8のとおりである。このうち国宝は207件249棟であって、その占める割合は件数で10%，棟数で8%である。また、古社寺保存法施行時からの指定棟数の推移は図7-6に示すとおりである。

**社寺建築** 古代・中世では世界最古の木造建築である奈良の法隆寺金堂や五重塔をはじめ、平安時代では京都の平等院鳳凰堂、岩手の中尊寺金色堂など、また、鎌倉・室町時代では奈良の東大寺南大門、広島の厳島神社社殿、神奈川の円覚寺舍利殿など924棟が指定されている。

桃山・江戸時代の社寺建築については、近世社寺建築緊急調査の結果を受けて指定した分を含め、現在までに1029棟を指定している。

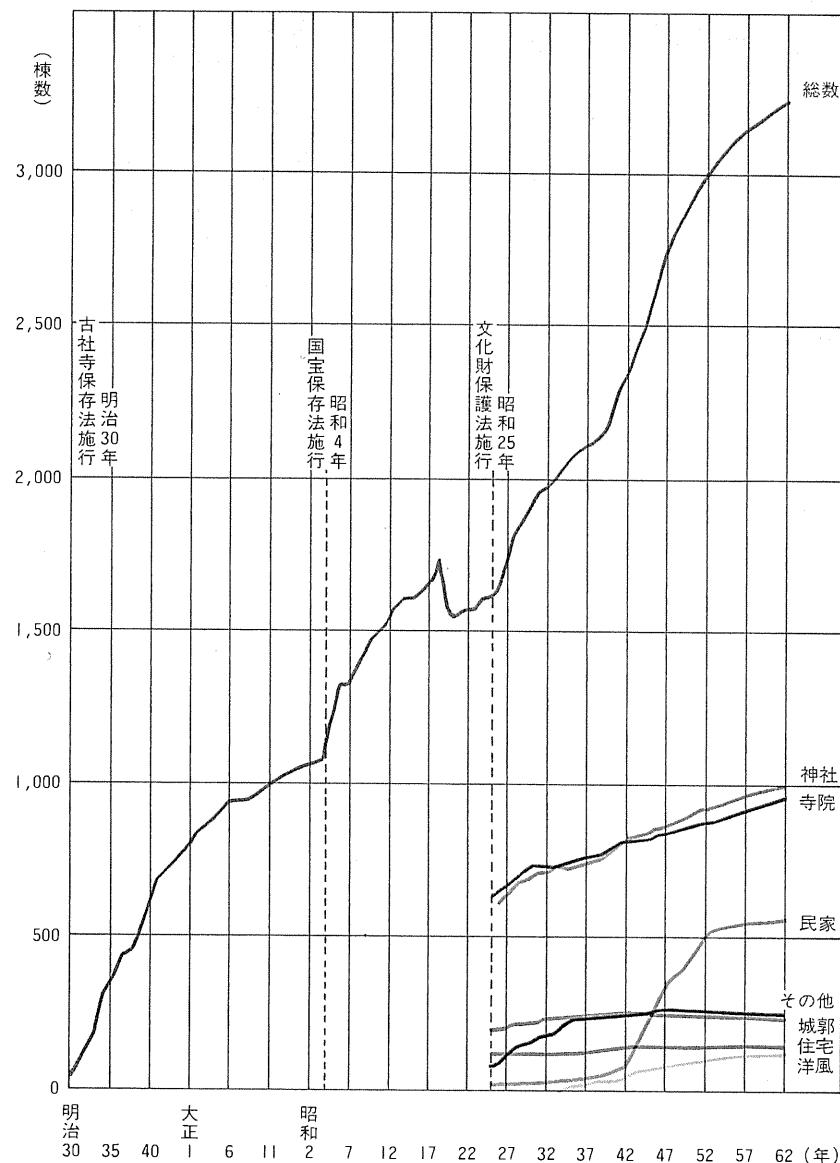
新しく指定された主な社寺として、彫刻と彩色のあふれる千葉の新勝寺三

表7-8 国宝・重要文化財（建造物）の時代別棟数

(昭和63.3.31現在)

建築時代 種類	現在数	飛鳥、 奈良	平安	鎌倉	室町	桃山	江戸	明治	大正
神社建築	996		5	54	299	151	485	2	
寺院建築	964	30	32	160	344	115	278	5	
城郭建築	232				1	117	113	1	
住宅建築	138				7	38	91	2	
洋風建築	117						8	102	7
民家建築	553				2	2	511	38	
石造塔碑、橋梁他	247	1	13	122	53	11	46	1	
合計(2,007件)	3,247	31	50	336	706	434	1,532	151	7

図7-6 国宝・重要文化財（建造物）の指定棟数推移



重塔、御柱で知られる長野の諏訪大社、真如堂で親しまれる京都の真正極樂寺本堂、島根の美保神社本殿などがある。

**民家** 現在までに303件553棟が指定されている。この中には、北海道のにしん御殿花田番屋、秋田の中門造奈良家、新潟の豪農の館 渡辺家、長野の本棟造堀内家、白川村の合掌造遠山家、京都島原の角屋、最古の民家である兵庫の箱木家、城郭を思わせる奈良の今西家、山口の漁家早川家、塩田を持つ徳島の福永家、主屋と炊事部を別々にした鹿児島の二階堂家、沖縄の赤瓦の宮良殿内など地方色豊かな各地の民家が含まれている。これまで指定した民家の多くは農家であり、今後、町家や離島の民家等について重点的に指定を検討していく必要がある。

**近代建築** 幕末・明治期の建物は、長崎の大浦天主堂、グラバー住宅、神戸のトーマス住宅、洋館と和風住宅がセットとなっている東京の岩崎家住宅、あるいは猪苗代湖畔の天鏡閣、札幌の豊平館など現在までに80件109棟が指定され、大正期の建物は、5件7棟(函館ハリストス正教会復活聖堂、山形県、

山口県の旧県庁舎及び県会議事堂、旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎、  
芦屋の旧山邑家住宅(やまむらやしきじゅうたく)である。このほか、東京商船大学校内にある「明治丸」は船舶であるが、建造物として指定されている。

今後、さらに大正期と昭和戦前期の近代建築の保存問題について積極的に取り組む必要があるが、これらの時代の重要な建物は主に市街地にあり、かつ、鉄筋コンクリート造の規模の大きなものが多いため、地価の高い現在地での保存及び再活用の方法、鉄筋コンクリート構造の耐久性保持とその修理技術などについて、従来の文化財建造物とは異なった問題が出てきている。このような近代建築の保存を成功させるためには、優れた活用計画を持つことが前提となるが、一例として、旧近衛師団司令部庁舎は国立近代美術館の分館・工芸館として再生され、保存されている。

また、木造建築の技術は明治時代以降も発達し、明治、大正、昭和初期の各時代にも木造による独自の風格を持った住宅や社寺建築などの優れた建物が多く建てられている。学校や銀行などの公共的建物も、在来の様式で建設されたものが多かったが、これらは、日本の伝統的な木造建築の技術が近代に入ってどのように受け継がれてきたかを知る上で重要なものであり、その保存がこれから課題となっている。

**産業、交通、土木に関する建造物** 鉄橋、機械工場、煉瓦窯、燈台、船舶などにわたって指定が行われているが、これらの分野における本格的な取組みはこれからである。今後、各種工場、造船所、発電所、上下水道施設、鉄道施設(駅舎、トンネル、鉄橋等)、船舶などが対象となるが、その場合には工場設備、機関車、車両、飛行機などへの配慮も必要であろう。

### 3 管理

国宝・重要文化財である建造物を保護していくためには、日常的な管理が重要であるが、管理には、標識、注意札、柵、防災施設の設置や除草、清掃、

見回り等の日常的管理のほか、応急的な小修理などが含まれる。

国宝・重要文化財を管理するのは原則として所有者であるが、現在、国宝・重要文化財として指定された2007件の所有者別件数は、図7-7のとおり、社寺有が1472件(寺院960件、神社512件)と最も多く、全体の70%以上を占め、次いで国有・公有は231件、個人有は224件、法人有その他80件となっており、10年前と比べると国有、個人有に代わり法人有、公有が若干増えているが、全体的にこの割合はほとんど変わっていない。

個人の所有者等で特別の事情のあるときは、所有者は代理人として管理責任者を置くことができるほか、文化庁長官は指定した地方公共団体等を管理団体として管理させることができることになっている。

昭和62年現在、管理責任者を置いている国宝・重要文化財は13件であり、また、管理団体が管理している国宝・重要文化財は36団体により67件となっており、合計80件が所有者以外の者によって管理されている。その所有者別の内訳は、図7-8のとおりである。国は、所有者に対し管理について必要

図7-7 国宝・重要文化財(建造物)の所有者別件数

(昭和63.3.31現在)

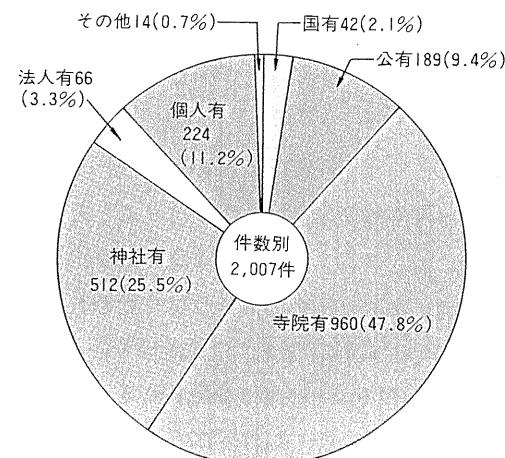
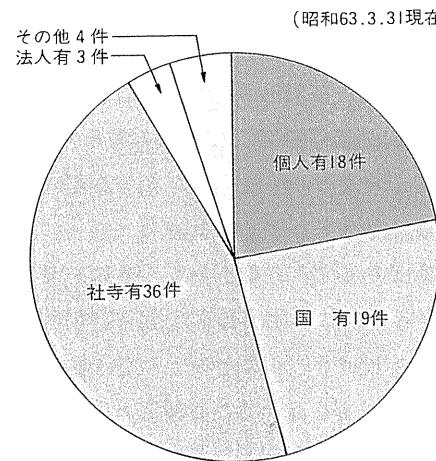


図7-8 国宝・重要文化財（建造物）の管理団体・  
管理責任者による管理の所有者別件数



な助成を行っているが、特に個人所有の場合、最近の環境の変化、所有者の高齢化等により、将来に不安定な要素も生じており、管理責任者又は管理団体による管理制度の活用の必要性が増大していくと考えられる。

#### 4 修理等

##### (1) 修理

国宝・重要文化財の保存修理は、所有者が行うこととされているが、国有文化財である建造物に対して行う国の直営事業のほか、小修理その他の特別な場合を除いて、修理の多くは国の助成を受けて行われる。

保存修理は、明治30年以来毎年継続して実施しているが、その方法は破損の程度などによって大きく次の4段階に分けられる。

###### ① 根本修理

建物全体に破損が及んでいる場合、建物をいったん解体し、部材の補修、

取替えを行って再び原形に組み立てる根本的な修理である。建物の全部材を解体して行う「解体修理」と軸部の大半は解体しない今まで行う「半解体修理」がある。

###### ② 部分修理

局部的に破損が生じた場合に行う。

###### ③ 屋根葺替え

茅、檜皮、瓦など屋根の葺替えを行う。

###### ④ 塗装修理

漆、彩色などの塗り替えを行う。

また、近年、在来の材料を生かして再び用いるため、合成樹脂による充填補修や人工木材を利用しての整形等が行われ、既に幾つかの成果をあげている。

国有文化財である建造物の保存修理は、昭和62年度までに32件(156棟)の根本修理を完了した。

その主なものには、北海道大学農学部第二農場（昭和46年度から56年度）、幕末の蘭学塾として知られる旧緒方洪庵住宅（昭和51年度から54年度）、旧米沢高等工業学校本館（昭和54年度から57年度）がある。重要文化財建造物で唯一の船舶である明治丸は、昭和55年度から8か年計画で保存修理を完了し、復原された。また、昭和59年度から4か年計画で根本修理に着手した旧奈良県物産陳列所は、奈良国立博物館仏教美術資料研究センターとして保存・活用を図るための設備工事を並行して実施し、このほど完成して昭和63年度から開館している。

国有以外の建造物の修理に対する補助事業は、予算上一般修理と特殊修理に分けて実施している。

特殊修理は、修理に当たって高度の専門的調査や特殊な技法による施工を必要としたり、長期かつ多額の経費を要する等の特別な事情のあるものに対して行うものである。

昭和25年度に第一期工事に着手した日光二社一寺（東照宮、二荒山神社、

輪王寺）では第一期、第二期工事が完了し、昭和61年度から第三期第一次5か年計画の工事を実施している。

東大寺金堂（大仏殿）の屋根葺替えを中心とした昭和大修理も昭和54年度に完成したほか、<sup>かんべ</sup><sup>あさま</sup><sup>おなとしき</sup><sup>おや</sup><sup>せんげん</sup>神部神社浅間神社大歳御祖神社（静岡浅間神社）社殿（静岡県）、本願寺本堂（京都府）、<sup>きんぶせんじ</sup>金峯山寺本堂（奈良県）、<sup>せんじゅ</sup>専修寺如来堂（三重県）、善光寺本堂（長野県）、法華経寺祖師堂（千葉県）がそれぞれ竣工し、あるいは実施中である。

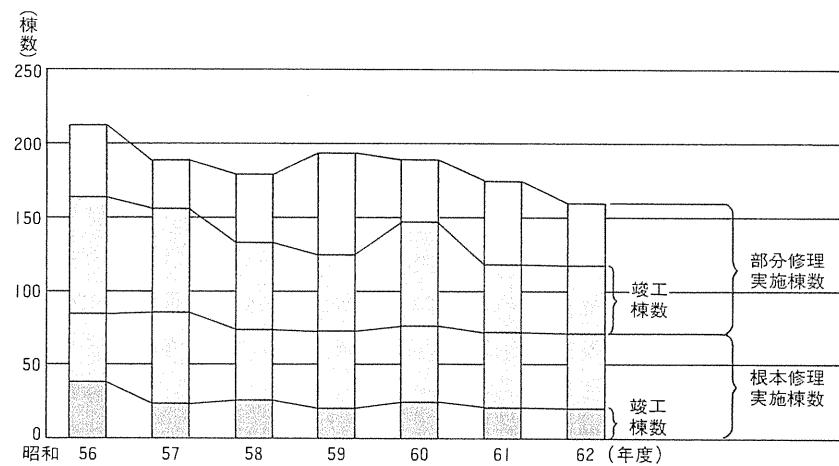
金峯山寺本堂、善光寺本堂は大規模な檜皮葺屋根の全面葺替えで、葺材である檜皮の計画的調達が修理実施の重要な課題である。専修寺如来堂や法華経寺祖師堂は、近世の大型社寺建築の代表的なもので、これらに共通する構造的欠陥への対策が重要事項の一つであり、また、静岡浅間神社、日光二社一寺は漆、彩色の修理が主たるもので、その復原の仕方と伝統技法の継承が重要であるが、いずれも今後指定数が増加する近世社寺建築の修理の基本的指針をなすものとして注目される。

一般修理では、修理の対象がこれまで中世以前の社寺建築を中心として民家や木造の洋風建築が多かったが、最近は山形県旧県庁舎及び県会議事堂、旧日本銀行京都支店、旧名古屋控訴院などの石・煉瓦・鉄筋コンクリート造の近代建築や専修寺御影堂（栃木県）、瑞龍寺伽藍（富山県）などの大規模な近世社寺建築等の修理が年々多く手掛けられるようになった。また、明治30年の古社寺保存法によって、保存修理の制度的措置がとられて以来、一世紀を迎えるとしており、根本的な再修理を要する場合も生じている。

建造物、特に木造の建造物が、文化財としての価値を失うことなく適正に保存されるために必要な修理のサイクルは、標準的には、解体・半解体修理の根本修理を約100年ごとに行い、その間、屋根葺替えを約35年ごとに、漆・彩色等のある場合は約40年ごとに塗装修理を反復実施する必要があると言わされている。

最近では、図7-9に示すとおり、年平均180棟の保存修理が実施されてい

図7-9 修理の事業内容別実施棟数（建造物一般修理）



るが、要修理の木造建造物がまだ残されている。修理事業の充実は、建造物の保存に不可欠であるばかりでなく、伝統的修理技術者・技能者や修理用資材の生産と供給を確保する上でも必要であり、事業量の安定的確保が求められている。

## (2) 現状変更等

国宝・重要文化財は建築されてから長い年月を経ているため、その間に大小の改造を受けている場合が多いが、改造はほとんどの場合、文化財としての価値を損なっているので、大規模な修理に当たっては、建造物の歴史的経緯を調査し、その結果を踏まえて改造部分を以前の姿に復原するなどの現状変更が行われる場合がしばしばある。

現状変更に当たっては、民家では修理後の生活を、近代建築では再利用を含めて方針が決定されるが、生活の場である民家の場合、復原によって生活に支障を来すときには、それに代わる建物を新築することなどで対処している。

このような復原等のための現状変更は文化庁長官の許可を要するが、明治

34年から現在までに約1170件の許可が行われており、最近10年間の許可件数は221件である。近年は、洋風建築の修理に伴う構造補強や再利用についての現状変更が増える傾向にある。

## 5 防災等

我が国の国宝・重要文化財は、そのほとんどが木造であるため、常に火災の危険にさらされており、今までに図7-10に示すとおりの災害を受けている。また、近年は火災以外で自動車による毀損も多く見られるようになった。

このような災害の対策として、防災設備のより一層の充実が必要となってきた。文化庁では次の四つの防災整備事業等に対して助成を行い、その整備の促進を図っている。

**一般防災** 建造物の火災の感知、初期消火及び消防機関の消火活動に資するための防災設備（自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等）を設置する事業である。昭和62年度末現在で総合防災（上記3設備を設置したもの）の

図7-10 火災原因別被災棟数（文化財保護法施行以後）

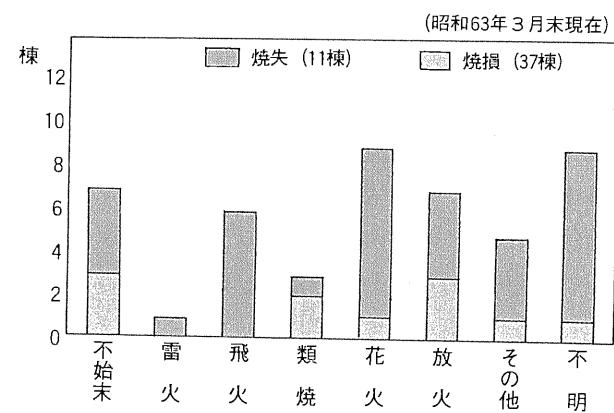
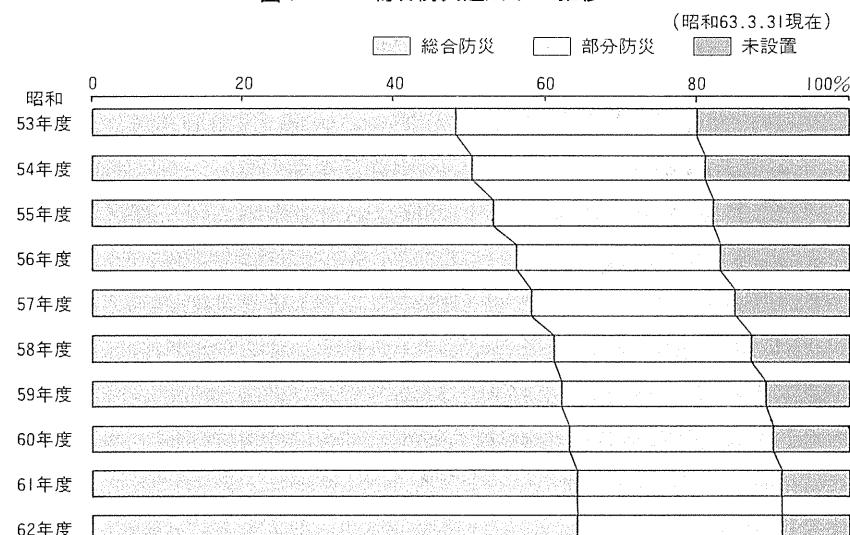


図7-11 総合防災達成率の推移



- (注)
- 1 総合防災とは、自火報設備、消火設備及び避雷設備をすべて設置したものである。
  - 2 部分防災とは、上記の3設備のうちいずれかの設備を設置したものである。
  - 3 未設置とは、防災設備を必要とするが、まだ設置していないものである。

設置率は、図7-11のとおり、64%に達したが、一方、初期の事業において設置した設備の老朽化も進んでおり、今後、設備の新設だけでなく、改修工事も含めた計画的で安定した事業の実施が必要となっている。

なお、大規模な近代建築が国宝・重要文化財に指定されるようになったことに伴い、現在、これらの再利用計画との関連における防災設備の設置及びその新しい基準（例えば、防火区画、排煙設備等）の策定などについて検討を行っている。

**特殊防災** 特に大規模な防災設備を必要とする事業で、法隆寺（奈良県）については昭和53年度から60年度までの8か年継続事業として実施した。また、延暦寺（滋賀県）については昭和56年度から64年度までの9か年継続事業として実施中である。

**環境保全** 建造物を良好な状態で維持するために、建造物周辺の排水、土留め・擁壁、地盤補強、柵などの整備及び火除地の買上げを行う事業で、最近10年間では長保寺（和歌山県）の石積み、側溝、保護柵など22件を実施した。

**民家保存管理施設・公有化** 民家保存管理施設とは、民家の保存修理の際の復原等で居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するための施設を建設する事業であり、最近10年間では我妻家住宅（宮城県）など12件を実施した。

また、公有化のための買上げ事業とは、所有者による維持が困難となった指定建造物・土地を国庫補助により地方公共団体が買い上げる事業であり、最近10年間では旧トーマス住宅（兵庫県）など9件について実施した。

## 6 公開・活用

指定されている建造物の公開は、それが建てられている場所で公開されるのが原則であるが、さらに不動産としての建造物の特殊性から、次のような方法によってその公開・活用に努めている。

**模写・模造の公開** 建造物は、移動の容易な美術工芸品のように多数を適宜一堂に集めて展示することが不可能である。そこで、国宝・重要文化財に指定された建造物の中から特に優秀で歴史的に重要なものを選定し、これを正確に縮尺した模型を製作して公開することとしている。模型製作は、建造物のような立体物の再現には最も有効な方法であり、その造形、構造を的確に把握することを可能にするものである。また、建築彩色は、美術工芸品に比べて維持管理が難しく、退色あるいは剥落が著しいことから、現状での記録を取るとともに、当初の彩色の復原模写を行っている。

このような模写・模型の製作は昭和35年から行われ、現在製作中のものを含めて模写が23件、模型が28件に達し、主に国立歴史民俗博物館において一般公開しており、また、一部は国立科学博物館、京都国立博物館にも展示し

ている。今後も、引き続き年代や建造物の種別に応じて代表的なものを製作していく必要があるが、あわせて、海外を含めた展示公開や保存管理についても適切な方法を確立することが望まれる。

**博物館、資料館等としての公開・活用** 指定された近代建築のうち比較的大規模の大きい公共建築や商業建築は、文化施設として活用される例が多い。例えば、木造建築では旧開智学校校舎（松本市）が教育資料館として、また、煉瓦造のものでは旧日本生命保険株式会社九州支店（福岡市）、石造のものでは旧日本郵船株式会社小樽支店などが博物館や資料館としてそれぞれ一般公開されており、近年、国有、公有の文化財建造物はほとんどこのような方法で公開・活用が図られている。

**移築による保存・公開** 文化財建造物は、建てられた場所に保存されてこそ歴史的な意義がある。しかし、所有者の現代生活への対応や土地利用の都合などにより、現地保存が不可能となり、移築の必要が生じることがある。近年では、このような建造物を地方公共団体や法人等が譲り受け、適当な地に移築、収集し、文化財建造物を展示の中心とした博物館を設立して一般公開する例が増加している。特に民家の場合、このような方法によって保存される例が多く、川崎市立日本民家園、高山市立飛驒民俗村、~~財~~日本民家集落博物館（豊中市）、~~財~~四国民家博物館（高松市）など全国に多数の民家博物館が開設されている。また、近年の都市の再開発に伴って急速に姿を消しつつある明治建築を中心に移築、収集し、展示公開をしているものとして~~財~~明治村（犬山市）がある。

## 7 資料の整備

修理工事に当たっては、建物の歴史に関する調査、伝統技法の調査等各種の調査が行われ、次のような記録が作成される。

- ① 保存図（実測図及び竣工図、ケント紙墨入れ）

- ② 写真（修理前、竣工及び工事中の記録）

- ③ 野帳（伝統技法調査等の各種調査記録）

- ④ <sup>じょう</sup> 摺拓本（絵様等の記録）

比較的大規模な修理の場合、これらの資料の主なものはまとめて修理工事報告書として刊行されることになっており、現在約1150冊の報告書が刊行されている。保存図、竣工写真及び摺拓本は報告書刊行後文化庁に提出され、保管されることになっているが、その量は年とともに膨大になり、保管や整理の方法の検討が必要となりつつある。また、工事中の記録写真や野帳は所有者に引き渡され、保存される。

修理工事に再び用いられない古材のうち、建造物の建立年代やその後の修理を示す墨書きのあるものなどは、<sup>つけたり</sup> ~~財~~ 指定として永久保存することとなるが、他の古材についても、次回の修理の資料となるものは、できるだけ保存するようしている。これら修理工事に伴う記録や古材は、文化財建造物の保存及び研究の貴重な資料となっている。

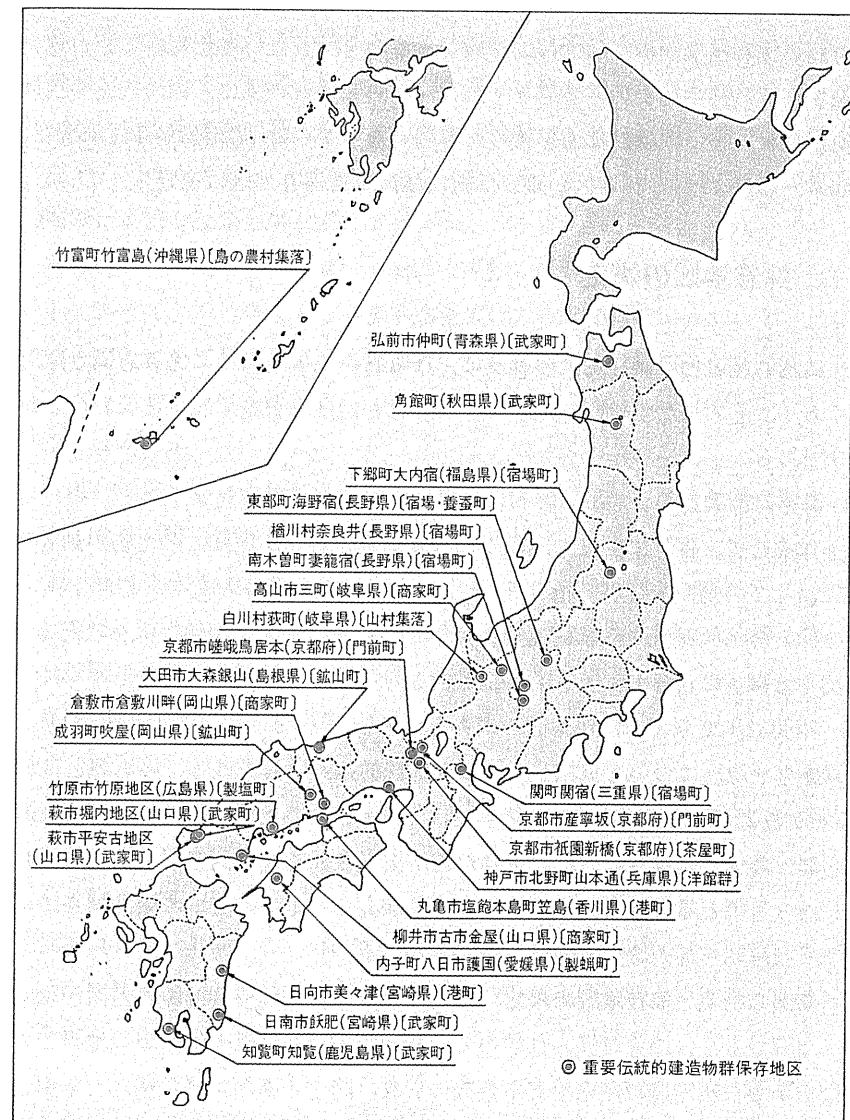
## 第4節 伝統的建造物群

昭和40年代の初めに起こった環境保全への広い関心は、我が国の歴史的な集落・町並みを保存、再生する運動となり、全国各地の市町村で歴史的環境を景観として保全する様々な取組みがなされ、その内容は条例制定、地区指定等地域の歴史的環境を意識した住民参加型の町づくりである点で共通していた。また、国際的に見ても、歴史的町並みの保存への関心が高まりつつあった。

昭和50年の文化財保護法改正では、このような状況と地方公共団体の実績を踏まえ、その主体性を生かすことができる制度が創設された。すなわち、周囲の環境と一体をなして価値を形成する伝統的な建造物群を保護するために、市町村は自ら条例を定め、伝統的建造物群保存地区の範囲の決定、保存

図7-12 重要伝統的建造物群保存地区の所在

(昭和63.3.3現在)



事業の実施等を行うことができることとした。そして、国は市町村の申出により、その中の価値の高い地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や技術的指導を行うという仕組みとし、地方公共団体の自主的な保存意思とそれに基づいた事業の上に、国の選定や援助がなされるという斬新な面を持ったものとなっている。昭和63年3月末現在、図7-12のように、26地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

## 1 保存地区の決定

伝統的建造物群保存地区の制度は、市町村が主体的にその保存を図る制度であり、その果たす役割は大きい。市町村が地区を決定する手続は次のとおりである。

**保存対策調査** まず、市町村は地区の調査をして保存対策をたて、報告書を作成して、保存に向けて関係者の合意形成を行う。国はこのための調査費に対しての補助を行い、指導・助言する。調査は、その地域の歴史的沿革、社会的、経済的情況、伝統的建造物及びこれと一体をなす環境の保存状況等に関する調査に併せて、それらの保存対策を策定することを目的としている。

昭和62年度末までに79地区の調査を終了し、そのほかに、保存計画の見直し調査を9地区について実施した。現在伝統的建造物群を残している地区は約600が数えられる。このほか、最近では、地区として比較的規模の小さな建造物群が各地で見直され、その保存対策が要望されており、全国では相当な数があるものと見られる。今後は保存対策調査に加えて、広域の緊急調査により所在確認を進めるなどの検討が必要である。

**条例の制定・保存地区の決定** 最近では、伝統的建造物群保存地区が総合的な町づくりに位置付けられ始めており、保存条例は、保存地区周辺地域での緩やかな自然環境の保全や都市景観の形成に関する事項を盛り込んだ条例とする市町村が増えている。伝統的建造物群保存地区の決定が都市計画区域内

では都市計画法の地域地区の一つとして都市計画決定により行われる点も、従来の文化財保護にない新しい点であり、これによって総合的な町づくりの一部に組み込まれることが容易となる。しかし、地区の範囲の決定には、単に景観だけでなく、地区の歴史的沿革や保存に取り組む地域共同体のまとまりについても配慮し、歴史を生かした生活環境づくりを目指す点が都市景観形成との相違点である。町づくりに全体的な責任を持つ市町村の首長の総合的判断が重要な役割を果たすと言えよう。

**保存計画の策定** 保存計画は、地区の実際の保存の内容を規定する重要なものであって、その内容となる基本的事項は次の5項目であるが、その具体的な内容については各地区のそれぞれの特性に応じた施策の実施が可能となるように策定されている。

### ① 基本計画

その集落・町並みの形成の歴史的経過、保存対象、地区の範囲、伝統的建造物群の特性などを示す。

### ② 伝統的建造物等の決定

集落・町並みを構成している伝統的な建築物や工作物（伝統的建造物）、及び環境を構成する価値ある物件（環境物件）を決定する。いわば、これは地区内で保存すべき文化遺産のリストである。

### ③ 建造物の保存整備計画

伝統的建造物の修理の方法や伝統的建造物ではない物件を修景し、調和させる方法を定める。

### ④ 助成措置

この計画を実施するため、地区住民などの行う保存事業に対し、市町村が行う補助制度などについて定めるが、その内容は建造物の構造、各市町村の取組み方、地域の経済力や住民の協力などにより幅がある。また、最近では、長期にわたって町づくり事業を実施するための財政計画に位置付けたり、地域の活性化によって収益が伴うことから地域経営の視点に立って

助成することも考慮され始めている。

なお、補助金の支出以外に、市町村によっては、屋根葺材の茅や瓦の提供、融資の斡旋、条例による保存基金の設置、保存財団への出資や補助、保存団体の活動への援助などを行い、様々な工夫が各保存地区でなされている。

#### ⑤ 環境整備

保存地区の保存に関連した施設の建設・整備、保存地区の保存に調和した都市計画による環境整備の在り方などを長期的な目標も含めて示す。周辺地域も含めた観光化や車社会への対応、道路、河川、農林、漁業等の施設の整備との調整に関する事項も示す必要がある。

保存計画はそれ自体個性的な町づくりのための枠組みとなるものであるが、社会状況の変化が著しいことから、当初の計画は数年が経過すると部分的な見直しが必要となることが多い。このような見直しの過程においても、行政担当者が住民と一緒に協力し、新たな課題の解決に努力することが、文化財を生かした町づくりを進めるために不可欠のことである。

## 2 選定と保存事業

以上のような措置を講じた市町村が希望するときは、文部大臣に対し重要な伝統的建造物群保存地区としての選定の申出を行い、文部大臣は、このうち我が国にとって特に価値の高い地区的区域の全部又は一部についての選定を行うことができることとされている。国は、重要伝統的建造物群保存地区に選定した場合、市町村が行う保存修理、防災施設等の設置、公有化などの事業で特に必要と認められるものについては、その経費の一部を補助することができることになっているが、近年この助成に係る各市町村の要望が強くなっている。次にこれらの事業について概説する。

#### ① 保存修理事業

伝統的建造物の修理工事と伝統的建造物ではない物件を周辺の町並みに調和させて修理等を行う修景工事などに分けられる。伝統的建造物の多くは、建築後100年以上を経過していく大修理を要する時期にきており、市町村は、破損状況の大きいものから順次、所有者の希望等を基に修理工事を補助事業として採択している。修景工事も地区の保存整備として重要な事業であり、並行して行われている。これらの補助事業を行う市町村に対して国が助成している。

伝統的建造物の過半についての修理が行われた地区は、弘前市仲町など数地区であり、いずれも早期に保存事業を始めたところで市町村当局が熱心に取り組んだ地域である。保存修理事業は、伝統的建造物群保存地区の保護についての国庫補助事業の主たるものである。

#### ② 防災施設等設置事業

我が国の伝統的建造物群は木造であり、町並みでは燃えやすい家屋が軒を連ね、農村集落では茅葺きの屋根が密集している。これらの地域では歴史的に大火を何回か経験していることが少なくないことからも、その保存上地域住民自らの手により守ることが重要である。そのため、住民が手軽に使える地域ぐるみの消防施設の設置が急がれるが、現在までに白川村荻町地区などの5地区で国庫補助事業により地区消防施設が設置されている。

#### ③ 公有化事業

宿場町の日本陣など由緒ある建物、敷地等で公開・活用の必要があるものを市町村が買い上げる事業に対して、国は助成を行っている。市町村は買い上げた建物を復原し、資料館等として一般公開して活用している。公有化の実施例としては、愛媛県内子町八日市護國の町家など3例があげられる。

### 3 公開・活用等

これらの保存事業の進展により、年々各地区とも伝統的で洗練された美しい町並みが整備されつつあり、文化財の保存にとどまらず、良好な生活環境の町づくりや地域活性化の核として活用されつつある。地区内の建物は外観保存を主とし、内部は規制せず、所有者が自由に改造して快適な生活を送ることができるように配慮している。このため、大部分の建物は非公開であるが、地区内の代表的建物の幾つかは見学者のため資料館や物産館として復原、整備し、内部を公開・活用している例が多い。

町並みが周囲の環境と一体として整備されるに従って、最近では健全な観光地として修学旅行先の一つともなり、また、女性グループが数人でゆっくりと散策して歴史を楽しむなど、各地区とも年々観光客の数は増加の傾向にあり、観光資源の中心として地域経済への貢献度も高くなっている。

観光客数は、昭和61年度においては、倉敷市400万人、京都市の3地区で220万人、高山市200万人、神戸市150万人、萩市100万人などが多い。また町村でも、角館町130万人、南木曽町60万人をはじめ知覧町30万人、内子町15万人などとなっている。

**普及・啓発等** 伝統的建造物群の保護は、昭和50年の文化財保護法改正により創設された全く新しい分野であり、前述のようにその保護の事業が着実に積み重ねられてきてはいるものの、今後に残された課題も広範である。その最大のものは、まだ歴史の浅いこの制度について普及・啓発を図り、広く国民の理解を得られるものとしていくことであろう。

歐米の歴史的遺産を豊かに残す町並みと比べて、我が国の都市や農村の姿は、その蓄積が少なく、近代化によって画一的な印象も与えている。しかし、我が国に歴史的遺産が元来乏しかったわけではなく、むしろそれを活用した町づくりをする余裕がこれまでなかったと言うべきであろう。今後は、都市の景観対策として、また郷土の誇りとして、伝統的建造物群を町づくりに活用して取り組む地方公共団体が増えてくることが予想される。

我が国の伝統的建造物群は、南北に長い日本列島の上にあって、各地の極めて多様な文化、風土、歴史を総合的に理解することのできる文化遺産であるという特徴を持っている。今後の国際化の進行を考えるとき、それらの代表である重要伝統的建造物群保存地区は、国際社会の中で文化面での相互理解を深めるためにも重要な国家的文化資源であるという認識が広まることは、パリのマレー地区の保存など西欧諸国の状況からも予想できよう。

この制度が、凍結的な保存ではなく、地区住民が伝統的建造物群である町並みや集落の景観を守りつつ生活環境として活用するというものであるた

め、住民や地方公共団体の行政レベルでのこの制度への理解が不可欠なものとなっている。各保存地区の住民、保存団体、関心を持つ人々などにより「全国町並み保存連盟」が結成され、毎年歴史的な地区で開く「全国町並みゼミ」には400人から500人の人々が参加している。また、保存地区の市町村の首長によって構成される「全国伝統的建造物群保存地区協議会」も毎年各地区で開催され、行政担当者の連絡の場となり、「町並み保存のネットワーク」が刊行されるなど、この制度への理解を深める大きな役割を果たしている。さらに、いわゆる景観条例等を持つ市町村で構成する「全国歴史的景観都市連絡協議会」も同様の機能を果たしている。今後、これらの活動は、地区保存に関わる専門家の養成や研修なども含め、一層幅広い分野に展開していくことが期待される。

#### 4 地域の活性化と都道府県の役割

**文化財の保護と地域の活性化** 各市町村がこの事業に取り組む理由は、個性を失いつつある大都市の中での魅力の回復であったり、過疎状況からの觀光による脱却であったりと多様である。保存地区は、単に経済的な地域の活性化に貢献するだけでなく、住民、行政担当者、専門家などに町づくりに参加する場を提供し、コミュニティー意識を育てるという、いわば人づくりの役割も果たしている。今後は、保存地区が一層広く活用されるよう留意するとともに、一方では文化財としての価値の保存を確実に行っていく必要がある。

また、保存地区は、伝統的な民俗行事や伝統産業の場であることが多く、広く歴史と民俗を保護する上で役立っている。今後は、伝統的建造物を活用した歴史民俗資料館の建設や各分野の文化財指定の推進など、各種の文化財の保護施策を組み合わせて、本来総合的なものである歴史的環境としての価値と魅力を回復するべく、いわば文化財集中地区としての整備・活用を図っ

ていくことが重要である。

**都道府県の役割** 都道府県による歴史的集落・町並みの保存対策は、最近、岡山県、兵庫県などにおいて県独自で地区指定や保存修理事業を行うなど先進的な保護対策を進める例も出てきている。また、比較的小規模な町並みへの関心が市町村や国民の間で高まっており、今後はこのような新しい状況に対応して、県の文化財保護条例による保存地区選定や保護施策を促進する必要がある。あわせて、広域行政を行う都道府県の立場を生かし、複数の地区的ネットワーク化による活用を図るなど新しい施策を進めることが望まれている。

## 第5節 記念物

「記念物」とは、有形文化財、無形文化財等と並ぶ文化財の種類の一つであり、

- ① 貝塚、古墳、都城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ② 庭園、峡谷、海浜等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ③ 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものの総称である。

国は、これらの記念物のうち重要なものを、上記の種類に従って、それぞれ「史跡」、「名勝」及び「天然記念物」に指定し、さらに、そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」及び「特別天然記念物」に指定して、その保護を図っている。

### 1 調査

「記念物」の保護は、第1節で述べたとおり、大正8年制定の史蹟名勝天然記念物保存法によって初めて国の制度として確立した。しかし、それまでにも明治末期以来、史蹟や天然記念物等の保存の必要性は民間の有識者等によって強く認識されており、明治44年の帝国議会に提出された「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」の可決、同年、民間の団体として設立された史蹟名勝天然記念物保存協会による保存思想の普及や調査等の活動等があり、平城宮跡の保存事業のように民間の事業として始まったものもある。

保護の対象とすべき貴重な遺跡等の調査は、このような民間の団体や有識

者によるもののはか、大正初年ごろからは、各道府県に史蹟名勝地調査会等が設置され、それぞれの区域内の重要な物件について逐次調査が行われ、報告されており、大正9年から行われた内務省による史蹟、名勝、天然記念物の指定は、この成果等を基に行われた。

昭和25年、現行の文化財保護法の制定に伴って、旧史蹟名勝天然記念物保存法によって行われてきた史蹟等の指定は、新法による史跡等の指定とみなすこととされ、新しい制度による保護対象として引き継がれた。

新法による史跡等の指定のための基礎的な調査としては、まず、昭和35年度から37年度にかけて行われた全国の埋蔵文化財包蔵地の分布調査がある。この調査によって、全国に約14万か所の包蔵地が確認されたが、これは、我が国の遺跡の所在状況を体系的に把握した最初のものであり、その後、新たな発見や分布調査による内容的な追加を重ね、その結果は、昭和39年度以来2回にわたり、「全国遺跡地図」として刊行された。

また、遺跡の種類別には、昭和40年代以来、近世の陣屋、番所、本陣、旧宅等、中世の城館跡、近世大名墓所についてそれぞれ全国的な所在状況の調査を進めてきている。

天然記念物として保存する必要のあるものの選択の基礎となる全国の動植物の状況については、昭和42年度から46年度にかけて行われた全国の現存植生と主要な動植物の分布状況の調査があり、この結果は、昭和43年度から「植生図・主要動植物地図」として刊行された。

以上のような全国的な「記念物」の所在状況を概括的に把握する一斉調査のほか、保護対象とすべき遺跡や庭園、景勝地、動植物等については、更にその価値、現状等を具体的に把握するため、その所在地や生息地等について発掘調査や現地踏査を行っている。また、特に遺跡については、専門家による検討会議を設けて、全国に所在する多数の遺跡の中から重要なものを選び出す作業を従来から実施している。更に、近年、開発事業等に伴って行われる発掘調査によって従来明らかでなかった重要な遺跡が新たに発見される例

も多くなっている。

## 2 指 定

史跡、名勝、天然記念物の指定は、多くの遺跡や庭園、景勝地、動植物、地質鉱物のうち、国全体として将来にわたって保護していくかなければならぬものについて行っており、昭和63年3月31日現在、2532件（一つの物件が史跡、名勝、天然記念物の各分野に重複して指定されている場合、それぞれの分野ごとに1件として数えているので、第1節2の表7-1に示す件数よりも多くなっている。以下、本節2において同じである。）が指定されている。

指定の対象とする遺跡等は、あらかじめ歴史上、学術上文化財としての価値の高さや、現況、将来の保護の方針等について調査、検討して選び出す必要がある。

これまで、指定対象の選択は、過去に行われた遺跡や動植物の所在状況に関する全国調査の結果等に基づき、専門家による会議等により重要なものを抽出していく方法のほか、開発事業等に伴う発掘調査その他によって新たに重要なものであることが明らかになったものについては、開発事業等との調整の手順を踏んだ上、緊急に保護すべきものとして選択する方法もとられている。

また、記念物は、ほとんどが土地と切り離すことのできないものであり、これらを史跡等に指定して保護するためには、土地の利用規制を伴うことが多いので、指定に際しては、指定対象についての所有権その他の財産権や史跡等としての保護以外の公益的な計画との調整を十分行っておくことも必要である。

このように、史跡等の指定は、保護する必要のあるものの選定とともに、これを将来にわたって円滑に保護していくために必要な種々の調整等を経て行われている。

史跡、名勝、天然記念物の今後の指定については、①従来の調査等によつて既にその重要性が確認されているものについてその指定を急ぐとともに、②学術研究の進展等に伴い、新たにその保護の必要性が見いだされるに至っているものなどについて、その重要性の程度や指定後の保護の在り方などを十分に見極めながら体系的に指定を進めていく必要がある。

### (1) 史 跡

史跡は、貝塚、古墳、城跡等の遺跡のうち我が国の歴史を理解する上で欠くことができず、かつ、規模、出土遺物等において価値の高い重要なものであり、昭和63年3月31日現在1290件が指定されている。

遺跡は、過去の人々の政治、生産活動、生活、宗教その他のあらゆる活動に伴って形成されたものであるので、その性格は極めて多様であるが、これを類型的にまとめると、当時の人々の生活に関するもの（貝塚、住居跡）、埋

葬, 祭祀に関するもの(古墳, 墳墓, 経塚), 都城跡, 国・郡庁跡等の国の政治に関するもの, 社寺跡その他の宗教に関するもの, 藩学, 私塾等の教育に関するもの, 園池・公園, 街道, 関跡, 窯跡等の広く交通, 産業, 土木に関するもの, 城跡, 防壘等の軍事関係のもの, 外国又は外国人に関するものなどに分けることができる。遺跡の種類別, 時代別の史跡指定件数は表7-9のとおりである。

これらの遺跡の分類ごとに代表的なものについて指定の状況を示すと次のとおりである。

**貝塚, 住居跡** 貝塚, 住居跡は, 集落を構成する遺跡であり, 生活, 生産から埋葬に至るまでの人々の生活の様子を知るために欠くことのできないものである。貝塚は主に縄文時代に形成され, 北海道から沖縄県まで広く分布するが, 大規模なものは主として関東, 東北地方に形成されていること, 集落の形態が社会の構造の変化に伴って時代的変化を遂げていることなどの特色がある。史跡指定されている大規模な貝塚としては, 加曾利貝塚(千葉県), 大木団貝塚(宮城県)等があり, 住居跡では縄文時代初頭のものとして上黒岩岩陰遺跡(愛媛県), 縄文時代終末期の農耕を行っていた集落である菜畑遺跡(佐賀県), 弥生時代の環濠集落として大塚・歳勝土遺跡(神奈川県), 典型的な稻作集落である登呂遺跡(静岡県)等がある。また, 近年, 奈良時代以降の集落跡が発掘調査によって次第に明らかにされてきており, これに伴って, 例えば, 西沼田遺跡(奈良時代の集落跡, 山形県)のようにその後の時代のものも史跡指定されるようになってきている。

**古墳** 古墳は, 我が国の遺跡の中で歴史的にも歴史的景観の構成要素としても代表的なものであり, その時代の地域の政治・文化を知る上で欠かせない手掛かりになるものであるが, その規模, 築造時期, 築造地域, 埋納された副葬品等において多様であり, それを総合した評価が必要である。史跡指定されている古墳としては, 大規模なものでは, 長さ300メートルを超える丸山古墳(奈良県), 造山古墳(岡山県)等が代表的なものであり, 築造時

表7-9 史跡の種類別・時代別指定件数

(昭和63.3.31現在)

時代 分類	原 始	古 代	中 世	近 世	近 代	計
当時の人々の生活に関するもの (貝塚, 住居跡)	155(2)	2				157(2)
埋葬, 祭祀に関するもの (古墳, 墳墓, 経塚)	334(7)	10	9	45	1	399(7)
国の政治に関するもの (都城跡, 国・郡庁跡等)		34(4)	13	2		49(4)
宗教に関するもの (社寺跡及び旧境内等)		164(14)	28	6		198(14)
教育に関するもの (藩学, 私塾等)		1	1	20(3)	2	24(3)
園 池 ・ 公 園		3	14(2)	25(3)		42(5)
交通, 産業, 土木に関するもの (街道, 関跡, 窯跡等)	7	30	18	61(2)	5	121(2)
軍事関係のもの (城跡, 防壘等)		17(5)	91(1)	61(9)		169(15)
外国又は外国人に関するもの				5	1	6
そ の 他	36(1)	17(3)	24	46(1)	2	125(5)
合 計	532(10)	278(26)	198(3)	271(18)	11	1,290(57)

(注) 1. 「その他」の中には, 遺物包含地, 神籠石, 葉園跡, 慈善施設, 碑, 旧宅, 供養石塔, 陣屋などが含まれる。  
2. ( )内は特別史跡で内数である。

期別に見ると初期（3世紀から4世紀まで）のものとして仲仙寺古墳群（島根県），王山古墳群（福井県）等があり，中期（5世紀）の巨大古墳を経て後期（6世紀から7世紀前半まで）の石舞台古墳（奈良県），終末期（7世紀後半から8世紀まで）の阿武山古墳（大阪府）等があげられる。内部に文様や彩色のある装飾古墳は北九州に多く，王塚古墳（福岡県），チブサン古墳（熊本県）等が指定されているが，関東北部，東北南部にも発見されており，虎塚古墳（茨城県）等が指定されている。また，高松塚古墳（奈良県）は最末期に属する秀抜な装飾古墳である。近年，発掘調査によって古墳発生期の墳丘墓等が解明されてきているなど，古墳についての新しい発見が続いているので，今後，弥生時代から古墳時代への移行期のものなどについて，歴史的，学術的価値を多角的に判断しつつ指定を検討していく必要がある。

**都城跡，国・郡庁跡** 都城，国・郡庁は，平安時代以前の古代国家の都，各国，各郡の政府等であり，当時の政治や文化の中心を構成していたものである。一国の中心にあるためその後も集落等となり，残されていないものも多いが，いずれも我が国の政治体制を理解する上で重要な遺跡である。都城跡としては，藤原宮跡（奈良県），平城宮跡（奈良県），難波宮跡（大阪府）等が，国庁，郡衙跡では，近江国庁跡（滋賀県），嶋上郡衙跡（大阪府）等が指定されている。また，古代の東北地方経営のための政治，軍事の拠点として設けられた城柵跡として多賀城跡（宮城県）等も指定されている。

**社寺跡** 社寺は，本来宗教上のものであるが，各時代の政治・文化と密接にかかわるものであり，その在り方は歴史の一つの側面を理解する上で極めて重要なものである。寺院としては，奈良時代以前にあって国家直営で造営された大寺の跡として飛鳥寺跡（奈良県），東大寺旧境内（奈良県）や各国に設けられた国分寺，国分尼寺（例，武藏国分寺跡（東京都），常陸国分尼寺跡（茨城県）等），平安時代以降の浄土思想を基にした毛越寺跡（岩手県），中世以降の新興の仏教にかかわる建長寺境内（神奈川県）等が指定されている。神社では大神神社境内（奈良県），宗像神社境内（福岡県）等が指定され

ている。

**教育に関する遺跡** 中世における学問，教育の一拠点であった足利学校跡（栃木県）や江戸時代の各藩の藩学あるいは私塾等として旧文武学校（長野県），旧閑谷学校（岡山県），松下村塾（山口県）等が指定されており，更に明治以降の新しい学制の下に設けられた学校として旧見付学校（静岡県）等も指定されている。

**園 池** 歴史的な由緒を持つ寺院等の庭園として慈照寺（銀閣寺）庭園（京都府），小石川後楽園（東京都），公園として常磐公園（水戸偕楽園）（茨城県）等があり，その性格上多くが名勝にも併せて指定されている。また，最近発掘調査により発見された奈良時代の宮殿とそれに附属する優れた庭の平城京左京三条二坊宮跡庭園（奈良県）は，日本庭園の起源を知る上で重要なものである。

**産業，交通等に関する遺跡** 産業，交通等に関する遺跡は，分野が極めて広く，各時代を通じて注目すべきものがあるが，産業関係では古い時代のものとして二子山石器製作遺跡（熊本県），馬渡埴輪製作遺跡（茨城県）等，寺院等の瓦製作に係る瓦窯跡（例，伊良湖東大寺瓦窯跡（愛知県）等），中近世の陶磁器窯跡（例，元屋敷陶器窯跡（岐阜県）等），鉱業関係の遺跡として石見銀山遺跡（島根県）等が，交通関係では江戸時代の街道や交通を中心として日光杉並木街道（栃木県），箱根旧街道（神奈川県），島田宿大井川越遺跡（静岡県）等が，近代的な交通に係るものとして旧新橋横浜間鉄道創設起點跡（東京都），旧堺燈台（大阪府）等が指定されている。産業，交通等に関する遺跡は，比較的近年になって注目を集めているものであり，過去の人々の活動を広く知るために欠くことのできないものであるので，今後もこの分野の遺跡の史跡指定を重点的に進めていく必要がある。

**城 跡** 城跡は，古代以来それぞれの時代及び地方に特徴的な遺構が残っており，当時の政治的，軍事的な状況を知る上で極めて重要なものである。中世に属するものとしては，一乗谷朝倉氏遺跡（福井県），武田氏館跡（山

梨県), 八王子城跡(東京都)等が、江戸時代については、姫路城跡(兵庫県), 大坂城跡(大阪府), 江戸城跡(東京都)等がある。なお、地域的なものとしては、北海道にのみ分布するチャシ跡としてモシリヤ磐<sup>ちやし</sup>跡(北海道), 根室半島チャシ跡群(北海道)や沖縄県地方に特有の城跡として中城城跡(沖縄県), 今帰仁城跡(沖縄県)等が指定されており、また、幕末期の北方その他の海辺防備のために特に築かれたものとして五稜郭跡(北海道), 品川台場(東京都)等も指定されている。

**外国又は外国人に関する遺跡** 江戸時代以来の外国との交渉、外国人の活動を跡付けるものとして、出島和蘭商館跡(長崎県), シーポルト宅跡(長崎県)等が指定されている。

以上のように遺跡の種類は多岐にわたり、その歴史的意義や遺構の状況等も極めて多様でかつ個性に富んでいるが、表7-9から見るとおり、現在史跡指定されているものは、例えば、原始、古代に属するものが多く、中世、近代に係るものが少ないとなど、指定遺跡の種類、時代における偏りもみられるので、この点に留意しつつ、「我が国の歴史を理解する上で欠くことのできないもの」という観点から、個々の遺跡について今後も歴史的、学術的価値等を多角的に判断しつつ必要なものについて指定を進めていく必要がある。

また、開発事業等に伴う発掘調査等によって新たに発見された重要な遺跡についても、緊急に保存の措置をとるために逐次指定していく必要がある。

## (2) 名勝

名勝は、山岳、峡谷、海浜等の自然を主体としたものと庭園、公園等の人工の造形を主体としたものとに区分することができるが、いずれも景観上あるいは芸術上価値の高い、我が国の人優れた国土美として欠くことのできない重要ななものであり、昭和63年3月31日現在その両者を併せて287件が指定され

表7-10 名勝の種類別指定件数

(昭和63.3.31現在)

分類	件数
庭園	146 (20)
公園	4
橋梁	2
河川	1
湧泉	1
湖沼	2 (1)
岩石、洞穴	11
瀑布	9
砂嘴	1 (1)
島	9 (2)
海浜	25
山岳	15 (2)
峡谷、溪流	34 (5)
松原	6 (1)
花樹	13
展望地點	8
合計	287 (32)

(注) ( ) 内は特別名勝で内数である。

ており、これを種類別に示すと表7-10のとおりである。

**自然を主体とする名勝(自然地形等)** 自然を主体とする名勝としては、河川、瀑布、湖沼、海浜、島、山岳、峡谷等の自然地形や松原、サクラなどの花樹の群落景観等自然そのものを対象とするもののほか、自然のものとは言いながら人の文化的な活動が要素として加わっている、いわば人文的な色彩の強いものもある。

自然の地形のみごとな景観を中心とするものとしては、十和田湖および奥入瀬溪流(青森県、秋田県)、黒部峡谷(富山県)、佐渡海府海岸(新潟県)等が、植物の群落景観として優れたものとしては、虹の松原(佐賀県)、月瀬梅林(奈良県)、檜木内川堤(サクラ)(秋田県)等があり、また、人文的色

彩の強いものとしては、山寺(山形県)、吉野山(奈良県)等が指定されている。

自然を主体とする名勝の指定は、既に主要なものについてほぼ完了したと考えられ、近年新たな指定は行われていないが、今後、古来詩歌に詠まれるなどの由緒のあるものを更に調査し、取り上げることも考えられる。

**人工の造形を主体とする名勝（庭園、公園等）** 庭園については、従来、芸術的価値の観点から鑑賞上優れたもの、造園史的に重要なものを選んで名勝指定を行ってきたが、これも寺院に設けられたもの、大名の城や居館に築かれたもの、地方の豪商や大商人の居宅に附属したものなどがある。寺院関係のものとしては、龍安寺方丈庭園(京都府)、円覚寺庭園(神奈川県)等が、大名庭園としては、岡山後楽園(岡山県)、兼六園(石川県)等が、個人の居宅のものとしては、盛美園(青森県)、依水園(奈良県)等がある。また、庭園以外のものでは、錦帶橋(山口県)、奈良公園(奈良県)等がある。

庭園については、特に最近、古代、中世の宮殿や城館の庭で古く埋没してしまっていたものが発掘調査によってよみがえる例も少なくない。これらは、

現存する庭園のように後世の変形を受けておらず、築造当時の形態をよくとどめている点で貴重なものとされているので、これを整備、修復して鑑賞に耐え得るものとし、指定することも行われている(例えば、東氏館跡庭園(岐阜県)等)。

今後、庭園の指定については、風土の違いなどに根ざす各地方の特色を示しているものや、発掘調査によって新たに発見され整備、復原されたもの、あるいは明治以降の作庭に係るものなどについて検討する必要がある。

### (3) 天然記念物

天然記念物は、内容としては、動物、植物、地質鉱物及びそれらが総合的に高い価値を形成している天然保護区域に区分されるが、いずれも我が国の国土を構成している自然を記念する重要なものである。昭和63年3月31日現在併せて955件が指定されており、これを種類別に示すと表7-11のとおりである。

天然記念物の指定は、これまで、昭和40年代前半に行なった全国の植生及び貴重な動植物の所在状況調査の結果把握された重要なものについて順次行うとともに、新たに発見された化石その他の鉱物等についても行ってきた。

動 物 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫、軟体動物等様々

表7-11 天然記念物の種類別指定件数

(昭和63. 3. 31現在)

分 類	件 数
動 物	191 (21)
植 物	533 (30)
地 質・鉱 物	208 (20)
天 然 保 護 区 域	23 (4)
合 計	955 (75)

(注) ( )内は特別天然記念物で内数である。

な動物群に属するものが対象とされ、イリオモテヤマネコ(哺乳類)、コウノトリ(鳥類)、セマルハコガメ(爬虫類)、オオサンショウウオ(両生類)、ミヤコタナゴ(魚類)、ウスバキチヨウ(昆虫)等動物そのものが指定されているものと鹿児島県のツルおよびその渡来地(鹿児島県)、春採湖ヒヅナ生息地(北海道)等動物とその生息する地域が併せて指定されているものとがある。

**植物** 細菌類から高等植物まで多種多様のものが対象となっているが、保護の対象も、巨樹や珍しい種類のものに着目したもの(例えば、杉の大スギ(高知県)、相良のアイラトビカズラ(熊本県)等)、植物群落に着目したもの(例えば、野幌原始林(北海道)、白馬連山高山植物帯(長野県、新潟県、富山県)等)など様々である。

**地質・鉱物** 単なる鉱物だけではなく、地震、火山活動、侵食等の現象や化石等も対象とされ、根尾谷の菊花石(岐阜県)、玄武洞(兵庫県)、魚津埋没林(富山県)、八釜の甌穴群(愛媛県)、エゾミカサリュウ化石(北海道)等が指定されている。

**天然保護区域** 天然保護区域は、保護の必要のある動植物等に富んでいてその自然全体が貴重とされる地域であるが、著名なところとしては釧路湿原(北海道)、尾瀬(群馬県、福島県、新潟県)、上高地(長野県)等が指定されている。

天然記念物は、保護対象が生物から鉱物まで広範囲であること、動物の場合、動物そのもののみが指定対象となっているものと動物及びその生息地等が併せて指定対象となっているものがあること、樹木一本から尾瀬、上高地等のように広大な地域まで対象地の広狭の差が甚だしいことなど多様な特色を持っている。このような多様性は、当然、保護の対象、保存・管理の及ぶ範囲、内容等において大きな差異となって表れ、施策の実施を困難なものとしている。

なお、天然記念物の指定地には、その性格上、自然環境保全法による保護

対象地域や自然公園法による国立・国定公園の指定地域と重複しているものがある。また、鳥獣にあっては、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律その他の鳥獣保護のための制度による対象鳥獣あるいは鳥獣保護区と重複していることがある。このような場合、それらの関係する制度、行政との連携をとりながらその保護を進めている。

### 3 修理、整備、公開

史跡等については、それが将来にわたって保存されるとともに、現代において適切に活用され、国民が歴史や伝統文化に慣れ親しむ場として、あるいは研究、教育、レクリエーション等の場として積極的役割を果たすことも要請されている。このため、史跡等が損傷を受け、あるいは公開・活用に適さない現状となっている場合には、これを修理、回復するとともに、順次、その文化財としての内容、価値を理解しやすいものに整備し、公開する措置をとることとしている。

修理、整備の事業は、原則として、管理団体に指定されている地方公共団体等が国庫補助によって実施している。これまで史跡等の保護の重点は、むしろ開発等に対応する調整や現状変更等の制限の面に置かれてきたが、近年は、修理、整備等についても、施策の重点に置き、一層の充実に努めている。また、例えば、史跡等を都市公園法に基づく公園の一部として保存・整備するなど、史跡等の整備に当たって、地方公共団体等は、他の制度を併せて活用することについても積極的に取り組む必要があると考えられる。

#### (1) 史 跡

史跡は、時代を経る間に破損、荒廃してしまっているものも多いため、歴史的な建物の解体修理、城跡の石垣積替え、堀・池の浚渫等の修復を行い、それ以上の荒廃を防ぐ必要がある。また、農地、山林等となってしまい、外

見上遺跡としての形態を把握できなくなっているものについては、歴史的な意義や内容を理解でき、親しめるものとして公開するため、発掘調査等によって得られた知見等を基に、古代住居の復元、寺院の伽藍配置の地表表示、古墳の墳丘の修復等の整備や遺跡内をめぐる苑路や管理施設の設置等を行い、いわゆる「史跡公園」として整備、活用することも要請されている。このため、地方公共団体に補助金を交付し、昭和61年度までに、大坂城跡（特別史跡、大阪府）の石垣修理、多賀城跡（特別史跡、宮城県）、一乗谷朝倉氏遺跡（特別史跡、福井県）、大宰府跡（特別史跡、福岡県）の整備等、計503か所について修理、整備事業を実施した。

史跡の整備、活用のための特殊な事業として、「風土記の丘」整備事業と「歴史の道」整備事業がある。

「風土記の丘」は、古墳、城跡等が集中的に所在する地域を広域に整備し、併せてその地方の歴史資料、考古資料等を収蔵、展示する資料館を置いて、遺跡と関係資料の一体的な保存・活用を図ろうとするものであり、昭和41年度以来都道府県の事業として進められ、現在、図7-13のとおり、<sup>さいとばる</sup>西都原風土記の丘（宮崎県）など11か所が完成している。

「歴史の道」は、古来、人や商品、文化の交流の舞台となってきた街道、水路のうち現在なお往時のたたずまいを残しているものを選び、それに沿う地域と一体として保存・整備し、活用を図るもので、昭和53年度から、国庫補助により、都道府県及び市町村の事業として現況等の調査と整備が進められている。現在、奥州街道（岩手県）、立山街道（富山県）、高野山参詣道（和歌山県）、人吉街道（熊本県）など23都道府県において調査が行われており、図7-13のとおり、芭蕉の「奥の細道」で知られる陸奥上街道（宮城県）など4件については整備が完了し、萩往還（山口県）など2件については継続して整備が行われている。

このような史跡の修理、整備の事業は、史跡を現代において国民が歴史や伝統文化に慣れ親しむ場として活用し、あるいは研究、教育等に積極的に役

図 7-13 「風土記の丘」及び「歴史の道」の所在  
(建設、整備が完了したもの)

(昭和63.3.31現在)



立たせるために、国民と史跡との直接のつながりを形成する極めて重要な施策であり、今後一層の充実が必要と考えられる。

## (2) 平城宮跡及び飛鳥・藤原地域の保存・整備

平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域の諸遺跡は、我が国の古代国家成立当初から奈良時代までの政治の中心をなした都城跡その他の重要なものであり、これらについては史跡、特別史跡の指定を行うとともに、そのほとんどについて、文化庁が直接その保護のための調査、土地の買取り、整備等を行っている。

### ア 特別史跡 平城宮跡（奈良市）

平城宮跡は、奈良の都の宮城の遺跡であり、約131ヘクタールを特別史跡に指定している。平城宮跡の保護については、昭和38年度から奈良国立文化財研究所による組織的な発掘調査、国による民有地の買上げを進めるとともに、保存整備基本構想によって、宮跡全体を「遺跡博物館」として整備する方向で、内裏、朝堂院及び官衙の一部の遺構の表示、南辺築地・官衙建物の復元、

覆屋による遺構そのものの公開、資料館による出土品の展示等を行っており、今後更に朱雀門の構造、工法に関する調査研究を行っているところである。

整備の進展に伴い、宮跡を訪れる見学者も多数に上っており、史跡としての保護とともに、公開施設としての管理の在り方を改めて見直す時期にきている。

### イ 特別史跡 藤原宮跡（橿原市）

藤原宮跡は、我が国最初の都城の遺跡であり、約54ヘクタールを特別史跡に指定している。藤原宮跡については、昭和46年度から奈良国立文化財研究所による組織的な発掘調査、国による民有地の買上げ、大極殿跡の暫定的整備を進め、現在、その整備基本構想の策定のための準備調査を行っているところである。

### ウ 飛鳥地域（明日香村）

飛鳥地域は、我が国古代国家発祥の地として、多くの重要な遺跡が所在しており、それぞれ特別史跡等に指定し、文化庁が直接に、あるいは奈良県及

び明日香村が国庫補助により発掘調査、民有地の買上げ、整備、資料館による出土品の展示等を行っている。

なお、この地域については、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法による保存・整備等も行われている。

### (3) 名勝

自然の名勝の場合、松原におけるマツクイ虫防除などを除き、実質的な修理、整備等は不要あるいは不可能であることが多いが、庭園等については、日常的に清掃や小修理、植栽の手入れ等が必要であり、損傷等が著しくなっているものは、建物や石組の修復、池の浚渫、樹木・植栽の整備等を行わなければならない。

このような名勝庭園等の修理、整備は、昭和61年度までに淨瑠璃寺庭園(特別名勝、京都府)の池の浚渫等、龍安寺方丈庭園(特別名勝、京都府)の土壤等修理、識名園(名勝、沖縄県)の全面的な修復・整備、猿橋(名勝、山梨県)の架け替え等計67件の事業が国庫補助により実施された。

このほか発掘調査によって新たに発見された庭の遺構の復元的な整備も史跡整備の事業等として行われている(例えば、一乗谷朝倉氏館跡庭園(福井県)、平城京左京三条二坊宮跡庭園(奈良県)等)。

### (4) 天然記念物

動植物を対象とする天然記念物でその生育状況に変化が生じ、自然のままでは将来にわたって良好な状態を保つことができないものについては、その原因を明らかにした上で、人為的に積極的な保護の手を差し伸べる必要がある。

具体的な事業の内容は、動植物の種類や置かれている状況によって様々であるが、荒廃している湿原等の植生回復、病害虫の駆除、土壌改良による樹

勢回復、動物への給餌、飼育・繁殖・環境回復等の事業を、国庫補助による地方公共団体の事業として進めており、昭和61年度までにコウノトリ(特別天然記念物)<sup>すいばら</sup>の保護増殖、水原のハクチョウ渡来地(天然記念物、新潟県)の水鳥渡来地としての整備、蒲生のクス(特別天然記念物、鹿児島県)その他の樹木に対する樹勢回復等103件を実施した。

## 4 保存管理計画

史跡等に指定された場合、指定対象の地域等についてその現状を変更する行為等(例えば、史跡の場合、遺構に影響を与えるような建物の建設等、天然記念物の場合、動植物の捕獲・採取等)が制限を受けることとなるとともに、史跡等の保護上必要な管理や復旧を行わなければならないが、これらの制限や管理の内容等は、史跡等がそれ自体非常に個性に富むものであり、かつ、その現状もまた多様であるため、個々の物件の性格や現況によって具体的に定める必要がある。このため、史跡等のうち、指定地域が広域にわたり、民有地が多いものなどについて、昭和49年度から、地方公共団体に補助金を交

付して、保存管理計画の策定を進めている。

保存管理計画は、史跡等ごとに、その指定地を規制の強弱の程度、すなわち内容によって、例えば、①現状変更等を認めない地域、②現状変更等については発掘調査等の結果に基づいて判断する地域、③既存の建物等の増改築については現状変更を認める地域等に区分して示し、また、経常的な管理の方法、整備や修理についての基本方針等を定めようとするものである。昭和61年現在、史跡については、中尊寺境内や廐宮跡等145件、名勝については、松島、富士山等17件、天然記念物については、伊豆沼・内沼の鳥類及びその生息地等8件、合計170件について保存管理計画が策定されている。

保存管理計画は、その策定によって当該史跡等の保存管理の万全を期することができるとともに、開発事業者等に対しては、各史跡等について保護の基本方針や規制の程度をあらかじめ示すことができるので、史跡等の保護と開発等との調整の円滑化にも資するものである。このため、今後とも各史跡等について一層その策定を進める必要がある。

## 5 管理

### (1) 史跡等の管理

史跡等を将来にわたって良好な状態で保護していくためには、現状変更等を規制して人為的な破壊を防ぐとともに、これを文化財として適切に管理していくことが必要である。このための措置としては、標識、説明板、境界標、囲柵等の施設の設置、建物等の防火・警火装置その他の防災施設の設置や除草、清掃、見回り等がある。

史跡等の管理は、制度上、個々の史跡等ごとに指定された管理団体、所有者又はその選任する管理責任者が行うこととされているが、特に土地を要素とする史跡等については、例えば、指定地が広域にわたること、所有者が多数に及ぶことなどから、所有者による管理よりは地方公共団体等を管理団体

として管理に当たらせることが適當な場合が多く、そのため、近年ではできるだけ指定と同時に管理団体を指定することを方針としている。

動植物を対象とする天然記念物については、環境条件の変化等が直ちにその生育、存続に影響する場合が多いので、取り返しのつかない事態となることを避けるためには、常にその現況を把握するとともに、生育状況に変化が現れた場合には、その原因を明らかにし、対策を検討するなどのための調査を行うことが不可欠である。

このため、天然記念物の動植物で生育状況に変化を生じたものについては、地方公共団体に補助金を交付し、その現況、変化の原因等を調査し、衰滅を防ぐための対策の樹立を図ることとしている。

史跡等の保護は、きめ細かな管理等の配慮を地道に継続的に行っていかなければならないものであり、管理団体等による管理とともに、その所在する地域の住民をはじめ国民全体の理解と協力があって初めて達成できるものである。このため、史跡等についてもその保護意識の普及を図るとともに、地域住民のボランティア活動等の保護への参加が期待される。

### (2) 食害問題等

野生の動物といえども何らかの形で人とのかかわりをもっている。そのような人と動物のかかわりは、人も自然の生態系の一員として環境の一部を構成するものである以上当然のことであるが、そのかかわりの在り方は様々である。古来、動物が主として農林業への加害者としてとらえられてきたのは、人と動物のかかわりの不幸な一面である。動物を保護すると同時に動物による害への対応を定める一般的な制度として、鳥獣保護及狩猟等ニ関スル法律による制度が設けられている。

天然記念物に指定されている動物の中にも、農林業等に被害を及ぼすに至るものがあり、その場合は、天然記念物としての保護と被害の関係及び対策が問題となる。被害は、いずれの場合も種々の要因が相乗的に働いて生じる

ものであり、その原因を一元的に明らかにすることは困難な場合が多いが、従来、大きな問題となったものについては、事実上の対応として、文化庁で、地方公共団体に対する国庫補助の形で被害防除のための事業を進めている。

特に、近年、全国的な問題となっている特別天然記念物 カモシカによる植林木等への食害に関しては、その防除対策として防護柵の設置、ポリネットの装着、忌避剤の塗布、効果測定調査等の事業を、特別天然記念物 鹿児島県のツル及びその渡来地に係るツルによる農作物等への被害については、給餌、ツルの休遊地の借上げ、防護網の設置等を国庫補助による地方公共団体の事業として進めており、このために特別の予算措置を講じて対応している。

なお、カモシカは、我が国特有の大型哺乳動物として、昭和9年天然記念物に、昭和30年特別天然記念物に指定されているが、昭和49年ごろからカモシカによる植林地、農地への食害に対する施策を求める要請が、青森県、長野県、岐阜県等を中心とする全国各地から出された。これに対して、関係の環境庁、文化庁、林野庁では、カモシカの生息状況、食害の状況等に関する基礎的調査を行った上で、昭和54年8月「カモシカの保護及び被害対策について」国としての統一の方針を定め、これに即してそれぞれ具体的な施策を進めてきた。文化庁では、前述の被害防除対策や調査のほか、カモシカそのものの特別天然記念物としての指定をその生息地を含めた地域指定の方式へ移行させるため、それに至る措置として、カモシカの分布等を考慮しつつ全国各地に「カモシカ保護地域」の設定を進めている。

### (3) 天然記念物と自然環境

天然記念物のうち特に動植物を対象とするものについては、特定の動物そのもののみが指定されている場合と動植物の生息地又は生育地である一定の地域が指定されている場合がある。しかし、その保護に際しては、動物のみが指定されている場合、その営巣地、採餌地等と切り離してその生息を考

えることは不可能であり、地域を定めて指定されている場合においても、保護対象の動植物が指定地域を超えた周囲の環境と一体として生息又は生育していることが多いため、それらの環境条件についても考慮しておく必要がある。

また、天然記念物指定地域が自然公園法等による指定地域と重複しており、それらの制度による保護も受けている場合がある。

したがって、このような場合の天然記念物の保護については、現状変更等の制限、管理その他の措置全般にわたって自然環境との関係を考慮しつつ進める必要があり、関係する制度、行政との連携も密にすることが望まれる。

このため、特に動植物の天然記念物の保護については、国、地方公共団体のそれぞれにおいて、自然環境や鳥獣保護を所掌する部局との間で協力関係が形成されている。

文化財保護行政と自然保護行政の実施面での調整として、文化庁と環境庁との間で、国立・国定公園の特別地域等一定の区域内の動植物等に係る天然記念物の保護増殖事業は、環境庁が文化庁と協議しつつ実施することとしている。

## 6 現状変更等の制限

史跡等に指定された地域等については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官の許可を要することとされている。昭和61年度の現状変更等の許可件数は、史跡について970件、名勝について458件、天然記念物について200件、合計1,628件であった。庭園、公園等の名勝については、その性格上、価値を著しく損なうこととなる現状変更が計画されることは少ないが、史跡、海浜などの自然名勝、植物群落などの天然記念物については、広大な範囲が指定され、種々の利用形態の土地を含むことが多いため、現状変更等の規制と開発事業等との調整を必要とす

る場合が多い。また、動植物を対象とする天然記念物については、その保護のためには単なる物理的な破壊の防止のみならず、その生育条件の確保も必要とされるなど、別種の要素が加わって、開発事業等に対する現状変更等の制限をどのように運用していくかについて困難な問題を生ずる場合がある。特に、近年国民の自然保護に対する関心が高まっている中にあっては、天然記念物の保護と山林の資源利用その他の開発事業との調整は、周到な配慮の下に行う必要性が高まっている。

現状変更等の制限の運用上重大な内容のものについては、それが計画された段階あるいは地方公共団体の教育委員会に許可申請が提出された段階で、史跡等の保護に支障を生じないよう計画変更や計画の中止を指導し、調整する場合が多い。

現状変更等の制限は、史跡等の保護にとって必要なものである一方、土地等の利用規制を内容とするため、史跡等の指定地の所有者等にとっては財産権に対する制約と受け取られる場合もある。したがって、具体的な現状変更等についての可否の判断に際しては、史跡等の保護とともに財産権や他の公益との調整にも留意する必要があり、競合する両者の適切な調整には大きな困難を伴うことも少なくない。

規制により財産権につき一定限度を超える損失を生じた場合については補償を要するが、従来、地方公共団体が国庫補助により、その規制対象の土地等を買い取ることによって実質的補填に配慮している。

史跡等の保護にあっては、程度の差はあるが、このような現状変更等の制限は不可欠のものであるので、今後も土地所有者その他の権利者の理解と協力を得つつ、個々の条件についての調整、適切な指導に努めるとともに、どうしても現状変更等を許容できない場合の土地の買取りによる損失補填措置を的確に実施し得るような施策の充実が重要である。

なお、自然の名勝や天然記念物の場合、自然公園法による国立公園等の区域と重複している場合があるので、現状変更等の処理に際しては、環境庁等

関係の行政機関等との連絡、調整も必要である。

## 7 指定地等の公有化

史跡等の指定地は、所有者別にみると、国有地、公有地、社寺有地、民有地等様々であるが、大部分の場合、史跡等としての価値とは無関係の土地利用を目的として所有されており、特に民有地においては、常に現状変更等の潜在的可能性を持っていると考えられる。史跡等については、保存管理計画等に従ってその管理が行われるが、その指定地の中核的な部分の保護のためには現状変更を厳しく制限する必要のある場合がある。このような場合は、最終的に調整がつかなければ、対象の土地等を国庫補助によって地方公共団体が買い取り、史跡等の保護と財産権の尊重を併せて解決するほかはない。

特に、史跡については、近年における開発の進展、土地利用の多様化に伴って、その保護と現状変更等が衝突する事例は増加してきており、土地等の買取りの要求も今後ますます強まっていくものと考えられる。昭和61年度までに国庫補助事業により地方公共団体が買い取った史跡指定地は約1890ヘクタール（史跡指定地の約10%）となっている。

名勝、天然記念物に係る土地の買取りについても、史跡の場合と同様、それを地方公共団体が買い取らなければ保護を全うすることができないと考えられた雙ヶ丘（名勝、京都府）、水原のハクチョウ渡来地（天然記念物、新潟県）等について実施した。

## 第6節 埋蔵文化財

貝塚、古墳、住居跡などの遺跡や、土器、石器などの遺物が土地に埋蔵されている場合、これを埋蔵文化財といい、埋蔵文化財を包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地という。

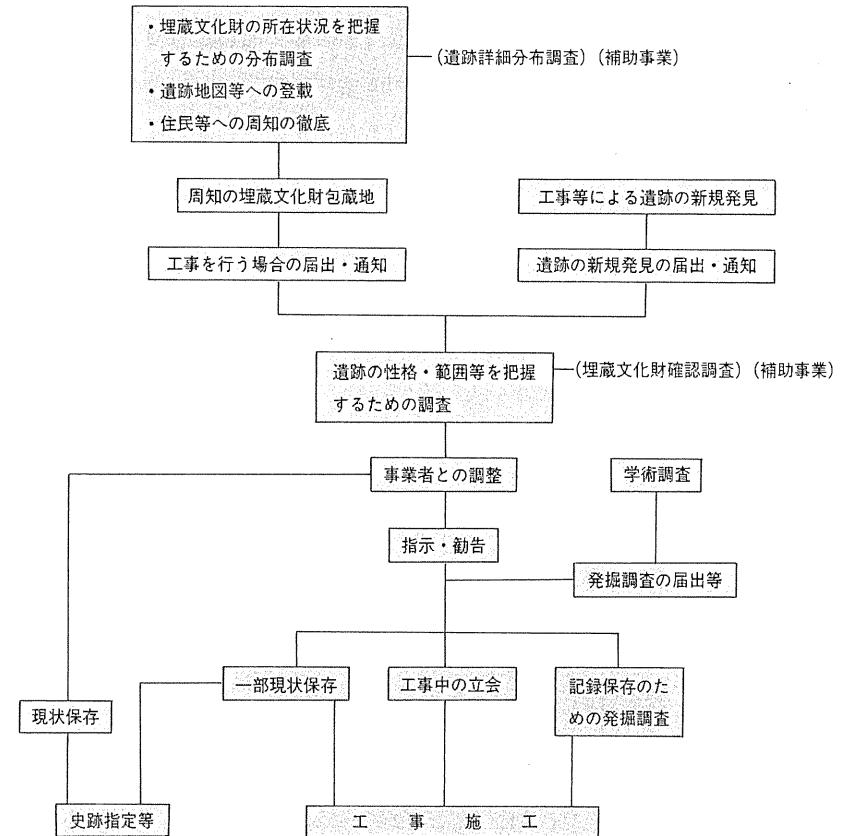
埋蔵文化財包蔵地は、従来からその存在が知られていたり、地表で識別できる場合もあるが、土中にあって専門家以外にはその所在が分からず、あるいは未発見のままとなっていて工事等の際新たに発見されるものもある。このような埋蔵文化財包蔵地の性格が、その保護を困難なものにしている。

埋蔵文化財包蔵地は、都道府県による分布調査の結果を総合すると、現在全国に約30万か所程度あるものと考えられている。このため、この十数年間の全国的な国土開発の進展によって重大な影響を受け、その保護は各種開発事業等との調整を必要とするなど相当な困難を伴っている。

### 1 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知

文化財保護法上、埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地は、図7-14のとおり、その土地における工事等について届出等を要することとされるとともに、工事等による新たな遺跡の発見についても同様の制度を設け、一定の保護の下に置くこととされている。

図7-14 埋蔵文化財の保護の流れ



したがって、埋蔵文化財を保護するためには、埋蔵文化財包蔵地の所在を把握し、これを一般に周知しておくことが重要である。このため、文化庁及び地方公共団体においては、従来、全国的な埋蔵文化財の分布調査や大規模な開発事業計画に伴う分布調査、試掘調査による所在状況の把握と「遺跡地図」の刊行その他の方法によるその周知の徹底に努めてきた。

昭和55年の調査による遺跡の種類別件数は表7-12のとおりであるが、遺跡の現況は様々であるため、古墳、城館跡のように形状等の上で確認しやすいものが多くを占めていることとなっているとも考えられる。

埋蔵文化財は、その所在の密度が高い上、近年の国土開発の進展によって、開発事業等とかかわることが極めて多くなっている。開発事業計画の立案、計画内容と埋蔵文化財の取扱いについての調整等に際しては、埋蔵文化財包蔵地の範囲、遺跡の性格、遺構の状況等があらかじめ明らかになっていることが望ましいので、今後とも分布調査等により埋蔵文化財の所在を確実に把握

表7-12 全国遺跡の種類別状況

(昭和55.12.1現在)

区分	現存	(消滅)
集落、散布地	85,981	5,632
貝塚	2,939	242
都城、官衙	304	13
城館跡	17,450	934
社寺跡	5,360	183
生産遺跡	9,729	2,263
古墳、横穴	125,812	15,300
その他の墳墓	5,117	415
その他の遺跡	11,254	311
合計	263,946	25,293

握し、地図等によって範囲を含めて明示するとともに、試掘調査により、それぞれの埋蔵文化財包蔵地ごとに更に詳細な知見を得ておくよう努める必要がある。

## 2 開発事業等との関係

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとするときは、文化財保護法上、民間事業については着手の60日前までの文化庁長官への届出、国、地方公共団体等の事業については事業計画策定に際しての文化庁長官への通知が必要とされている。これに対して、文化庁長官は、必要な指示（民間事業の場合）、協議又は勧告（国等の事業の場合）をすることができることとされている。

また、工事その他の機会に、遺跡が新たに発見された場合についても、文化庁長官への届出又は通知が必要とされ、これに対しては、必要な指示又は現状変更の停止等の命令（民間の場合）、協議又は勧告（国等の場合）をすることができることとされている。

これらの制度を基礎として、開発事業に対する埋蔵文化財の保護について種々の措置が、国、地方公共団体の関係機関、開発事業者等によってとられている。

### (1) 発掘届出等の状況

埋蔵文化財にかかる上記の届出、通知等（学術的目的及び開発に伴って行われる発掘調査についての届出等を含む。）の件数の推移を示すと、図7-15のとおりであり、昭和50年度における約2800件に対し、昭和61年度の約1万8000件と激増している。これによって全国にわたる種々の形の土地開発の進展が埋蔵文化財に与えた影響の傾向を知ることができる。

昭和61年度における埋蔵文化財にかかる開発事業の種類別内訳は、図

図7-15 埋蔵文化財の発掘調査に関する届出等及び  
新たな遺跡の発見届出等の件数の推移

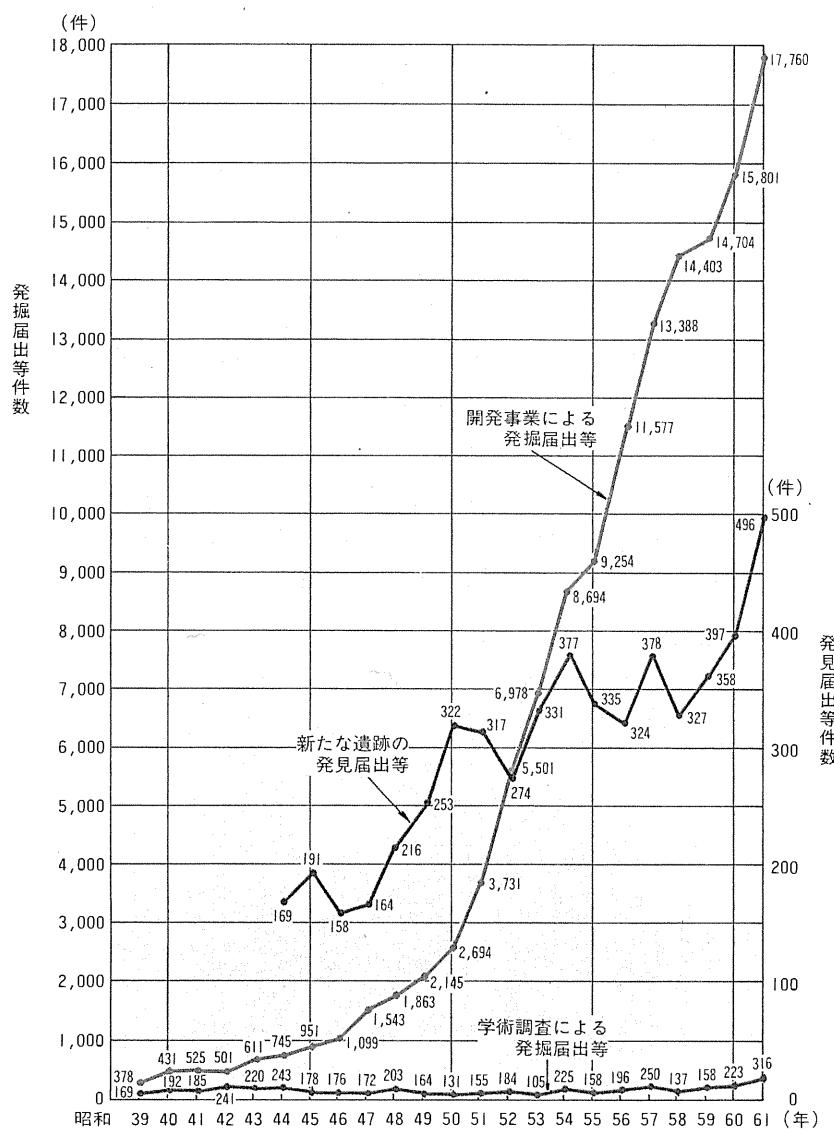
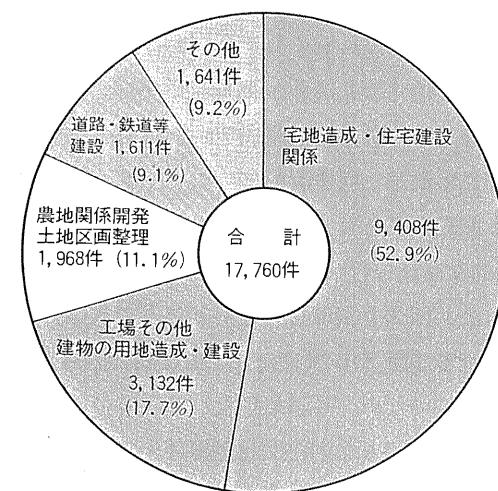


図7-16 埋蔵文化財にかかわった  
開発事業等の種類別内訳（昭和61年度）



7-16のとおりであり、宅地造成・住宅建設に係るものが目立って多い。また、新たな遺跡の発見の届出等の件数は図7-15のとおりである。

## (2) 開発事業等に対する対応

埋蔵文化財包蔵地において開発事業等が行われる場合、最も一般的な対処方法は、その計画段階において都道府県又は市町村の教育委員会と事業者とが事前協議を行い、遺跡の重要度に応じて、①事業地区に含めないもの、②事業地区に含めるが、計画の一部変更等によって保存を図るもの、③発掘調査を行って記録を残すものなどに区分して取扱いを調整することとしている。

このような措置の結果、現状保存することとされたものについては、史跡指定による保護、開発区域内の緑地等としての保存等が図られ、また、記録を保存することとされたものについては、地方公共団体等によって必要な発掘調査等が実施され、その結果を記録として残す措置がとられることとなる。昭和61年度における開発事業に伴う発掘調査件数は約5600件である。

開発事業等に伴って行われる発掘調査の経費については、発掘調査の実施の必要を生じさせた原因事業の事業者に協力を求めるのを原則としており、個人が行う住宅の建設等調査経費の負担を求めるのが適当でない場合については、国庫補助により地方公共団体が調査を行うこととしている。昭和61年度における発掘調査経費の負担状況は表7-13のとおりである。

以上のような開発事業等に対する対応については、従来から、文化庁は関係省庁や大規模な開発事業を行う公団等との間で、埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて、包括的な協議を行うとともに、開発事業等との調整の円滑な実施等について各地方公共団体を指導してきたところである。さらに、昭和60年の臨時行政改革推進審議会答申の中で、「埋蔵文化財包蔵地を周知徹底し、事前協議・調査期間短縮のため、事務処理及び調査等の基準をより明確化し、地方公共団体への徹底を図るなど、文化財保護と都市整備の推進との円滑、迅速な調整のための具体的措置を講ずる。」という指摘がなされ、これを受け、文化庁としては、地方公共団体に対し、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の

表7-13 埋蔵文化財発掘調査経費の負担状況（昭和61年度）

(単位 千円)

負 担 者 别	経 費
都 道 府 縿	10,290,239 (21.1%)
市 町 村	7,112,982 (14.6%)
国	8,003,105 (16.4%)
公 団 ・ 公 社 等	15,561,359 (31.8%)
民 間 企 業 ・ 個 人 ・ 組 合 等	7,869,513 (16.1%)
合 計	48,837,198 (100.0%)

円滑化について」通知し、①地方公共団体の埋蔵文化財担当職員の増員等、発掘調査体制を充実すること、②埋蔵文化財包蔵地の所在状況を的確に把握し、遺跡台帳等の資料を整備すること、③発掘調査の事前協議において、事業者との調整を迅速かつ適切に進めること、④最新の機械・機器を積極的に導入するなど発掘調査の効率的かつ迅速な実施に努めることなどを指導した。さらに、建設省等と協力して、宅地開発等と埋蔵文化財の取扱いについての調整や調査等に関する事務処理の標準を示すなど開発事業等に対する対応の円滑化を図った。

### 3 発掘調査等の体制の充実と施設の整備

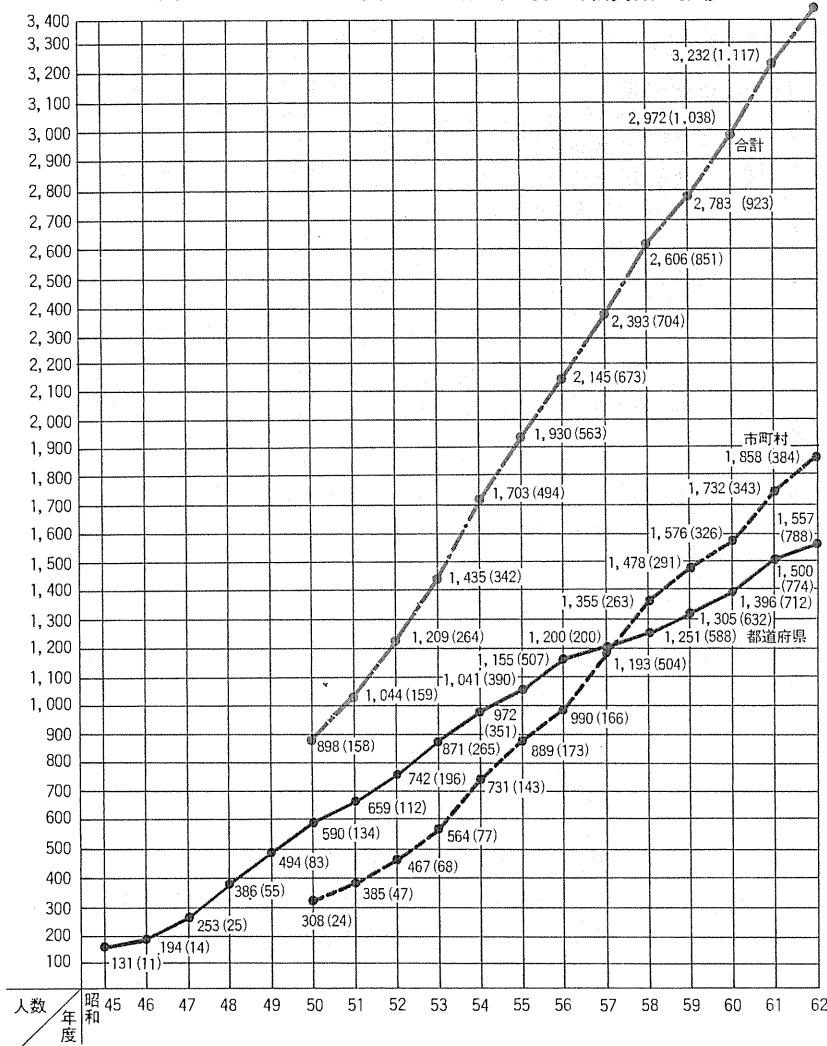
埋蔵文化財に関する行政は、地方公共団体においては、文化財行政の中でも大きな部分を占めているが、開発事業等への対応の急増に伴って、主として発掘調査体制の充実の要請は極めて強い。これに対応して、各地方公共団体においては、埋蔵文化財調査センターを設置し、担当職員を確保するなど調査体制の充実に努めている。また、このほかに、地方公共団体の出資により設立された公益法人が埋蔵文化財調査を行っている例が少なくなく、このような公益法人は、現在全国で約40に上っている。

地方公共団体やこれらの公益法人における埋蔵文化財担当職員数の推移は、図7-17のとおりであり、昭和50年の約900人に対し昭和62年には約3400人に達しているが、今後とも、地域によっては調査体制の充実が望まれる。

なお、文化庁では、奈良国立文化財研究所に埋蔵文化財センターを設け、地方公共団体の埋蔵文化財担当職員を対象として、その資質向上を図るため、発掘調査に関する専門技術を中心として、各種の研修を行っており、昭和61年度までの修了者は延べ2548名となっている。

また、地方公共団体における発掘調査、出土品の整理等の埋蔵文化財に関する種々の作業の拠点となる施設として、国庫補助により公立の埋蔵文化財

図7-17 地方公共団体の埋蔵文化財担当職員数の推移



(注) 1 毎年度おおむね5月1日現在の数値である。  
2 市町村については、昭和49年度以前は調査されていない。  
3 ( )内は、財団法人の職員及び地方公共団体の嘱託、臨時等の内数である。

調査センターの建設を進めており、昭和61年度までに31か所が完成している。

#### 4 出土品の整理等

発掘調査によって出土した土器、石器等の出土品は、遺構とともにその遺跡の内容を明らかにする大切な資料であり、整理、研究の上記録し、保管するとともに、公開展示するなどの活用を図る必要がある。

文化庁では、地方公共団体に対して助成を行い、木製品、金属器等変質、破損しやすいものについての化学的な保存処理を行うとともに、出土品の整理、保管、展示等のための埋蔵文化財収蔵庫の建設、地方歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センターの建設を促進している。また、出土品のうち、特に美術的に優れたもの、学術的に特に貴重なものなどについては重要文化財に指定し、その保存活用を図っている。

昭和60年度現在全国で184万箱（都道府県保管73万箱、市町村保管111万箱、いずれも43×69×15センチメートルの平箱の換算）の出土品が保管されている。これら多量の出土品の中には、地域によっては、現在のところまだ十分な整理、活用が行われていない状況のものがあり、その整理及びそれに基づく収納、活用の方法が今後の検討課題となっている。

#### 5 発掘調査の成果

主として開発事業等に伴うものではあるが、近年、急増している発掘調査によって考古学的な新たな事実が次々と発見されており、それによって従来の歴史的な知見が大幅に改められることもしばしば起こっている。

例えば、座敷乱木遺跡、馬場壇A遺跡（いずれも宮城県）等の調査によって日本列島における人間の歴史が旧石器時代前期（少なくとも20万年前）にまでさかのぼり得ることが明らかにされ、菜畑遺跡（佐賀県）、富沢遺跡（宮

城県), 垂柳遺跡(青森県)等の調査によって縄文時代末期には既に農耕が開始され、続いて稻作が急激に東北地方にまで広がっていたことが分かった。荒神谷遺跡(島根県)その他の遺跡からの銅剣、銅鋒、銅鐸あるいはその鋳型の出土によって、いわゆる銅鐸文化圏(近畿地方を中心とする)と銅剣・銅鋒文化圏(九州北部を中心とする)の並立について異説の余地が生まれてきた。また、平城宮跡(奈良県)、多賀城跡(宮城県)その他多くの遺跡から出土した木簡、漆紙文書によって古代、中世に関する新たな文字史料が多量に研究対象とされ、一方、飛鳥水落遺跡(奈良県)における漏刻(水時計)の遺構の発見によって日本書紀の記述が確認されるなど、歴史研究の上での文献史学、考古学の接点をなす新たな成果が得られている。

発掘調査は、その記録等が国民に紹介され、研究対象とされ、我が国の歴史の解明に役立つことや適切な展示施設において公開されることによって初めて万全の成果をあげたということができるものであるので、今後ともこのような発掘調査結果の活用について、行政機関、研究者等とも適切な対応をしていく必要がある。

## 第7節 無形文化財

無形文化財とは、音楽、舞踊、演劇などに関する我が国の伝統的な芸能(例えば、箏曲、歌舞伎、能樂)と、陶芸、染織、漆芸、金工などの工芸技術(例えば、備前焼、友禅、蒔絵)その他の人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体得した個人又は個人の集団によって体現される。

このため、無形文化財は、有形文化財のように固定的な評価を受けるものではなく、常にその内容、形式に変化の可能性を含みながら、いわば生きた形で存在し、また、その保護は「わざ」の体得者を通じて行う以外にないという特性を有している。

### 1 調査

無形文化財の保護は、文化財保護法が昭和29年に改正されてから総合的に行われるようになった。当初は、戦後の混乱から伝統的な芸能や工芸技術がどのように復興されているのか、技術者がどこに所在するのかなどということも不明確であったため、伝統芸能では雅樂・能樂・文樂・歌舞伎等、工芸技術では陶芸・染織・漆芸・金工・木竹工・人形・和紙等の各分野について全体的状況を知るための調査が行われた。その後、社会情勢が落ち着くにしたがい、各種の公開も積極的に行われ、技術者の活動状況が詳細に知られるようになった。例えば、伝統芸能の分野では、国立劇場が設立され、歌舞伎、文樂、能樂等の公演が行われ、また、工芸技術の分野では、後に述べるように、各分野を統合した日本伝統工芸展や日本刀に関する新作名刀展等が開催されている。

文化庁では、このような公開等を通じて、無形文化財である「わざ」やそ

の体現者に関する調査を継続的に行うとともに、都道府県や市町村の教育委員会等の関係者の協力を得て、全体的状況の把握に努めている。

## 2 指定・選択

無形文化財の保護の基本は、重要無形文化財の指定であり、ここから伝承者の養成、公開、記録の作成等の保護方策が出発している。

現在、指定が行われているのは、音楽、舞踊、演劇などの伝統的な芸能及び陶芸、染織、漆芸、金工などの工芸技術の2分野であるが、数多くのわざの中から、①芸術的に特に価値のあるもの、②芸能史や工芸史において特に重要な地位を占めるもの、③芸術的に価値が高く、又は芸能史・工芸史において重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が際立っているものの三つの面に基準を置いて指定している。

指定された重要無形文化財については、そのわざを保持する技芸者の中で最も優れている者を保持者に認定するが、同一技術の中に特色を異にする技芸者がいる場合には、複数の者が保持者に認定される場合もある(各個指定)。また、例えば、人形淨瑠璃文樂における「人形淨瑠璃文樂座座員」のように、2人以上の者が一体となってわざを体現している場合には、これらの者が構成している団体の構成員全体を保持者に認定している(いわゆる総合指定)。

さらに、例えば結城紬における「本場結城紬技術保存会」のように、わざの性格上個人的色彩が薄く、多数の者の持つわざが全体として一つの無形文化財を構成している場合には、その全体を保持団体として認定している(団体指定)。従前は、団体指定制度がなく、このような場合、その代表者個人を保持者とせざるを得なかったため、代表者が死亡したときは自動的に指定が解除され、保護措置の法的根拠が失われるなど、実情に合わない面も生じたので、昭和50年の法改正により、無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体について団体指定制度が設けられた経緯がある。これまで、

総合指定は芸能の分野で、団体指定は工芸技術の分野で行われてきた。現在、国は、保護の継続性の観点から、この総合指定・団体指定を積極的に推進している。

このほか、重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形文化財については、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、これらについて国自ら記録作成したり、地方公共団体等が行う記録作成や公開事業に対して助成を行っている。

なお、昭和63年3月末現在の重要無形文化財の指定・認定及び記録作成等の措置を講じるべき無形文化財の選択状況は、表7-14のとおりである。

表7-14 重要無形文化財指定・認定及び記録作成等の措置を  
講じるべき無形文化財選択件数

(昭和63. 3. 31現在)

区分	各個指定		保持団体指定		選択 件数
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体数	
芸能	24件	34人	7件	(総合指定) 7団体	27件
工芸技術	30	35(36)	11	11	60
計	54	69(68)	18	18	87

(注) 工芸技術の部の各個指定の保持者に重複認定があり、( )内は実人員である。

無形文化財に関する指定・認定制度は、保持者・保持団体が自らのわざを磨き向上すること、技術の記録を作成して後世に残すことなどを目指すとともに、伝承者を養成することに最大の目的を持つものであるが、重要無形文化財保持者について「人間国宝」という通称が世にいち早く広まったように、無形文化財に対する社会の注目と関心を集めた効果は大きなものがあった。例えば、木工、和紙等の中には、保持者が認定されることにより、その分野の技術者に誇りと自信を与え、地場産業の退潮を押しとどめたというケースも見られる。

### (1) 芸能

芸能の指定には、伝統芸能各分野の技芸をそれぞれ個別に取り上げて無形文化財に指定し、併せてその技芸の最高の体現者を保持者に認定する各個指定と、芸能の各分野全体を重要無形文化財に指定し、同時にその芸能の保存団体の会員を保持者として認定する総合指定の二つの方式がとられている。

前者の各個指定では、昭和63年3月末現在、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞にわたる計24分野の技芸が重要無形文化財に指定され、34人の保持者が認定されている。この指定の対象分野は、昭和40年代までにはほとんど出そろった形となり、以後ほぼ固定して今日に至っている。現保持者の半数以上の18人が昭和50年代以後に認定された者であるように、先人の死亡による認定解除と、これに次ぐ体現者の新たな認定が行われてきたが、現在、保持者の平均年齢が約80歳と高齢化しており、舞台成果が世間から最も高く評価される60代、70代の優秀な技芸者がすぐには保持者に認定されないとい

う事情も近年起きている。

一方、総合指定は、昭和30年代初めに雅楽、人形浄瑠璃文楽、能楽が、また昭和40年代に歌舞伎と沖縄の古典芸能組踊が、そして昭和50年代に邦楽分野の義太夫節、常磐津節がそれぞれ指定された。昭和50年代以後の指定・認定の特徴は、総合指定の歌舞伎の保持者がそれまでは俳優だけであったのを、昭和51年にそれ以外の長唄、囃子、竹本、作者などの保持者もこれに付け加えたこと、また、歌舞伎舞踊の伴奏音楽として必要な常磐津節を昭和56年に新たに指定したことなどで、いずれも伴奏音楽など歌舞伎を構成する周辺の技芸が人員の減少・高齢化などで衰勢にあることに対応しての措置である。

次に、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択は、昭和40年代までに、声明、平曲、おき江節、一中節など、我が国の芸能の変遷を知る上で重要な分野はおむね済み、昭和50年代以後に新たに選択された分野は、郁田流、みんしんがく、明清樂の2件である。

### (2) 工芸技術

工芸技術の指定には、伝統工芸各分野の技術をそれぞれ個別に取り上げて重要無形文化財に指定し、併せてその技術の最高の体得者を保持者に認定する各個指定と、一つの工芸技術についてそのわざを保持する者が多数いる場合に、その全体の技術を重要無形文化財に指定し、同時にその技術を保持する者が主たる構成員となっている団体を保持団体として認定する団体指定とが行われている。昭和63年3月末現在、各個指定では、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、きりかね、ばちる、せんじの計30分野が指定され、35人の保持者が認定されており、また、団体指定では、陶芸、染織、漆芸、紙の計11分野について指定され、11団体が保持団体に認定されている。

指定が始まった昭和30年代は、伝統的な工芸技術の全体像を明らかにすることが主な課題であったため、陶芸、染織、漆芸、金工、人形などの分野についての各個指定を中心にして行われ、団体指定については、結城紬、久留

特殊な分野と見られがちであった分野にも配慮して指定したことなどが挙げられる。

記録作成等の措置を講すべき無形文化財の選択は、昭和40年代までに、萩焼、組紐、象嵌など我が国の工芸技術の変遷を知る上で重要な分野についてはおおむね終わり、昭和50年代以後に新たに選択された分野は、楽焼、刺繡など12件である。

### 3 伝承者の養成

重要無形文化財の保存には、単に保持者のわざの保存を図るだけでは十分でなく、そのわざが人から人へと継承されていくことが重要である。この意味で伝承者の養成は、無形文化財の保存の根幹であり、また、緊急を要するものである。

しかし、無形文化財の伝承者の現状には、必ずしも樂觀を許さない面がある。その原因として、伝統的な芸能や工芸技術の修業には10年を超す長い期間を要することであること、戦争直後の昭和20年代から30年代の窮乏した時期には伝承を希望する者がまれであったため、現在、わざの円熟する60歳前後の技能者や技術者の数が少ないと、さらに、伝統的な養成方法が内弟子制や世襲制であるため、今の若い人々がそうした制度の中に入り、また、苦しい修練を長期にわたって積むことを忌避する傾向が顕著になっていることが挙げられる。

芸能、工芸技術の各分野では、保持者や保持団体が、独自にこのような状況に対処し、後継者の育成に努めているが、国としてもこれを積極的に奨励するため、昭和39年度から保持者に対して伝承者の養成と自らのわざの維持向上のための特別助成金（1人年間200万円）を交付し、また、昭和27年度から保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業に対してその経費の一部を助成している。この特別助成金の交付は、保持者及びその指導を受ける伝

米絹、小千谷縮・越後上布等、各技術者が分担し協力しあう作業からなる工芸技術として最も典型的なものについて行われた。

昭和40年代の指定は、領域を拡大することに努め、とかく日の当たらない存在であった木竹工や和紙などが取り上げられ、社会の注目を集めた。また、各個指定から団体指定に重点を移し、保持団体の構成も、例えば、和紙の分野では同じ品質の紙を漉く特定の地区の技術者で構成されるもの（石川半紙、本美濃紙、細川紙）、陶芸の分野では代表的な一工房の主要な技術者で構成されるもの（柿右衛門〈濁手〉、色鍋島）、漆芸の分野では挽物など各種の木地づくり・漆塗り・蒔絵や沈金などの加飾等のうち主要な分業の代表的な技術者で構成されるもの（輪島塗）など、それぞれの分野の業態に応じて、様々な方式が取り上げられた。

昭和50年代以後の指定・認定においては、主要な指定分野について当初の保持者の死亡により空白が生じている状況を解消し、その分野の2代目、3代目の保持者が誕生したこと、截金、撥鏤など、従事する技術者が少なく、

承者に対し、重要無形文化財の保護の重要性を認識させるとともに、精神的に大きな励みを与えていている。

なお、伝承者養成に関連して、若い人々が無形文化財を伝承していくこうという意欲を持つためには、何よりも青少年の伝統芸能、工芸技術に対する理解と関心を深めることが重要であり、このため、今後とも、青少年を対象にした公演、展示を充実するとともに、学校教育においても、伝統芸能、工芸技術に関する事項が一層積極的に取り上げられることが望まれる。

### (1) 芸能

能楽では、一般の愛好者に謡を教えて収入を得ることができるシテ方が比較的安定した状況にあるのに対し、ワキ方、囃子方、狂言方の三役にはほとんど舞台活動の道しかなく、従来から能楽師自身の手で必要な人員を養成することは困難であった。このため、昭和30年度から、東京、京都、大阪3か所の各能楽養成会の行う三役の後継者養成事業に対し助成を行ってきたが、昭和58年に開場した国立能楽堂が、このうち東京における事業を引き継いで今日に至っている。

文楽では、国立劇場において、昭和47年度から太夫、三味線、人形の後継者養成のための研修事業を実施し、昭和59年からは大阪の国立文楽劇場に場所を移している。歌舞伎では、俳優については昭和45年度から、竹本(太夫、三味線)については昭和50年度から、鳴物については昭和56年度からそれぞれ国立劇場で後継者養成を行っている。

邦楽・邦舞では、一般の愛好者が比較的多い箏曲や長唄、それに邦舞などのように各流各派が独自に後継者を育てている分野もあるが、それが困難な分野も少なくない。まず、義太夫節については、今日では、これを語る者はごく少数になってしまったので、昭和55年に重要無形文化財に指定し、義太夫節保存会の行う後継者養成事業に対して助成を行っている。また、歌舞伎の舞台や日本舞踊の伴奏音楽として必要な常磐津節についても、人員の不足

などにより、上演演目の制約を来すまでになったので、昭和56年に重要無形文化財に指定し、翌年度から常磐津節保存会の行う後継者養成事業に対しても助成を開始した。

沖縄の芸能では、江戸時代に能の影響を受けるなどして創始された沖縄の伝統演劇「組踊」が戦後衰勢の一途をたどってきたので、昭和47年の本土復帰時にこれを重要無形文化財に指定し、翌年度から伝統組踊保存会の行う伝承者養成事業に対して助成している。落語、漫才などの大衆芸能の分野では、国立演芸場において、寄席囃子の伝承者養成のための研修事業を昭和54年度から実施している。

なお、伝統芸能の分野で最も古い歴史を有する雅楽については、国家公務員である宮内庁式部職楽部部員によって受け継がれているので、伝承者養成も宮内庁で行われている。

## (2) 工芸技術

各個指定の場合、伝承者養成は、保持者が極めて高度なわざを特定の後進に直接教授するのが普通であるが、伊勢型紙、蒔絵沈金、髹漆、様地、彫漆、蒟蒻、存清のように、地方公共団体等が主体となって行う事業に保持者が参加して、後進の指導に当たる場合もある。

団体指定の場合は、染織関係では久留米絣、小千谷縮・越後上布、喜如嘉の芭蕉布、宮古上布、手漉和紙関係では石州半紙、本美濃紙、細川紙について、保持団体による伝承者養成が国の助成を受けて行われている。その形態は、それぞれの重要無形文化財の地域的特色、技術者を取り巻く環境、伝統的な諸慣習等により様々であるが、その典型的なものとして、例えば、久留米絣について見ると、久留米絣は、我が国の代表的な木綿絣の染織技術であり、古来より福岡県久留米を中心に広範な地域で生産されてきた。工程はかなり複雑で、原糸解きに始まり、整経、精練漂白、絵糸書き、手くびり、染織(藍染め)、絹糸解き、経巻き、横割り、管巻き、製織等を経て仕上げ、完成に至るもので、重要無形文化財に指定(昭和32年)された際に「重要無形文化財久留米絣技術保持者会」が結成され、経験と知識に応じて分かれる技術保持者と伝承者が会員となっている。

重要無形文化財に指定された久留米絣は、こうした一般的な工程に、①絹糸は手くびりによるものとし、②木綿糸の染織は天然の藍染め、③投げ杼による手織りというやや厳密な条件を附加しているが、技術者の集団である「技術保持者会」は、この要件に合った久留米絣を跡久留米絣技術保存会から受注し、これを会員が請け負う形をとっており、これにより、技術伝承の機会と場所を確保している。

## 4 公開

無形文化財の公開には、伝統芸能や工芸技術を鑑賞する機会を提供し、国民の理解と認識を深めるとともに、愛好者や支持層を広げるという効果がある。したがって、人々の生活様式や文化の多様化が急速に進み、日常生活の中で無形文化財にじかに接する機会も減少してきた昨今、この種の公開は積極的に推進していく必要があろう。

さらに、無形文化財の公開は、それ自体、保持者等のわざの鍛磨・研究に結び付き、また、伝承者の養成に資する点で重要な保存の手段と言える。すなわち、芸能の場合は、わざの発現の結果が有形のものとして残らないので、公開そのものが保存に直接結び付いており、さらに、わざの鍛磨と伝承者の実地教育の場ともなる。また、工芸技術の場合は、わざの発現の結果である作品の展示が主になるが、これが後進に対して大きな刺激を与えるとともに、この作品を製作する過程における意欲と研究は、最も直接的にわざの鍛磨と結び付けている。このため、国においても、必要に応じて経費を助成するなど、公開事業を奨励している。

今後は、特に、地方における鑑賞機会の一層の充実を図るとともに、テレビ等のメディアを通じた公開も積極的に活用していく必要があると思われる。また、近年の日本文化に対する国際的な関心の高まりの中で、日本の伝統的な芸能や工芸技術の海外への紹介を求める声がますます強まっており、国、地方公共団体としても積極的にこれを推進していく必要があろう。

## (1) 芸能

伝統芸能に関しては、国は、その保存・振興の拠点として昭和41年に国立劇場(本館)を開場し、歌舞伎、文楽公演をはじめとして古典ものを中心とした各種伝統芸能の公開を行っている。特に、雅楽、声明、民俗芸能の公演

等、他の民間劇場の興業としては取り上げられることのない貴重な伝統芸能の公演を行ったり、高校生などの若者層をはじめ国民一般に対して伝統芸能の普及を図る鑑賞教室公演を行うなど、その公開事業の一層の充実を図っている。

また、昭和50年代には、演芸資料館、能楽堂、文楽劇場の三つの国立の劇場施設を新たに開場し、本館と合わせて国立劇場における公開事業の拡充を図ってきた。すなわち、演芸資料館（演芸場）においては、定席、特別公演等により大衆芸能が公開され、国立能楽堂においては、新しい観客層の開拓をも目指した能・狂言の公演が行われている。また、国立文楽劇場においては、文樂はもとより、歌舞伎、邦樂、邦舞、民俗芸能等の各種公演を行っており、関西における伝統芸能の保存・振興の拠点となっている。

さらに、以上のような国立劇場の各施設における伝統芸能の公開のほかに、国では、地方の人々が優れた伝統芸能に直接触れることができるように、移動芸術祭、青少年芸術劇場、中学校芸術鑑賞教室などのプログラムの中に伝統芸能を加え、各地で公開している。

## (2) 工芸技術

工芸技術に関しては、日本伝統工芸展、新作名刀展、人間国宝新作展等が開催されている。これらは、それぞれ伝統的な工芸技術の保存・振興を図る上で大きな役割を果たしている。

例えば、日本伝統工芸展は、昭和29年から開催され、昭和35年以降公募展となって昭和62年で34回展を迎えている。同展は、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形その他の工芸の各分野からなり、東京都のほか全国8都市で開催されているが、初めて公募が行われた昭和35年と昭和62年とを比較すると、応募者数、応募点数で約5倍から6倍にも増加している。また、日本刀に関する全国規模の公募展である新作名刀展は、昭和62年で23回を数え、東京、大阪の2会場で開催されている。さらに、人間国宝新作展は、重要無形文化財保持者、保持団体の新作を展示するもので、昭和62年で22回目となり、東京をはじめ全国4会場で開催されている。ここでは、作品陳列だけではなく、毎回1団体を取り上げ、技術者による実技の公開、工程見本・写真・パネル等による制作工程等の紹介が行われている。

このほか、国は、日本伝統工芸展の出品作品を中心として、毎年作品購入を行っているが、購入した作品については、文化庁や東京国立近代美術館において保管・公開するとともに、各地で開催される展覧会に貸与することなどにより活用している。

なお、国際交流基金や新聞社等の協力により、文化庁所蔵の作品を中心とした海外展が開催され、我が国の伝統工芸の真髄を世界に伝える上で大きな成果をあげている。

## 5 記録の作成

無形文化財は、人の保持しているわざが対象であり、その保持者のわざは、

死亡により消滅してしまうため、記録を作成し、保存することは、伝承者養成等のためにも重要である。また、記録したものを映画・ビデオやテレビなどで公開することにより、無形文化財の鑑賞機会を国民に提供することにもなる。

このため、国は、文化財保護法に基づき、重要無形文化財について自ら記録を作成するとともに、保持者の高齢化などにより消滅の危機に瀕し、緊急に記録作成すべきものについては、記録作成等の措置を講すべき無形文化財として選択し、関係技芸者の団体等が行う記録作成事業に対して助成を行っている。

記録の方法には種々あるが、これまで文化庁で行った方法は、映画・ビデオによる映像記録、テープ・レコード等による録音、文書・写真・譜・図面等による記録、制作工程・材料等の実物による記録等である。また、国立劇場や民間でも各種無形文化財に関する記録を作成し、テレビ放映等により公開している。例えば、財團法人日本伝統文化振興財團では、昭和55年から毎年、無形文化財に関する映画を製作しており、また、テレビ東京では、文化庁協力により、昭和60年10月から毎週1回、「極める一匠と至芸の世界」と題して無形文化財を取り上げて放映している。

このようにして制作・収集された記録については、現在、文化庁、東京国立文化財研究所、国立劇場等において保管され、研究等にも活用されているが、今後は、一般の人々の利用も含め、その公開・活用がさらに進展するようなシステムを整備していく必要があろう。

### (1) 芸能

芸能における記録の対象は、人の動作や声、楽器の演奏など、演じられてはその場で消え去る性格のものが中心となるため、その各種の記録が極めて重要である。このため、一弦琴や義太夫節などの記録作成等の措置を講すべき無形文化財の技芸者を中心にテープ録音、記録などを行い、また、演技、

演出等に関する口伝を聞き取って文書として記録することなどを行っている。さらに、国立劇場では、自主公演のほとんどをVTRと録音テープ、写真で記録し、実演家、芸能専門家及び一般の利用に供しており、研究や普及に効果をあげている。

さらに、民間においても、映画やVTR、レコード、CD、録音テープ等による記録作成が行われており、国では、これらについても、必要なものの収集に努めている。

### (2) 工芸技術

工芸技術における記録は、文書や写真による記録、作品の制作工程を实物によって記録した制作工程見本、完成見本、制作工程の技術を記録した映画、使用する用具や材料の見本等が主なものである。国は、このうち技術記録映画を昭和45年から製作しており、重要無形文化財については、ほぼ毎年1作ずつ、カラー・35ミリフィルムで記録し、16ミリフィルムにもプリントして伝承者養成や無形文化財の普及等に活用しているが、近年のビデオの普及により、ビデオテープ化も行って一般の利用に供している。

また、陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形等各分野にわたり、文化庁主催の日本伝統工芸展に出品された作品を中心として、重要無形文化財保持者の作品、現在の伝統工芸の高い水準を示す中堅作家の作品、日本伝統工芸展で受賞した作品、さらには若手作家の作品等を毎年購入し、工芸技術に関する資料収集に努めている。

## 6 国立劇場

### (1) 沿革

国立劇場は、昭和41年7月、国立劇場法によって設立された特殊法人であるが、主として我が國古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究

等を行い、その保存及び振興を図り、もって文化の向上に寄与することを目的としており、いわば我が国の伝統芸能の保存・振興の拠点である。現在、本館・演芸資料館（東京都千代田区隼町）、能楽堂（渋谷区千駄ヶ谷）及び文楽劇場（大阪市南区日本橋）においてその業務を行っている。

伝統芸能の保護については、遠く明治初期から幾多の提言が行われてきたが、特に戦後、昭和25年の文化財保護法の制定に伴って助成制度が、また、昭和29年の法改正により指定制度が設けられ、このころから、伝統芸能の保存と振興を図るため、国立の劇場を設立すべきであるとの気運が高まり、昭和41年11月に本館（大劇場・小劇場）が開場した。

落語、講談、浪曲、漫才等の我が国独自の伝統的大衆芸能は、古くから寄席を中心に受け継がれてきたが、昭和47年6月、「国立演芸場設立に関する請願」が採択され、これを受けて昭和54年3月に演芸資料館が開場し、演芸に関する資料収集、後継者養成、公開、調査研究等を行っている。

また、国立劇場（本館）開場後、能楽関係者から能楽堂の設置が強く要望され、昭和58年9月に能楽堂が開場し、後継者養成、公開等を行っている。

文楽については、昭和38年に、発祥の地である大阪に勧文楽協会が設立されてその保存・振興が図られ、また、国立劇場としても、開場以来毎年、小劇場において東京公演を行い、技芸員の養成も行ってきた。文化庁は、さらに、根本的な保存・振興策として、文楽の本拠となる専門の劇場で、後継者養成等の事業をも行う場となる国立の文楽劇場を大阪に建設することとし、昭和59年3月に開場した。文楽劇場は、文楽を中心とした上方芸能の保存・振興の拠点となっている。

## (2) 使命と現状

国立劇場は、昭和41年の開場以来約20年間、伝統芸能全般に及ぶ各種公演の積重ねによって、多くの優れた成果をあげてきた。例えば、歌舞伎について、その三大名作と言われる「菅原伝授手習鑑」、「義経千本桜」及び「假名手本忠臣蔵」を劇場開場の昭和41年、10周年の昭和51年及び20周年の昭和61年にそれぞれ完全通し上演して多大の評価を受けたこと、長崎の明清樂、播州歌舞伎、大阪にわか、博多にわか、鹿児島のごったんなどこれまで辛うじて命脈を保ってきたものを復活したことなどである。

伝統芸能は、国民文化の変遷とともに消長するものであるだけに、その保存と振興は、長期的展望に立つ施策によって愛好者である国民の層を広げ、その幅広い支持を得て初めて可能であり、国立劇場の使命は重いと言わなければならない。

### ア 伝統芸能の公開

国立劇場における伝統芸能の自主公演は、できるだけ古典伝承のままの姿で、かつ幅広く、各種の伝統芸能の演出や技法を尊重しながら、その正しい維持と保存を心掛けて行っている。

歌舞伎や文楽について言えば、上演は、古典を主とし、その代表的な演目につき、初演当時の作品の構想を今日の制作状況に合わせ、筋を通して上演

する、いわゆる通し狂言を建前とし、上演時間の制約等から全段にわたる通し狂言を行わない場合にも、筋を理解してもらうため、必要に応じ端場（段の始めの発端となる場面）をつけるなどの配慮も払っている。また、状況に応じ、見せ場を中心とする有名な狂言の一幕（時に数幕）を2本から3本並べる、いわゆる見取り狂言も上演している。

このほか、研究と準備を重ね、優れた作品で中絶したもの復活するなど演目の拡充に努めたこと、伝統的な演出及び技法を基盤にした新作（評価の高い明治以後のいわゆる新歌舞伎作品や現代の作家によるいわゆる新作歌舞伎作品）の上演を推進したこと、さらに、若手俳優や技芸員、文芸者、技術者等の育成を心掛けたことなどを挙げることができよう。

能楽については、その普及と新しい観客層の開拓を目指して、能一番、狂言一番による番組を原則とし、初めての人にも鑑賞しやすく、しかも能樂の魅力を発見することができるよう工夫している。また、出演者については、日本能樂会員を中心として一流一派に偏することなく、全国的視野で適材適所の配役に努めている。さらに、公演の日が平日か休日か、あるいはその時刻が昼か夜かによって観客層が異なるので、定例公演、普及公演、狂言公演、特別公演のいずれであるかを問わず、年間を通じて鑑賞すれば、能・狂言の世界を概観することができるようにも配慮している。

なお、青少年等が気軽に伝統芸能の魅力に触れ、これを後代に伝えることができるようするため、歌舞伎、文楽及び能樂を中心に、舞踊、邦楽、雅楽、民俗芸能等を含め、低廉な料金でそれぞれの鑑賞教室を実施している。特に歌舞伎については、主に高校生を対象とした歌舞伎鑑賞教室を開催し、地方における鑑賞機会の充実にも努めている。

今後は、さらに中長期にわたる公演計画を策定するとともに、アンケート調査の充実等により国民の意向を十分に踏まえながら具体的な上演演目を選定するなど、公演内容の一層の充実を図っていく必要がある。

#### イ 伝統芸能伝承者の養成

歌舞伎、文楽、能樂等の伝統芸能を保存・育成するための伝承者の養成は、国立劇場設立の大きな目的の一つであり、当初からこれに取り組み、順次事業の拡充を図ってきている。歌舞伎については、歌舞伎俳優の養成を昭和45年度から開始して、歌舞伎俳優全体の若返りに寄与した。また、歌舞伎の重要な要素である音楽を担う竹本(太夫、三味線)、鳴物については、演奏者の絶対数の不足や老齢化に対処して、昭和50年度から竹本、昭和56年度からは鳴物の後継者養成を行っている。文楽については、太夫、三味線、人形の各技芸員の養成を昭和47年度から開始し、昭和59年度からは文樂劇場に本拠を移して、人形淨瑠璃文樂座座員の増員、若返りに寄与している。また、能樂については、三役(ワキ方、囃子方、狂言方)の養成を昭和59年度から能樂堂において実施している。さらに、人数の拡底している寄席囃子の演奏者についても、昭和54年度から養成を開始しており、それぞれ着実な成果をあげている。これら国立劇場の研修生の修了後の状況については、表7-15のと

表7-15 国立劇場研修生の修了者数等

(昭和62年度末現在)(人)

区分	修了者	就業者	俳優等総数	左の割合
能樂三役研修	9	全員が既成者研修へ	360	2.5%
文樂研修	35	24(太夫5) 三味線6 人形13)	80(太夫23) 三味線18 人形39)	30.0%
歌舞伎俳優研修	74	51	256	19.9%
竹本研修	20	19(太夫11) 三味線8)	30(太夫16) 三味線14)	60.0%
鳴物研修	7	7	43	16.3%
寄席囃子研修	11	9	20	45.0%

おりである。

今後は、特に文楽の技芸員の技術の質的向上と待遇の改善、後継者の養成等に努めていかなければならない。

#### ウ 伝統芸能に関する調査研究、資料の収集・利用

国立劇場は、さらに、演出・演技の向上に資するため、各種の調査研究を行い、上演資料集の刊行、録画・録音、写真等による公演記録の作成、各種古文献の復刻、演劇書の索引をはじめとする目録類の作成等を行っている。また、明治以降約100年にわたる日本各地の歌舞伎を主とした演劇興行に関する「近代歌舞伎年表」を作成するため、昭和48年から上演記録などを調査し、編纂<sup>ひげん</sup>を進めている。昭和60年度以降毎年一巻ずつ刊行し、8か年で大阪編を完結し、引き続いて全国各地区の部を刊行する予定である。

このほか、国立劇場の自主公演に関する視聴覚資料をはじめ、各種芸能資料の収集を行い、図書室、資料展示室の常時公開、公演記録及び自主制作の映画会、公開講座などの定期的開催を通じて伝統芸能に対する理解を促進しているが、これらの事業については、まだ、国民に十分周知されていない面もあるので、その普及に努めるとともに、その内容をさらに充実させていく必要がある。

#### エ 劇場施設の貸付

国立劇場全体として伝統芸能の保存と振興という設立目的を達成していくため、劇場施設を、広く伝統芸能の研さんと成果を発表する場として、一般の利用に供している。

## 第8節 民俗文化財

民俗文化財は、国民が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承である。これらは、地域的に共有される特定の形式を持ち、それが繰り返し再生されていくという特性を持っている。このため、今日に伝えられた民俗文化財の中には、それぞれの地域の伝統文化の基層的なものが残存している場合が多く、地域文化の理解、ひいては我が国の伝統文化を理解する上で欠くことのできない文化財として位置付けることができる。そこで、昭和50年の文化財保護法の改正により、法律上も従来の「民俗資料」の表現を改めて「民俗文化財」の呼称がとられるようになった。

### 1 調　　査

民俗文化財は、いわば「生きている」文化財であるために、とりわけ昭和30年代以降の高度経済成長の時期に急速に変貌<sup>ほうめう</sup>し、消滅の危機に瀕しているものもある。国としても、このような社会情勢のもとにある民俗文化財の状況を調査し、保護の必要のあるものを確認することを目標として、我が国では初めての全国規模の「民俗資料緊急調査」を昭和37年度から3か年にわたり国庫補助事業として実施した。引き続き昭和49年度から59年度にわたって「民俗文化財分布調査」を、昭和54年度からは「民謡緊急調査」を、昭和58年度からは「諸職関係民俗文化財調査」をそれぞれ実施している。これらの調査は、先に実施した「民俗資料緊急調査」が調査地点数や調査項目において不十分であった点を補完しようとするものであり、緊急性を要する分野にかかるものである。「民俗資料緊急調査」の結果については、昭和44年度から逐次刊行している「日本民俗地図」で、年中行事、人の一生にかかる儀

礼、信仰、社会生活、衣食住等に分け、全国の所在・分布状況が概観できるようにまとめている。

その他、これら全国的な調査と並行して個別に実施したものに、緊急のケースについての特別調査がある。昭和40年からのダム水没、集団離村、干拓等のために特に緊急を要する地域についての調査をはじめ、昭和45年からの佛元興寺文化財研究所による仏教関係民俗調査や民俗資料の科学的保存処理法についての調査、昭和53年度から5か年計画で実施した琵琶湖総合開発に対応する緊急調査等がその主なものである。また、特に、昭和50年度からはアイヌ民俗調査、昭和53年度からはウイルタ（オロッコ）民俗調査なども実施し、これら民俗文化財の保護の基礎資料の収集に努めている。

今後、調査については、経済社会の進展に伴って消滅化の著しい分野について都道府県との連携のもとに全国的調査を実施するとともに、それらのうち特に重要なものについては、より重点的な調査をしていく必要がある。

## 2 指定・選択

民俗文化財は、その特性として、地域的な共有性を持つため、同様の形式を有する伝承が、ある地理的な範囲の中に共通に存在し、複数の人によって担われるのが本来の姿である。その範囲は、数軒の家の集合ないし集落や大字などの広がりにとどまるものから、市町村や郡、県に及ぶものまであり、さらにこのような行政的区画を超えて、別個の文化圏を形成するものもある。

地域に伝承されてきた文化財の保存及び活用は、それぞれの地域住民の自発的な活動によってなされることが最も重要であり、特に民俗文化財は、他の文化財と比べて、より身近で地域生活に密着したものであることから、都道府県及び市町村がその保護に果たす役割は特に大きいものと言える。これらの地方公共団体においては、それぞれの地域における民俗文化財の再発見に努め、それらのうち地域的特色を示すなど重要なものについて指定し、保

護を図っている。

これに対し、国は、広域的、全国的な視野に立って、民俗文化財の調査に基づく把握を行い、我が国の代表的、典型的な民俗文化財のほか、歴史性や時代性、伝承母体の生活の特色をよく示す民俗文化財など、国として取り上げるべきものを指定し、保護を図っている。

しかしながら、民俗文化財は、日常の国民生活そのものの中に根ざしているものだけに、この分野の重要性を認識することが意外に難しく、国民一人一人の自覚を促し、啓発していくことが保護の前提となる。

### (1) 有形の民俗文化財の指定

民俗文化財は、有形のものと、無形のものに大別されるが、有形の民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事及び民俗芸能等に用いられる衣服、食器、工具、農具、漁具、漁船、家屋などを言う。国は、そのうち国民の日常生活の地方的特徴や時代的推移の傾向を典型的に示す重要なものを重要有形民俗文化財に指定して保護を図っている。

これまで、衣食住の分野では山村生活用具、積雪期用具等、生業の分野では漁撈用具、焼畑農耕用具、信仰の分野では富士塚、十三塚等の領域で、系統的なコレクションが全国的規模で指定されてきた。昭和63年3月末現在、重要有形民俗文化財に指定されているものは、表7-16に示すとおり169件である。

有形の民俗文化財は、実用の道具類が多いが、これらは美術工芸品など異なり、一点限りの芸術作品ではなく、一定の地域内で普遍的に存在した生活用具の類である。したがって、農村の舞台や湯屋、若者組の泊り屋などのように一点だけを取り上げて指定する価値のあるものもあるが、多くの場合は、一つのコレクションとして有機的、体系的にまとめられたときに初めて、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、生活階層の特色、職能の様相等を如実に示すこととなり、我が国の民俗文化の特徴を示す貴重な資料として価値

表7-16 重要有形民俗文化財の種類別指定件数

(昭和63. 3. 31現在)

種類	件数
衣食住に用いられるもの	25
生産、生業に用いられるもの	66
交通、運輸、通信に用いられるもの	15
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	32
民俗知識に関して用いられるもの	5
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	21
人の一生に関して用いられるもの	2
年中行事に用いられるもの	1
計	169

を生じるものである。

このように有形の民俗文化財は、特別なものを除いて、多くは体系的に収集されて初めてその価値が明らかになるものであるから、指定をより意義深いものとしていくためには、積極的な収集活動への指導・助言が不可欠となる。この点で、各地に建設されている歴史民俗資料館が地域の民俗文化財の再発見と資料収集のための拠点となり得るので、これら歴史民俗資料館の活動の充実が必要である。

## (2) 無形の民俗文化財の指定・選択

無形の民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能であるが、国は、これらの無形の民俗文化財のうち特に価値の高いものを重要無形民俗文化財に指定している。

しかし、重要無形民俗文化財の指定は、地域の人々がこれを保存し、後世に継承していくものでなければその意味がないので、生活様式とともに変わるべき可能性の高いものや、人々の生活、信仰を規制することとなるおそれのある風俗慣習はおのずから指定の対象とはなりにくく、民俗芸能や年中行事が中心となっている。昭和63年3月末現在、指定されているものは、表7-17のとおりである。

表7-17 重要無形民俗文化財の指定件数

(昭和63. 3. 31現在)

	件数
風俗慣習 (風俗慣習 20) 大規模祭り 24	44
民俗芸能	97
計	141

これらの中でも、民俗芸能に比べて、風俗慣習に当たる生業や年中行事、人の一生にかかる儀礼等の指定が遅れており、近年、盆行事や綱引き行事、元服式等新たな分野にかかるものにも指定を拡充しているが、今後とも、これらの分野の指定を推進していく必要がある。

また、現段階では重要無形民俗文化財の指定には至らないが、調査の進展や今後の伝承状況の変化によっては指定することができると予想されるもの、あるいは無形の民俗文化財のうち、指定の制度になじまないものでも、我が国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものや、芸能史上貴重な価値を有するものについては、それを選択して記録作成等の措置を講じる制度を設けて、その保存と活用を図っている。

指定の制度になじまない民俗文化財としては、例えば、個々の家庭を単位として行われている年中行事や婚礼、葬式などの儀礼のように、指定して保護することが個人の自由を束縛するものや、かつての婚姻制度や社会的な習俗などで、今日では公序良俗という観点から好ましくないと考えられるもの

### 3 有形の民俗文化財の保存及び活用

#### (1) 保存施設、修理、防災

有形の民俗文化財の保存のためには、それらの収納、保管のための収蔵施設が必要であり、破損や虫食い、塩、錆などの害を受けているものについては修復、修理が、建築物の場合は修理と火災警報装置、消火栓等の防災施設の設置が必要である。

収蔵施設については、これまでに新潟県小木町の南佐渡の漁撈用具、岐阜県高山市の高山祭屋台等74件に関し、助成措置を講じて収蔵庫を建設している。また、防災施設についても、福島県檜枝岐村の檜枝岐の舞台等14件を設置している。今後とも、これらの施設を充実していく必要がある。

修理については、これまでに京都府京都市の祇園祭山鉾(長刀鉾、月鉾等)、兵庫県赤穂市の赤穂の製塩用具等74件が実施されてきたが、これまでの修理は、建築物、祭屋台、山車の類に比較的比重が高くなっている。一般の生活用具、生産用具等の修理が遅れる傾向が続いているのが現状である。これらの用具類の素材は、木、竹、わら、紙、繊維などが多く、長期間の保存について憂慮されるものが多い。

また、漁撈用具等については、脱塩処理等が必要であり、防虫、防湿、防錆等の面からの科学的処理や保存方法の研究が求められていたが、この方面的研究は着実に進んでおり、製塩用具などの脱塩処理等が実施されている。しかし、保存修理の技術は、特殊な分野であるだけに技術者も施設もごく限られており、修理を必要とする文化財の数に見合うだけの技術者の確保が求められている。

#### (2) 公開・活用

有形の民俗文化財の保護に関しては、地域における保存とともに、公開等

などがある。また、焼畑農耕や伝統的な漁撈習俗のように、現在では経営的な意味を失うなどして生業としては存続が不可能になっているものもある。国は、これらの中から、記録等を残すことによって後世の理解に資するものを全国的な視野に立って選択している。

現在のところ、民俗芸能に関するものが多くを占めているが、風俗慣習に属するものとしては、生業関係では田植、狩猟、木地屋の習俗など、信仰にかかわるものでは津軽のイタコの習俗など、人の一生にかかわるものでは若狭の産小屋習俗などがあり、昭和63年3月末現在の選択件数は416件である。

による活用も重要である。

まず、有形の民俗文化財の公開は、地域の博物館や歴史民俗資料館等において行われている。特に、歴史民俗資料館においては、地域文化の特色やその歴史的変遷などを示す民俗文化財や歴史資料を保存し、常設展あるいは企画展、特別展などを通じて地域住民にこれを公開している。また、歴史民俗資料館相互の資料交換による展示・公開活動も行われている。

このほか、博物館、歴史民俗資料館等の専門職員その他の研究者による有形の民俗文化財及びこれを通じた地域あるいは日本の歴史・文化に関する調査研究などの活用もなされている。

#### 4 無形の民俗文化財の保存及び活用

無形の民俗文化財は、その伝承母体となる人々によって支えられているものであるから、伝承母体そのものが継承され維持されなければならず、後継者の育成が必須の活動となる。また、無形の民俗文化財は、実施され、あるいは公開される「時」と「場」があつて初めてその存在を示すものであるから、その時と場が確保されなければ存続は不可能であるとともに、伝承し、あるいは後世に残すためには、その全体像についての正確な記録の作成がどうしても必要である。無形の民俗文化財の保存と活用には、このような要件が満たされる必要があるので、国は、それぞれの地域における保護活動を促進するため、「地域伝承活動」、「記録作成」の補助事業を行うとともに、国自らも記録作成を行っている。

##### (1) 地域伝承活動

国は、文化財保護法に基づき、地方公共団体が行う無形の民俗文化財の保存・伝承事業を振興させることを目的として、風俗慣習、民俗芸能に係る資料作成・周知に関する事業及び現地公開・発表会等に関する事業に対して助

成を行っている。これら地域伝承活動事業の期間は、重要無形民俗文化財に関するものではおおむね3か年継続で、その他の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に関するものでは単年度で実施することを原則としているが、昭和54年度から昭和61年度までで351件（風俗慣習83件、民俗芸能268件）の事業が実施されている。

また、無形の民俗文化財については、地域における公開活動が、地域伝承活動の一環として行われており、地域振興に生かされている例もある。さらに、国内の他地域での公開も盛んになってきており、文化庁でも国民文化祭の中で紹介したり、全国民俗芸能大会に対して補助を行うことなどにより、その活動を奨励している。さらに、近年の日本文化に対する国際的な関心の高まりの中で、能、歌舞伎等に限らず、民俗芸能についても、我が国の基層的な文化や国民性を示すものとして、海外での公開の機会が増えている。これまでに、淡路人形淨瑠璃、津軽三味線、沖縄舞踊等、数多くの民俗芸能が欧米を中心に世界各国に紹介されている。

これらの公開を含めた地域伝承活動事業は、無形の民俗文化財を有する関係市町村などの理解の輪を広げるのに一役買つており、いわゆる村おこしに連動した事例も見られる。しかし、無形の民俗文化財を保存・伝承していく環境は、一般的に見て厳しく、ダム建設に伴う拳家離村、青年層の都市流出、生活様式の都市化等により、断絶ないし消滅の危機に瀕している例も少なくない。先人の足跡に今日的意義を見いだし、その意義を伸長していくための地域ぐるみの取組みやその理解の輪を広げるための連携等が求められている。

##### (2) 記録作成

国は、文化財保護法に基づき、重要無形民俗文化財又は記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として指定・選択されたものについて、自ら記録作成を行うほか、地方公共団体等が行う記録作成事業に対して助成してい

る。

この記録作成は、その保護行政を推進する上で不可欠の基礎資料を得るものであるとともに、文書等による調査結果の記録のみでは理解しがたい分野のものを映像・録音等によって記録し、後世に残そうとするものである。

民俗文化財の記録作成では、経済社会の発展に伴って生活様式が急変していることから、映画・ビデオ等による映像作成が重視されており、伝統的な生産技術、年中行事、祭礼及び民俗芸能等、動作を伴い臨場感のあるものを理解するためには、映像記録に優るものがない。指定・選択した無形の民俗文化財については、詳細な映像記録を作成しているが、指定して保存することになじまない風俗慣習のうち、特に生活様式の変化とともに消滅の危機に瀕しているものについては、映像による細密な記録を作成する必要性が高く、国は、昭和53年度から、人の一生にかかる儀礼、年中行事、諸職関係の技術など貴重なもの映画等による記録作成事業について助成を行っている。なお、アイヌに関する無形の民俗文化財の記録作成については、昭和53年度の沙流川の映画作成を皮切りに各川筋ごとにまとめて映画等による記録作成の事業について助成している。さらに、昭和59年度からは、消滅の危機に瀕している無形の民俗文化財のうち全国的に見て極めて重要と判断されるものについて、国自ら映像資料による記録作成事業を行っている。

このようにして作成された記録については、現在、文化庁、各都道府県等において保管され、活用されているが、今後は、一般の人々の利用も含め、その公開・活用がさらに進展するようなシステムを整備していく必要があるう。

## 第9節 文化財保存技術等

我が国の有形の文化財のはほとんどは、木、紙、漆等の脆弱な材質、構造で作られており、したがって、それらの大部分は、繰り返し、いわば定期的な修理が重ねられることによって、今日まで保存されたことができたと言っても過言ではない。このことは、当然、今後とも変わることはないが、これに加えて、近年、文化財の保存環境が大きく変化するとともに、近代建築や出土遺物等従来の方法では保存の困難なものも多くなってきており、文化財の保存のための技術及び資材の確保は、一層重要性を増している。同様のことは、無形の文化財を支える衣裳、器具等の製作・修理やそれらの仕事に要する道具・資材の製作・修理についても言うことができる。以下、技術面と資材面とに分けて述べる。

### 1 文化財保護技術の確保・充実

現在、美術工芸品、建造物の多くは、伝統的な技術・技法による修理を基本としているが、最近は、近代的保存科学を利用した保存修理も積極的に行われている。したがって、文化財の保存技術については、伝統的技術の確保と近代的保存科学の開発推進の二つの面について、適切な方策が講じられることが要請されている。

#### (1) 伝統的文化財保存技術

**伝統的保存技術の現状** 文化財の保存技術は、美術工芸品や建造物等については、多くの場合、伝統的な技術を基本にして行われており、こうした状況は、将来とも基本的には変わらないと考えられる。これらの文化財は、そ

の材質、構造、技法が多様であり、それに対応して、修理技術者の職種も多種にわたっている。

美術工芸品関係では、絵画、書跡等の装潢、保存箱製作、彫刻修理、漆工修理、甲冑修理、染織修理等が京都国立博物館内の文化財保存修理所を中心に主に京都、東京で行われており、考古資料の修理は奈良の財元興寺文化財研究所等で実施されている。これらの修理関係技術者の職種別入数は表7-18のとおりである。

表7-18 美術工芸品修理技術者  
者の職種別入数

(昭和63. 1. 1現在)	
分野	人數
装 こ う	7 3
仏 師	2 6
考 古 資 料	1 1
漆 工	7
刀 剣	2
甲 冴	1
保 存 箱	7
計	1 2 7

建造物関係の修理技術者は、管理等に当たる者と現場施工を担当する者とに分けられるが、このうち、設計監理、構造物の技法調査、記録の作成に当たる技術者のほとんどは、滋賀県、奈良県等の地方公共団体と財文化財建造物保存技術協会等に所属している。

また、施工に当たる技術者は、大半が施工会社に属しており、文化財建造物の修理を専門にする者はかなり限定されている。例えば、その中心的な役割を果たしている宮大工の所属状況を見ると表7-19のとおりであるが、こ

の企業所属の者が増えている傾向は他の職種にも共通して見られる。これら技術者の職種別入数は、表7-20のとおりである。

表7-19 宮大工の所属状況

(人)

	昭和51年	61年
地方公務員	20	19
企業 所属	22	61
個 人	27	11
計	69	91

表7-20 建造物修理技術者の  
職種別入数

(昭和62. 4. 1現在)

分 野	人 数
宮大工	9 1
築 職	2 3
石 工	2 0
屋根(桧皮・柿)	1 4 0
屋根(茅葺)	2 2
屋根(本瓦)	4 5
漆 工	6 3
彩色工	4 2
建具工	1 3
金具工	2 5
左 官	3 8
計	5 2 2

無形文化財、民俗文化財等の保存に関しては、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦樂等で使用される伝統的楽器、面、人形、装束、かつらその他の用具類の製作・修理等の職種がある。民俗芸能についても、同様の用具や山鉾、屋台、山車等の幕、車その他の構成部材の修理があり、また、工芸技術に関するものとしては、蒔絵筆、漆刷毛、和紙手漉機等の用具類の製作・修理等が挙げられる。さらに、絵画、書跡類の修理に不可欠の裏打紙、建造物の屋根瓦、邦樂器の糸、漆工の漆漉紙、染織工芸の藍その他の染料等、修理の材料等の製作・製造技術等も文化財の保存にとって極めて重要である。

このうち、文楽の人形、衣裳等の製作・修理については、国立文楽劇場内で行われているが、他は一般企業や工房の中で続けられている。

これらの技術者は、いずれも高度の専門的知識や長年の経験に基づく技術が必要とされるが、近年、社会的変化、生産技術の進展、新しい素材の開発等に伴って、これら伝統的技術を有する者が次第に減少する傾向があり、文化財の保存に支障を来すおそれも生じてきた。

**保存技術選定制度の創設** こうした状況の中で、昭和50年の文化財保護法改正においては、伝統的技術で保存の措置を講じる必要があるものを選定保存技術として選定し、その保持者又は保存団体を認定する制度が設けられ、後継者養成その他保存のための事業に国が助成するなどの措置を講じることとなった。この制度により選定を受けた技術は、有形文化財関係については、建造物修理では、木工・色彩、檜皮葺・柿葺・茅葺、美術工芸品修理では、木造彫刻・甲冑・金工・漆工品等が中心であり、また、無形文化財のうち伝統芸能については、実態調査の結果に基づき、緊急を要すると認められる邦楽器・能面等の製作技術を、工芸技術関係については、かねて関係者から問題にされていた分野の技術を中心に漆関係や手漉和紙関係の用具の製作・修

表7-21 選定保存技術選定・認定件数  
(昭和63. 3. 31現在)

区分	選定件数	保持者数	保存団体数
美術工芸品関係	8	9	1
建造物関係	5	2	5 (3)
芸能関係	7	11	0
工芸技術関係	11	6	6
計	31	28	12 (10)

(注) 建造物関係の認定保存団体に重複認定があり、( )内は実団体数である。

理技術、玉鋼製造技術等を選定した。現在の選定・認定の状況は表7-21のとおりである。

**技術の向上と伝承者の養成** 文化財修理技術者の技術の向上については、昭和28年から美術工芸品、建造物の修理技術者のための講習会を国で実施しており、また、伝承者の養成については、建造物修理技術について昭和46年から、木造彫刻修理技術及び檜皮葺・柿葺の技術について昭和49年から、いずれも国の助成のもとに実施してきた。

しかしながら、前述のように、文化財保存に必要な伝統的技術は多岐にわたっており、しかも、文化財の修理に直接的に関係するものから、文化財を支える資材の製作・修理の技術あるいは修理に使用される器具、資材の製作技術まで、幅が広く、かつ、状況の変化が激しいものである。こうしたことから、今後とも、これらの実態については、きめ細かく把握に努め、それに基づく対応策の検討を継続的に行う必要がある。

**有形文化財の修理技術等** 保護の対象が建造物では民家や洋風建築等に広がり、構造も木造にとどまらず、石造、れんが造、鉄筋コンクリート造等、美術工芸品では考古資料、歴史資料等多岐にわたってきた状況の中で、技術者の知識の向上とともに、各分野の専門技術者の育成、協力が図られなければならないが、さらに、修理が大量化する時期を長期的に見通して、適切な方策を検討することが求められている。

修理技術の国際的な交流も重要であり、文化庁では、昭和52年から国際文化財保存修復研究センター（ICCROM）で行われている文化財建造物保存修復研修の建築コース及び保存科学コースに関係専門職員を派遣しているほか、財文化財建造物保存技術協会の技術者と韓国の文化財修理技術者の交流が昭和56年から実施されている。このほか、昭和57年には、東京国立文化財研究所とユネスコの共催で木造文化財の保存に関する国際シンポジウムを各国の技術者を招いて開催するなど、積極的な国際協力に努めているが、なお、今後とも一層の推進が望まれる。

## (2)近代的保存科学の研究開発

我が国で、文化財に関する科学的調査や保存処理が行われたのは、戦前、去隆寺金堂壁画について、物理、化学、生物学等の学者の参加の下に、その材質、顔料の分析や剥落止め等がなされたのを嚆矢とする。

その後、昭和27年には東京国立文化財研究所に保存科学部が設けられ、物理・化学・生物の3研究室において、文化財に関する科学的調査研究が進められてきたが、昭和48年には、修復技術部が増設され、研究体制の整備・充実が図られた。

文化財の保存に関する科学的調査研究は、相互にかかわりあいながら進められるものであるが、大別すると、年代測定や材質、構造、技法等に関する研究、保存環境等に関する研究、保存・修復に関する研究の3分野がある。

**年代測定、材質、構造、技法等の研究** 近年、埋蔵文化財の発掘調査等により出土した遺物については、放射性炭素C-14、あるいは熱残留磁気等による年代測定法が積極的に取り入れられ成果をあげている。このほか、伐採年代の明らかな木材の年輪の幅の変化を測定し、これを基準として、同種の木質の年代を判定する年輪年代法の研究も進められており、檜材等については成果をあげつつある。また、紫外線、赤外線、X線、 $\gamma$ 線等の光学的方法による顔料の種類、肉眼では判別困難な墨書き、下絵の状況、彫刻等の内部構造、金属器の鋳造技法、鏽による腐食状況等の調査研究が行われ、その成果は文化財の保存の基礎資料として活用されるようになってきている。例えば、埼玉県の稻荷山古墳出土の国宝辛亥銘鉄剣の象嵌も、保存処理に当たってのこうした調査によって確認されたものである。

このほか、文化財の材質の調査には、多くの場合文化財そのものからサンプルを探ることができないので、蛍光X線分析、X線回析等の非破壊分析の方法がとられている。前者はいかなる元素をどの程度含有しているか、後者は元素がどのように結合しているかという化合物の確認・判定を行うもので、

両者を併用することによって製作年代、産地、材質変化・劣化の状況等の測定ができる、幅広く材質の研究に利用されている。

これらのほか、木造彫刻の内部や古墳等の内部状況を確認する方法として、ファイバー・スコープの利用も行われるようになってきている。

**保存環境等に関する調査研究** 文化財は、光、温湿度、大気汚染、虫・微生物等により、顔料・染料の変退色、腐朽、腐食、虫食い、風化等の損傷・劣化が起こる。

こうした様々な要因による劣化・損傷から文化財を守るために、劣化要因の防除や適正な環境条件の設定について研究が進められてきている。

すなわち、絵画、染織品、漆工品等は、特に紫外線や輻射熱等により、変退色、劣化が起こるので、照明については紫外線の防止処理や適正な照度についての研究が行われている。また、材質に応じた適正な温湿度の保持のための空調の工夫や湿度調節剤の研究開発も行われている。さらに、工場や自動車等から排出される大気中の酸化窒素、硫黄酸化物その他の汚染因子は、金属、石造物、染織品等の劣化の原因となるので、これらからの防護対策についても研究が行われてきた。

特に我が国の文化財は、その材質の多くが木、布、紙等であることから、白アリ等の虫類やカビその他の微生物に侵されるケースが多く、これらに対する殺虫、殺菌等の防除方法の研究も進められてきた。

これらの研究は、高松塚古墳等の石室内の適正環境設定に生かされているほか、広く博物館等における文化財の展示や収蔵庫内での保存方法に取り入れられている。

**科学的保存処理の研究** 先に述べたように、美術工芸品、建造物の多くは伝統的技術によって保存修理が行われているが、朽損の種類によっては、伝統的技術では困難な場合がある。また、出土遺物のように長年地中にあり、鏽が進行している金属器や多量に水分を含んだ木器等は、伝統的技術による保存処理は不可能である。さらに、塩分を含んだ漁撈用具等の民俗文化財に

ついても同様であり、これらについては科学的な方法による処理が必要である。

木造彫刻や木造建造物の場合に虫食いや腐朽部分の補填<sup>てん</sup>、強化のため合成樹脂が利用されるほか、壁画、絵馬等の剥落止めや、風化が進み剥落、亀裂を起こしている石像物の剥落止め、接合等に新しく開発された各種合成樹脂が広く利用されており、科学的保存処理の上で大きな役割を果たしている。

また、出土した金属器等は、必要な範囲で鏽を除去した後、樹脂を浸透させて固定する方法がとられている。木製出土遺物については、含有する水分とポリエチレンゴムを交換して固定強化する方法や凍結真空法による処理法が用いられている。

このほか、漁撈用具等については、脱塩処理を行うほか、必要に応じ樹脂を使用して修理を行っている。

**科学的研究体制等の現状** 以上のように、文化財に関する科学的保存方法等に関する研究は、東京国立文化財研究所を中心に進められてきた。また、遺跡、出土遺物の保存面では、奈良国立文化財研究所が積極的に調査研究を進めている。さらに、宮城県立東北歴史資料館等幾つかの公立の埋蔵文化財センターなどで、出土遺物の保存処理に関する研究と保存修理を行っているほか、民間では、奈良県の創元興寺文化財研究所が研究と併せて各地の出土遺物、民俗文化財等の保存処理を受託して修理に当たっている。

なお、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターでは、遺物処理の研修コースを設け、地方公共団体の担当者等の資質向上を図っているが、地方等からの要請に対応するため、今後とも研修体制の一層の充実が望まれる。

## 2 修理等の資材の確保

文化財の保存修理等には、それぞれ伝統的に用いられてきた資材が不可欠であるが、これらには、第一次的な原材から加工された資材までが含まれる。

建造物の修理の場合、茅、檜皮、柿等の天然の材料又はこれに手工業的に加工した建築材料が多く使用されるが、これらの材料は、現在では、新しい建築材に取って代わられ、その生産が大きく落ち込んで入手困難となっているものが多い。

これらのうち、屋根葺用の茅については、良質の生産地である静岡、岐阜、大阪の3か所に、地元の協力を得て茅場の造成を行い、国の助成により備蓄のための保存庫を建設して、資材の供給の安定化を図っている。また、木材や檜皮等については、国公有林がその生産に大きな比重を占めるので、所管の関係機関等に対して協力を求めている。さらに、これらの伝統的な建築資材については、その需給実態を把握するため、昭和50年から文化財建造物修理用資材実態調査を継続的に実施してきており、将来にわたる安定供給の確保のための基礎資料としている。

このほか、手漉和紙の材料である楮<sup>こう</sup>の生産、工芸品や建造物のための漆の栽培・生産等については保存技術として選定し、助成を行っている。

なお、伝統芸能の用具や工芸技術に必要な用具の中には、沖縄の三線（蛇皮線）や本土の三味線の皮、文楽人形の鯨のヒゲ、能の太鼓の馬の皮、かつらに使われる人毛、漆刷毛に必要なねずみの毛等、動物性の材料が多く、輸入や捕獲が禁止されているものもあって、入手が困難となっているものが多い。このほか、植物性、鉱物性の染料、顔料等についても、今後、その供給実態の把握に努めるとともに、関係分野との連携を図り、その協力を得つつ、方策を講じていく必要があろう。

## 第10節 文化財保護の研究体制

文化財の保護を推進するためには、それを支える文化財に関する研究が不可欠である。文化財に関する研究は、従来からの考古学、建築史学、美術史学等の分野からの研究とともに、自然科学的な手法も取り入れて、学際的、複合領域的な学問研究の成果を結集して行うことが重要になってきている。このような研究は、東京芸術大学等の関係大学、国立文化財研究所、公立の文化財研究機関、さらには国公立の博物館等においてそれぞれの役割により進められている。また、内外の文化財関係研究者等の連絡・協力により、こうした研究の発達・普及を図る場として日本文化財科学会が設立されており、科学研究費補助金によって、文化財の保存・修復等に関する学際的な研究が各機関の研究者の連携により行われる例も少なくない。

### 1 国立文化財研究所

文化財の基礎的研究を進め、その保存等に資するため、文化庁の施設等機関として、東京及び奈良に国立文化財研究所が設置されている。

東京国立文化財研究所は、黒田清輝の遺志に基づいて昭和5年に創設された帝国美術院附属美術研究所をその前身とする。美術研究所は、第二次大戦後、国立博物館の附属機関とされたが、昭和27年に東京文化財研究所と名称を改めた。また、同時に、奈良市に新しく奈良文化財研究所が設置され、昭和29年には「国立」の名をそれぞれの機関に冠して東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所となり、今日に至っている。

#### (1) 東京国立文化財研究所

東京国立文化財研究所は、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、情報資料部の5部を置き、美術、芸能、文化財の保存及び修復技術に関する科学的な調査研究とこれらの文化財の調査研究に関する情報資料の収集、保管、公表等を行っている。

すなわち、美術部では、日本及び東洋の古代から近世に至る美術、日本の近代・現代美術とこれらに関連のある西洋美術について、X線、赤外線等の科学的方法により技法・構造等の解明を行うなど、その基礎的調査と専門的研究を進めている。芸能部では、日本の伝統芸能の保存に資するために必要な基礎的・理論的な調査研究を行っている。保存科学部及び修復技術部では、文化財の材質・構造・技術の科学的調査研究及び文化財の保存環境の科学的調査研究を行い、これを基盤として文化財の保存と修復に関する科学的・技術的調査研究を行っている。また、情報資料部では、美術、芸能、文化財の保存及び修復技術に関する文献資料、写真資料その他の作成、収集、整理、保管、公表及び調査研究を行っており、現在、これらの情報資料に関する情報処理システムの開発の基礎的研究に着手している。

これらの調査研究のほか、博物館・美術館等の保存担当学芸員研修、文化財保存修復研究協議会、文化財の保存及び修復に関する研究のための国際研究集会等を開催している。このうち、文化財の保存及び修復に関する研究のための国際研究集会は、内外の研究者を集めて毎年秋に行われる国際シンポジウムで、昭和52年度から開催されており、昭和62年度までに取り上げられたテーマは、木の保存、文化財と分析科学、極東の古美術品の保存、伝統芸能の保存と発展、東アジアにおける美術交流、木造文化財の保存、壁画の保存、各種文化財に関する専門家の養成、アジアにおける仮面の芸能、日本・東洋美術史における転換期の諸問題である。また、昭和61年度からは、日中文化交流の一環として、敦煌文化財の修復について保存科学面から技術的協

力を始めた。

今後は、このような文化財保存修復技術の国際協力と研究者の交流をより一層進めていく必要がある。

## (2) 奈良国立文化財研究所

奈良国立文化財研究所には、庶務部のほか、建造物研究室、歴史研究室の2室と、平城宮跡発掘調査部、飛鳥藤原宮跡発掘調査部の2部及び飛鳥資料館と埋蔵文化財センターが置かれている。建造物、歴史の各研究室においては、主として南都の社寺を中心とする建造物、歴史等に関する調査研究を行い、平城宮跡発掘調査部及び飛鳥藤原宮跡発掘調査部においては、それぞれ平城宮跡及び飛鳥藤原地域の遺跡の発掘調査を行い、飛鳥資料館は、飛鳥地域の歴史的意義の普及、文化財の公開・活用と調査研究を行っている。また、埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財に関する調査研究と地方公共団体への専門的・技術的な指導・助言及び担当職員の研修を行っている。

平城宮跡の発掘調査は、昭和30年に第一次調査を行い、昭和34年から本格的調査を開始した。昭和38年には平城宮跡発掘調査部が発足し、組織的調査が開始され、規模も飛躍的に増大した。調査開始以来、発掘によって判明した新事実は極めて多く、出土品も膨大な量に上っているが、今後も調査の進展によって日本古代史を解明する重要な資料の発掘が予想される。また、この調査に基づいて大極殿及びその周辺の遺構表示や建物の復原その他の修景・整備を進め、さらに出土遺物を平城宮跡資料館において展示するなど、その公開・活用にも努めている。

飛鳥藤原地域の発掘調査は、従前から行ってきたが、昭和44年度から藤原宮跡の本格的調査を行うことになり、昭和45年には飛鳥藤原宮跡発掘調査室が設置され、次いで昭和48年には飛鳥藤原宮跡発掘調査部に拡充された。ここでは、藤原宮跡をはじめ山田寺跡、大官大寺跡、本薬師寺跡など、飛鳥藤原地域の宮跡・寺院跡の発掘調査を行い、数々の新事実や多量の出土品を得

ているほか、藤原宮跡の修景・整備を進めている。

埋蔵文化財センターでは、近年急激に増加しつつある全国的な土地開発に伴う埋蔵文化財の保護対策の一環として、地方公共団体の埋蔵文化財調査関係職員等に対して、一般研修や、遺跡測量、遺物保存整理等の専門研修等を行っており、その研修コースについては年々拡充を図ってきた。また、これらの研修以外にも地方公共団体への専門的・技術的な指導と助言を行っており、埋蔵文化財に関する基礎的・専門的な調査研究も進めている。

なお、東京国立文化財研究所と同様に、情報資料の処理システムに関する基礎的研究に着手しており、遺跡遺物のデータベースの作成や遺跡測量その他にかかる情報処理化について成果があがっている。

## 2 公立の文化財研究機関等

文化財に関する調査研究においては、博物館、資料館などもそれぞれ役割を担っているが、調査研究を主たる内容としている研究機関としては、奈良県立橿原考古学研究所、宮城県立多賀城跡調査研究所、福井県立朝倉氏遺跡資料館、広島県立草戸千軒町遺跡調査研究所、三重県立斎宮跡調査研究所等があり、これらはそれぞれ県内又は特定の重要遺跡の発掘調査、研究等を進めており、多くの新事実の発見、歴史の解明に大きな成果をあげてきている。

また、施設面では、文化庁は、埋蔵文化財保存体制の充実のため、昭和49年度から国庫補助事業により都道府県、市の埋蔵文化財調査センターの建設の促進を図ってきており、その数は、昭和62年度末で33を数えるが、このセンターにおいて、各地域の埋蔵文化財の調査研究、出土遺物の保存・整理等が実施されている。

これらの公立の調査研究機関のほか、約50の公益法人の調査研究機関がある。このうち、~~北海道~~北海道埋蔵文化財センター、~~大阪府~~大阪府埋蔵文化財協会など、地方公共団体の出資に係る約40の公益法人が、埋蔵文化財に関する調査研究、

出土遺物の保存・整理等を実施している。

また、これらの法人立の研究機関の中には、(財)元興寺文化財研究所のように、文化財の高度な科学的保存処理を実施するほか、民俗文化財の調査研究など幅広い分野の研究を行っているものがあり、このような機関として、(財)大阪文化財センター、(財)和歌山県文化財センターなどがある。

さらに、建造物の修理や調査研究、関係資料の収集、公刊等を行っている(財)文化財建造物保存技術協会、文化財の虫菌害についての調査研究や防除対策の研究、指導等を行っている(財)文化財虫害研究所なども、文化財の調査研究機関として、それぞれ大きな役割を果たしている。

今後とも、これらの調査研究機関において、研究体制の充実が望まれる。また、文化財保護のための研究体制を強化していく上で、研究機関相互の研究成果その他の情報交換や連携、協力を一層進めていく必要があろう。

## 第11節 博物館、歴史民俗資料館等

### 1 国立博物館

有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供し、併せてこれに関連する調査研究及び事業を行うことを目的として、文化庁の附属機関として、東京、京都、奈良に三つの国立博物館が設置されている。東京国立博物館は、文部省が明治5年に東京の湯島聖堂大成殿に設けたのがその始めであるが、その後所管が内務省、農商務省と移り、明治19年からは宮内省の所管するところとなり、その名称も帝国博物館と改められた。宮内省は、これに統合して明治22年、京都と奈良にも帝国博物館を設置することとし、建設を進め、それぞれ明治30年、28年に開館した。これらの博物館は、明治33年に帝室博物館となつたが、第二次大戦後、再び文部省に所管換えされるなどの変遷を経て現在に至っている。

また、我が国の歴史資料、考古資料、民俗資料の収集、保管、公衆への供覧及び歴史学、考古学、民俗学に関する調査研究を行うものとして国立歴史民俗博物館がある。この博物館は、関連学会等の要望を受けて、昭和41年に明治百年記念事業の一つとしてその設立が決定された。文化財保護委員会・文化庁により構想の立案と具体化が進められ、昭和45年度には建設予定地を千葉県佐倉市に内定し、昭和50年には基本構想が取りまとめられた。その後、国立大学における歴史学、考古学及び民俗学の研究との緊密な連携を図ることが特に必要であるとの観点から、昭和56年4月に国立大学共同利用機関として設置され、昭和58年3月からは展示の一般公開を開始している。

### (1) 展示・公開事業等

東京、京都、奈良の3国立博物館においては、文化財の公開について、館蔵品、寄託品を基礎に、文化庁長官の勧告等により出品された国宝・重要文化財を加えて常設展示を行っており、さらに年1、2回程度の大規模な特別展、これに準じる規模の年数回のやや専門的な展示等を行って公開の充実を図っている。また、各館においては、展示・公開に関する講座、講演会等を随時開催するとともに、博物館ニュース、図録等を発行し、利用者の便を図っている。

博物館は陳列品を収集し、保管して公衆の観覧に供し、教育・普及活動を行なうが、これと並んで陳列品を中心とした美術史、考古学等の調査研究機能も有している。この調査研究により得られた成果が展示等の事業に反映されるため、両者は常に並行して進められている。

これらの国立博物館は一世紀にも及ぶ歴史を有し、我が国の博物館の中で指導的立場にあると言える。近年、公立博物館・美術館等の増加に伴い、これらの博物館等の学芸員も増加の傾向にあるが、国立博物館・美術館では昭和59年度からこれらの職員を研修生として受け入れて、その資質の向上に努めてきた。また、これらの博物館等の企画展等への館蔵品の貸与も積極的に行なっている。これらの博物館等が、優秀な学芸員を確保し、その資質を向上させ、また、館蔵品を系統的に収集していくことは、それぞれの館のこれからのかの課題と言えるが、国立博物館においては、長年にわたって蓄積した事業運営上の知識や技術の提供、学芸員の研修、企画展等への館蔵品の貸与等を通じて、これらの博物館等に対し、指導・助言していくことが一層求められている。

なお、国立歴史民俗博物館は、歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究、資料の収集、保管、展示等を行なっているが、これらの活動は、文化財保護行政との連携、協力を緊密にしながら進められている。国立歴史民俗博物

館の研究の特色は、歴史学、考古学及び民俗学のそれぞれの研究にとどまらず、これらが相互に連携、協力しつつ、関連分野の研究を推進することにある。このため、博物館の研究者が独自の関心領域についての研究を行うほか、館内外の複数の研究者による共同研究を行なっている。これらの研究成果は、「国立歴史民俗博物館研究調査報告」において研究者に公表するとともに、日本の歴史と文化の流れを示す常設展示や年2回の企画展示、毎月1回開催する「歴博講演会」を通じて一般の人々に提供している。

#### ① 東京国立博物館

東京国立博物館は、我が国で最も古い博物館で、我が国の総合的な美術博物館として、日本・東洋の各時代の優品を主体とする展示を行なっている。すなわち、日本の美術品を絵画、彫刻、書跡、染織、金工、武器武具、刀剣、陶磁、漆工等の各分野に分けて展示する本館、日本の考古品を展示する表慶館、日本を除く東洋各地の各時代の美術品等を展示する東洋館がある。また、法隆寺献納宝物を公開している法隆寺宝物館がある。

以上の常設展のほか、毎年秋に特別展を開催しており、近年では、日本の書展、狩野派の絵画展、茶の美術展、正倉院宝物展、中国の絵画展、日本の金工展、浮世絵展、日本の陶磁展、金銅仏展を行ってきた。

また、国宝・重要文化財の新指定品を公開するなど多彩な展示を企画するほか、新聞社等と共に各種の展覧会を行っており、昭和61年には京都国立博物館との2会場において、天皇陛下御在位60年を記念して、「日本美術名宝展」を開催した。

このほか、毎年各地において日本古美術巡回展を開催し、博物館利用の便の少ない地方への公開にも努めている。

## ② 京都国立博物館

京都国立博物館は、明治21年に全国の古社寺宝物の調査が実施された際、京都、奈良方面には特に優れた社寺の宝物が多く、それらの大半が破損の危機にさらされていたことなどにかんがみ、これらを専門的に保存する施設として、明治30年に開館した。このような経緯から、京都国立博物館においては、京都を中心とする畿内に伝来した文化財及び平安時代以降の日本の伝統ある美術品を中心に収集及び管理を行っている。

現在、京都国立博物館においては、美術品を絵画、彫刻、書跡、陶磁、考古、金工、漆工、染織の各分野に分けてこれを新館に展示するほか、重要文化財に指定されている本館では、毎年秋に特別展を開催しており、近年では、日本の意匠展、パリ・ギメ博物館所蔵東洋美術の秘宝展、古面の美展、禅の美術展、花鳥の美展、山水展、近世日本の絵画展、日本の染織展、絵巻展を行ってきた。また、新聞社等との共催展、特別の展示も随時企画されている。

なお、昭和55年には文化財保存修理所を開所し、財美術院や幾つかの装こう（表具）関係工房などの団体に所属する文化財修理技術者による木造彫刻、漆工品、絵画、書跡等の修理が良好な環境のもとに円滑に行えるようになるとともに、修理に伴う技法、構造、銘文等の記録などの基礎資料の組織的な収集・保存が行われている。

## ③ 奈良国立博物館

奈良国立博物館は、明治28年に開館し、仏像美術を中心とした美術品の収集、保存管理、公開を行っているが、新館においては、仏像、仏画、仏教法典、経典などの仏教美術品の系統的な展示を行い、また、重要文化財に指定されている本館では、各地から出土した経筒、博仏などを展示している。

以上の常設展のほか、毎年春に特別展を開催しており、近年では、日本仏教美術の源流展、法華経の美術展、国分寺展、日本の仏教を築いた人びと展、仏教工芸の美展、浄土曼荼羅展、ブッダ釈尊展、山岳信仰の遺宝展、平安仏画展を行ってきた。

また、毎年秋には、正倉院宝物を展示する「正倉院展」を開催している。

## ④ 国立歴史民俗博物館

国立歴史民俗博物館においては、常設の総合展示のほか、種々の研究成果に基づく企画展示を行っている。

総合展示は、日本の歴史と文化の流れの中から、現代から見て重要なテーマを選び、それらを生活史に重点を置いて構成している。昭和58年3月の一般公開以来、原始・古代から近世までの13のテーマ及び日本人の民俗世界に関する六つのテーマと、時代を超えて展開される三つのサブテーマを順次公開しており、これらのテーマは、館内外の研究者によるプロジェクト研究により計画される。現在は、第一展示室から第四展示室までを開設しており、近・現代の展示については準備中である。

企画展示は、館蔵資料の紹介も兼ねて、原則として春秋の年2回実施されている。

展示資料は、実物資料にとどまらず、複製品や復元模型を積極的に取り入れ、グラフィックパネルや展示開設シート、解説用ビデオなどの補助手段も活用して、具体的に解説することに努めている。

## (2) 情報資料の公開

国立博物館には館蔵品等にかかわる情報資料が多数保管されているが、これら的情報資料を公開・利用できる体制について関係学会等から強い要望があったこともあり、文化庁では、3国立博物館に情報資料のセンター機能を持つ組織を設け、情報資料の公開を行う方向で整備を図っているところである。すなわち、昭和55年度には奈良国立博物館に仏教美術資料研究センターが、昭和56年度には京都国立博物館に京都文化資料研究センターが、さらに昭和57年度には東京国立博物館に資料部がそれぞれこのことを目的として設置された。これにより内外の研究者に対する国立博物館の情報資料の公開・利用が可能となつたが、その調査研究機能、サービス機能をさらに充実するには、コンピュータによる情報資料のデータベース化と各施設相互間のネットワーク化の推進が必要であり、情報処理システムの開発のための調査が進められている。

なお、国立歴史民俗博物館においては、昭和56年度からコンピュータを導入し、歴史学、考古学及び民俗学に関する各種情報のデータベース化と関係機関・研究者への提供を行っている。

## 2 地方の博物館

文化財の調査研究、収集、保存、活用等を図る上で、全国各地に設置されている博物館の果たす役割は大きい。文化財の収集、展示等を行っているのは、歴史博物館が中心的存在であるが、総合博物館においてもそのほとんどが歴史部門を有しており、これらの博物館の数は、表7-22のとおりである。なお、美術博物館、特に私立の美術博物館の中には、古美術品を中心としているものも少なくなく、また、このほかに、民家博物館、遺跡博物館のような野外博物館も幾つかある。

表7-22 博物館数(種類別)

(昭和59. 7. 1現在)

	国立	公立	私立	計
総合博物館	2	67	21	90
歴史博物館	4	108	99	211
美術博物館	2	71	120	193
科学博物館	8	37	32	77
野外博物館	2	2	4	8
動・植物園等	9	39	49	97
計	27	324	325	676

(注) 博物館法による登録博物館又は博物館相当施設の数である。

これらの博物館のうち公立の博物館の多くは、幅広く地域の文化財を体系的に収集、展示しているが、中には地域的特色を持つ文化財や特定の分野の文化財のみを扱っているものもある。私立の博物館は、その多くが、個人等の収集品を基礎としているので、むしろこのような傾向が強く見られる。

地域の文化財について調査研究、収集を行うことは、公立博物館の重要な任務であるが、この面では、最近、県史、市町村史の編纂さんに伴う調査や博物館独自の調査等の文化財の調査が、都道府県、市町村においてかなり積極的に進められている。一方、資料の収集の面では、埋蔵文化財の発掘調査等によって出土した考古資料や古文書等の歴史資料あるいは民具等の分野については収集が進められているものの、絵画、彫刻、工芸品等に関しては収集が困難であり、これらについては、所有者から寄託を受けたり、模写、模造、写真パネル等によって展示資料の充実を図っている。

展示については、体系的な常設展示を基本としながら、年1、2回の企画展示等を実施しているところが多いが、館有品が十分とは言えないため、借用に苦労している例もあり、博物館相互の連携、協力が今後一層必要となっている。

普及活動については、多くの博物館で、図録やパンフレット等の発行、講演会、講座、講習会等が実施されているが、最近は、縄文土器やわら細工、織物その他の製作等の体験学習、あるいは地域の文化財めぐりなどの見学会等も積極的に取り上げられつつある。

このように、文化財の収集、展示等を行っている公立博物館においては、様々な努力がなされているが、社会教育や学校教育において地域の歴史・文化の学習が重視されつつある今日において、歴史等の学習の場として、このような博物館の積極的活用のための工夫が一層推進されることが望ましい。

### 3 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館は、都道府県あるいは市町村ごとに、地域の特色を示す民俗文化財や地域の歴史の流れを示す遺物・文書等の歴史資料を収納、保存し、これらを調査研究し、展示等を通じて地域住民に公開することによって、それを活用していくための拠点となる施設である。

国は、地方自治体による歴史民俗資料館の建設について昭和45年度から助成を開始し、昭和62年度末までに443館（都道府県立12館、市町村立431館）が建設されてきた。それぞれの地域におけるこれらの施設の役割は極めて重要で、資料収集や展示活動、普及愛護活動など多方面にわたって活発な機能を果たしている。地域的特色を示す有形の民俗文化財の収集の拠点となり、質量ともに優れたコレクションが国の重要有形民俗文化財に指定される例も各地に見られる。特別展、企画展などを通じて地域の民俗文化財の“発掘”に努め、研究報告の刊行等を定期的に行う資料館も少なくなく、また、各種講演会や体験学習などを活発に行っている資料館もある。しかし、スタッフの不足や活動方法の点で多くの問題を抱えている資料館もあり、このような状況を背景に、文化庁は、現時点での歴史民俗資料館の実状把握とその運営改善を目的として、昭和62年度に活動状況の調査を行い、この結果を基に、

資料館が地域での文化財保護活動の拠点として活発に機能するための方途について検討を進めている。

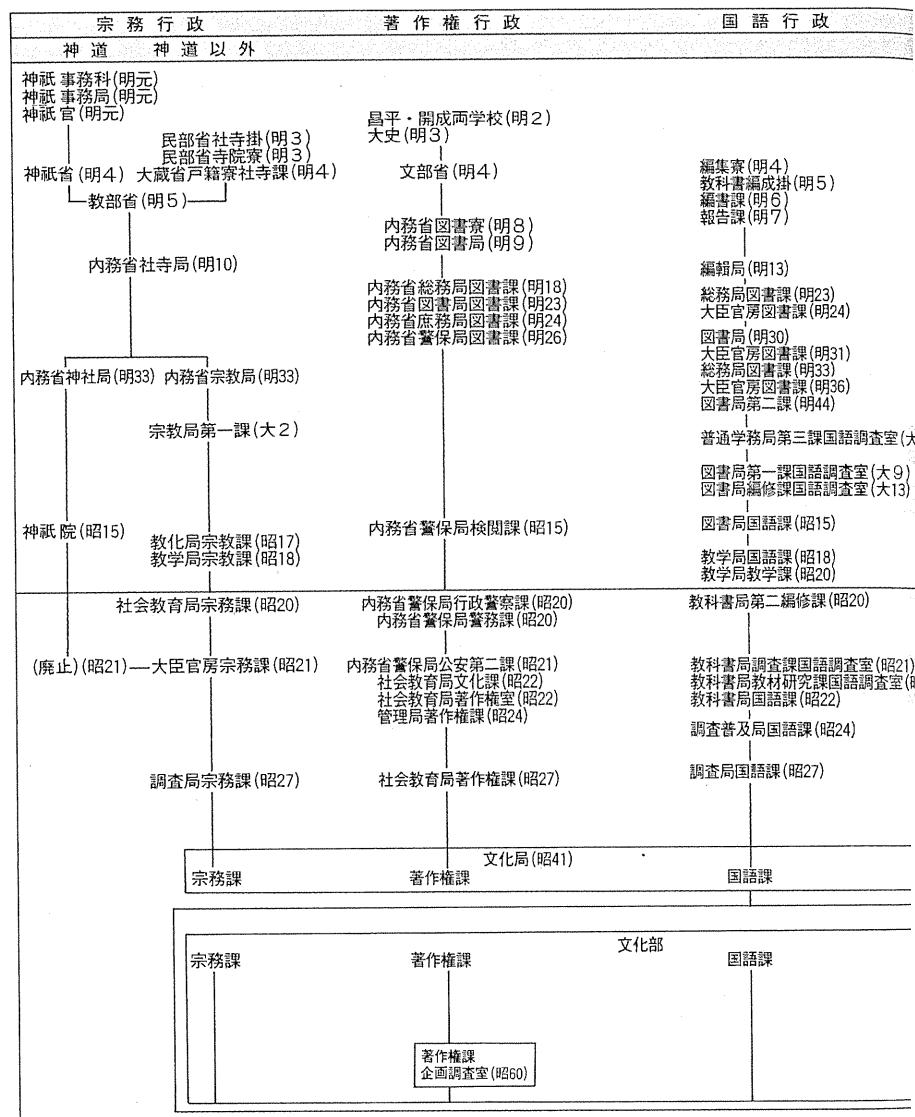
また、歴史民俗資料館の活性化のカギは、何よりその活動の核となるべき専門職員の資質向上にあるという観点から、各地の関係者の要望を踏まえ、国立歴史民俗博物館の協力を得て、昭和58年度から「歴史民俗資料館等専門職員研修」を実施している。これは、2年を一期とする集中的な講座によつて行うもので、歴史民俗資料館概論、文化財保護行政の概要などの基礎科目と文化財の保存管理、調査方法、展示の理念などの専門科目によって構成されている。

今後は、地域における文化財の保存・活用の拠点としての機能の一層の充実を図るという観点から、地域住民と協力しあい、また、歴史民俗資料館相互の連携を高めて、有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財の保護施策を日ごろから積み重ねるようにするとともに、地域住民にとって親しみやすいような映像、録音、写真等による記録の作成も一層充実させていくことが望まれる。国としても、さらに指導・協力を積極的に行っていく必要がある。

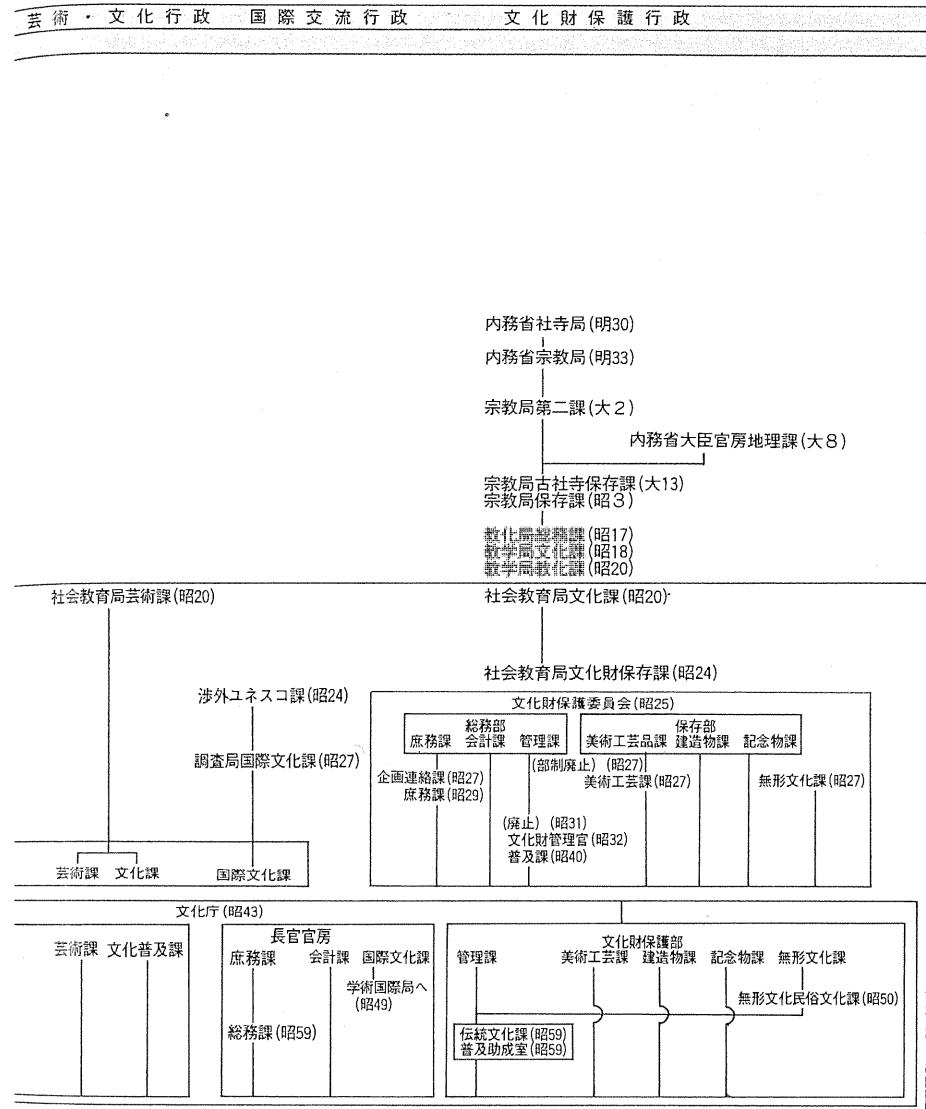
# 資料

注 付図及び付表の二つの数字のうち前方の数字は、その付図又は付表がその数字の章に関係することを示す。

付図1-1 文化行政の組織の変遷

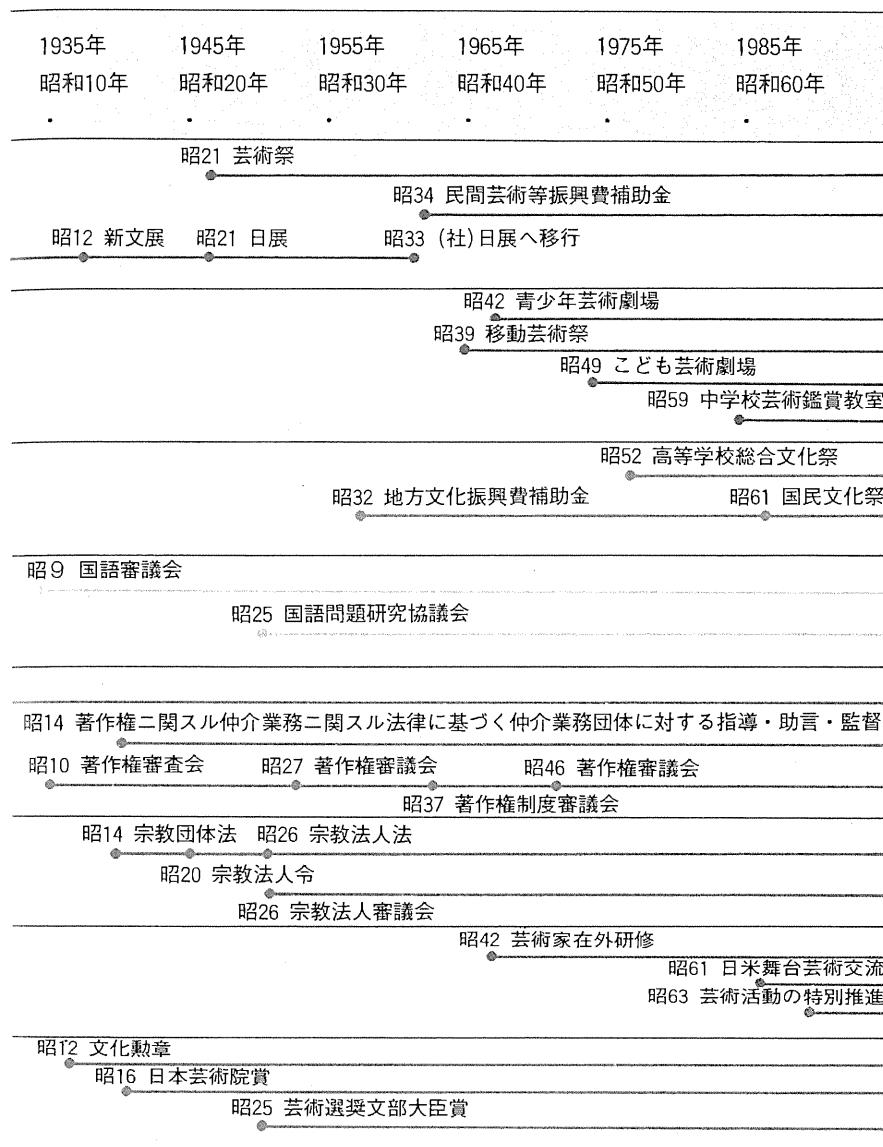


(注) □は文部省外のものである。



付図1-2 文化関係行政の沿革

事業名	1895年 明治28年	1905年 明治38年	1915年 大正4年	1925年 大正14年
芸術創作活動の奨励		明40 文展	大8 帝展	
芸術鑑賞機会の拡充				
文化活動への参加				
国語	明35 国語調査委員会 大2	大10 臨時国語調査会		
著作権	明32 著作権法			
宗教				
文化の国際交流				
顕彰				



付図1-3 文化財関係行政の沿革

	1895年 明治28年	1905年 明治38年	1915年 大正4年	1925年 大正14年
法制定の 経緯	古器旧物 明4 保存方布告	明30 古社寺保存法制定		大8 史蹟名勝天然紀念 昭4 国 昭8
文化財の 指定・選定	有形文化財 明30 国宝の資格があるもの(美術工芸品)	特別保護建造物(建造物) 昭4 国宝		
記念物			大8 史蹟名勝天然紀念物	
無形文化財				
民俗文化財	有形			
	無形			
伝統的 建造物群				
文化財の 保存技術				
埋蔵文化財 発掘の届出	古墳発見ノ節届出方 明7 明13 明32 遺失物法	人民私有地内古墳等発見ノ節届出方		

1935年 昭和10年	1945年 昭和20年	1955年 昭和30年	1965年 昭和40年	1975年 昭和50年	1985年 昭和60年
物保存法制定					
宝保存法制定	昭25 文化財保護法制定	昭50 文化財保護法改正			
	昭29 文化財保護法改正				
重要美術品等ノ保存ニ関スル法律制定					
		(保護法附則第116条により、なお効力を有する。)			
		昭25 国宝・重要文化財			
		昭25 特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物			
	昭29 重要無形文化財 (記録選択)				
	昭29 重要民俗資料	昭50 重要有形民俗文化財			
		昭50 重要無形民俗文化財			
	昭29 (記録選択)				
		昭50 重要伝統的建造物群 昭50 保存地区			
		昭50 選定保存技術			
	昭25 埋蔵文化財				

付図1-4 文化施設関係の沿革

事業名	1895年 明治28年	1905年 明治38年	1915年 大正4年	1925年 大正14年
文化施設等				
国立施設	明4 博物館 明22 帝国博物館 明22 帝国京都博物館 明22 帝国奈良博物館	明33 東京帝室博物館 明33 京都帝室博物館 明33 奈良帝室博物館	大13 恩賜京都博物館	
設施補助				
			帝国美術院付属 美術研究所 昭5	
		明40 美術審査委員会	大8 帝国美術院	

1935年 昭和10年	1945年 昭和20年	1955年 昭和30年	1965年 昭和40年	1975年 昭和50年	1985年 昭和60年
	國立博物館 昭22	昭27			東京国立博物館
		昭27			京都国立博物館
	國立博物館奈良分館 昭22	昭27			奈良国立博物館
			昭27 国立近代美術館 昭42	東京国立近代美術館	
			昭38 昭42	京都国立近代美術館	
			昭34 国立近代美術館京都分館	国立西洋美術館	
				昭52 国立国際美術館	
	昭12 美術研究所	昭27 東京文化財研究所 昭29		東京国立文化財研究所	
		昭27 奈良文化財研究所 昭29		奈良国立文化財研究所	
	昭23			国立国語研究所	
	昭12 帝国芸術院 昭22			日本芸術院	
			昭41	国立劇場	
				昭58 国立能樂堂	
				昭59 国立文楽劇場	
		昭25		文化財保存施設	
		昭25		文化財防災施設	
			昭42 公立社会教育施設(文化会館等)		
				昭45 歴史民俗資料館	
				昭49 埋蔵文化財調査センター	

付表1-1 国・文部省・文化庁予算額の推移

(単位 百万円)

年度	国の一般会計		左のうち一般歳出		文部省所管一般会計		比 率		文化庁予算		比 率		
	予算額A	増加率	予算額B	増加率	予算額C	増加率	C/A	C/B	予算額D	増加率	D/A	D/B	D/C
		%		%		%	%	%		%	%	%	%
43	5,818,598	17.5	4,525,000	14.9	652,496	11.6	11.21	14.42	4,960	1.1	0.09	0.11	0.76
44	6,739,574	15.8	5,127,396	13.3	742,228	13.8	11.01	14.48	5,492	10.7	0.08	0.11	0.74
45	7,949,764	18.0	5,995,995	16.9	845,588	13.9	10.64	14.10	6,752	22.9	0.08	0.11	0.80
46	9,414,315	18.4	7,040,552	17.4	984,844	16.5	10.46	14.00	8,808	30.5	0.09	0.13	0.89
47	11,467,681	21.8	8,816,914	25.2	1,181,155	19.9	10.30	13.40	11,265	27.9	0.10	0.13	0.95
48	14,284,073	24.6	10,798,407	22.5	1,420,063	20.2	9.94	13.15	14,342	27.3	0.10	0.13	1.01
49	17,099,430	19.7	12,854,973	19.1	1,774,180	24.9	10.38	13.80	17,335	20.9	0.10	0.13	0.98
50	21,288,800	24.5	15,840,763	23.2	2,403,599	35.5	11.29	15.17	21,173	22.1	0.10	0.13	0.88
51	24,296,011	14.1	18,821,680	18.8	2,759,831	14.8	11.36	14.66	23,814	12.5	0.10	0.13	0.86
52	28,514,270	17.4	21,543,538	14.5	3,140,942	13.8	11.02	14.58	27,868	17.0	0.10	0.13	0.89
53	34,295,011	20.3	25,675,569	19.2	3,617,416	15.2	10.55	14.09	33,406	19.9	0.10	0.13	0.92
54	38,600,143	12.6	29,233,632	13.9	4,036,737	11.6	10.46	13.81	38,521	15.3	0.10	0.13	0.95
55	42,588,843	10.3	30,733,239	5.1	4,266,838	5.7	10.02	13.88	40,025	3.9	0.09	0.13	0.94
56	46,788,131	9.9	32,050,371	4.3	4,468,677	4.7	9.55	13.94	39,630	△ 1.0	0.08	0.12	0.89
57	49,680,837	6.2	32,619,972	1.8	4,584,834	2.6	9.23	14.06	39,901	0.7	0.08	0.12	0.87
58	50,379,603	1.4	32,619,505	△ 0.0	4,533,753	△ 1.1	9.00	13.90	38,305	△ 4.0	0.08	0.12	0.84
59	50,627,214	0.5	32,585,741	△ 0.1	4,572,041	0.8	9.03	14.03	36,304	△ 5.2	0.07	0.11	0.79
60	52,499,643	3.7	32,585,405	△ 0.0	4,574,102	0.0	8.71	14.04	36,323	0.1	0.07	0.11	0.79
61	54,088,643	3.0	32,584,170	△ 0.0	4,572,197	△ 0.0	8.45	14.03	36,346	0.1	0.07	0.11	0.79
62	54,101,019	0.0	32,583,369	△ 0.0	4,573,740	0.0	8.45	14.04	36,374	0.1	0.07	0.11	0.80
63	56,699,714	4.8	32,982,107	1.2	4,576,594	0.1	8.07	13.88	37,823	4.0	0.07	0.11	0.83

付表2-1 昭和61年地域別舞台芸術公演回数(昭和61年1月~12月)

(回 数)

分野\地区	北海道	東 北	東 京 東	東 中 海 部	京阪神	九 沖 州 縄	合 計		
	オーケストラ	84	65	765	117	632	101	1,764	
音楽	室内楽	5	28	459	55	262	64	873	
	歌劇	2	7	182	12	110	18	331	
	合唱	14	18	123	39	152	32	378	
	声楽・独唱	4	15	322	58	258	15	672	
	ピアノ	42	55	581	151	374	72	1,275	
	その他の楽器等	25	48	878	158	512	65	1,686	
	合 計	176	236	3,310	590	2,300	367	6,979	
分野\地区	北海道	東 北	関 東	中 部	関 西	中 国 四 國	九 州	合 計	
	日本舞踊	28	10	475	72	240	36	25	886
舞踊	バレエ	5	48	269	87	72	33	38	552
	現代舞踊	18	36	457	29	12	10	7	569
	合 計	51	94	1,201	188	324	79	70	2,007
分野\地区	東 京		中 京 ・ 関 西		地 方 巡 演		計		
	歌舞伎劇	1,025		227		221		1,473	
演劇	大衆演劇	3,804		3,552		786		8,142	
	新劇	4,419		1,473		5,892			
	文 楽	141		251		36		428	
	合 計	9,389		6,546		15,935			

(注) 1 「音楽」、「演劇」は、来日団体の公演を含む。

2 「舞踊」は、来日舞踊家の公演、合同公演、民俗芸能公演は除く。

3 「音楽」については、洋楽のクラシックの公演である。

音楽は、演奏年鑑'87((社)日本演奏連盟)、演劇は、演劇年鑑'87((社)日本演劇協会)、舞踊は、舞踊年鑑'11,1987(全日本舞踊連合)による。

付表2-2 日展応募状況、入選、陳列点数

開催年	開催次数 第 回	総応募者数 人	入選者数 人	総陳列点数 (無鑑査のものを含む) 点
昭和 50	7	8,226	1,640	2,313 (673)
51	8	7,068	1,585	2,233 (648)
52	9	7,521	1,620	2,291 (671)
53	10	7,751	1,772	2,454 (682)
54	11	8,312	1,959	2,657 (698)
55	12	8,825	1,769	2,466 (697)
56	13	8,987	1,780	2,457 (667)
57	14	9,823	1,903	2,602 (699)
58	15	10,084	1,894	2,587 (693)
59	16	10,244	1,921	2,625 (704)
60	17	10,813	1,917	2,624 (707)
61	18	11,162	1,940	2,656 (716)
62	19	11,676	1,972	2,698 (726)

付表2-3 芸術家人口(男女別)

(昭和60.10.1現在)

	男	女	計
音 楽 家	24,400 (21.7%)	88,000 (78.3%)	112,400
俳優、舞踊家、演芸家	33,700 (60.5%)	22,000 (39.5%)	55,700
彫刻家、画家、工芸美術家	17,300 (75.9%)	5,500 (24.1%)	22,800
デザイナー	70,300 (58.3%)	50,200 (41.7%)	120,500
写真家、カメラマン	48,700 (93.8%)	3,200 (6.2%)	51,900
文芸家、著述家	19,000 (67.1%)	9,300 (32.9%)	28,300
計	213,400 (54.5%)	178,200 (45.5%)	391,600

昭和60年国勢調査報告書による。

付表2-4 (社)日本芸能実演家団体協議会ジャンル別団体数・会員数

ジ ャ ン ル	団 体 数	会 員 数
俳 優	12	8,514 (注) 1
邦 樂	13	25,550
洋 樂	11	11,454 (注) 2
邦 舞	2	4,585
洋 舞	4	3,534
演 芸	13	1,445
そ の 他	4	647 (注) 3

(注) 1 新劇団協議会を除く。

2 オペラ団体協議会を除く。

3 日本演出者協会を除く。

63年版名簿((社)日本芸能実演家団体協議会)による。

付表2-5 ビデオ・カセット、ビデオ・ディスク ジャンル別発売タイトル数の推移

年 度	ビデオカセット					ビデオディスク				
	昭和 58	59	60	61	62 (全体比)	昭和 58	59	60	61	62 (全体比)
劇 映 画(邦画)	224	229	240	295	399 (11.8%)	8	46	122	148	128 (7.2%)
劇 映 画(洋画)	73	173	387	759	1,184 (41.2%)	878	169	365	591	556 (31.3%)
アニメーション	67	179	188	206	231 (8.0%)	7	33	137	164	115 (6.5%)
子供向け	60	54	126	86	151 (5.3%)	—	—	9	5	6 (0.3%)
音 楽(邦楽)	180	348	203	205	141 (4.9%)	1,212	976	154	394	111 (6.2%)
音 楽(洋楽)			198		102 (3.5%)			304		196 (11.0%)
ビデオカラオケ	—	—	30	—	0 (0%)	—	—	554	539	413 (23.2%)
イメージビデオ	—	—	100	53	30 (1.0%)	—	—	59	52	60 (3.4%)
芸能 娯 楽	49	77	40	32	45 (1.6%)	—	9	9	13	4 (0.2%)
成 人 娯 楽	147	155	61	105	128 (4.5%)	17	8	15	50	79 (4.4%)
ス ポ ー ツ	83	111	174	85	63 (2.1%)	4	27	44	23	17 (1.0%)
記 録 報 道	39	64	65	68	25 (0.9%)	—	2	44	45	40 (2.3%)
趣味・教養・暮らしの知恵	96	81	178	119	111 (3.9%)	1	19	26	31	21 (1.2%)
医学・保健衛生	16	27	23	62	58 (2.0%)	—	2	1	0	0 (0%)
学 校 教 育	78	108	56	125	122 (4.2%)	—	13	5	13	9 (0.5%)
企 業 産 業 教 育	43	33	60	49	69 (2.4%)	—	—	4	0	0 (0%)
そ の 他	—	30	7	26	16 (0.6%)	—	—	23	68	23 (1.3%)
計	1,155	1,669	2,136	2,275	2,875	245	1,304	1,875	2,136	1,778
会 社 数	—	37	39	44	43	7	22	28	31	33

ビデオソフト統計(日本ビデオ協会)による。

付表2-6 オーディオソフト新譜タイトル数の推移

ジ ャ ン ル	ソ フ ト 型	年	昭和58	59	60	61	62
歌謡曲	レコード		2,948	2,816	2,798	2,566	2,476
	テープ		1,892	1,877	1,750	2,278	2,910
	C D		195	450	1,187	1,616	1,983
ポピュラー	レコード		3,141	3,203	2,887	2,716	2,471
	テープ		1,043	1,036	956	1,002	1,025
	C D		215	586	958	2,045	3,136
クラシック	レコード		2,370	1,816	1,525	862	400
	テープ		393	392	339	272	586
	C D		192	551	1,945	2,234	2,569
邦楽・民謡	レコード		300	287	306	187	248
	テープ		257	316	220	287	343
	C D		4	14	32	67	54
カラオケ	レコード		345	160	44	1	2
	テープ		5,005	4,180	3,905	3,019	3,396
	C D		128	351	73	127	166
その他の教材	レコード		1,194	980	858	796	611
児童ものetc	テープ		1,230	1,379	1,179	1,220	1,132
	C D		54	145	351	630	864
合 計	レコード		10,298	9,262	8,418	7,128	6,208
	テープ		9,820	9,180	8,349	8,078	9,392
	C D		788	2,097	4,546	6,719	8,772

(注) 1 テープはカセット・テープとカードリッジ・テープである。

2 レコードは、30cm, 25cm, 17cm盤である。

日本のレコード産業((社)日本レコード協会)による。

付表2-7 (社)日本演奏連盟会員数及び同海外在住者数

年度	会員数	海 外 在 住 者						合 計
		作曲	指揮	ピアノ オルガン	弦楽器	管楽器	声 女	
昭和50	1,203	5	5	18	26	7	21	5
51	1,290	7	5	20	27	5	20	7
52	1,366	7	5	19	27	6	20	7
53	1,501	7	6	19	29	5	21	9
54	1,776	8	7	23	32	7	18	8
55	1,869	8	7	21	35	9	19	8
56	1,894	8	9	35	46	9	23	8
57	1,965	7	10	42	62	14	25	8
58	1,996	7	7	46	67	14	26	8
59	2,136	7	7	41	61	14	27	8
60	2,231	8	7	44	59	13	22	7
61	2,310	9	7	42	61	11	27	8

(社)日本演奏連盟調べによる。

付表2-8 主な国際映画祭における邦画作品賞受賞状況

年	アカデミー賞 (外国映画部門) コンクール	カルロヴィ・ヴ ル国際映画祭	カンヌ国際 映画祭	ベネチア 国際映画祭	ベルリン 国際映画祭	モスクワ 国際映画祭	アジア太平洋 映画祭
昭和 26	羅生門(大映) (外国劇映画賞)			羅生門(大映) (グランプリ)			
27				西鶴一代女 (新東宝) (国際賞)			
28			くじら(千代田 映画)(2等賞)	晴空の見える場 所(新東宝) (国際平和賞)			
29	地獄門(大映) (外国劇映画賞)	原爆の子(近代 映画賞) (太陽の名前) (銀獅子賞) 1952メーデ (記録映 画製作委員会 (記録映画賞)	地獄門(大映) (グランプリ)	七人の侍(東宝) (銀獅子賞) 山根大夫(大映) (銀獅子賞)		金色夜叉(大映) (国際映画最高作 品賞) 佐久間ダム (岩波映画) (国際映画最高作 品賞) 日本ひきのゴー ジ(三井プロ) (特別賞) 大學生の外 遊記(日映新 社)「特別賞」 高峰翠(アマノ ジ)「特別賞」	
30	宮本武蔵(東宝) (外国劇映画賞)					春琴物語(大映) (国際映画最高作 品賞) ルル美生 (東京シネマ) (教育映画賞)	
31	真昼の暗黒 (現代ぶる) (人類の進歩賞)		ビルの歌聲 (日活) (サン・ジョル ジ賞)	カラコルム (日映新社) (金熊賞)		ある日の草むら (東映) (教育映画賞)	
32		白い山脈(大映) (ロマンチック ・ドキュメンタ リー賞)				朱雀門(大映) (国際映画最高作 品賞) 大館峰谷 (日映新社) (非劇映画最高 作品賞)	
33	異母兄弟 (独立映画) (グランプリ)		無法松の一生 (東宝) (グランプリ)			北海道の大自然 (東映) (非劇映画最高 作品賞) うなぎとり (近代映画) (特別賞)	
34		白翼(大映) (審査員特別賞)		隠し猫の恋 (東宝) (国際映画批評 家協会賞) 裸の太陽(東映) (最優秀青少年 映画賞)	手羽鶏 (共同映画) (国際平和委員 会特別賞)		
35		鏡(大映) (審査員特別賞)	人間の条件(に かじんくらぶ・ 松竹) (サン・ジョル ジ賞)国際映画 記者連盟賞)				
36	ねとうと(大映) (フランス映画 技術委員会特別 賞)			裸の島 (近代映画) (グランプリ)	女は夜化粧する (大映) (非劇映画最高 作品賞) 新星出立一線の 生活(松竹) (金熊賞)		
37			恋や恋なすな恋 (東映) (特別賞)			はだかっ子 (教育映画賞) 巨船(スザンナ リ)(岩波映画) (金鶯賞)	
38		切腹(松竹) (審査員特別賞)		武士道残酷物語 (東映) (グランプリ)	非行少女(日活) (金賞) その夜は忘れな い(大映) (国際平和委員 会特別賞)	古都(松竹) (国際映画最高 作品賞) (映画) (非劇映画最高 作品賞)	
39	ドキュメント路 上(東洋シネマ) (優秀賞)				芽をふく子ども (近代映画) (審査員特別賞)	東海道新幹線 (新規映画部門) (企画賞)	

年	アカデミー賞 (外国映画部門) コンクール	カルロヴィ・ヴ ル国際映画祭	カンヌ国際 映画祭	ベネチア 国際映画祭	ベルリン 国際映画祭	モスクワ 国際映画祭	アジア太平洋 映画祭
昭和 40				怪談(文芸プロ トにんじん) (審査員特別賞) 東京シネマビッ ク映画祭(国際 映画批評家協会 賞)	赤ひげ (東宝=黒沢プロ) (サン・ジョル ジ賞)	手首つなぐ子ら (飛鳥日特別賞) 赤ひげ(黒沢プロ) 黒澤(映画賞) 東京シネマビッ ク映画祭(国際 映画批評家協会 賞)	君も出世できる (東宝) (特別賞)
41							
42					上意討ち(東宝) (国際映画批評 家協会賞)		妻の日の愛のか たみに(大映) (特別賞)
44							
46							
47			重旗はためく下 に(東宝) (ばら賞)				
49			戦争と人間 (日活) (ばら賞)				
50					サンダカンバ番 娼館(東宝) (金鶯賞)	砂の器(松竹外) (ソ連作曲家同 盟賞)	
52						白鳥の王子 (東映) (ソ連映画人同盟賞)	先生のつうしん (日活) (最優秀品質賞)
53							走れ!マト (日活) (聖母院賞) 西園寺千枝 (自活) (河越映画賞)
55				影武者 (黒沢プロ外) (グランプリ)			二百三高地 (黒沢) (最優秀映画賞) 男はつらいいよ (優秀喜劇賞)
56					チゴイホルワイ ゼン(シネマフ ラセント) (審査員特別賞)	泥の河 (木村プロ) (銀賞)	
58			橋山節考(東映) (グランプリ)			イソップ物語 (ニンリール賞)	細雪(東宝) (最優秀作品賞)
59						ニッポン古屋敷 村(小川プロ) (国際映画批評 家賞)	序の舞(東映) (最優秀作品賞) 男はつらいいよ (松竹) (審査員特別賞) せんせい (映像企画賞) (審査員特別賞) 半蔵(東宝) (審査員特別賞)
61						捨の樹(松竹) (銀賞) 朝霧(子のため) (映画) (シニア ー映画賞)	
62					親愛・いい道 (キネマ東京) (審査員賞)		

日本映画製作連盟調べによる。

## 資料

## 資料

付表2-9 各国立美術館の所蔵作品数

(昭和62年3月末)

区分	絵画	素描	版画	彫刻	工芸	映画 フィルム	その他	計
東京国立近代美術館	1,605	194	1,429	263	940	7,518	646	12,595
京都国立近代美術館	463	193	883	30	1,393	—	1,180	4,142
国立西洋美術館	298	111	463	85	2	—	100	1,059
国立国際美術館	272	100	1,030	95	—	—	936	2,433
合 計	2,638	598	3,805	473	2,335	7,518	2,862	20,229

付表2-10 各国立美術館・博物館の過去5ヶ年の入館者数

(単位 人)

区分	57	58	59	60	61	計
東京国立近代美術館						
本館	195,975	442,244	219,028	403,435	204,913	1,465,595
工芸館	41,541	95,420	54,694	36,257	23,325	251,237
フィルムセンター	79,214	76,054	40,496	26,150	21,578	243,492
小計	316,730	613,718	314,218	465,842	249,816	1,960,324
京都国立近代美術館	325,969	97,001	119,268	40,370	168,334	750,942
国立西洋美術館	1,088,369	403,299	504,036	761,641	813,777	3,571,122
国立国際美術館	342,911	43,983	171,163	178,518	75,072	811,647
東京国立博物館	511,458	811,955	579,954	682,288	898,933	3,484,588
京都国立博物館	335,382	459,622	412,134	322,273	467,353	1,996,764
奈良国立博物館	317,400	292,064	304,616	333,310	360,539	1,607,929
合 計	3,238,219	2,721,642	2,405,389	2,784,242	3,033,824	14,183,316

(注) 京都近代美術館の入場者数は、改修工事のため昭和58年度から昭和61年度の間減少している。

付表3-1 全県的な芸術文化の総合的連合団体

(昭和60. 5. 1現在)

県名	団体名	加入団体数			昭和59年度の主な活動
		分野別	地域別	その他	
北海道	北海道文化団体協議会	28	14管内 205市町村		道民芸術祭開催、広報紙の刊行、全道文化集会開催、芸術新賞の授与等
青森	青森県文化振興会議	75	9		県美術展並びに市町村文化祭補助、各団体の芸術、文化事業への補助
岩手	(社)岩手県芸術文化協会	28	51		岩手芸術祭の共催、各種文化振興事業の実施
宮城	宮城県文化協会連絡協議会		44		機関誌の発行、研修会の実施等
	宮城県芸術協会	10	個人 2,000		芸術祭、チャリティ展の開催等
秋田	(社)秋田県芸術文化協会	31	52		展覧会の開催、ブロック会議の開催、機関誌の発行等
山形	山形県芸術文化協会	36	21	個人 917	機関誌の発行、芸術祭の共催、俳句大会、歌会等の実施、顕彰等
福島	福島県芸術文化団体連合会	25	26		機関誌の発行、文化振興会議の開催
茨城	茨城文化団体連合	76			芸術文化講座の開催、芸術祭への参加
栃木	栃木県文化協会		27	個人 800人 89校	機関誌の発行、芸術祭の実施等
群馬	群馬県文化協会連絡協議会		61		研修会の実施、広報紙の発行等
埼玉	埼玉県文化団体連合会	6	個人 45		文化振興会議の開催、顕彰事業の実施
	埼玉県高等学校文化連盟	7			県高校総合文化祭
千葉	千葉県芸術文化連絡協議会	16	10		機関誌発行、研修会の開催等
富山	富山県芸術文化協会	33		個人 4,020	美術展、公演等の実施、出版等
福井	福井県文化協議会		16	個人 1,120	芸術祭の実施、顕彰、機関誌の刊行等
山梨	山梨県市町村文化協会連絡協議会		61		機関誌の発行、短大大会等の開催等
長野	長野県芸術文化協会	37			講習会の実施等
岐阜	岐阜県芸術文化会議	370		個人 897	機関誌の発行、文化講演会の開催
静岡	静岡県文化協会	27			芸術祭への参加
愛知	愛知県文化協会連合会	1	56		美術展、芸能大会等の実施
三重	(社)三重県芸術文化協会	15			展覧会、研究会、公演の実施等
大阪	大阪文化団体連合会	257		個人 4	出版物の刊行
兵庫	(財)兵庫県文化協会		9	個人 817	機関誌の発行、文化事業の実施
奈良	奈良県文化協会連盟		40		展覧会の開催
和歌山	和歌山県文化協会連合会		27		地方文化協会の育成、会報発行等
	和歌山県高等学校芸術連盟		44		高等学校総合文化祭参加
広島	広島県文化団体連合会		50		地域文化活動事業、シンポジウム、講師派遣の実施、機関誌の刊行等
山口	山口県文化連盟		21		機関誌の発行、研修会の開催
徳島	徳島県文化協会	9			芸術文化団体の活動助成、文化活動の奨励、顕彰、出版等
愛媛	愛媛県芸術団体連絡協議会	11			芸術祭への参加
高知	高知県文化推進連絡協議会		53市町村		芸術祭への参加、研修会、会議等の開催
佐賀	佐賀県文化団体協議会	55	13		機関誌の発行、講座、会議の開催、芸術祭への参加、顕彰
長崎	長崎県文化団体協議会	15	71		会議、講演会等の実施、機関誌の発行、文化団体への助成
熊本	熊本県文化協会	280	37		顕彰、文化事業の実施、市町村芸術祭への助成等
大分	大分県芸術文化振興会議	110	17	個人 90	機関誌の発行、出版、市町村への指導等
宮崎	宮崎県芸術文化団体連合会		7		芸術祭等の実施、機関誌の発行
	(財)宮崎県文化協会		7		芸術文化事業等への助成、芸術文化事業の実施
鹿児島	鹿児島県文化協会	22			研修会、会議等の実施、機関誌の発行

付表3-2 都道府県における文化振興財団等

(昭和62. 5. 1現在)

都道府県名	名称	設立年	文化事業の実施	文化施設の管理、運営	文化団体への助成、育成等	文化資料の収集、提供等	出資金千円
青森	(財)棟方志功記念館	50				○	3,000
岩手	(財)岩手県文化振興事業団	60	○	○	○		10,000
福島	(財)福島県文化センター	45		○			2,000
	(財)福島県文化振興基金	54			○		540,369
茨城	(財)茨城県文化福祉事業団	39		○			114,875
栃木	(財)栃木県文化振興事業団	56	○	○			10,000
	(財)栃木県会館	44	○	○			0
群馬	(財)群馬県教育文化事業団	55	○		○	○	200,000
	群馬県美術品等取得基金	54				○	100,000
	群馬県教育文化振興基金	59			○		105,200
	(財)群馬県民会館	46	○			○	1,800,000
埼玉	(財)埼玉県草加文化協会	47	○	○			1,500
	(財)埼玉県能谷産業文化協会	46	○	○			1,500
	(財)埼玉県坂戸文化協会	50	○	○			1,500
	(財)埼玉県行田産業文化協会	45	○	○			1,500
	(財)埼玉県東松山文化協会	51	○	○			1,500
	(財)埼玉県本庄文化協会	55	○	○			1,500
千葉	(財)千葉県文化会館	42	○	○			2,000
	(財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉	60	○				30,000
	(財)千葉県文化振興財团	60	○		○	○	287,003
東京	(財)東京都交響楽団	40	○				1,000
	(財)東京都文化振興会	57	○		○		407,650
	(財)東京都教育振興財团	61	○	○			100,000
神奈川	(財)神奈川文学振興会	57	○	○		○	50,000
新潟	(財)新潟県文化振興財团	56	○				10,000
富山	(財)富山県文化振興財团	55	○	○			6,000
福井	(財)福井県文化振興事業団	57	○			○	154,437
山梨	(財)山梨県文化振興協会	57	○	○	○		10,000
	(財)やまなみ文化基金	59	○		○		300,000
長野	(財)長野県文化振興事業団	54		○			10,000

都道府県名	名称	設立年	文化事業の実施	文化施設の管理、運営	文化団体への助成、育成等	文化資料の収集、提供等	出資金千円
静岡	(財)静岡県文化財団	59	○			○	296,730
	静岡文化振興基金	59				○	34,920
三重	(財)三重県美術館協力会	58			○		28,000
	(財)三重県芸術文化協会	53	○				16,119
滋賀	(財)滋賀県文化体育振興事業団	45			○		20,000
	(財)滋賀県立長浜文化芸術会館	50			○		1,000
	(財)滋賀県立安曇川文化芸術会館	54			○		2,000
	(財)滋賀県立八日市文化芸術会館	56			○		2,000
	(財)滋賀県立水口文化芸術会館	58			○		2,000
京都	(財)京都府文化事業団	44			○		3,000
	(財)京都セミナールハウス	52			○		3,000
	(財)京都府丹後文化事業団	54	○	○			15,000
	(財)京都府中丹文化事業団	57			○		15,000
	(財)京都文化財団	61	○				50,000
兵庫	(財)兵庫県文化協会	42			○	○	123,945
奈良	(財)奈良県文化事業団	56	○	○			10,000
和歌山	(財)和歌山県民文化会館	45	○	○			5,000
島根	(財)島根県教育文化財団	45	○	○			1,000
	(財)島根県民会館	48	○	○			1,000
	(財)島根県教育文化振興基金	56	○				1,194,101
岡山	(財)岡山県郷土文化財団	54	○	○			600,000
広島	(財)広島文化振興基金	54	○			○	98,882
	(財)県民センター	59			○		
山口	(財)山口県教育財團	42			○		30,000
徳島	(財)徳島県文化協会	52				○	20,000
	(財)徳島県郷土文化会館	46	○	○			17,000
愛媛	(財)愛媛県文化振興財团	55				○	1,503,300
	(財)愛媛県県民文化会館	60	○	○			300,000
熊本	(財)熊本県芸術文化振興会	48	○			○	56,020
	(財)熊本県立劇場	57	○	○			20,000
宮崎	(財)宮崎県文化協会	55	○		○		67,500

付表3-3 都道府県の芸術文化関係審議機関 (昭和60.5.1現在)

県名	名称	人数	構成	所管	委員等の任命者	設置形態	任務・検討事項等
北海道	北海道文化振興審議会	20	関係職員	教育委員会 文化課	教育及 一定の課題のもとに 全体会2回開催、部 会3回開催	文化の振興に関する基本的施策の樹立に關 すること、文化の普及に關すること、文化 賞受賞候補者の選考に關すること。	
茨城県	茨城県文化行政推進調整会議	22	関係職員	生活福祉部 総合県民室	総合県民室 長	恒常的に設置し、毎 年定期的に開催	文化振興に關する施策について庁内関係各 課と連携し、総合的、効果的な施策の推進 を図る。
埼玉県	埼玉県の文化行政を推進する会議	24	関係職員	自治文化課	知事	恒常的に設置し、毎 年定期的に開催	県行政の文化的な展開、文化政策の立案、 文化行政の連絡調整、その他文化行政の推 進。
千葉県	房総文化懇談会	26	有識者	広報県民課	知事	一定の課題のもとに 特定期間開催	文化行政について専門的、総合的な立場か ら審議を行う。昭和59年度は、文化憲章 について審議を行い、昭和60年3月に提 言した。
東京都	東京都文化懇談会	16	関係職員	東京都生活文化局 コミュニケーション文化部振興計 画室	知事	一定の課題のもとに 特定期間開催	文化に関する顕彰制度
	東京都コミュニティ文化行政推進会議	19	関係職員		知事	恒常的に設置し、必 要の都度開催	コミュニティ、文化行政に關する基本方針 の策定及び諸政策の調整及び推進に關する こと。
神奈川県	文化行政推進本部	28	関係職員	文化室	職指定	恒常的設置、随時開 催	文化行政の総合的な企画調整及び推進をは かるとともに、行政の文化を促進する。
	神奈川の文化を考える懇談会	7	有識者	文化室	知事	特定課題、期間設置	神奈川の歴史、風土、文化等の特性を生か した魅力ある地域づくりについて、広い視 野と長期的展望に立ち、検討する。
富山县	富山県文化懇談会	17	有識者	知事公室	知事	恒常的設置、毎年定 期開催	本県の目指すべき文化振興の基本的方向及 びその施策のあり方や、その他本県の文化 及び文化振興に關する諸問題について検討 し、必要に応じて、知事に提言を行う。
	富山県文化的環境づくり委員会	14	有識者	知事公室	知事	恒常的設置、毎年定 期開催	① 本県における文化的環境づくりを推進 するための方策に關すること。 ② 行政施策に文化性を導入するうえで、 必要な事項に關すること。 ③ 文化性導入推進事業に關すること ④ 都市景観や居住空間を改善し、さらにお いのある街づくりを促進するための方策 等に關すること。
福井県	県民文化行政推進会議	13	関係職員	生活文化課	知事	恒常的設置、必要都 度開催	文化行政の総合的な企画、調整及び推進に 關すること。 ふるさとづくりビジョンに關すること。
長野県	文化行政懇談会	20	有識者	文化課	知事	年1回程度	文化行政全般について提言。
静岡県	生活文化懇談会	6	関係職員	県民生活課 (余暇対策室)	室長	一定の課題のもとに 毎年開催	広く各界有識者等の生活文化に關する意見 提言を聴き、生活文化行政に反映させる。
	静岡県町村生活文化行政連絡会議	75市 75町 41村	関係職員	県民生活課 (余暇対策室)	室長	毎年1回開催	市町村との連絡調整を図りながら、生活文 化行政に關する施策を総合的、計画的に推 進する。
	生活文化行政推進連絡会議	41	関係職員	県民生活課 (余暇対策室)	室長	毎年1回開催	所内関係各課との連絡を図り生活文化行政 を総合的、計画的に推進する。
	文化アセスメント研究委員会	5	有識者	県民生活課 (余暇対策室)	生活環境部 長	毎年定期的に開催	公共建物等の建設にあたって文化性を付 与するため、文化の視点からの事前に評価 する際の参考となる「文化アセスメント試 案」を作成する。
愛知県	愛知県文化行政推進連絡会議	17	関係職員	総務部 私学振興室	総務部長	毎年定期的に開催	文化行政に關する施策について連絡協議を 行う。
三重県	文化行政推進連絡会議	20	関係職員	企画部 企画課	部長	毎年定期的に開催	文化行政の施策推進、県職員の意識調査作 成。
滋賀県	文化の屋根委員会	12	有識者、文化関 係者等	教育委員会	知事	一定課題のもとに特 定期間開催	文化環境の高揚、行政への文化的視点の導 入に關する提言。

県名	名称	人数	構成	所管	委員等の任命者	設置形態	任務・検討事項等
京都府	文化行政推進本部	29	関係職員	教育委員会	副知事	恒常的に設置	県行政施策の文化的な見直しと、行政の文化 的な展開の推進。
	市町村文化行政主管課長会議	45	関係職員	文化芸術室	知事	年1回開催	地域文化の振興等について協議。
大阪府	大阪府民劇場運営審議会	25	関係職員、有識 者	府民文化室	知事	条例設置期間毎年定 期開催	文化向上、発展のための調査審議。
	現代美術センター運営会議	5	有識者	府民文化室	知事	恒常的に設置し適宜 開催	現代美術センター運営の専門的助言。
	なにわ塾企画運営委員会	6	学識経験者、文 化関係者	府民文化室	知事	恒常的に設置し適宜 開催	なにわ塾設置の専門的助言。
	大阪文化祭実行委員会	15	有識者、関係職 員	文化財保護課	教育委員会	毎年設置、適宜開催	文化振興。
兵庫県	兵庫県芸術文化委員会	30	有識者	生活文化部 文化課	知事	一定課題のもとに特 定期間開催	文化行政の推進等についての提言。
奈良県	奈良県文化振興懇談会	20	有識者、文化関 係者等	企画部 企画文化室	知事	一期2年	文化活動の活性化等について検討。
和歌山县	和歌山県文化懇談会	13	有識者	文化振興課	知事	一定課題のもとに特 定期間開催	文化振興に關すること。
愛媛県	愛媛文化懇談会	20	有識者、文化関 係者等	文化振興局	教育委員会	恒常的に設置 年3回開催	文化意識の高揚をはかる。
	愛媛県生活文化振興会議	9	関係職員	文化振興局	教育委員会	恒常的に設置 年3回開催	生活文化振興施策に関する連携、推進。
高知県	高知県文化推進委員会	20	関係職員	教育委員会	教育長	恒常的に設置、必要 に応じて開催	文化推進のための基本的方策に関する研究 討議。
	高知県芸術祭執行委員会	30	有識者、文化関 係者	教育委員会	教育長	恒常的に設置、毎年 定期的に開催	高知県芸術祭の関連業務。
長崎県	長崎県文化創造委員会	20	有識者、文化関 係者	企画課	知事	恒常的に設置、必要 に応じて開催	行政施策に対する文化的視点からの指導、 助言。
鹿児島県	鹿児島県芸術文化振興会議	25	有識者、文化関 係者	文化課	教育委員会	委員任期2年	芸術文化の振興に関する調査、審議。
沖縄県	沖縄文化問題懇談会	15	有識者、文化関 係者	観光文化局 文化振興課	知事	恒常的に設置、毎年 数回開催	文化振興策について提言。
札幌市	芸術文化懇談会	12	有識者、文化関 係者、関係職員	文化課	市長	随時 年1回	文化施策の検討等。
横浜市	横浜市社会教育委員会	10	有識者	教育委員会	教育委員会	毎月1回定期的に開 催	社会教育に關し、立案、調査、審議、助言。
	市民広間演奏会運営委員会	7	有識者	市民局	会員の互選	通常 年2回開催	市民コンサート運営。
名古屋市	市民文化委員会	10	有識者	教育委員会	市長	恒常的に設置、定期 的に開催	文化施策の検討等。
京都府	京都市世界文化自由都市推進委員会	10	有識者、文化関 係者	教育委員会	市長	恒常的に設置し、定 期的に開催	「世界文化自由都市宣言」の施策の実施。
	京都市世界文化自由都市推進会議	10	関係職員	企画課	市長	必要に応じて開催	「世界文化自由都市宣言」に基づく事務事 業 京都市美術館運営に關して審議する。
	京都市美術館評議員会	25	有識者、文化関 係者	京都市美術館	市長	定期的に開催	
大阪市	文化問題懇談会	20	関係職員	教育委員会	教育委員会	一定課題のもとに特 定期間開催	文化行政全般について検討。
神戸市	新しい神戸の文化行政を考える会	20	関係職員	教育委員会	市長	一定課題のもとに隨 時間開催	文化長期計画の立案。
広島市	広島市行政推進会議	17	関係職員	企画調整局	市長	要綱で設置	文化振興施策の審議。

付表3-4 都道府県の芸術文化経費

(1) 都道府県芸術文化経費の推移

区分	芸術文化経費	増減	増減率
昭和47年度	13,198,676		
48	14,226,480	1,027,804	7.9 %
49	22,895,105	8,668,625	62.1 %
50	18,792,707	△ 4,102,398	△ 17.9 %
51(予算)	16,703,242	△ 2,089,465	△ 11.1 %
52	20,200,377	3,497,135	20.9 %
53	34,619,328	14,418,951	71.4 %
54	37,918,540	3,299,212	9.5 %
55	37,310,419	△ 608,121	△ 1.6 %
56	54,298,213	16,987,794	31.3 %
57	47,515,266	△ 6,782,947	△ 12.5 %
58	39,113,787	△ 8,401,479	△ 17.7 %
59	47,497,275	8,383,488	21.4 %
60	53,083,922	5,586,647	11.8 %

(2) 経常的経費の推移

区分	経常的経費	増減	増減率
昭和47年度	6,269,791		
48	8,558,683	2,288,892	26.5 %
49	10,493,021	1,934,338	22.6 %
50	11,856,699	1,363,678	13.0 %
51(予算)	12,832,304	975,605	8.2 %
52	11,537,242	△ 1,295,062	△ 10.1 %
53	17,809,067	6,271,825	54.4 %
54	16,388,522	△ 1,420,545	△ 8.0 %
55	19,470,311	3,081,789	18.8 %
56	20,899,646	1,429,335	7.3 %
57	21,718,268	818,622	3.9 %
58	21,004,800	△ 713,468	△ 3.3 %
59	24,703,363	3,698,563	17.6 %
60	25,274,274	570,911	2.3 %

(3) 芸術文化事業費等の推移

区分	事業費	増減	増減率
昭和47年度	3,275,210		
48	4,035,356	760,146	23.2 %
49	4,033,036	△ 2,320	△ 0.1 %
50	4,019,088	△ 13,948	△ 0.3 %
51(予算)	3,907,950	△ 111,138	△ 2.8 %
52	3,201,176	△ 706,774	△ 18.1 %
53	3,760,579	559,403	17.5 %
54	4,802,713	1,042,134	27.7 %
55	5,537,066	734,353	15.3 %
56	6,063,037	525,971	9.5 %
57	5,485,828	△ 577,214	△ 9.5 %
58	5,073,579	△ 412,249	△ 7.5 %
59	6,518,804	1,445,225	28.5 %
60	7,231,127	712,323	10.9 %

(4) 文化施設管理費の推移

(単位 千円)

区分	文化施設管理費	増	減	増減率
昭和47年度	2,994,581			
48	4,523,327	1,528,746	51.1 %	
49	6,459,985	1,936,658	42.8 %	
50	7,837,611	1,377,626	21.3 %	
51(予算)	8,924,354	1,086,743	13.9 %	
52	8,336,066	△ 588,288	△ 6.6 %	
53	14,048,488	5,712,422	68.5 %	
54	11,585,809	△ 2,462,679	△ 17.5 %	
55	13,933,245	2,347,436	20.3 %	
56	14,836,609	903,364	6.5 %	
57	16,232,440	1,395,831	9.4 %	
58	15,931,221	△ 301,219	△ 1.9 %	
59	18,184,559	2,253,338	14.1 %	
60	18,043,147	△ 141,412	△ 0.8 %	

(注) 55年度以前は、文化施設事業費を含まない。

(5) 文化施設建設費の推移

(単位 千円)

区分	文化施設建設費	増	減	増減率
昭和47年度	6,928,885			
48	5,667,797	△ 1,261,088	△ 18.2 %	
49	12,402,084	6,734,287	118.8 %	
50	6,936,008	△ 5,466,076	△ 44.1 %	
51(予算)	3,870,938	△ 3,065,070	△ 44.2 %	
52	8,663,135	4,792,197	123.8 %	
53	16,810,261	8,147,126	94.0 %	
54	21,530,022	4,719,761	28.1 %	
55	17,840,108	△ 3,689,914	△ 17.1 %	
56	33,398,567	15,558,459	87.2 %	
57	25,796,998	△ 7,601,569	△ 22.8 %	
58	18,108,987	△ 7,688,011	△ 29.8 %	
59	22,793,912	4,684,925	25.9 %	
60	27,809,648	5,015,736	22.0 %	

付表3-5 市町村の芸術文化経費

(昭和60年度 単位 千円)

区分	指定都市	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市	町	村	合計
市町村数	10	215	449	2,602		3,276
経常的経費	8,104,338	33,674,598	16,350,715	6,017,960		64,147,611
文化施設建設費	9,116,674	48,751,917	30,210,019	17,782,892		105,861,502
総支出額	17,221,012	82,426,515	46,560,734	23,800,852		170,009,113

付表3-6 国民文化祭の概要

	主催事業名	総フェスティバル		シンポジウム		分野別フェスティバル				合計
		開会式・総合フェスティバル等	閉会式・グランドフィナーレ	文化フォーラム	文化シンポジウム	〈第1回〉・ 民謡の祭典 日本の民謡 「みんなで楽しもう！」	〈第2回〉・ 音楽の祭典 音楽による 音楽の祭典等	文芸（短歌・俳句・川柳）大会	美術展	
第一回 東京	出演団体	18	12	—	—	—	108	応募点数 短歌 3,900 俳句 350 川柳 2,100	応募点数 (共催団体) 15	153
	出演者等数(人)	956	332	—	12	5	3,175		1,958 (出品者 実演者等)	6,438 (応募点数 9,800)
	入場者数(人)	2,300	1,300	300	200	400	7,050	1,200	9,000	25,000
第二回 熊本	出演団体	63	8	—	—	—	172	応募点数 短歌 2,047 俳句 1,944 川柳 1,954 (講演者1人)	応募点数 (共催団体) 16	259
	出演者等数(人)	2,458	398	4	6	—	4,613		700 (出品者 実演者等)	8,180 (応募点数 6,954)
	入場者数(人)	71,100	1,100	550	600	—	60,450	980	7,000	64,000
										205,780

付表3-7 全国高等学校総合文化祭の概要

回数 開催年	期日	参加校数 参 加 人 員 (観覧を含む)	部 門
第1回 昭和52年 (千葉県)	7/31~8/3 (4日間)	93校	演劇、合唱、吹奏楽、邦楽、マーチングバンドパトントワーリング、吟詠剣詩舞
第2回 昭和53年 (兵庫県)	8/2~8/8 (7日間)	475校	同上 及び書道、美術工芸
第3回 昭和54年 (大分県)	8/1~8/7 (7日間)	496校	同上
第4回 昭和55年 (石川県)	8/5~8/10 (6日間)	597校	同上 及び写真
第5回 昭和56年 (秋田県)	7/29~8/2 (5日間)	527校	同上 及び管弦楽、郷土芸能
第6回 昭和57年 (栃木県)	7/29~8/3 (6日間)	653校	同上
第7回 昭和58年 (山口県)	8/2~8/4 (3日間)	643校	演劇、合唱、吹奏楽・管弦楽、邦楽、マーチングバンドパトントワーリング、吟詠剣詩舞、書道、写真、美術工芸
第8回 昭和59年 (岐阜県)	7/31~8/3 (4日間)	909校	同上
第9回 昭和60年 (岩手県)	8/2~8/7 (6日間)	923校	同上 及び郷土芸能、文芸
第10回 昭和61年 (大阪府)	8/5~8/8 (4日間)	1,129校	同上 (郷土芸能を除く) 及び器楽、映像
第11回 昭和62年 (愛知県)	8/4~8/7 (4日間)	1,399校	同上 及び放送文化、郷土芸能

(注) 昭和63年度は熊本県で開催予定である。

付表5-1 著作権審議会の審議状況

委員会名	検討事項	審議期間	報告書公表
第1小委員会 (常置)	①レンタル関係 (貸与権、貸レコード問題、第30条改正)	昭和58.2~昭和58.9	昭和58.9.9
	②隣接権条約加入問題等	昭和59.5~昭和63.1	昭和63.1.27
	③ビデオ海賊版関係	昭和62.7~昭和62.8	昭和62.10.16
第2小委員会	コンピュータ関係	昭和47.3~昭和48.5	昭和48.6.11
第3小委員会	ビデオ関係	昭和47.3~昭和48.3	昭和48.3.20
第4小委員会	複写複製関係	昭和49.7~昭和51.7	昭和51.9.16
第5小委員会	録音・録画関係	昭和52.10~昭和56.6	昭和56.6.26
第6小委員会	コンピュータ・ソフトウェア関係	昭和58.2~昭和59.1	昭和59.1.19
第7小委員会	データベース及びニューメディア関係	昭和59.3~昭和60.9	昭和60.9.25
第8小委員会	出版者の保護関係	昭和60.9~	
第9小委員会	コンピュータ創作物関係	昭和61.3~	
第10小委員会	私的録音・録画関係	昭和62.8~	

付表6-1 宗教団体の公益活動施設数

	神道系 <sup>(ア)</sup>	仏教系 <sup>(イ)</sup>	キリスト教系 <sup>(イ)</sup>	諸教 <sup>(ア)</sup>	計	
学 校 教 育	幼稚園	132	880	1,630	12	2,654
	小学校	0	11	81	2	94
	中学校	5	45	159	3	212
	高等学校	9	117	209	5	340
	短期大学	2	50	90	1	143
	大学	3	29	50	1	83
	計	151	1,132	2,219	24	3,526
教 社 会 福 祉	博物館(イ)	72	70	4	4	150
	病院・診療所	7	(19)	112	2	—
	保育所	107	782	488	72	1,449
	児童福祉施設 (保育所を除く)	1,652	(165)	145	26	—
	老人福祉施設	—	(76)	144	7	—
	障害者施設	—	(5)	122	9	—
	各種保護施設	—	(47)	14	1	—
	その他の社会福祉施設	114	(10)	54	3	—
	計	1,873	—	967	118	—

金私立学校に占める比率%

単位:全博物館に占める比率%

(注) (ア) 小学校から大学までの数値は、文化庁宗務課が昭和52年及び昭和53年に実施した調査結果に、その後の補正を加えたものである。幼稚園、保育所については(イ)以下を参照のこと。

(イ) 日本博物館協会資料(昭和60年10月)による。

(ウ) 上記(ア)、(イ)以外の数値は、主に「昭和61年神社活動全国統計」(神社本庁)による。

(エ) 幼稚園、保育所数については、仏教保育協会資料(昭和62年度)による。また、医療、社会福祉関係(保育所を除く)の数値については、最近のものがなく、参考までに「日本宗教大鑑」(ブティスト社)(昭和48年)によって示したため、計欄の数値は差し控えた。

(オ) 上記(ア)、(イ)以外の数値は、「キリスト教年鑑1987」(キリスト新聞社)による。

(カ) 上記(ア)、(イ)以外の数値は、「第54回天理教統計年鑑」(天理教本部)による。

付表7-1 文化財の保護対象の拡大

年代	法 律	有形文化財	史跡名勝天然記念物	無形文化財	埋蔵文化財	民俗文化財	伝統的建造物群	文化財の保存技術
明治 30年6月	古社寺保存法	古社寺の所有する建造物及び宝物類(絵画、彫刻、書跡、工芸、刀剣)						
大正 8年4月	史蹟名勝天然記念物保存法		史蹟名勝天然記念物					
昭和 4年3月	国宝保存法	国、地方公共団体又は個人の所有するものまで範囲拡大						
昭和 8年4月	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律	未指定の美術品等の輸出の制限						
昭和 25年5月	文化財保護法	有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料、考古資料)	史蹟名勝天然記念物	無形文化財	埋蔵文化財(有形文化財として保護)			
昭和 29年5月	文化財保護法の改正		記念物として範囲を明確化	無形文化財の指定又は選択	埋蔵文化財(有形文化財から独立して保護)	民俗資料(有形の民俗資料の指定、無形の民俗資料の選択)		
昭和 50年7月	文化財保護法の改正	有形文化財に歴史資料を追加、建造物と一緒にをなして価値を形成している土地等を含むことを明記		埋蔵文化財の保護制度拡充	民俗文化財(無形の民俗文化財の指定を創設)	伝統的建造物群	文化財の保存技術	
現在								

付表7-2 古美術品輸出鑑査証明実績

(昭和51年~61年)

年度	区分	交付者件数	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	建造物	計
昭和 51	文化庁	399	997	155	6,573	26	14	29	7,794
	京博	363	406	82	2,351	20	0	0	2,859
	計	762	1,403	237	8,924	46	14	29	10,653
52	文化庁	342	1,170	19	4,393	105	23	25	5,735
	京博	424	468	85	2,865	4	0	8	3,430
	計	766	1,638	104	7,258	109	23	33	9,165
53	文化庁	379	1,185	137	5,553	47	155	37	7,114
	京博	364	601	87	2,057	8	6	0	2,759
	計	743	1,786	224	7,610	55	161	37	9,873
54	文化庁	502	914	119	5,670	34	602	32	7,371
	京博	538	787	111	3,292	27	5	0	4,222
	計	1,040	1,701	230	8,962	61	607	32	11,593
55	文化庁	557	1,418	96	16,442	93	50	1	18,100
	京博	552	773	122	5,398	94	3	8	6,398
	計	1,109	2,191	218	21,840	187	53	9	24,498
56	文化庁	517	1,490	85	15,034	74	48	25	16,756
	京博	513	870	110	3,036	50	13	0	4,079
	計	1,030	2,360	195	18,070	124	61	25	20,835
57	文化庁	427	756	68	14,235	22	17	46	15,144
	京博	474	597	143	1,896	14	12	0	2,662
	計	901	1,353	211	16,131	36	29	46	17,806
58	文化庁	456	739	997	15,137	106	22	37	17,038
	京博	525	754	156	2,396	9	23	0	3,338
	計	981	1,493	1,153	17,533	115	45	37	20,376
59	文化庁	445	592	59	14,504	19	1,081	16	16,271
	京博	420	491	114	849	2	3	0	1,542
	計	865	1,083	173	15,436	21	1,084	16	17,813
60	文化庁	467	849	112	11,711	130	183	0	12,985
	京博	258	239	34	549	16	10	0	848
	計	725	1,088	146	12,260	146	193	0	13,833
61	文化庁	298	454	21	2,526	9	146	0	3,156
	京博	258	320	19	708	19	55	0	1,222
	計	556	774	40	3,234	28	201	0	4,378

付表7-3 文化庁長官の勧告又は承認によって出陳した国宝・重要文化財の数(昭和62年度)

	勧告による出陳	承認による出陳	合計
東京国立博物館	139件	21件	160件
京都国立博物館	163	58	221
奈良国立博物館	165	26	191
大阪市立博物館	54	29	83
鎌倉国宝館	13	8	21
仙台市博物館	6	3	9
埼玉県立博物館	2	7	9
石川県立美術館	1	9	10
名古屋市博物館	3	1	4
琵琶湖文化館	6	10	16
岡山県立博物館	4	12	16
九州歴史資料館	4	5	9
合計	560件	189件	749件

付表7-4 文化庁(文化財保護委員会)が実施した海外展の実績

展覧会の名称	会場	会期	出品件数		
			計	うち国宝	重文
講和記念 サンフランシスコ日本古美術展	米国 デ・ヤング記念博物館	昭和 26.9.6~26.10.5	178		48
アメリカ巡回日本古美術展	ナショナル・ギャラリー(ワシントン) メトロポリタン美術館 シアトル美術館 シカゴ美術館 ボストン美術館	28.1.25~28.2.25 28.3.20~28.5.10 28.7.9~28.8.9 28.9.15~28.10.15 28.11.15~28.12.15	91	12	57
欧州巡回日本古美術展	フランス パリ国立近代美術館 イギリス ピクトリア・アンド・アルバート美術館 オランダ ハーグ市立美術館 イタリア パラッソ・ディ・エスピジオオーネ(ローマ)	33.4.15~33.6.2 33.7.1~33.8.17	92	26	49
米加巡回日本古美術展	米国 ロサンゼルスカウンティー美術館 デトロイト美術館 カナダ 王立オンタリオ博物館 米国 フィラデルフィア美術館	40.9.28~40.11.7 40.12.5~41.1.16 41.2.13~41.3.27 41.4.24~41.6.5	128	22	56
沖縄日本古美術展	沖縄那霸市首里当蔵町琉球政府立博物館	42.1.20~42.2.19	96	7	21
スイス、西ドイツ巡回日本古美術展	スイス チューリッヒ市立美術館 西ドイツ ケルン市立美術館	44.8.30~44.10.19 44.11.14~45.1.3	116	15	59
禅林美術展	米国 ボストン美術館	45.11.5~45.12.20	72	2	32

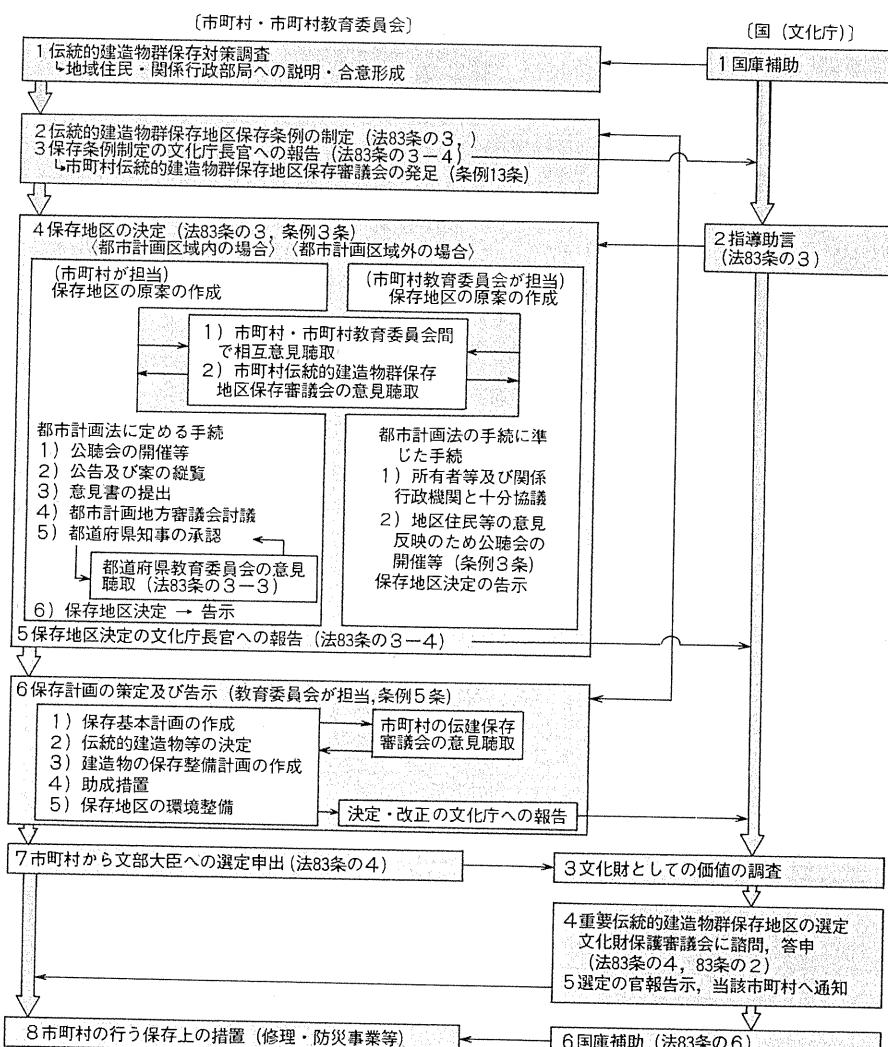
展覧会の名称	会場	会期	出品件数		
			計	うち国宝	重文
日本文人画展	米国 アジアハウス・ギャラリー カリフォルニア大学美術館 (パークレー)	47.1.13~47.2.28 47.4.1~47.5.1	62		11
日本名陶百選展	米国 シアトル美術館(カンサス) ネルソン美術館(シティー) アジアハウス・ギャラリー ロサンゼルスカウンティー美術館	47.9.7~47.10.22 47.11.8~47.12.20 48.1.18~48.3.4 48.3.27~48.5.13	100		15
桃山美術展	米国 メトロポリタン美術館 (ニューヨーク)	50.2.12~50.3.25	80	2	26
書の美展	西ドイツ ケルン市立美術館	50.10.24~50.12.7	116	2	15
神道美術展	米国 ジャパンハウス・ギャラリー (ニューヨーク) シアトル美術館	51.9.8~51.10.31 51.11.17~52.1.2	50	1	16
日本伝世東洋陶磁展	米国 アジアハウス・ギャラリー (ニューヨーク) シアトル美術館 キンベル美術館 サンフランシスコ東洋美術館	52.4.28~52.6.26 52.7.14~52.8.21 52.9.8~52.10.16 52.11.8~52.12.12	80	2	8
唐招提寺展	フランス プチ・パレ美術館 (パリ)	52.4.6~52.5.22	12	1	9
日本陶磁名品展	西ドイツ ヘッセンス美術館 (デュッセルドルフ) ベルリン東洋美術館 リンデン美術館 (シュツッガルト)	53.10.1~53.11.12 53.11.23~54.1.7 54.1.19~54.3.4	180		13
円山四条派展	米国 セントルイス美術館 シアトル美術館	55.2.7~55.3.30 55.4.23~55.6.15	74	1	7
琳派絵画展	米国 ホノルル美術館 ジャパンハウス・ギャラリー	55.9.12~55.10.26 55.11.18~56.1.4	50		4
法隆寺宝物展	米国 ジャパンハウス・ギャラリー	56.9.14~56.10.25	35	2	22
日本仏教彫刻展	米国 キンベル美術館 ジャパンハウス・ギャラリー	57.9.8~57.10.31 57.11.23~58.1.16	40	4	32
日本美術におけるリリアンズム展	米国 クリーブランド美術館	58.3.15~58.5.1	101	9	57
絵巻物展	米国 アジアハウス・ギャラリー	58.9.22~58.11.6	31	4	21
近世水墨画展	米国 ロサンゼルスカウンティー美術館	60.3.8~60.5.12	85	2	17
日本陶磁名品展	スウェーデン 国立東アジア博物館 (ストックホルム)	60.6.4~60.7.28	69		9
雪舟と室町水墨画展	米国 デトロイト美術館 ホノルル美術館	61.10.14~61.12.14 62.1.21~62.3.15	81	1	23
四季—日本の美術一展	ドイツ連邦共和国 ハンブルグ特別市工芸美術館	62.9.17~11.8	100		2

付表7-5 重要伝統的建造物群保存地区一覧

(昭和63.3現在)

番号	県名	市町村 地区名称	種別	面積	選定年月日	都市計画上の地域・地区
1	青森	弘前市仲町	武家町	10.6	昭和53.5.31	第一種住居専用地域、準防火地域
2	秋田	角館町	武家町	6.9	51.9.4	第一種住居専用地域
3	福島	下郷町大内宿	宿場町	11.3	56.4.18	(都市計画区域外)
4	長野	東部町海野宿	宿場・養蚕町	13.2	62.4.28	住居地域
5	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	1,245.4	51.9.4	(都市計画区域外)
6	長野	榎川村奈良井	宿場町	17.6	53.5.31	(都市計画区域外)
7	岐阜	高山市三町	商家町	3.5	54.2.3	近隣商業地域、準防火地域
8	岐阜	白川村荻町	山村集落	45.6	51.9.4	(都市計画区域外)
9	三重	伊賀町関宿	宿場町	25.0	59.12.10	近隣商業地域、第二種住居専用地域、住居地域
10	京都	京都市産寧坂	門前町	5.3	51.9.4	住居地域、美觀地区又は風致地区、特別保全修景地区
11	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	1.4	51.9.4	商業地域、美觀地区、特別保全修景地区
12	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	2.6	54.5.21	第一種住居専用地域、風致地区
13	兵庫	神戸市北野町山本通	洋館群	9.3	55.4.10	第二種住居専用地域、高度地区、準防火地域
14	島根	大田市大森銀山	鉱山町	32.8	62.12.5	(用途地域は未定)
15	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	13.5	54.5.21	近隣商業地域、準防火地域
16	岡山	成羽町吹屋	鉱山町	6.4	52.5.18	(都市計画区域外)
17	広島	竹原市竹原地区	製塙町	5.0	57.12.16	(用途地域は未定)、一部風致地区
18	山口	萩市堀内地区	武家町	77.4	51.9.4	第一種住居専用地域
19	山口	萩市平安古地区	武家町	3.9	51.9.4	第一種住居専用地域
20	山口	柳井市古市金屋	商家町	1.7	59.12.10	商業地域、準防火地域
21	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	13.1	60.4.13	(都市計画区域外)
22	愛媛	内子町八日市護国	製錬町	3.5	57.4.17	住居地域、第一種住居専用地域
23	宮崎	日南市飫肥	武家町	34.4	52.5.18	一種住専、二種住専、住居地域、近隣商業地域
24	宮崎	日向市美ヶ津	港町	7.2	61.12.8	(都市計画区域外)
25	鹿児島	知覧町知覧	武家町	18.6	56.11.30	(用途地域は未定)
26	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	38.3	62.4.28	(都市計画区域外)
合 計				1,653.5	ヘクタール	

付図7-1 伝統的建造物群保存地区制度



(注) 1 法とは文化財保護法のことである。

2 条例とは標準条例のことである。

付表7-6 伝承者養成事業(工芸技術)

対象分野	事業主体	開始年度
各重要無形文化財	各重要無形文化財保持者	昭和39
伝統工芸技術	(社)日本工芸会	40
伊勢型紙	鈴鹿市	27
久留米絣	(財)久留米絣技術保存会	35
小千谷縮・越後上布	越後上布・小千谷縮布技術保存協会	42
芭蕉布	喜如嘉の芭蕉布保存会	50
宮古上布	宮古上布保持団体	55
蒔絵・沈金・髹漆、檍地	石川県立輪島漆芸技術研修所	42
彫漆・蒟蒻	香川県漆芸技術研究所	28
石州半紙	石州半紙技術者会	46
本美濃紙	本美濃紙保存会	46
細川紙	細川紙技術者協会	54

付表7-7 日本伝統工芸展公募者数等の推移

	昭和35年(第7回展)		昭和52年(第24回展)		昭和62年(第34回展)			
	出品		入選		出品		入選	
	人数	点数	人数	点数	人数	点数	人数	点数
陶芸	68	151	36	53	749	1163	202	202
染織	67	109	27	38	230	302	77	86
漆芸	77	111	32	36	151	175	76	78
金工	43	65	25	31	143	165	65	65
木竹工	19	29	10	41	119	141	54	54
人形	30	37	13	17	112	120	32	32
その他	12	16	2	2	114	142	53	53
計	316	518	145	218	1618	2208	559	570
					2038	2552	638	640

付表7-8 伝統工芸の海外展

展覧会	会場	会期
日本伝統工芸欧洲展	オランダ、西ドイツ	昭和38~39
日本伝統工芸中国展	北京、沈阳、広州、上海	昭和48
欧洲巡回日本伝統工芸展	ポルトガル、イタリア、オーストリア、ドイツ、スペイン	昭和49~50
重要無形文化財保持者米国展	ボストン、シカゴ、ロサンゼルス	昭和57~58

付表7-9 工芸技術記録映画製作状況

年 度	題 名	上 映 時 間
昭和46	蒔絵一松田権六のわざ	31分
47	色鍋島	29
48	有職織物一喜多川平朗のわざ	30
49	手漉和紙	30
50	日本刀一宮入行平のわざ	34
51	伊勢型紙	30
52	柿右衛門一にごして	30
53	彫漆一音丸耕堂のわざ	30
54	彫金一鹿島一谷のわざ	30
55・56	越後上布	43
57	髹漆一増村益城のわざ	30
58	茶の湯釜一角谷一圭のわざ	31
59	型染め一江戸小紋と長板中形	30
60	蒔絵一大場松魚の平文のわざ	32
62	蒔絵一寺井直次の卵殻のわざ	30

資料

付表7-10 国立劇場自主公演状況(開場～昭和62年度末)

区分	本館	演芸場	能楽堂	文楽劇場
歌舞伎	147回			2
歌舞伎鑑賞教室(本館)	31			
△ (神奈川公演)	18			
△ (山梨公演)	5			
青年歌舞伎祭	10			
新派	14			
文楽	83			23
文楽鑑賞教室	19			4
舞踊・日本舞踊の流れ	61			6
舞踊鑑賞教室	12			
邦楽・日本音楽の流れ	63			5
邦楽鑑賞教室	13			
舞踊・邦楽(合同公演)	8			3
雅楽	37			
雅楽鑑賞教室	9			
声明	22			
中世芸能・歌謡・音楽・音曲	28			1
民俗芸能・沖縄の芸能	54			1
民俗芸能鑑賞教室	7			
琉球芸能	6			1
大衆芸能(定席)		182		
大衆芸能(新入)		108		
大衆芸能(企画)		218		10
素淨瑠璃				6
能楽(定例)			108	
能楽(普及)			54	
能楽(企画)			73	
能楽鑑賞教室			4	
観客数(千人)	8,138	259	164	464

付表7-11 国立劇場年間貸付日数(昭和62年度)

区分	本館・演芸資料館			能楽堂		文楽劇場	
	大劇場	小劇場	演芸場	能舞台	研修能舞台	文楽劇場	小ホール
演劇	31日	15	1	0	0	40	3
邦楽	6	44	14	0	0	15	50
邦舞	59	96	15	0	0	60	58
演芸	0	12	74	0	0	0	20
能楽	0	0	0	181	60	0	0
その他	28	4	6	0	0	12	4
計	124	171	110	181	60	127	135